

平成20年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成20年 3月 3日
至 平成20年 3月26日

佐 伯 市 議 会

平成20年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第1号	3月3日
第2号	3月7日
第3号	3月10日
第4号	3月11日
第5号	3月12日
第6号	3月13日
第7号	3月26日

平成20年第1回佐伯市議会定例会会議録目次

平成20年3月3日(月曜日)(第1号)

開会.....	15
1 日程第1 会期の決定.....	15
1 日程第2 諸般の報告.....	15
1 (イ)委員長報告(質疑).....	16
1 地域開発調査特別委員長(榎田穂積)の報告.....	16
1 (ロ)地方自治法第125条の結果報告.....	19
1 日程第3 議案の上程.....	19
1 上程議案一覧表.....	19
1 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明.....	22
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	22
1 日程第5 議案質疑.....	32
1 日程第6 予算特別委員会の設置.....	33
1 日程第7 議案の委員会付託.....	33
1 議案付託表.....	33
1 追加日程第1 意見書案第28号の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決).....	34
1 39番(村松講一)の提案理由説明(意見書案第28号).....	35
1 追加上程議案一覧表.....	35
1 35番(高司政文)の反対討論(意見書案第28号).....	36
1 43番(寺島孝幸)の反対討論(意見書案第28号).....	37
1 26番(和久博至)の反対討論(意見書案第28号).....	37
1 審議結果.....	40
散会.....	40

平成20年3月7日(金曜日)(第2号)

開議.....	43
1 日程第1 委員長報告(質疑).....	43
1 総務常任委員長(渡邊邦壽)の報告.....	43
1 建設常任委員長(三浦渉)の報告.....	44
1 教育民生常任委員長(浅利美知子)の報告.....	44
1 経済産業常任委員長(矢野精幸)の報告.....	46
1 日程第2 討論、採決.....	47
1 審議結果.....	48
1 日程第3 一般質問.....	48
1 18番(榎田穂積)の質問.....	48
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	49
1 建設部長(川人宣行)の答弁.....	50

1	18番（榊田穂積）の再質問.....	51
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	52
1	18番（榊田穂積）の再々質問.....	52
1	8番（後藤幸吉）の質問.....	52
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	54
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	56
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	56
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	56
1	8番（後藤幸吉）の再質問.....	57
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	58
1	8番（後藤幸吉）の再々質問.....	59
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	60
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	61
1	25番（菅原忠）の質問.....	61
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	63
1	消防長（高橋忍）の答弁.....	64
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	66
1	25番（菅原忠）の再質問.....	66
1	消防長（高橋忍）の答弁.....	68
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	69
1	25番（菅原忠）の再々質問.....	70
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	71
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	72
	散会.....	72

平成20年3月10日（月曜日）（第3号）

	開議.....	75
1	日程第1 一般質問.....	75
1	37番（河野周一）の質問.....	75
1	消防長（高橋忍）の答弁.....	76
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	78
1	37番（河野周一）の再質問.....	79
1	消防長（高橋忍）の答弁.....	80
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	82
1	37番（河野周一）の再々質問.....	82
1	36番（浅利美知子）の質問.....	82
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	83
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	84
1	36番（浅利美知子）の再質問.....	84
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	87

1	36番（浅利美知子）の再々質問.....	87
1	9番（江藤茂）の質問.....	87
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	88
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	89
1	9番（江藤茂）の再質問.....	89
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	92
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	92
1	9番（江藤茂）の再々質問.....	92
1	22番（下川芳夫）の質問.....	93
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	95
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	96
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	96
1	22番（下川芳夫）の再質問.....	96
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	98
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	98
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	99
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	99
1	22番（下川芳夫）の再々質問.....	99
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	100
1	15番（佐保暁）の質問.....	100
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	102
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	102
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	103
1	15番（佐保暁）の再質問.....	103
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	104
1	15番（佐保暁）の再々質問.....	105
1	13番（河原修仁）の質問.....	105
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	106
1	13番（河原修仁）の再質問.....	107
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	108
1	13番（河原修仁）の再々質問.....	110
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	112
	散会.....	113

平成20年3月11日（火曜日）（第4号）

	開議.....	116
1	日程第1 一般質問.....	116
1	39番（村松講一）の質問.....	116
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	118
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	119

1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	120
1	39番（村松講一）の再質問.....	120
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	121
1	39番（村松講一）の再々質問.....	122
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	123
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	123
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	124
1	1番（三浦渉）の質問.....	124
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	126
1	米水津振興局長（高治一郎）の答弁.....	126
1	蒲江振興局長（児玉和康）の答弁.....	127
1	上浦振興局長（大鶴安信）の答弁.....	128
1	宇目振興局長（安藤廣美）の答弁.....	128
1	弥生振興局長（加藤宗義）の答弁.....	129
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	129
1	1番（三浦渉）の再質問.....	131
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	132
1	本匠振興局長（御手洗隆二）の答弁.....	132
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	133
1	1番（三浦渉）の再々質問.....	133
1	24番（泥谷和喜）の質問.....	134
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	134
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	135
1	24番（泥谷和喜）の再質問.....	135
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	137
1	24番（泥谷和喜）の再々質問.....	137
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	138
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	138
1	42番（戸山盛喜）の質問.....	139
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	141
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	141
1	42番（戸山盛喜）の再質問.....	142
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	145
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	145
1	42番（戸山盛喜）の再々質問.....	147
1	43番（寺島孝幸）の質問.....	147
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	147
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	148
1	43番（寺島孝幸）の再質問.....	148
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	150

1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	150
1	43番（寺島孝幸）の再々質問.....	151
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	152
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	152
1	44番（土師辰英）の質問.....	153
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	154
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	154
1	44番（土師辰英）の再質問.....	154
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	155
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	155
1	44番（土師辰英）の再々質問.....	156
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	156
	散会.....	156

平成20年3月12日（水曜日）（第5号）

	開議.....	159
1	日程第1 一般質問.....	159
1	12番（矢野哲丸）の質問.....	159
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	160
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	161
1	12番（矢野哲丸）の再質問.....	162
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	164
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	165
1	12番（矢野哲丸）の再々質問.....	165
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	167
1	20番（井野上準）の質問.....	167
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	169
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	169
1	20番（井野上準）の再質問.....	170
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	173
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	175
1	20番（井野上準）の再々質問.....	176
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	176
1	35番（高司政文）の質問.....	177
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	179
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	180
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	181
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	181
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	182
1	35番（高司政文）の再質問.....	183

1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	187
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	188
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	188
1	35番（高司政文）の再々質問.....	189
1	26番（和久博至）の質問.....	189
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	193
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	194
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	195
1	26番（和久博至）の再質問.....	195
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	198
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	199
1	26番（和久博至）の再々質問.....	199
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	200
1	21番（河野豊）の質問.....	201
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	203
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	204
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	204
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	205
1	21番（河野豊）の再質問.....	205
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	207
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	208
1	21番（河野豊）の再々質問.....	208
1	19番（村尾清一）の質問.....	209
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	209
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	209
1	19番（村尾清一）の再質問.....	210
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	211
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	211
1	19番（村尾清一）の再々質問.....	212
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	212
	散会.....	213

平成20年3月13日（木曜日）（第6号）

	開議.....	216
1	日程第1 一般質問.....	216
1	11番（矢野精幸）の質問.....	216
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	218
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	218
1	11番（矢野精幸）の再質問.....	220
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	222

1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	223
1	11番（矢野精幸）の再々質問.....	223
1	34番（吉良栄三）の質問.....	223
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	225
1	選挙管理委員会事務局長（本田忠文）の答弁.....	225
1	34番（吉良栄三）の再質問.....	226
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	228
1	選挙管理委員会事務局長（本田忠文）の答弁.....	228
1	34番（吉良栄三）の再々質問.....	229
1	16番（小野宗司）の質問.....	229
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	236
1	16番（小野宗司）の再質問.....	237
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	239
1	16番（小野宗司）の再々質問.....	240
1	日程第2 議案の上程.....	241
1	市長（西嶋泰義）の提案理由説明.....	241
1	追加上程議案一覧表.....	241
1	日程第3 議案質疑.....	242
1	日程第4 議案等の委員会付託.....	242
1	議案等付託表.....	242
	散会.....	244

平成20年3月26日（水曜日）（第7号）

	開議.....	247
1	日程第1 委員長報告（質疑）.....	247
1	予算特別委員長（児玉輝彦）の報告.....	247
1	総務常任委員長（渡邊邦壽）の報告.....	250
1	建設常任委員長（三浦渉）の報告.....	255
1	教育民生常任委員長（浅利美知子）の報告.....	257
1	経済産業常任委員長（矢野精幸）の報告.....	260
1	日程第2 討論、採決.....	265
1	35番（高司政文）の反対討論（議案第1号）.....	265
1	35番（高司政文）の反対討論（議案第2号）.....	266
1	35番（高司政文）の反対討論（議案第4号）.....	267
1	35番（高司政文）の反対討論（議案第17号）.....	269
1	35番（高司政文）の反対討論（議案第47号）.....	270
1	35番（高司政文）の反対討論（議案第49号）.....	271
1	審議結果.....	275
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明）.....	278
1	市長（西嶋泰義）の説明.....	278

1	追加上程議案一覧表.....	278
1	日程第4 議案質疑.....	278
1	日程第5 議案の委員会付託.....	278
1	議案付託表.....	279
1	日程第6 委員長報告（質疑）.....	279
1	教育民生常任委員長（浅利美知子）の報告.....	279
1	日程第7 討論、採決.....	280
1	26番（和久博至）の反対討論（議案第83号）.....	280
1	審議結果.....	281
1	日程第8 会議録署名議員の指名.....	282
	閉会.....	282

一般質問一覧表

(質問者順)

平成20年 3月

7日(金)

10日(月)

11日(火)

12日(水)

13日(木)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	道路関係について	市建設部長	梶田 穂積	48
2	市長の政治姿勢について	市総務部長 市企画商工観光部長 市建設部長	後藤 幸吉	52
3	消防署の人員配置について 職員の規律について	市総務部長 市消防部長	菅原 忠	61
4	消防について 「さ~いきいき健康21」計画書について	福祉保健部長 消防部長	河野 周一	75
5	子育て支援について 子ども議会の開催について	福祉保健部長	浅利美知子	67
6	都市計画区域の見直しについて 海崎地区の再開発について 生ごみ対策について	市民生活部長 建設部長 農林水産部長	江藤 茂	87
7	市民憲章と市歌について再度問う 食の観光について	市教育部長 市企画商工観光部長 市農林水産部長	下川 芳夫	93
8	旧町村にある市営住宅の空室対策は？ 伝承芸能への今後の支援は？ 県への各種要望活動の取組方は？	市建設部長 市教育次長	佐保 暁	100
9	今こそ佐伯に企業誘致を	市長	河原 修仁	105
10	20年度予算にみる重点事業の具体策について ふるさと納税制度と市民税等の滞納整理について 市営住宅建設と管理について	市塩月副市長 市建設部長 市財務部長	村松 講一	116
11	合併周辺地域の活性化は 道路特定財源について	市建設部長 市浦上部長 市弥生部長 市本匠部長 市宇米部長 市浦江部長 市振興局長 市振興局長 市振興局長 市振興局長 市振興局長 市振興局長	三浦 涉	124
12	入札に伴う最低制限価格の引上げと予定価格の事前公表について 佐伯市国土調査の現状について	市建設部長 市農林水産部長	泥谷 和喜	134
13	佐伯市つるみ山荘について 4月人事について	市総務部長	戸山 盛喜	139
14	新佐伯市としての懸案事項について 生涯スポーツの振興対策について	市教育次長	寺島 孝幸	147

15	2008年度からの佐伯市総合計画について 佐伯文化会館の階段の改善について	市企画商工観光部 長 教 育 次 長	土師 辰英	157
16	学校給食について 幼稚園設置について 有害獣対策について	市農林水産部 長 教 育 次 長	矢野 哲丸	159
17	大分国体について ゆとり教育と総合的な学習の時間について	市教 務 部 長 総 務 部 長	井野上 準	167
18	地元農水産物を使った安心・安全な学校給食を 県の高校改革と市のかかわりについて 後期高齢者医療制度実施を前にして	市塩月副市 長 教 社 保 健 部 長 福 農 水 産 部 長 教 育 次 長	高司 政文	160
19	港湾計画の変更について 藻場の管理と水産振興について 福祉バスの運行について	企画商工観光部 長 建 設 部 長 農 林 水 産 部 長	和久博至	189
20	市の総合計画について 高校再編計画について 佐伯市に残る戦争遺跡について	市教 務 部 長 財 務 部 長 教 育 次 長	河野 豊	201
21	米水津地区認定こども園の設立について 行財政改革について	総 務 部 長 教 育 次 長	村尾 清一	209
22	文化会館、三余館について コンパクトシティについて	企画商工観光部 長 教 育 次 長	矢野 精幸	216
23	議員定数について 選挙の投票率について	市 長 選挙管理委員会事務局長	吉良 栄三	223
24	経常収支比率にみる佐伯市の課題	市財 務 部 長	小野 宗司	229

平成20年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第1号 3月3日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成20年3月3日（月曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	村松	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清孝
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務務部	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道	部	局長	戸川	高島	公ふみ	人え
副教	市育	長	木塩	許月	政厚	信博	教消	浦生	道防	局	長	川高	島橋	ふ安	え忍
教	部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	振振	局	長	長	大加	鶴藤	宗隆	信義
総	部	長	久保	田原	成信	己太	本直	振振	局	長	長	御手	洗宮	隆	二清
財	部	長	三田	原崎	信	行誠	宇目	川見	局	長	長	曾安	藤高	廣一	美德
企	部	長	菅川	人野	俊宣	邦行	鶴米	見水	局	長	長	戸高	高治	一和	郎康
市	部	長	河	野	伸	生	蒲江	津振	局	長	長	児	玉		
福	部	長						興	局	長	長				
建	部	長						興	局	長	長				
農	部	長						興	局	長	長				

議事日程第1号

平成20年3月3日(月曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 諸般の報告(イ)委員長報告(質疑)
(ロ)地方自治法第125条の結果報告
 - 第3 議案の上程
 - 第4 施政方針並びに提案理由の説明
 - 第5 議案質疑
 - 第6 予算特別委員会の設置
 - 第7 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 諸般の報告(イ)委員長報告(質疑)
(ロ)地方自治法第125条の結果報告
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明
 - 日程第5 議案質疑
 - 日程第6 予算特別委員会の設置
 - 日程第7 議案の委員会付託
 - 追加日程第1 意見書案第28号の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決)
-

午前10時00分 開会

議長(児玉忠義) 本日招集の会議は成立いたしました。
ただいまから、平成20年第1回佐伯市議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(児玉忠義) 日程第1、会期の決定を議題といたします。
おはかりいたします。
今期定例会の会期は、本日から26日までの24日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。
よって、会期は24日間と決定いたしました。

日程第2 諸般の報告

議長(児玉忠義) 日程第2、諸般の報告を行います。

閉会中継続調査として、地域開発調査特別委員会に付託されました調査1件につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許可いたします。

地域開発調査特別委員長、榊田穂積君。

地域開発調査特別委員長（榊田穂積） 地域開発調査特別委員長の榊田穂積でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第7号、地域開発に関する件について、去る2月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、調査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、主なものについて中間報告をいたします。

本委員会は、本市が当面している中心市街地及び周辺地域の活性化施策について地域開発の観点から調査・検討を行い、関係当局への意見反映を図ることを目的とすることを委員会の意思として確認いたしました。

この目的の下、調査に先立ち、地方自治法の規定に基づき現在作成している佐伯市総合計画が将来にわたって政策樹立の根幹となることにかんがみ、現時点の当該計画案におけるそれぞれの調査項目の位置付けについて、あらかじめ執行部に説明を求めました。

執行部から、調査項目1の中心市街地活性化に関する件については、基本構想中に地域的整備方針という項目を掲げ、その中で大手前からJR佐伯駅・港に至る約157ヘクタールの区域を新市における中心市街地と位置付けるとともに、都市機能の無秩序な郊外化を抑制し、都市機能の集積や居住人口の増加策を進め、にぎわいの再生を図ると明記している。中心市街地活性化に関する件のうち、の新庁舎建設について及びの大手前開発計画については、基本構想中に重点プロジェクトの一つとしてそれぞれ位置付けをしている。また、の城山周辺環境整備については、基本計画中において中心市街地の活性化の項に掲げ整備を図っていくこととしている。

次に、調査項目2の周辺地域の活性化に関する件については、基本構想中に「まちのかたち」という項を設け、周辺部地域の文化や伝統などを尊重し各地域の個性が光るまちづくりを進めると明記するとともに、これを受けて、基本計画中において地域別振興計画を作成することとしているとの説明がありました。

引き続き調査に入り、まず中心市街地活性化に関する件のうち、新庁舎建設について、これまでの経緯及び今後の取組について、執行部に説明を求めました。

執行部から、平成19年3月5日に開かれた全員協議会において課長級で構成する佐伯市庁舎等内部検討委員会の検討結果報告書について説明を行った経緯がある。その後、平成19年6月19日に木許副市長を委員長とする佐伯市庁舎建設検討委員会を発足し、内部検討委員会の検討結果を改めて報告した結果、内部検討委員会の検討結果と同様に市庁舎の建設は必要である、建設場所は現在地が望ましいとの結論が出された。この結果を受け、更に詳細な検討を行うため、同年7月10日に施設環境部会、庁舎・事務管理部会、市民サービス部会の三部会で構成する佐伯市庁舎建設検討委員会作業部会を発足し、それぞれの事項について検討を重ねている。今後の予定としては、2月27日に第1回佐伯市庁舎建設審議会を開催し、建設の必要性、建設場所について審議していただく予定となっているとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、建設場所の選定に当たって、防災の観点において想定される津波の高さを考えたとき、役所機能が現在の位置で機能できるか検討したのかと質したのに対し、執行部から、どの程度の津波が襲ってくるか想定できないが、現在持っている市有地等か

ら考えると現在地が最適であると判断しているとの答弁がありました。

これに対し同委員から、市庁舎は50年に一度の大型プロジェクトであるがゆえに、災害が起きたときの機能性を考えるべきであり、現位置では機能しないのではないか。あるか分からない災害を最優先にすることはできないという建前は分かるが、市有地の中からのみ候補地を上げて選考する方法でなく、最も安全な場所を基本に置いて考えるべきではないかと質したのに対し、執行部から、場所の選定については、建設候補地選定要件を7項目定め、内部検討委員会及び建設検討委員会では現在地が望ましいと決定した。しかし、これはあくまで内部の検討結果であるため、審議会でその辺も含め、幅広く意見を聞いていきたいとの答弁がありました。

これに対し同委員から、建設候補地選定要件7項目の中に将来性という言葉が全く含まれていない。あまりにも今ある市有地の範囲内だけを優先し過ぎて、20年30年先の佐伯市を考えた視点が欠けているのではないかと意見が述べられました。

また他の委員から、建設場所の選定に当たって、まちづくりの観点から、大手前地区を活性化するという立場で考えたとき、コンパクトシティ構想に学び公共施設と商業施設を複合的に組み込むことが理想である。よって、大手前周辺一帯に庁舎の建設場所を考えるべきではないかと質したのに対し、執行部から、大手前周辺で考えた場合は、仮に壽屋跡地としたとき、面積的に狭く高層化しなければならず経費が割高となる。また、駐車場問題等を考えると用地補償費や基盤整備などかなりの経費が掛かり、非常に困難と考えているとの答弁がありました。

また他の委員から、県の総合庁舎引き上げの可能性も視野に入れるべきではないかと質したのに対し、執行部から、県の考えについては適格に把握していないが、建物自体が市民向けの配置になっておらず、市の庁舎としては厳しいとの答弁がありました。

次に、中心市街地活性化に関する件のうち、大手前開発計画については、執行部から、平成19年3月28日に全員協議会において文化会館機能をおまつり広場に移転する「プラザ+まちおこしセンター案」と壽屋駐車場跡地に移転する「地域交流センター案」の2案を報告したところである。現在最終的な構想の取りまとめに入っており、3月中に議会に報告する予定で作業を進めているとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、西田病院移転の動向に関する話を聞いているが、そのことを踏まえて計画しようとしているのかと質したのに対し、執行部から、病院の区画については後日のこととし、まず現在市が持っている市有地を中心として構想を考えているとの答弁がありました。

また他の委員から、商業機能付き都市住宅には民間活力が必要であるが、その動向はあるのかと質したのに対し、執行部から、民間活力については以前から問い合わせ等があり、構想としては可能である旨の意見を伺っているとの答弁がありました。

また他の委員から、現在の文化会館の収容席数は1,300席であるが、先進地を視察すると900席ほどが最も稼働率が良く、今後検討すべきであるとの意見が述べられました。

次に、中心市街地活性化に関する件のうち、城山周辺環境整備について、これまでの経緯及び今後の取組について執行部に説明を求めました。

山際周辺地区の整備方針図をもとに執行部から、まず神護寺通りについては、幅員8メートルのうち、両端1、2メートルを灰石による舗装を現在整備しており、平成20年度の完成

予定である。また、山中邸跡地については、門、^{へい}塀を修復するとともに広場を整備し憩の場として市民に親しんでいただくという方針の下、現在測量設計を終え工事に着手しており、平成20年度の完成予定である。さらに、新丁通りについては、地元協議を経て現在実施設計が終わる状況となっており、この案を3月に開催する歴史的環境保存審議会にかけ、平成20年度から工事に着手する予定である。山際通りについては、現在都市計画道路の見直し作業が行われているため、平成20年度に地元との話し合いを持ち、その経過を踏まえて平成21年度から工事に着手する予定であるとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、山中邸跡地を憩の場として市民に提供することに伴い、必然的に駐車場が近くに必要となるがその考えはあるのか。また、この近辺はホテルの乱舞が見られる所でもある。これを生かし、水路などの整備を考えてはどうかと質したのに対し、執行部から、駐車場については、確かに考えなければならない問題であるため今後検討したい。ホテルの生息に係る環境整備については、地元の意見を取り入れながら、その点を十分考慮していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、池彦の建物を買い取る話を聞いているが、今後の基本的方針を質したのに対し、執行部から、池彦については藩政時代からの流れを踏む貴重な資料がある。市としては、藩政時代からの雰囲気のあるまちを前提に城山周辺を整備しており、何らかの形で確保し、活用させてもらいたいという基本方針は持っているとの答弁がありました。

次に、調査項目2の周辺地域の活性化に関する件については、地域再生計画に掲げる「幼・小・中学校統廃合の跡地利用を軸とした、佐伯市再チャレンジ・地域活性化リニューアル構想」に関する経過と今後の取組について執行部に説明を求めました。

執行部から、平成18年8月1日に廃校の利活用計画事業として市報で公募を行い、6件の申請を受け、3回の選考委員会を経て同年12月21日に2件を採択した。その採択した事業は、NPO法人サンサン・ドリームによる鶴見地域の旧中浦小学校跡地を利用したコミュニティ施設と、株式会社悠隆^{ゆうりゅう}による宇目地域の旧小野市中学校跡地を利用した有料老人ホームである。この2件について地域再生計画を内閣府に申請し、平成19年3月29日に認定の内示を得た。

その後、旧中浦小学校の利活用については、平成19年6月議会において財産の無償貸付けに係る議決を得たのち、現在大分県の地域活性化総合補助金の枠を活用し、改修の費用に充てるため、県・市・NPO法人で協議しながら今年7月の開講を目指し、補助金認定に向けた作業を行っている。

また、旧小野市中学校の利活用については、有料老人ホームとして整備する予定であったが、平成19年9月19日に株式会社悠隆^{ゆうりゅう}から辞退届が提出され受理した。その理由は、当初改修費に1億5,000万円を見込んでいたが、耐震に関する問題から実際に設計に入ると2億5,000万円ほどの費用が掛かることが判明し、採算ベースに乗らないため辞退されたものである。今後、市の方針が決まり次第、内閣府に地域再生計画の変更申請を行い、旧小野市中学校については、取下げという形になるとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、廃校利活用に係る今後の具体的な取組について質したのに対し、執行部から、まず第1段階として地域再生計画に載せて進めてきたが、今後の取組については具体策がない。しかし、廃校は今後増えてくると考えられるため、市として方向性を出していかなければいけないと考えているとの答弁がありました。

各々の調査項目に対する質疑を終え、総括質疑に入り、委員から、市庁舎建設及び文化会館機能を含む大手前開発計画に係る位置の選定については、佐伯市の将来を考えたとき、それぞれの位置が本当にベストか常に想定して判断してほしい。市役所の位置を選定するに当たって、特に防災の観点が抜けている。将来性についても選定要件に挙げていないのは納得できない。将来において、時の執行部・議会の責任と言われられないためにも慎重に進めてもらいたいとの意見が述べられました。

その他、全般にわたって活発な質疑、答弁が交わされ、調査第7号については、引き続き調査を継続することに決しました。

以上で、中間報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

次に、地方自治法第125条の結果報告につきましては、平成19年第2回定例会において採択されました請願第7号、市道脇津留22号線の一部廃止に関する請願、平成19年第4回定例会において採択されました請願第10号、佐伯市公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領に関する請願につきましては、お手元に配布いたしております報告書のとおりであります。

日程第3 議案の上程

議長（児玉忠義） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第1号から第79号まで及び専決処分の報告第1号、計80件でございます。

平成20年第1回佐伯市議会定例会上程議案一覧表

議 案 番 号	件 名
第 1 号	平成20年度佐伯市一般会計予算
第 2 号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計予算
第 3 号	平成20年度佐伯市老人保健特別会計予算
第 4 号	平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算
第 5 号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計予算
第 6 号	平成20年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算
第 7 号	平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算

第 8 号	平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算
第 9 号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計予算
第 10 号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算
第 11 号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第 12 号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算
第 13 号	平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算
第 14 号	平成20年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算
第 15 号	平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算
第 16 号	平成20年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算
第 17 号	平成20年度佐伯市水道事業会計予算
第 18 号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計予算
第 19 号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第 4 号）
第 20 号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 21 号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 22 号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 23 号	平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 24 号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 25 号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 26 号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 27 号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 28 号	平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 29 号	平成19年度佐伯市水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 30 号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 31 号	佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第 32 号	佐伯市職員の育児休業等に関する条例及び佐伯市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第 33 号	佐伯市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
第 34 号	佐伯市財政事情の公表に関する条例の一部改正について
第 35 号	財産の無償貸付けについて（葛港埋立地）
第 36 号	佐伯市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例の一部改正について
第 37 号	佐伯市手数料条例の一部改正について
第 38 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について
第 39 号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
第 40 号	佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
第 41 号	佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について
第 42 号	市道路線の認定及び廃止について
第 43 号	佐伯市次世代育成支援対策地域協議会条例の制定について
第 44 号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について

第 45 号	佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について
第 46 号	佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
第 47 号	佐伯市後期高齢者医療に関する条例の制定について
第 48 号	佐伯市ひとり親家庭医療費助成に関する条例等の一部改正について
第 49 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について
第 50 号	佐伯市国民健康保険条例の一部改正について
第 51 号	佐伯市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
第 52 号	佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会条例の制定について
第 53 号	佐伯市立小学校の設置に関する条例等の一部改正について
第 54 号	財産の無償譲渡について（敬愛園物品）
第 55 号	佐伯市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
第 56 号	佐伯市工場設置促進条例の一部改正について
第 57 号	佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正について
第 58 号	佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正について
第 59 号	佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正について
第 60 号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正について
第 61 号	佐伯市かみうら天海展望台及び佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設を併せて管理する指定管理者の指定について
第 62 号	佐伯市丹賀砲台園地条例の一部改正について
第 63 号	佐伯市水の子島海事資料館等条例の一部改正について
第 64 号	佐伯市地籍調査事業推進協議会条例の一部改正について
第 65 号	佐伯市営土地改良事業に伴う換地処分等の評価委員会及び換地委員会条例の一部改正について
第 66 号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について
第 67 号	大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第 68 号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第 69 号	佐伯市鶴見マリンクラブハウスの指定管理者の指定について
第 70 号	財産の無償譲渡について（米水津残滓処理施設機械設備）
第 71 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字宮野浦）
第 72 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字小浦）
第 73 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者田口彰蔵）
第 74 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者高木雅士）
第 75 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者吉川寛）
第 76 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者荒木健）
第 77 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者野口俊一）
第 78 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者神崎征一）
第 79 号	佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者宮明邦夫）

専決処分の報告

番 号	件 名
第 1 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 4 施政方針並びに提案理由の説明

議長（児玉忠義） 日程第 4、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 平成20年第 1 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げます、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 レスリング国体リハーサル大会の実施について

去る 2 月 9 日、10 日の 2 日間、佐伯市総合体育館で「第 43 回全九州高等学校レスリング新人選手権大会」が開催されました。これは「チャレンジ！おおいた国体」のリハーサル大会として実施されたものであります。

大会には、地元の日本文理大学附属高校と佐伯鶴岡高校をはじめ九州 8 県から学校対抗戦に 15 校、個人戦に 31 校、選手監督合わせて約 250 人が参加し、学校対抗戦で日本文理大学附属高校が 3 位に、個人戦で同校の 2 人の選手が 3 位、3 人の選手が 5 位に見事入賞いたしました。

競技の運営に当たっては、県レスリング協会をはじめとした県内外の競技役員のほか、市内の高校、中学校生徒等に御協力いただき、大きなトラブルもなく順調に進行することができました。また、上堅田、下堅田両地区女性の会による豚汁、だんご汁での選手役員へのおもてなしやシャトルバスの試験的運行なども行いました。選手の方々からは、国体さながらのおもてなしで気持ちよくプレーすることができたという感想をいただいております、大会を支えていただいた関係各位やボランティアの皆様方に厚く御礼を申し上げます。

今回で市が主催する国体競技のリハーサル大会はすべて終了し、5 月の障害者スポーツ大会水泳競技のリハーサル大会を経て、いよいよ国体本番を迎えます。これまでの検証結果を踏まえ、本大会に向け万全の準備を進めてまいります。

2 高校再編に係る建議書の提出について

大分県教育委員会は、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて県南地域の各県立高校の統廃合を含む後期高校再編整備を行うべく検討を進めております。

これを受け、去る 1 月 7 日、大分県教育委員会委員長に対し、「後期高校再編整備に関する建議書」を提出いたしました。建議書の内容は、進学系普通科高校の単独設置や、専門性の高い専攻科の設置など 5 項目であります。

その後の 1 月 9 日、大分県は、現在の市内 3 校の県立高校のうち、佐伯鶴岡高校と佐伯豊南高校を統合する等の素案を示し、地元の意見を聴きながら今年の秋までに再編計画を決定する方針を明らかにいたしました。

将来の佐伯市を担うべき高校生に、地元で学ぶ場を確保することは佐伯市にとって大変重要なことでもあります。これからもより良好な教育環境が整えられるよう、市議会はじめ関係者の方々とともに働きかけてまいりたいと考えております。

3 農免農道堅田線の開通について

去る2月1日、待望久しかった堅田地区農免農道が開通いたしました。樫野区と上城区を結ぶこの道路は、大分県が平成4年度から整備を進めてきたものであります。

この開通により、国道10号や完成間近の東九州自動車道佐伯インターチェンジ（仮称）方面から、市の中心部を通過することなく最短距離で堅田・蒲江方面にアクセスでき、市南部地域の発展に寄与するほか、市中心部の交通混雑の改善に大きな効果をもたらすものと期待しております。

4 道路特定財源確保に向けた取組について

去る2月15日、「道路特定財源堅持を求める佐伯市民総決起大会」を佐伯文化会館で開催いたしました。

今国会で審議されている道路特定財源諸税の暫定税率が廃止された場合、本市の道路整備が停滞することは明白であり、決して看過できないものであります。道路整備が遅れている本市にとって道路特定財源は生命線ともいえるものであり、その堅持を強く求めるべく、この大会を開催したものであります。

当日は、議員諸氏をはじめ各種団体などから約1,100人の方々が出席し、熱気あふれる中、道路特定財源諸税の暫定税率を堅持することなどを柱とした緊急決議が満場一致で採択されました。

今後、暫定税率の期限切れを迎える3月末をにらみ、道路特定財源・暫定税率の維持に向け市を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、皆様方の更なる御支援、御協力をお願い申し上げます。

5 地区対抗駅伝競走大会の開催について

昨年12月16日、第1回佐伯地区対抗駅伝競走大会を開催し、体育協会各支部等を単位とする23チームが、市内8区間、15.9キロメートルのコースで健脚を競いました。

沿道からは大きな声援が送られ、地域を代表した選手たちが懸命にたすきをつなぐ姿は感動的であり、正にスポーツを通じた一体感を感じました。この大会の目的である「地域間の親睦・交流とスポーツ意識の高揚」は十分に達成できたものと思っております。

また、大会開催に当たり多大な御尽力をいただきました佐伯市陸上競技協会、佐伯警察署、佐伯市交通安全指導隊、高校生ボランティア、そして各地区の体育協会など多くの関係者の皆様方に、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

今大会の反省点を踏まえ、来年度もよりすばらしい大会として開催したいと考えておりますので、関係各位の御協力をお願いいたします。

6 映画「釣りバカ日誌19」について

御承知のように、映画「釣りバカ日誌19」のロケが佐伯市を中心とした大分県内で行われることとなり、現在、脚本の作成やロケ地の選定のために、映画監督をはじめ制作関係者の方々がたびたび本市を訪れています。今後、配役の発表などを経て、4月に東京で撮影が始まり、地元ロケは5月ごろになると思われます。

この映画制作を支援するため、市では昨年11月、企画商工観光部に釣りバカ支援室を設置する一方、広瀬勝貞大分県知事をはじめ市内外、各会各層の団体代表者の御賛同を賜り、「映画『釣りバカ日誌19』大分・佐伯ロケ支援委員会」を立ち上げました。

既に様々な形で映画制作に対する支援等を行っており、銀幕に地元の風景や食材等が多く登場するよう今後も関係者へ働きかけるとともに、ロケ隊の佐伯入りに備え、支援体制の強化を図りたいと考えております。

7 九州広域観光ルート支援モデル事業の選定について

昨年12月、大分県南から宮崎県延岡市に至る日豊海岸エリアの観光振興に関する取組「浦（URA）物語プロジェクト」が、国土交通省九州運輸局及び九州整備局が募集した「九州広域観光ルート支援モデル事業」に選定されました。これは、臼杵市、津久見市、佐伯市及び延岡市の各観光協会等で組織する「日豊海岸浦（URA）ツーリズム推進協議会（仮称）」が日豊海岸沿いの地域の産業や歴史、食等の資源に着目し、広域的な観光振興に取り組んでいるものであります。今回モデル事業に選定されたことで国からの財政支援も得られることから、その推進に弾みがつくことが期待されます。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案30件、予算外議案49件及び専決処分の報告1件であります。以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

1 市政執行の基本的な考え方と平成20年度予算編成方針について

私が、市民の皆様の御支援をいただき、市政をお預かりして早や3年が経過しようとしております。これまで「市民にわかりやすい市政の実現」と「行財政改革の実現」を大きな目標として、合併間もない新市の安定化に全力を挙げてまいりました。

「市民にわかりやすい市政の実現」では、市内各地域でのタウンミーティングの開催や地域審議会の設置、パブリックコメントの導入などにより、広く市民の皆様にも市政の情報をお知らせする一方、その声を聴き、できる限り市政に反映させてまいりました。

また、特に行財政改革は、本市の財政事情が非常に厳しい状況であったことから最優先課題とし、市長就任初年度に「行財政改革推進プラン」を作成して、職員数の削減や職員給のカット等による総人件費の抑制、費用対効果を重視した公共事業の見直し、民間委託の推進、施設の統廃合、事務事業の見直しなどに取り組んでまいりました。その成果として、「平成21年度に基金を20億円保有」とする当初の目標を大幅にクリアし、現時点の推計では、同年度に約52億円の基金を保有できる見通しであります。また、「平成21年度末までに1,100人に削減する。」とした職員数も、既に平成20年度には1,106人と見込まれており、当初の目標よりほぼ1年早いペースで削減が進んでおります。

また、特別養護老人ホーム「豊寿苑」を指定管理へ移行したほか、佐伯保育所及び長島保育所の民営化、尾浦小学校の上入津小学校への統合、佐伯図書館の指定管理への移行、家庭ごみの収集運搬業務の全域民間委託、ケーブルテレビ事業の統合なども平成20年度当初から実現できる運びとなっております。さらには、学校給食施設の統廃合や民間委託、大島航路の民営化に向けた調整なども現在行っているところであります。

このように、これまでの行財政改革の効果は明確に現れており、市の財政は着実に改善の方向に進んでいるといえます。これも議員諸氏はじめ市民の皆様への御理解、御

協力のたまものであります。

しかしながら、このような自助努力にもかかわらず、米国に端を発したサブプライムローン問題や原油等の高騰は世界経済の先行きを不透明なものにしており、国内では都市と地方の格差が広がる一方、引き続き国の行財政改革に伴う厳しい歳出削減が予想されます。

本市においては、少子高齢化による社会保障費の増大、下水道整備やごみ等の環境施策に係る経費の増大、さらには、新しい時代に対応するためのIT化や住民の安全・安心を守るための防災対策等、今後、財政負担を増大させる様々な課題が山積しており、本市の財政が厳しい状況にあることに変わりはありません。

また、合併前からの調整事案として残されていた水道料金及びケーブルテレビ使用料の統一、国民健康保険税の値上げといった市民の皆様への御負担もお願いせざるを得ません。水道料金及びケーブルテレビ使用料につきましては、統一に際し、できる限り値上げ幅を小さくして先の議会に提案し、議決をいただきました。また、国民健康保険税につきましては、新たに始まる後期高齢者医療制度等に伴う負担増により、保険税の大幅な値上げをせざるを得ない状況ではありますが、加入者への急激な負担増を軽減するため、苦しい財政事情ではありますが、一般会計から2億円の基準外の繰出措置を講じて提案させていただいております。改革に伴う痛みといえますこれらの値上げにつきまして、何とぞ温かい御理解を賜りますようお願いする次第であります。

今後とも、引き続き行財政改革により行政のスリム化を図る一方で、「安心・元気・飛躍」をキーワードに、効果的と思われる事業はこれまで以上に積極的に実施してまいります。特に平成20年度は、東九州自動車道佐伯インターチェンジ（仮称）の開通、映画「釣りバカ日誌19」のロケ及び全国上映、大分国体の開催と、佐伯市に大きな注目が集まる年度となります。これらを飛躍の足掛かりとし、活力ある佐伯市としていけるよう、全身全霊をかけて取り組んでまいり所存であります。

さて、国が策定した平成20年度地方財政計画の規模は、7年ぶりのプラスとなり、その額は83兆4,014億円となっております。地方交付税総額は、15兆4,061億円で対前年度比1.3パーセントの増額、また、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は、2兆8,332億円で7.7パーセントの増額となっており、合計で前年度に対し4,066億円、2.3パーセントの増額となっております。

これは、都市と地方の税収格差是正策として、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策のための特別枠「地方再生対策費」を創設することが主な増額要因であります。「地方再生対策費」は、地方交付税の算定を通じて、特に財政状況の厳しい市町村に重点的に配分することとされております。

以上の状況を勘案しながら、平成20年度予算を編成いたしました。が、経常的な事務的経費はこれを極力抑制する一方、社会資本整備をはじめ、真に市民福祉の向上に効果的であると思われる事業につきましては、限られた財源の中、可能な限り積極的に計上いたしましたところであります。

2 平成20年度予算の概要について

まず、一般会計予算の総額は、422億4,300万円であります。また、特別会計予算の

総額は248億8,901万7,000円、企業会計予算の総額は36億5,226万円であります。

このうち、議案第1号「平成20年度佐伯市一般会計予算」の歳出予算につきまして、新規及び重点事業を中心に、その概要を御説明いたします。

(1) 行財政改革の実現及び市民にわかりやすい市政の実現

公立保育所の民営化・統廃合につきましては、今回公立16施設のうち、佐伯保育所及び長島保育所の2施設をこの4月から社会福祉法人佐伯民生福祉会に移管することとし、所要の措置を講じております。

また、職員給料、管理職手当、特別職報酬、議員報酬等のカットを引き続き実施し、臨時職員及び嘱託職員の配置見直し等を行うことで、更なる人件費の抑制を図る方針であります。

さらに、これまで庁内の電算システムのコスト削減と効率化について検討を進めてまいりましたが、平成20年度からシステムの再構築等を行い、外部委託することとしております。これにより経費節減を図ることができると見込んでおります。

市民にわかりやすい市政の実現につきましては、タウンミーティングやパブリックコメント等を引き続き実施してまいります。

(2) 過疎対策及び旧町村地域への支援等

過疎対策として、地域公共交通計画（運行実施計画）に基づき、本年度、青山・堅田、大入島地区を皮切りに、スクールバスの運行を勘案しながら、順次、コミュニティバスの運行を進めてまいります。

旧町村地域への支援につきましては、各地域の活性化を目指した創意工夫のあるソフト事業を対象とした「旧町村部地域パワーアップ事業」を引き続き実施するほか、緊急に実施する必要がある市道等の維持補修及び災害復旧等を対象とした「地域緊急対策事業」を引き続き実施してまいります。

(3) 生活環境対策並びに少子高齢化の進行に伴う保健及び福祉対策

ごみの減量とリサイクル推進のため、これまで可燃ごみとして焼却処理していたペットボトルを資源ごみとして回収するための費用を計上しております。

保健及び福祉対策といたしましては、地域福祉の推進を目指す「地域福祉計画」を策定することとし、その所要の経費を計上しております。

少子化対策では、公立保育所の民営化に伴い、私立保育所の運営費及び障がい児受入れに対する補助制度を創設することとし、所要の予算措置を行うほか、放課後児童健全育成事業につきまして、つるおか児童クラブ及びなおか児童クラブの施設整備に要する予算措置を講じております。

また、現在、0歳児から3歳未満児までの医療費の自己負担金の助成を単独事業として実施しておりますが、子育て支援の一環として、就学時前まで拡大する予算措置を講じております。

高齢者対策では、地域で認知症高齢者等と家族を支えるために、人や組織等の「地域資源」をネットワーク化し、有効な支援を行う体制を構築するための所要の措置を講じております。

(4) 観光対策、商店街対策、中小企業対策、雇用対策及び企業誘致対策

観光対策では、佐伯市観光協会を通じて由布市並びに臼杵市及び津久見市の観光

協会とそれぞれ連携し広域的な宣伝・広報活動を行うほか、「^{どんぶり}井海道」の構築、佐伯ごまだしのブランド化をはじめとした食観光事業等の一層の推進を図るため、同協会に対し助成する措置を講じております。さらに、映画「釣りバカ日誌19」の佐伯口ケ支援のための予算措置や、さいき春まつりに代表される各種イベントや食観光等の主要な観光イベントに対し、助成等をする措置を講じております。

このほか、本匠のお茶を地区内外に広める目的で、観光茶園やオートキャンプ場等の整備を行うための所要の措置を講じております。

商店街対策につきましては、中心市街地の石張り舗装などの道路改良に要する工事費等を計上するとともに、商店街活性化事業などについても、引き続き所要の措置を講じております。

中小企業対策につきましては、各種制度融資に資金を預託し、企業へ金融面の支援を積極的に行っていくこととしております。このほか、県南地域の高度部品加工企業の集積の促進、技術支援及び地場企業等が共同で行う技術開発等への支援を引き続き行うことにしております。

また、若年者を対象に就業の促進、定着を図ってきた「ジョブカフェモデル事業」を、引き続き佐伯商工会議所に運営委託することとしております。

企業誘致対策につきましては、門前工業団地及び水口工業団地の整備を行うほか、東九州自動車道の残土処理を活用しながら用地の確保を積極的に進め、企業誘致に取り組むことにしております。

(5) 農林水産業の振興

農業の振興につきましては、ブランドをはぐくむ園芸産地整備事業について措置いたしました。これは、園芸産地において、経営感覚に優れ、企業的経営規模をもった農業者が生産活動の中心となるような生産構造の改革を進めるとともに、安定的な所得を継続して確保できるような体制の整備を図ろうとするものであります。

このほか、中山間地域において、それぞれの地域の条件に合った生産基盤の整備と生活環境の整備を総合的に実施し、地域の活性化を図るための所要の措置を講じております。

林業の振興につきましては、今回、新たに木造住宅建設補助事業について措置いたしました。これは、地域材の需要拡大を主な目的として、住宅の建築における、^{はり}梁・^{けた}桁に掛かる費用の一部を補助するものであります。

また、里山エリア再生交付金事業や県単林道整備事業等により林業の生産基盤である林道開設を引き続き行うほか、有害鳥獣被害防止対策事業及び保育間伐緊急対策事業等に対し、引き続き助成する措置を講じております。

漁業の振興につきましては、漁港や漁村集落環境の整備を引き続き行うほか、各種種苗放流に助成を行い、資源管理型漁業の推進を図るとともに、漁業集落排水事業等についても所要の措置を講じております。

このほか、赤潮・貝毒・磯やけの被害を未然に防止するための所要の措置等を講じております。

(6) 社会資本の整備

社会資本の整備では、待望久しかった東九州自動車道佐伯インターチェンジ（仮

称)が6月に完成する予定であります。そのアクセス道路として臼坪女島線の道路及び街路整備を引き続き行うほか、新たに門前南線道路改良事業に着手するための調査委託の経費を計上しております。また、市域内の交通条件を改善するために、各地域間を結ぶ循環型の道路網整備に対しまして所要の措置を講じております。

住宅対策といたしましては、城西団地建替事業について、第3期工事として行うC棟55戸に係る工事費等を計上しております。

また、不況にあえぐ地域経済の状況を勘案し、合併特例債、過疎債等を活用して道路、河川など市民生活に直結したインフラ整備を進め、あわせて景気刺激策とすべく、積極的な予算措置を講じております。

(7) 防災～安心・安全のまちづくり

防災対策といたしましては、新たに防災行政無線の拡声子^{こきよく}局及びケーブルテレビ配下の屋外拡声器を利用して、防災行政情報・地震情報を本庁からすばやく伝えるシステムを5か年計画で本市全域に整備するための予算措置を講じております。さらに、ケーブルテレビ施設を活用し、文字放送やライブカメラ等により、従来以上に迅速かつ的確な行政情報や災害情報の伝達を行うための施設整備・統合を行うこととしております。

また、建物の老朽化に伴い、消防庁舎を新築することとしており、その建設工事に要する事業費について所要額を計上しております。これにより、東南海・南海沖地震の発生も想定される中、地域住民の防災拠点施設としての機能が強化されるものと確信しております。

(8) 教育の充実

学校教育の振興対策といたしましては、まず、木立小学校のグラウンド及びプール並びに宇目統合小学校の新築に係る工事費等を引き続き計上するとともに、下堅田小学校の増築及び大規模改造に着手するための所要の措置を講じております。次に、学校施設の耐震化を図るために八幡小学校、名護屋小学校及び東雲中学校の耐震診断調査の経費を、佐伯東小学校、鶴岡小学校、下堅田小学校、上入津小学校、鶴谷中学校及び佐伯城南中学校校舎の耐震改造等に係る実施設計の経費を計上しております。

そのほか、各学校施設の老朽化が著しい箇所、危険度の高い箇所を優先して整備するための維持補修費を措置いたしております。

さらに、特色ある教育活動の推進に意欲的に取り組む学校に対して、積極的に支援する「特色ある学校づくりサポート事業」を引き続き実施するための所要の措置を講じております。

社会教育の振興では、歴史資料館建設に向けた検討を引き続き行うとともに、新たに濃霞山及び長島山に残存する旧佐伯航空隊や旧佐伯防備隊の地下壕^{ごう}を調査し、戦争遺跡として保存・活用するための所要の措置を講じております。このほか、佐伯藩資料「温故知新録」第8集の刊行を行うこととしております。

また、国体関連では、本年9月28日から本市でレスリング、軟式野球及び弓道の3競技が開催されるに当たり、所要の経費を計上するとともに、大会の気運を盛り上げるデモンストレーション行事として、パラグライダー、グランドゴルフ、ソフ

トバレーボール等の各種競技や国体関連行事を実施するための予算措置を講じております。

このほか、弥生学校給食センターの建設のために所要の措置を講じております。

以上が、本予算の概要であります。その主な財源といたしましては、

市 税	75億8,620万4,000円
地方譲与税等	14億6,460万円
普通交付税	159億円
特別交付税	12億円
国庫支出金	35億1,018万6,000円
県支出金	39億2,435万7,000円
繰入金	8億4,600万円
市債	60億7,160万円
その他	17億4,005万3,000円

となっております。

このほか、債務負担行為17件、特別会計予算15件、企業会計予算2件を提案しておりますが、いずれも説明は、省略させていただきます。

3 平成19年度補正予算について

議案第19号「平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、3億1,318万円を減額しております。

今回の補正は、主として、各事業費の確定等に伴う国・県補助金及び起債等の調整と、各特別会計への繰出金の調整等であります。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、1,120万4,000円を追加計上しております。その主なものは、基金利子の確定に伴う基金への積立措置やケーブルネットワーク施設の保守委託料等の追加措置であります。

民生費につきましては、8,576万8,000円を減額しております。その主なものは、介護給付費、介護保険特別会計繰出金、私立保育所運営費等について、いずれも実績見通しに基づき減額措置を行う一方、国民健康保険特別会計への繰出金を追加措置するものであります。

衛生費につきましては、364万8,000円を増額しております。その主なものは、県の補助単価改正による小児初期緊急医療体制事業への増額措置及び後期高齢者医療システム激変緩和措置に係るシステム改修に要する経費の追加措置であります。

農林水産業費につきましては、3,438万3,000円を増額しております。その主なものは、確定見込みによる県施行事業負担金及び椎茸種^{たねこま}駒植菌事業への増額措置を行う一方、園芸農業構造改革対策事業、地籍調査事業費の減額措置であります。

商工費につきましては、1,379万3,000円を減額しております。その主なものは、観光施設整備事業費の減額措置であります。

土木費につきましては、2億4,078万1,000円を減額しております。その主なものは、事業費の確定に伴う臼坪女島線道路改良事業及び公営住宅整備事業費の減額措置と、国の内示に伴う総合運動公園整備事業費の増額措置であります。

消防費につきましては、691万1,000円を追加計上しております。その主なものは、急傾斜地崩壊対策事業について、事業費の確定に伴う追加措置を行う一方、消防防災設備等整備事業費、庁舎建設事業費について減額措置をしております。

教育費につきましては、7,391万8,000円を減額しております。その主なものは、決算見込みを勘案して、宇目統合小学校及び木立小学校の校舎整備事業費並びに蒲江小学校の校舎耐震補強事業費等を減額措置するものであります。

災害復旧費につきましては、595万円を減額しておりますが、これは、林道災害復旧事業費の確定に伴うものであります。

公債費につきましては、5,088万4,000円を増額しておりますが、これは、公的資金補償金免除の繰上償還等による増額措置であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、その主な財源といたしましては、普通交付税を追加充当する一方、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債について、それぞれ減額いたしております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、420億7,174万6,000円となります。

このほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債についても所要の補正をいたしております。

次に、特別会計補正予算といたしまして、9特別会計について、また公営企業会計補正予算といたしまして、水道事業会計及び公共下水道事業会計について、それぞれ提案しておりますが、いずれも説明については、省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付しておりますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第31号「佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」につきましては、国家公務員の休息時間が廃止されたことに準じ、本市においても平成20年4月から職員の休息時間を廃止しようとするものであります。

議案第32号「佐伯市職員の育児休業等に関する条例及び佐伯市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をした職員の職務復帰後における給料の号給の調整に係る取扱いを改める等、所要の改正をしようとするものであります。

議案第36号「佐伯市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例の一部改正」につきましては、本市が行う急傾斜地崩壊対策事業に対象受益者戸数を1戸以上とする市単独急傾斜地崩壊緊急対策事業を加え、当該受益者から徴収する分担金の率を10分の2に定めようとするものであります。

議案第37号「佐伯市手数料条例の一部改正」につきましては、権限移譲により、平成20年4月から知事の権限に属する租税特別措置法の規定に基づく優良住宅新築認定申請及び優良宅地造成認定申請に対する審査事務を本市が処理するに当たり、その審査事務の手数料の額を定めようとするものであります。

議案第38号「佐伯市市営住宅条例の一部改正」及び議案第39号「佐伯市特定公共賃貸

住宅条例の一部改正」につきましては、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保のため、これらの住宅に暴力団員を入居させないこととするための所要の改正をしようとするものであります。

議案第40号「佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部改正」につきましては、本匠番^{ばんのはる}ノ原簡易給水施設、本匠岩屋簡易給水施設及び本匠岡飲料水供給事業を統合し、新たに本匠小川簡易水道を設置することに伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものであります。

議案第41号「佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正」につきましては、弥生切畑地区農業集落排水処理施設の新設に伴い、その施設の名称、位置及び処理区域を定めようとするものであります。

議案第43号「佐伯市次世代育成支援対策地域協議会条例の制定」につきましては、本市における次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定に関し住民の意見を反映させるため、佐伯市次世代育成支援対策地域協議会を設置することに関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第44号「佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正」につきましては、現在、市が直営で行っている、なおかわ児童クラブ、小野市児童クラブ及び重岡児童クラブの管理運営を、平成20年4月から地元運営委員会に委託することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第46号「佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正」につきましては、乳幼児医療費について、平成20年4月から、全額助成を行う対象年齢を現行の3歳未満児から未就学児までに引き上げようとするものであります。

議案第47号「佐伯市後期高齢者医療に関する条例の制定」につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度が導入されることに伴い、本市において行う事務、保険料を徴収すべき被保険者の範囲、保険料の納期等を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第49号「佐伯市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、後期高齢者医療制度の創設及び地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課方式及び賦課限度額を変更するとともに、年金受給者に係る特別徴収の方法による規定を追加する等、所要の改正をし、あわせて国民健康保険の運営の安定及び健全化を図るため、国民健康保険税の税率を改めようとするものであります。

議案第51号「佐伯市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正」につきましては、平成17年度の税制改正の影響によって介護保険の保険料が大幅に上昇する者に対し、平成18年度及び19年度に講じてきた保険料の激変緩和措置を、平成20年度においても継続しようとするものであります。

議案第52号「佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会条例の制定」につきましては、佐伯市立幼稚園及び小・中学校において顕在化する教育的諸問題について調査及び審議するため、教育委員会の諮問機関として、佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会を設置することに関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第54号「財産の無償譲渡（敬愛園物品）」及び議案第66号「佐伯市条例の廃止に

関する条例の一部改正」のうち「敬愛園条例の廃止」につきましては、佐伯市が行っている養護老人ホーム事業を、現在、敬愛園の指定管理者として管理運営を行っている社会福祉法人双樹会に平成20年4月から移管するため、敬愛園条例を廃止し、あわせて現在ある同園の物品を有効活用するために、同法人に無償譲渡しようとするものであります。

議案第59号「佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正」及び議案第60号「佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正」並びに議案第61号「佐伯市かみうら天海展望台及び佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設を併せて管理する指定管理者の指定」につきましては、現在、市が直営で管理している佐伯市かみうら天海展望台及び佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設を平成20年4月から指定管理者による管理とすることに伴い、関係条例の改正をし、あわせて、両施設を併せて管理する指定管理者として、佐伯市上浦活性化推進協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号「佐伯市鶴見マリンクラブハウスの指定管理者の指定」につきましては、佐伯市鶴見マリンクラブハウスの管理を行う指定管理者として、丹賀地区を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号「佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正」のうち「佐伯市米水津^{さんさい}残^{ぜん}滓^じ処理施設条例の廃止」及び議案第70号「財産の無償譲渡（米水津^{さんさい}残^{ぜん}滓^じ処理施設機械設備）」につきましては、米水津^{さんさい}残^{ぜん}滓^じ処理施設を出荷資材の保管を目的とする施設に転用することに伴い、佐伯市米水津^{さんさい}残^{ぜん}滓^じ処理施設条例を廃止し、あわせて現在ある同施設の機械設備を有効活用するために、大分県漁業協同組合に無償譲渡しようとするものであります。

議案第73号から議案第78号までの「佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任」につきましては、佐伯市固定資産評価審査委員会委員である田^た口^{くち}彰^{しょう}蔵^{ぞう}氏、高木^{たかき}雅^{まさ}士^お氏、吉^{よし}川^{かわ}寛^{ひろし}氏、荒^{あらか}木^き健^{たけし}氏及び野^の口^{ぐち}俊^{しゅん}一^{いち}氏の任期が平成20年5月26日で、また、神^{かん}崎^{さき}征^{ゆき}一^{かず}氏の任期が平成20年7月6日でそれぞれ満了するため、同6氏を再度選任することについて、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

議案第79号「佐伯市教育委員会委員の任命」につきましては、佐伯市教育委員会委員である宮^{みや}明^{あき}邦^{くに}夫^お氏の任期が平成20年5月20日で満了するため、同氏を再度任命することについて、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

3 専決処分の報告について

報告第1号「損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定」につきましては、昨年10月26日に直川の市道で発生した交通事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定することに関し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 議案質疑

議長（児玉忠義） 日程第5、議案質疑を行います。

議案第1号から第30号まで、以上30件を一括して議題とし、これより質疑を行います。
御質疑ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。

日程第6 予算特別委員会の設置

議長(児玉忠義) 日程第6、予算特別委員会の設置を議題といたします。
おはかりいたします。

議案第1号から第18号まで、以上18件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第18号まで、以上18件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第7 議案の委員会付託

議長(児玉忠義) 日程第7、議案の委員会付託を議題といたします。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成20年第1回佐伯市議会定例会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第 1 号	平成20年度佐伯市一般会計予算	予 算 特 別
第 2 号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計予算	予 算 特 別

第 3 号	平成20年度佐伯市老人保健特別会計予算	予算特別
第 4 号	平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算	予算特別
第 5 号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計予算	予算特別

第 6 号	平成20年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別
第 7 号	平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算	予算特別
第 8 号	平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算	予算特別
第 9 号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計予算	予算特別
第 10 号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算	予算特別
第 11 号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算特別
第 12 号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算	予算特別
第 13 号	平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算	予算特別
第 14 号	平成20年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算	予算特別
第 15 号	平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算	予算特別
第 16 号	平成20年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算	予算特別
第 17 号	平成20年度佐伯市水道事業会計予算	予算特別
第 18 号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計予算	予算特別
第 19 号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第 4 号）	分割
第 20 号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	教育民生
第 21 号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	教育民生
第 22 号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	建設
第 23 号	平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）	経済産業
第 24 号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	建設
第 25 号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	建設
第 26 号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	建設
第 27 号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	建設
第 28 号	平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）	建設
第 29 号	平成19年度佐伯市水道事業会計補正予算（第 1 号）	建設
第 30 号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	建設

議長（児玉忠義） おはかりいたします。

ただいま村松講一君ほか 5 名から意見書案第28号が提出されました。

この際、意見書案第28号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第28号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 意見書案第28号の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（児玉忠義） 意見書案第28号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

39番、村松講一君。

39番（村松講一） 意見書案第28号。

道路整備の促進と道路特定財源諸税の暫定税率延長に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会基盤施設であり、その整備は市民が長年にわたり熱望しているところである。

これまで、道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路整備を進めるための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められてきたところである。

市の総面積が903平方キロメートルと九州一の広さを持ち、市民生活や経済・社会活動において自動車交通が担う役割の高い本市においては、東九州自動車道とそれにアクセスするための国・県道などの幹線道路ネットワークの形成をはじめ、交通渋滞対策、活力ある地域づくりや日常生活を支える道路などの整備が必要である。

しかしながら、道路特定財源諸税の暫定税率が廃止されれば、市民が熱望しているこれらの道路整備が停滞することが明白であり、決して容認されるものではない。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要請する。

記

- 1 私たちが期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、市民の切なる要望にこたえられるだけの財源を確保すること。そのために、道路特定財源諸税の暫定税率延長を含む必要な法改正を確実に実施すること。
- 2 地域の生活に密着した道路の整備が安定的に実施されるよう、地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。
- 3 今後急速に拡大すると思われる道路の維持管理について、老朽化した橋梁、トンネル等の維持・修繕に対応する財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月3日

大分県佐伯市議会

平成20年第1回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

意見書案

番 号	件 名
第28号	道路整備の促進と道路特定財源諸税の暫定税率延長に関する意見書

議長（児玉忠義） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

意見書案第28号、道路整備の促進と道路特定財源諸税の暫定税率延長に関する意見書につきましては、急施を要するため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに先議、即決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

御意見ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 高司政文君

35番（高司政文） 35番議員、日本共産党の高司政文です。

私は、意見書案第28号、道路整備の促進と、道路特定財源諸税の暫定税率延長の意見書案に反対の立場で討論いたします。まず初めに私は、この佐伯市においては東九州自動車道をはじめ道路整備の必要性があることは認めますし、そのために財源を確保することも必要だと考えます。しかしそれは、暫定税率を廃止しても特定財源を一般財源化しても、全国で行われている不必要な道路整備をやめれば十分確保できる。政府が財源の使い道を代えればできるということを申し上げて討論に入ります。政府与党は現在国会に、今後10年間自動車関連の税金いわゆる道路特定財源を道路建設だけに使いきるために関係法案を提出しております。道路特定財源の始まりは、1953年にさかのぼります。当時は、国道や都・道・府・県道でも改道されたものは約30%、約16,000キロの自動車交通不能区間、舗装道の状況では、簡易舗装も含めて改良済み延長の15%にすぎないという状況でした。道路整備を急ぐことには一定の根拠があったといえます。しかし、その後新たな道路目的の税が、次々と作られて、道路特定財源は、ふくらみ続けました。1970年度には8,000億円だったのが2008年度には、その7倍近い5兆4,000億に達する見込みです。国、地方の道路支出は、特定財源と一般財源からの支出を併せて毎年度、10兆円を超えるなど、国土面積が25倍のアメリカに並ぶほどになりました。しかし今、国道・都道府県道の舗装率は、簡易舗装も含めて、舗装率は、96%に達しています。日本の面積当たりの道路密度も、1平方キロ当たり3キロを超え、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどの2倍から3倍です。道路整備を急ぐ緊急性は、一部を除いて薄れてきたといえます。それでも、入ってくる税金をひたすら道路造りに投入し続けるのが道路特定財源です。法案では10年間でどれだけの道路を造るかを定める道路整備事業の総額と、それを具体化する道路中期計画の作成を義務づけていますが、国交省の素案を見ると、高速道路を更に全国1万4,000キロ。高規格道路、7,000キロ。合わせて2万1,000キロ。この狭い日本に地球を半周するような、おおごと道路を更に造ろうというものです。中身を見ましても、インターチェンジから港まで10分で行けるようにする高速道路を造る。今でも12分で行けるのに2分短縮されるために造る。また、今でも大赤字の東京湾横断道路をもう1本造る。東名高速道路も、もう1本造る。大分県でも消えたと思っていた豊予海峡大橋が入っているといった、際限のない大型プロジェクトばかりであります。さらに、道路整備と関係ない本州・四国連絡橋公団の債務処理に投入したり、マッサージチェアを購入

したりしたことが明らかになるに及んで、また、ガソリンの高騰も背景になって暫定税率廃止、特定財源から一般財源へという世論が高まっているわけです。その一方で住民が望んでいる通学路の整備や、バリアフリー、防災対策などは合計でも、一割程度に過ぎません。整備から数十年がたち、維持費や補修費が必要な身近な生活道路には予算が回ってこない。59兆円の半分近くが高速道路建設に使われる。これが実態であります。この解決のためには、総額先にありきではなく、どの道路と、どの道路を優先的に整備していく、こういった積み上げ方式に変えるべきです。佐伯にとっては「人」だといいますが、暫定税率が始まって30年、道路特定財源ができて50年にもなるのに、佐伯には高速道路すら開通していないではないですか。この先10年延長したところで、佐伯のような地方が優先される保障がどこにあるのでしょうか。佐伯の道路は優先します。地方の道路は優先しませんという、こういう保障を取り付けることこそ市が、議会が働きかけることではないでしょうか。重ねて言いますが、私は、不必要な大型道路の整備を見直せば、暫定税率を廃止しても財源は不足することはないと考えます。そして、特定財源を一般財源化し、地方自治体の財政基盤を確保するために、地方交付税を増やすこと、道路特定財源と同じ、もしくはそれ以上の交付税が増えれば地方の道路整備も影響ないといえるのではないのでしょうか。道路整備の進んでいる自治体は、福祉や教育にも使える。進んでいないところは、道路整備に使う。そうすればガソリンの高騰で苦しむ市民や業者も楽になり、自治体も助かるのではないのでしょうか。そのことを申し上げ意見書の反対討論とします。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 43番議員の寺島孝幸でございます。私もこの意見書案については反対の立場で討論させていただきます。なお、道路の整備、そして改善については早急にやらなければいけない所については早急にやるということについては賛成ということでありまして、ただいま高司議員が申されましたように、道路特定財源も創設されて半世紀、五十数年たちます。また、暫定税率が行われましてもう30年過ぎるという状況の中で、これまで本当にこの国の全国の道路整備がですね公平に行われてきたのかといえはそうではなくて、やはり国会議員の政治力、それによって地方の不公平というような整備が行われてきたらうというふうに思われますし、今地域の中で、また大分県でもこのことがいえるというふうに思います。このように、今、非常に、国会の中でも激しく議論がされておるという状況の中でですね、やはり私たちは、今こそこの税の抜本的な見直し、そのものを含めてですね、この大いに、またあの十分に議論を尽くして、そしてこの道路特定財源を廃止をし、一般財源化し、そして遅れた道路整備、必要な所にお金を回すというような政策に是非取り組んでもらいたいということを申し上げまして、私の意見にさせていただきますというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。この意見書につきましてはほとんど賛成です。ただ、問題なのが暫定税率を延長するというこの点だけが問題になると思います。昭和29年に

道路特定財源の税率が決まったんですけれども、49年から暫定税率を、つまり、ガソリンの値上げをしたわけですね、そのことが日本の道路の整備に果たしてきた役割というものは非常に大きなものがあると思います。確かにあの、いなかの地方、非常に道路が不便な地方と、それと、都会とを結ぶという重要な役割は果たしてきたと思います。ただそれがずっとこれからも続くものかどうか、つまり、先ほど高司議員が言われましたけれども、ほとんど96%ほどが舗装率、舗装ができていてというそういう状況の中であって、同じような状況で、また10年いくのかという、そこが一番問題になると思います。それで、今、何が問題になっているかといいますと、ガソリンの値上げというか、石油の値上げで、日本全体がこれから大変な時期を迎えようとしています。確かに石油の値上げというのは、ただ単に石油が不足しているというのではなくて、いろいろなサプライムとか、いろんな問題が生じまして、不安定なところに投資するのではなくて、安定的なところに投資しようというので、この投資の資金が、石油に集まってきている。そのことによって石油が値上げしているという状況があるわけですね。ただそのような状況の中であって、ただ手をこまねいて、日本が国民のために何もしてないのかという、そこが問題になってくると思います。やはり、つい先日、建設課の方から説明があったんですけれども、この佐伯市、特に地方は3倍のガソリン消費量を、都会よりもしてるということですね。つまりたくさん使っているというわけですね。ということは、逆にいえばそこにガソリンを値下げすれば、3倍現在の時点で、利益を受けるということになります。したがって非常に大きなガソリンの値下げというのはこれから、市民を直撃しようとする値上げラッシュに対して、防衛手段として非常に大きな意味を持つてくると思います。その意味で、暫定税率を延長するというには反対なんです。ただ、このことが急激に出てきたわけですね。つまり、暫定税率廃止かどうかということが、もうほとんど予算が決まったころになって出てきているわけですね。だから、もしこれを廃止するとなれば、地方がもう組んできた予算そのものが、また一からやり直さんといけんというふうな大変な事態を迎えるということは、もうもちろんなんですね。国の税金そのものもそうです。だから、私は、これが10年続くということできなくて、ほんのこの1年だけ仕方なしに認める。だけど、その次の年からは、これを一般財源化していくという方向が正しいのではないかと思うんです。一般財源化することによってそれを地方が本当に困っているんだったら地方の方に交付金として振り向けていくと。そして地方が一般財源として使えるようにしていくという方法が、私は、望ましいんじゃないかと思います。この暫定税率によって一括していられているのが、「もう佐伯には道路ができませんよ」ということがいられているわけですね。この前の説明で、この道路特定財源の暫定税率廃止による佐伯市における影響というのが、この建設課の方から資料を与えられたんですけれども、例えば、ここに出てる写真を見ますとですね、道路改良が困難になりますというような写真が出てるんですけどもこれ、女島で、正に家が途中であって、そこから先に行かないというような道路が出てますね。これ、市道ですね。そして、もう一つは上久部の狭いあの市営住宅の前の狭い道路、これが写真に出てるわけですね。あんたたち困ってるでしょ。これができなくなりますよという写真ですね。だけどそうじゃないですよ。暫定税率が今まであったわけですよ。何十年も。何十年も暫定税率があったのに実は実現しなかった道路ですよ。これから先、また10年暫定税率がそのままになったとしても、これが実現するとは限らんですよ。一番の問題は、何だったのか、「橋も架かりませんよ」と書いてます。一番の問題は何だったのか、も

うこれ、60年の時に、実は門前、それとあの蛇崎を結ぶ門前・蛇崎線が実は計画されているわけですね。そして、橋も架かるように、もう計画されているのにそれが進んでない。それは、暫定税率があったからではないんですよね。このところが、暫定税率がなくなるとこんな所もできないよという言い方をしてるということ自体が僕は少し問題かなあと思うんです。そして、通学路の整備につきまして、これは実は八幡のトンネルですね。子どもたちが非常に危険で困っている。だけど、これはもう去年、前からずっと言ってきたことですよ。で、ある議員、その地元の議員も本当に熱心に「この道路を何とかしてくれ」と言いながら実現しなかった道路。ここはやっぱり、それ以外の分野、つまり、暫定税率があるかないかじゃなくって、市として一般財源、あるいは県として、使える一般財源が多いかどうかにかかってくると思うんですよ。だから、どうしてもこの部分というのは、一般財源化していく、という方向に進むべきだと私は思います。そしてこれは、できるだけ早く、それはなぜかと言いますと、いま非常に国民が困っております。値上げラッシュでこれから給料は上がらない中で値上げラッシュになっていく。どうして暮らしていったらいいだろうかと思っている。その中でやはり、やっていくことというのは暫定税率はもう1年で消えるよ、来年から安くなるよ、ということを示ささえすれば、それだけで明るい希望がもてるんじゃないかと思うんですよ。この1年頑張れば、頑張れる。何とかなるといふ、そういう方向性を持たせることが非常に大切じゃないかと思います。そしていま、いろんな問題点が上がってきてます。これはもうテレビ等でいわれていますから特別には言いませんけども、今日新聞に今まで上がってなかったことで、今日、テレビでいわれたことでエッと思ったことがあります。それは、特殊法人に対して国交省の天下りですね。特殊法人を幾つも作って、この道路特定財源に関する特殊法人を幾つも作ってそこに、国交省の役人が天下りしている。そしてその役人が、実は、ほとんど数年しかおらんですよ。その数年しかおらん人たちの退職金が2,000万円以上の方が200人ということをしてましたね。先ほど、来る前のテレビで言っていましたけど。このようなことがなぜ起こるか、つまり、道路特定財源として与えられている。この中で自分たちが使えるお金として持っている。だから、自分たちがいいように使うんだという、そういうことになっているからだと思うんです。やはりそのところは、一般財源化して、必要な財源として使っていく。そして、地方が苦しんでるんだしたら、そこに交付金として回していく。このような方法が、私は正しいんじゃないかと思っています。佐伯市の場合、特に困っている、今、先ほどは県道が主なんですけども、市道につきましては、この市道は一般財源ですね。道路特定財源からきていたものではないんですよ。正に金がねえから、その改良もできんのだというのが現状だと思うんです。そのような現状をやはり、変えていくということは必要だと思うんです。ただ、先ほども申しましたように、直ちに今、変えろと言われたら、もうそれこそ混乱の極みになるような気がします。今、国ではいろいろと対立がおこなわれていますけれども、国会の中です。だけど、やはり落とすところというのは、私は、1年間だけ延長。そしてその中で次からは一般財源化していくという方向が正しいんじゃないかと思います。この意見書は、そのところちょっと足りないように思われますんでその意味で反対したいと思います。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

意見書案第28号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(児玉忠義) 起立多数であります。

よって、意見書案第28号は原案のとおり可決されました。

審議結果

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 28 号	道路整備の促進と道路特定財源諸税の暫定税率延長に関する意見書		原案可決

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は各常任委員会を開いていただき、7日は午後1時30分から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時41分 散会

平成20年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第2号 3月7日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成20年3月7日（金曜日） 午後1時30分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	村松	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務部	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道	部	局長	戸川	高島	公ふみ	人え
副教	市育	長	木塩	許月	政厚	信博	教消	浦生	道防	局	長	川高	島橋	ふみ安	え忍
教	部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	振振	局	長	長大	高鶴	橋藤	安宗	信義
総	務部	長	久保	田原	成信	己太	本直	振振	局	長	長加	大御	藤手	宗隆	義二
財	務部	長	三田	原崎	信	行誠	宇目	川目	局	長	長曾	御手	洗宮	隆	清美
企	工観	長	田菅	崎	俊	邦行	鶴見	目見	局	長	長安	手曾	宮藤	廣一	徳郎
市	生部	長	菅川	人野	宣伸	生	米水	津振	局	長	長戸	曾安	高宮	一和	康
福	保部	長	河				蒲江	振興	局	長	長高	安戸	高治		
建	設部	長									長児	戸高	治玉		
農	水産	長										児	玉		

議事日程第2号

平成20年3月7日(金曜日) 午後1時30分 開 議

第1 委員長報告(質疑)

第2 討論、採決

第3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告(質疑)

日程第2 討論、採決

日程第3 一般質問

午後1時30分 開 議

議長(児玉忠義) 本日の平成20年第1回佐伯市議会定例会第5日目は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告(質疑)

議長(児玉忠義) 日程第1、委員長報告を行います。

休会中審査として、各常任委員会に付託されました議案第19号から第30号まで、以上12件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡邊邦壽君。

総務常任委員長(渡邊邦壽) 皆さんこんにちは、総務常任委員長の渡邊邦壽でございます。

今期定例会において、先議案件として本委員会に付託されました予算議案1件、議案第19号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会の所管の部分につきまして、去る3月4日、委員1名欠席のもと委員会を開会し審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、歳入における質疑では、委員から、16款、1項、1目、寄附金のうち、一般寄附金385万3,000円の内容について質したのに対し、執行部から、一般寄附金については、中芳島土地改良区が解散したことに伴い、その剰余金を市に寄附されたものであるとの答弁がありました。

歳出に入り委員から、12款、1項、公債費において5,088万4,000円を繰上償還しようとする根拠について質したのに対し、執行部から、国の施策において地方の公債費負担の軽減対策として5%以上の高利率で借り入れた旧資金運用部資金等について、平成19年度から平成21年度までの3年間、償還期限までの利息分の補償金を免除するという制度ができた。今回の補正については、この制度にのっとり、借入利率が7%以上の旧資金運用部資金について繰上償還しようとするもので、その件数は8件であるとの答弁がありました。

第2表、繰越明許費では、委員から、佐伯ケーブルテレビ事業費442万9,000円を繰越ししようとする理由及び事業完了予定について質したのに対し、執行部から、佐伯ケーブルテレビ事業費については、無停電装置の故障に伴う保守委託業務について年度内の完了が厳しく

なったもので、4月中には完了する予定であるとの答弁がありました。

また、繰越明許費に関連して他の委員から、各事業については、早期着工を目指し、安易に繰り越すことのないよう、当該事業担当課に指導してほしいとの総括的意見が述べられました。

その他、全般にわたって活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第19号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いし終わります。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） 建設常任委員長の三浦渉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案9件につきまして、去る3月4日、委員全員出席のもと委員会を開催し審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第19号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会所管の部分について款を追って、審査いたしました。

主な質疑として、歳入では委員から、第13款、土木費国庫補助金に関連して、臼坪女島線道路改良事業臨時交付金の減額内容について質したのに対し、執行部から、用地の取得が困難であるため減額補正をしたものとの答弁がありました。

歳出では、委員から、第8款、住宅建設費に関連して、公営住宅整備事業費（城西団地）の減額している理由について質したのに対し、執行部から、城西団地C棟新築工事費の入札残が出たため減額補正するものと答弁がありました。そのほか、各款において、若干の質疑、答弁があり、討論、採決の結果、議案第19号のうち本委員会所管の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第24号、平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第25号、平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第26号、平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第27号、平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第28号、平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第29号、平成19年度佐伯市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第30号、平成19年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、以上8件については、若干の質疑、答弁があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） 教育民生常任委員長の浅利美知子でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案3件につきまして、去る3月4日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第19号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入の主な質疑として、委員から、12款、1項、7目、教育使用料のうち、佐伯市市民総合プール利用料325万3,000円及び佐伯市総合体育館使用料253万5,000円の減額理由について質したのに対し、執行部から、市民総合プールについては、当初見込みよりも天候不順等が影響し減額となった。また、平成19年4月15日から新たに開館した総合体育館については、他市の状況などを参考に使用料の算出を行ったが正確な数字を予測するのが困難で、今回の減額に至ったとの答弁がありました。

また、委員から、今後の利用促進策について質したのに対し、執行部から、高城トンネルの完成で交通アクセスが向上され、さらに今後は高速道路の開通も6月末に予定されている。来年度はこの点を踏まえたパンフレットの刷新や国体開催などを通じてPR活動を行いたいとの答弁がありました。

関連して、他の委員から、体育館に設置されているトレーニングルームについて、中・高校生の利用促進を図るために積極的な広報活動の実施と中・高校生の減免措置を新たに設けてほしいとの要望が出されました。

続いて、歳出に移り、委員から、10款、2項、3目、学校建設費のうち、小学校施設整備単独事業債について起債額が7,180万円減額され、逆に一般財源が1,880万円増額されている理由について質したのに対し、執行部から、宇目統合小学校造成用地工事で約1億円近い入札残が発生し、予算の一部を市内各小学校の維持補修費等として利用したためとの答弁がありました。

また、委員から、繰越明許費、10款、2項、小学校費のうち、小学校校舎整備事業費の繰越理由について質したのに対し、執行部から、平成19年8月から木立小学校体育館建設工事に着手したが工事請負会社の倒産により、平成20年2月末の完成が不可能となったため繰越しを行いたい。現在は新たな会社に発注し、平成20年7月を完成予定としている。なお、本工事に伴って隣接するプール建設工事についても立地上、体育館完成前に着工することが不可能なため全額を繰り越し、合計で8,979万6,000円を繰り越したいとの答弁がありました。

関連して、委員から、落札率が低下し入札残が出ているものがあるが、執行部は現状をどう認識しているのかと質したのに対し、執行部から、適正価格や地域経済への影響の問題などがある。請負業者が負担になるような契約形態というのは好ましくないので、指名委員会の中で今後検討していきたいとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第19号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第21号、平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） 経済産業常任委員長の矢野精幸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案2件につきまして、去る3月4日、委員全員出席のもと委員会を開会し審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第19号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査をいたしました。

主な質疑として、歳出につきまして、委員から、6款、1項、3目、農業振興費のうち、原油価格高騰対応省エネルギー型農業機械等緊急整備対策事業について、これは国が原油価格高騰に対する対策として補正を行った事業であると思うが、その具体的な内容について質したのに対し、執行部から、本事業は、国からの通達により、農業の緊急対策事業として、原油価格の高騰に耐えうるための生産体制を確立するため、省エネルギー型の農業機械を購入するための事業である。本市においては、集落営農組織がこの事業を活用し、穀物乾燥機を購入したいとの申し出があり、これを県に要望した。この購入に当たっては、県の予算の範囲内で、農業機械の台数がほぼ決まっており、今回本市は穀物乾燥機を1台購入することが認められ、その費用を計上をしたとの答弁がありました。

また委員から、6款、2項、2目、林業振興費のうち、椎茸種駒植菌事業について、今回300万円の増額補正を行って、当初予算額と合わせ1,000万円の事業となったが、これはシイタケの生産拡大を図ったことかと質したのに対し、執行部から、本事業は、シイタケ種駒の植菌に対し、シイタケの栽培・生産を生業にしている方で植菌1万駒以上を対象に、1駒1円の補助を行う事業である。現在、シイタケの市場価格の高騰により、生産者の植菌数が増加しており、これに伴い、今回、それに見合う金額の増額補正を行ったとの答弁がありました。

また委員から、6款、2項、3目、林道費のうち、緑資源幹線林道事業費1,611万7,000円の増額理由について質したのに対し、執行部から、本事業は、緑資源機構が行う大規模林道宇目小国線工事である。増額理由については、当該事業を行う中で、国有林部分の工事においては、緑資源機構が土地を借り受けて先行して工事を行い、完成したのち用地買収を行うこととなっているため、今年度移管される国有林部分の用地買収費を増額補正したとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第19号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第2号）については、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 以上の各常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長(児玉忠義) 日程第2、討論、採決を行います。

議案第19号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業各常任委員長の報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第21号、平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第22号、平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第23号、平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第2号)、議案第24号、平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第25号、平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第26号、平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第27号、平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第28号、平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第29号、平成19年度佐伯市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第30号、平成19年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第2号)、以上11件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより11件を一括して採決いたします。

建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上11件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 19 号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第 4 号）	分 割	原案可決
第 20 号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	教育民生	原案可決
第 21 号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	教育民生	原案可決
第 22 号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	建 設	原案可決
第 23 号	平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）	経 済 産 業	原案可決
第 24 号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算 （第 2 号）	建 設	原案可決
第 25 号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補 正予算（第 3 号）	建 設	原案可決
第 26 号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算 （第 2 号）	建 設	原案可決
第 27 号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算 （第 2 号）	建 設	原案可決
第 28 号	平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算 （第 1 号）	建 設	原案可決
第 29 号	平成19年度佐伯市水道事業会計補正予算（第 1 号）	建 設	原案可決
第 30 号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	建 設	原案可決

日程第 3 一般質問

議長（児玉忠義） 日程第 3、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1 番、榊田穂積君、2 番、後藤幸吉君、3 番、菅原忠君、4 番、河野周一君、5 番、浅利美知子さん、6 番、江藤茂君、7 番、下川芳夫君、8 番、佐保暁君、9 番、河原修仁君、10 番、村松講一君、11 番、三浦涉君、12 番、泥谷和喜君、13 番、戸山盛喜君、14 番、寺島孝幸君、15 番、土師辰英君、16 番、矢野哲丸君、17 番、井野上準君、18 番、高司政文君、19 番、和久博至君、20 番、河野豊君、21 番、村尾清一君、22 番、矢野精幸君、23 番、吉良栄三君、24 番、小野宗司君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は 3 番までといたします。

18 番、榊田穂積君。

18 番（榊田穂積） こんにちは、18 番議員、あまべの会所属、榊田穂積であります。本議会のトップを切りまして大変光栄であります。本日はまた、中学校の卒業式が午前中市内各地で、各中学校で行われまして、卒業生、それからまた保護者の皆さん、誠におめでとうございます。今議会は市長にとりましても、また我々議員にとりましても、来年度予算の、結局最後の予算となりますが、これを適切に執行いただくためにも十分な議論をしながら将来の佐伯市のためにしっかりした予算の執行をお願いしたいところであります。

通告によりまして一般質問に入ります。道路関係についてであります、まず 1 点目、県

道日之影宇目線の整備状況と計画についてであります。先日、宇目の木浦鉦山地区におきまして、すみつけ祭りが行われました。これにつきましては皆さん方も御存じのことと思いますが、昨年やる予定でありましたけれども、地域の皆さんの人手が足りないとかいうようなことで実行されませんでした。そして今年も中止ということになっておりましたけれども、若い人たちが、地域を出た方たちも含めて何とかふるさとの祭りを復活させたいということで強い思いをもって、今回の3年目にして復活したところであります。私たちはこの地域のあるいは、またどこの地域もそうでありますけれども、何とかしてその地域を盛り上げるということに、その地域の方々それぞれ熱心にやっていることと思います。私たちもこの姿勢を通じて、できる限りそういうところに応援をしたいというのは、皆さん思いは同じだと思います。昨夜、NHKのハイビジョンで、この木浦鉦山地区のすみつけ祭りが全国放送されて、たまたま私もそれを見る機会ができました。45分間ですか、長い時間、このすみつけ祭りの実行の様態と、それからそれに至るまでの経緯をずっと逐一放送していたわけですが、その熱意には私も頭が下がりました。実はこの県道日之影線はその木浦鉦山に至る道であります。私はこの件に関して、平成17年6月の定例会で取り上げお聞きをしております。当時の植木建設部長は、「この路線は豊富な森林資源と自然環境に恵まれ、産業経済の振興はもとより観光開発を進める上からも重要な役割を果たす路線であります。」と答弁しています。先般、西山川橋梁工事は終了しましたが工事全体の進ちょく状況は遅く、せめて木浦鉦山地区までの道路につきましては離合ができるよう早期完成の要望をしてほしいと。それからまた、いつごろまでにこれができるのかをお尋ねいたします。次に2点目として、県道37号線佐伯蒲江間についてであります。この路線は長い年月を掛けて整備され、お陰で蒲江佐伯間を30分近くで通行できるようになり感謝しております。一部未改良区間の市福所青山小学校間で先般青山トンネルが貫通していますが、今後の計画をお尋ねします。各種工事に伴う大型車両の通行も多くなり、危険な区間となっております。この区間の供用はいつごろになるのでしょうか。3点目であります。東九州自動車道工事関係についてであります。佐伯・県境間は新直轄方式で工事が進められています。現在数箇所橋脚の建設が行われており、大変力強く感じているところであります。また、工事用作業道も各所で行われています。今後も予想されることですが、作業に伴う土砂の運搬や道路使用について御注意をお願いいたします。以上3点であります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんこんにちは、今日から3月議会が始まりますが、この5日間、何とぞよろしく願い申し上げます。まず、榊田議員の答弁に入る前に、開会日当日にこの道路関係ということで「道路整備の促進と道路特定財源の暫定税率延長に関する意見書」を採択していただきましたこととお礼申し上げたいと思っております。この財源を維持するというので、議員の御指摘のありました県に関する道路財源、これが非常に重要になってきます。高速道路、国道、県道への財源がこれに大きく影響するということでございますので、お礼を申し上げたいと思っております。

議員の御指摘の道路関係につきましては、現在佐伯市のことについてお話をさせていただきたいと思っております。佐伯市が1市5町3村合併いたしまして、これにより国交省における合併支援道路といたしまして7路線、9工区、また大分県単独事業におきまして6路線、8工区という大きな路線の工事が入っております。また、それ以外に各県道等におきまし

てほとんどの道路が上がってきております。特に私の方といたしましても、こうした道路整備については高速道路や国道については期成会、またその要望の会長としてあたらせていただいています。また県道等につきましては、県境、要するに県がまたがる場合、また隣接都市にまたがる道路についてはこうした期成会の会長として県について要望させていただいております。特に議員御指摘の御質問の中で、主要地方道日之影宇目沿線ということでございますが、これにつきましては豊富な森林資源と自然環境に恵まれており、大分・宮崎両県の産業・経済振興及び観光開発の点からも大きな役割を持っております。また、さらには生活道路としても重要な道路であり、議員が先般すみつけ祭りにお伺いし、その進ちょくを見ておりますが、私も当日木浦に行きまして、すみつけ祭りに出席し、この道路の状況を見させていただきました。また、当日は大分県の広瀬知事もお見えになりまして、皆さん方の中の要望、区長さんの要望で、とにかく道路に対するあいさつを兼ねた要望をしていたしました。私も知事に対しまして、こうした道路について早急の整備も申し上げた次第でございます。このようなことで、今後とも地元の協力により、こうした私も協議会を抱えておりますので、これは佐伯市並びに日之影町は本路線の整備促進を図るという目的で主要地方道日之影宇目線整備促進期成同盟会を結成をし、両県の関係機関に要望活動を行っていきたくと思っております。今後とも地元の協力を得ながら、この期成同盟会を中心に本路線の早期整備に向け更なる要望活動を行ってまいりたいと思っております。詳細につきましては、またその他につきましては、担当部長が答弁させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 榊田議員御質問のうち、まず県道日之影宇目線の整備状況と計画についてお答えします。本路線の整備につきましては、主要地方道日之影宇目線整備促進期成同盟会を通じまして、整備促進について関係機関に働き掛けているところです。平成19年8月の台風5号による災害復旧事業の早期完成や宇目の奥江・木浦間、日之影町の平清水工区の早期完成などについて、本期成同盟会により昨年の11月16日には顧問である県議さんにも同行いただき、宮崎県県土整備部長要望を、また12月20日には佐伯土木事務所長要望を実施してきたところであります。今年度は西山橋の架け替え工事を行いました。残るこの路線の未改良部は地形的に大変険しく、全線改良は非常に困難な状況です。大分県によりますと、今後については地区の方々と整備方針や整備箇所について十分な協議を行いながら引き続き部分改良や離合箇所の設置等で順次整備を進めていくと聞いております。市としましても、今後とも地元の御協力をいただきながら、また整備促進期成同盟会と連携を図りながら引き続き早期整備促進について関係機関に働き掛けてまいりたいと考えています。次に、県道37号佐伯蒲江線の青山工区の今後の計画と供用はいつごろになるのかとの御質問ですが、現在実施しております市福所区間約1.1キロメートルにつきましては、青山トンネルを含め平成20年度中に完成し供用開始の予定と聞いております。青山工区の未着手部分についてですが、佐伯土木事務所によりますと、この区間には橋梁の新設、市道との取り合わせ、用地取得等いろいろとクリアしなければなりません。今後とも市を含め地区と協議しながら引き続き早期完成に向け取り組んでいきたいとのことであります。次に、東九州自動車道の工事関係についての御質問にお答えします。東九州自動車道佐伯県境間も着々と整備が進み、各区域の工事用道路9路線及び本線の番匠川橋・大越橋・青山橋・三軒屋橋の下部工、また蒲江側では丸市尾地区の江川橋及び管渠^{かんきよ}工事、葛原地区の大内川橋下部工及び管渠^{かんきよ}工事、そして浦

の迫トンネル工事、それから波当津地区の波当津橋下部工などが発注されております。議員御質問の工事車両の運行に伴う注意についてですが、国土交通省においては、工事の着手に際し工事区域の区長さんと協議のうえ、地元住民の皆様へ工事説明会を開催しているところであり、また必要に応じて学校等、関連する機関等への説明や地区回覧板を通して工事内容等の周知を図っているところです。工事説明会では発注者の国土交通省・請負業者とともに大分県や佐伯市も同席し、工事の概要・工程・作業時間・環境対策や安全管理について御説明を行っております。特に、安全管理については、誘導員の配置や大型車両の運行時間の配慮、集落内の徐行運転や地元優先、また工事車両にはフロントに工事専用の車両ナンバーの掲示を義務付けて運行に配慮しています。市としましては、今後も万全な運行態勢で工事を進めていただくよう、国土交通省を始め関係機関と調整を図ってまいりたいと思っておりますので、沿線地域の皆様方、また地権者の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） 大変ていねいな答弁ありがとうございました。県道日之影宇目線の整備状況でありますけれども、市長も申しておりましたように、私も先般、午前中だけでしたけれども出席させていただきました。この地域の方々は昔から木浦鉦山という鉦山で栄えた町でありまして、昨夜のNHKの放送によりますと、当時は一番にぎやかだった時には、映画館とかいろいろな施設もあったということをお聞きしております。私たちがその地域で一生懸命地域づくりをやることについては、その地域で皆さんも頑張っていることと思います。また、この木浦鉦山地区についても随分と以前からいろんなことをやっておることをお聞きしておりますし、こういう地域をやはり育てていくというのも一つの政治じゃなかるうかというふうに思っております。今の形を見ますと、道路関係についてもそうでありますけれども、どうかこうその地域がもう荒廃するのを待っているような政治というものが往々にして見られるように私は感じます。そうじゃなくて、やはり一生懸命みんなで育てていくという姿勢で何とか早期な、いろんなことの援助をやっていただいたらいいんじゃないかというふうに思っているわけでありまして、今部長の答弁によりますと、全面的な改良には至らない、大変困難だということのようでありますけれども、部分改良にしてもですね今の道路では大変難しい、バスなんかとすれ違った場合、私も何度かありますけれども、やはり大変危険であるということもあります。どうか今のようなケースでいくと何年先になるのかももう全く見通しが立たないような状況であります。ああいう道路財源とかいろいろな問題を議論しておりますけれども、ああいう実態を見た場合に、私はどこを見て議論しているのかなあというふうに感じるわけでありまして、どうかこの件につきましても大体どのくらいで改良できるんだと、あとわずかだと思えます、距離からいって、その辺の見通しを今一度お聞きしたいと思えます。それと県道37号線についてでありますけれども、この路線も長い間掛けてやっと今のような状態になったわけでありまして、このトンネルができてから供用できるまでの時間が今までも大変長いところがありました。先般開通いたしました長瀬橋を通る道ですか、あれもトンネルが抜けてから何年もたってやっとこのうちまあ開通できたということですので、どうかこの件についてもですね、早期の開通をお願いしたいところであります。東九州自動車道関係については、今答弁がございまして、大変気を使っているようでありますので、この件につきましても是非とも今後とも工事関係につきましても慎重に執り行うよう

お願いをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 県道日之影宇目線、これはいつごろまでにできるのかという御質問でございますけれども、佐伯土木事務所にも問い合わせましたところ、この日之影宇目線全延長で17.4キロメートルございますけれども、改良率は現在約33%、大半は未改良で残っているわけでございますが、県の財政事情もございまして、この時点でいつごろまでの完成を目指しているということは言えないというお答えしか返ってきておりません。現時点では、先ほど申しましたように離合箇所の整備又は視距改良、視距改良と言いまして見通しを良くする部分的な改良、それを中心に今後は進めていって少しでも交通の安全上、対策に役立てていきたいとのことであります。そういうわけで、いつごろまでっていう年数が現時点ではまだ分かっていないというのが実情でございます。それから、佐伯蒲江線の整備促進、また東九州自動車道整備促進と安全確保、これについては市といたしましても県並びに関係機関に要望していきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） ありがとうございます。この件に関しては具体的には年数は分からないということでありまして、先ほど来申し上げておりますとおり、全線の改良というのはそれは何年も掛かるかと思えます。ただ、木浦地区までの間だけでもせめてスピードを上げていただきたいということを要望して私の一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

次に8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） 8番議員の後藤幸吉です。私はいつもどおり、市長の政治姿勢ということで大きく三つのことをお尋ねします。まず始めに、12月議会の途中でキヤノンが日田に進出するというニュースが伝わりました。それで12日の日にほかの議員がそのことを市長に問い合わせますと、10万坪の土地はありませんという返事で、それで片づけられたのではちょっと困るわけでありまして。次の日私は新聞の切り抜きを見せて、県知事が日田出身なので知事が引っ張ったんだと日田に、こら仕方がないと。知事が佐伯市出身なら良かったのになあという言い方をしましたけども。ただ、今のように人口が減っていくと企業誘致というのは絶対必要だと思っております。10年後には長期総合計画の中では7万1,000人を予想されてるようにあります。そういうことでは商店街の再編どころではないわけでありまして、市長が地元の産業振興に対して、特に企業誘致に対してどのような考えをお持ちになっているのかをお尋ねしたい。例えば、具体的に会社が分かればいいのですが、どのような産業を誘致したいかということでありまして。もう一度キヤノンの話に戻ります。2005年市長選立候補予定者立会演説会たるもんが2005年3月29日に行われております。その席上で3人の候補者の方が壇に上がったわけですが、尾形さんはキヤノンは蒲江の出身であると、今の御手洗富士夫さんは知事とも親しい間柄である。だからアタックする必要がある。社長からはいつでも遊びにいらっしゃいと言われとる。だから私は期待をしているんだというような発言がありました。その直後に西嶋市長は、私にも大きなパイプがあるんじゃないかということをその場でおっしゃっておられたわけでありまして、今回日田にキヤノンが行くようになったことはどの時点で、例えば、広瀬知事からは、お前ところには要らんのかというような話、知事は日田に引っ張りとうでも御手洗さんは、内田さんは佐伯の出身であります。そういう方の所に市

長はお願いに上がったようなことがあるんでしょうか。今度の経過をはっきりと把握できていたのかどうか、それをお尋ねしたい。それと前回、県に企業誘致の相談に行ったことがあるかと尋ねた時には、その時点では、まだ県からも引き合いもなかったという話でしたが、この佐伯市に県外の業者から進出をしたいとかというような話はあったのかどうか、これをまずお尋ねします。それから二つ目、いつもの人件費の件であります。私が前回これを示した。ところがこの資料は古いという話でした。合併直後ですから職員の数は多い、仕方がない。給料もラスパイレスで当時95.9にまで下がるとるじゃないかというような部長の説明でしたが、12月議会でまたラスパイレスも97.7に上がりました。どうも民間の感覚と違いすぎる。例えば3月29日の立候補予定者の話の中では、市長は確かに五、六年で300人削減ということは言っております。そして尾形さんは自分たちの任期は4年間、4年間の間に200人減らしたいと、その代わりに毎年10人ずつ40人雇用すると、その給料の差で19億円4年間で行財政の結果を出したい。そのように言っておりました。行財政で何が一番必要かと問われた時に、西嶋市長は職員の給与、2番目が職員の数、3番目が無理・無駄をなくすということでありました。あとの2人も1件目は人件費であります。そして、尾形さんは3件目に物件費を上げておりました。行財政改革にとっては皆同じような結果だとは思いますが、その中で市長のよかったと思われるところは、行財政改革プランを作って数字を示すと言っておられた。で、最近基金も大方50億円を越す目安もついた。一次は集中治療室に入っておったような佐伯市も今では集中治療室から出ることはできたと、よそでも言っておられるようになんばか財政は良くなったとは思いますが。ただこれから、まだ合併特例債を使って市の庁舎も造られる予定もあるようにある。文化会館もある。商店街を活性化せないけんこともある。これからは佐伯中心部にかなりの金を掛けていただかなければいけないようにあります。金は何ぼあっても足りない。ただそういう中で、市長選立候補の時には皆さん行財政の一番は人件費の削減であったと、そのように考えております。ただ佐伯市は9月からこっち総務部長がワークシェアリングですか、それはするつもりはない。給与も下げるつもりはないということです。これがこの表が古いもんであれば、将来多分市民1人当たりが、この時点では5万円とか4万円類似団体より高いわけです。これが10年後ぐらいには、ほかの類似団体と同じぐらいになるような見込みはあるのかどうかお尋ねしたい。同じようになるのであればそういう数を減らせとか、給料を下げるとか言いません。ただ市長選に出られた方の中には、職員の数自体も多いんだから臨時職員は要らんのじゃなからうかというような発言もあっておりました。例えば、去年辺りの8月の月であります。四百数十名の臨時職員・嘱託職員がおります。職員の数が多いのにもかかわらずそういうことでもあります。そのところを将来はどうするつもりかをお尋ねします。三つ目、今年は佐伯市が日に照らされる年であると思います。東九州高速道路が佐伯まで一応きます。もちろん宮崎まで行ってもらわないけんのですが、取りあえずきます。そうしたときに、ストロー現象にならんように佐伯市は佐伯のいいところをPRせないけん。それと国体もあります。佐伯に来てくれた方々には佐伯のいい思い出を持って帰っていただきたいと思いますが、ちょっとその中で不安が私もありますんでお尋ねしたい。217号バイパスの件であります。コスモタウンから臼坪までの間が一期工事、コスモタウンの古市から小田までが二期工事、臼坪から平野までが第三期工事のように計画が上がっております。そして、それがすんだあとで河口橋というような計画のようにありますが、コスモタウンから佐伯市中心部に道路が開通しておりません。国

体があるのはもう何年も前から分かったと思います。これが開通していないということは非常に残念であります。檜野地区が通れることになったので、蒲江辺りからの車も、また逆に10号線から市内に用事がなくて堅田側の方に行かれる人たちは便利が良くなりましたけれども、高速道路で佐伯に来られる人たちにとっては、コスモタウンからのラッシュというのは、これは佐伯はどういうことになると言われると思います。計画性がないんじゃないかならうかって、私は議員になって3年で思うわけですが、そのところを開通するのは来年の秋じゃちゅうことは聞いておりますが、県との話はどげえなっちゃったんじゃないかならうかとお尋ねしたい。それから同じ道路沿線上であります、今のやすらぎですか、あそこのまでの所、臼坪との間が供用開始ができておりません。11月ぐらいには完成して通るようになったわけですが、これはいつごろ、もう今の話では、最近の話ではもう市長次第じゃというように聞いております。217号線のいわゆる昔から言う本通りが非常に交通事故の多い地域で、同じような人たちが生活しておりますので、今度またあの道路が供用開始になれば大変事故も地元の人が心配することは分かるわけであります。ただそれを言いよると造るまでに地元の人たちから理解をしていただいて、完成した時にはすぐに通れるようになるんが当たり前ではなからうかと、その道路は今どうなっているのか、このことをお尋ねします。国体じゃあ、今年の件についてはまだ質問がありますが、取りあえず今の件でお尋ねします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の市長の政治姿勢についてということでございますが、私の方は一応答弁書を用意しておりますけど、議員の質問要旨が一部私の方が解釈するのに至らない部分がございますので、行き違いがあると思いますが、その点はよろしくお願ひします。と申しますのもなかなかこの質問要旨を見ても判断できない部分が少しあるもんですから。まず最初に企業誘致ということで行われました。昨年の12月議会に私は10万坪って言ったということですけど、これは39万坪で佐伯市には39万のその用地というのはまずないだろうと、39万坪日田市がですね、今度のキヤノンが進出する用地の坪数が39万坪です。その用地に対して、それは非常に佐伯市にはないだろうと。またそうした中でキヤノンの方にも幾度か行き内田会長にもお会いしております。また、このキヤノンの誘致に対しましてはちょうど当日、これが発表があった2日後に、市長選で新たな市長が佐藤さんという日田市長が出ました。その方に発表があった3日後に会ったわけですけど、私も初めて聞いたと、発表になる二、三日前に聞かされたと、選挙戦の時にちょうど会ったんですけど。そうしたの、県の方で水面下で動いたようでございまして、私の方もそうした状況ではつかんでおらないと。また、現地であります日田市がそういう状況でございます。また私の方も佐伯市の団体である時、「来て来てキヤノン」ですかね、そうした団体と一緒に要望をするようにしてございました。そうした年末に、ちょっとしたキヤノンに関するいろんな記事が出ましたので、ちょっとそういうことについては控えてくれんかということ、今また要望等を予定をしておりますが、現在は控えておるような状況です。そうした中で、企業誘致については各地のいろんな団体等いつも言っておりますが、そうした方々にお願ひしながらやらせていただいております。そうした方々にお願ひし、また県の東京事務所にも訪問しながら情報を集めてる次第でございます。産業振興に対する考えでございますけど、非常に幅の広い質問でございますので、これについては私も市長になりまして当市にとりましては、基幹産業

であります造船業・鉄工業などの振興を図っております。また地場企業の育成や新規創業などの支援なども行うとともに商業振興につきましては先般、「よろうや仲町」を活用するなど商店街の活性化に向けても取り組んでいる次第です。また、農林水産業の発展を後押しするための助成・育成を行いながら、地域そのものの商品価値を高める地域ブランドの確立を高めたいと考えております。そうした中、平成20年度は東九州自動車道の開通、釣りバカ日誌のロケ、大分国体が開催されるということで佐伯市は全国的にアピールする絶好の機会であると思っております。当市の豊かな自然から生まれる多種多様な地域資源を生かしながら、食の拠点づくりを推進しながら産業の振興を図っていきたくと考えております。次に、どうした企業がいいかということですが、私どもにとりましては、やはり業種については、地元経済の一番波及効果が大きいのは製造業だと思っております。企業の誘致は製造業にかかわらず現在私どもにとりましては、雇用が拡大につながるものであれば他の業種についても積極的に取り組んでいきたいと思っております。それからいつも300人のことを言われるわけですが、これについてまず人件費について本市の場合は、平成17年3月3日に合併しております。この時点では多くの職員を抱えていたために類似団体と単純に比較をすると歳出に占める人件費の割合は、平成17年度決算では当然高くなっていくということになります。これは合併時における数値ということで、議員もおっしゃいましたような状況で、それぞれの団体において類似団体が適応しないということが多く出てきております。これはまあ合併という手段を選択した市町村の中で、特に本市の場合は多くの団体が合併したケースですので、人件費が高くなるという、総額的に多くなる要因を持っているわけですが、こうした合併後にいかに行財政改革を行うかということ。そうした割合の数値を下げていくべきかということで取り組んでまいりました。そこで本市は議員御承知のとおり、行財政改革プランにおきまして職員給与のカットを5%しております。また、早期の退職勧奨などを進めてこれまで多くの職員に協力をしてもらい着実に私は成果を上げていると思っております。300人の職員削減については6年間で300人という全体的のですねこれは10年を見たときの当市の新計画だったものですから、そういうことでは生ぬるいのではないかと、やはりそれだけの気持ちを持ってやらなければ、はっきり言えば第2の夕張になるという要素を抱えておったと、早急な改善がいるということで、私もそうしたことをしながら同じ財政効果をねん出するとして訴えてきました。その結果、平成20年度当初の職員は1,106人ということで、合併時に比べて188人の減、平成22年度にはこれはまあ改革プランの予定ですけど1,046人という形での状態であります。合併時の職員からすると250人近い職員数の削減に来年度にはなる予定になります。それにまた加えて5%をカットしておりますので、一貫して人件費そのものというのは300人の人件費を削減したのと同じ財政効果はもう実現できてる状況ではないかと私は考えております。次に、物件費等についても合併後事務事業の見直し等で経費の削減に職員と一体となって取り組んだ結果、平成18年度の決算で大幅な減となり、また財政基金等いろんな基金を残すことができたと思っております。あとにつきましては、道路等について県道等もございまして、これにつきましては担当の方から、また御説明を申し上げたいと思っております。また詳細についても担当の方より説明させていただきたいと思っております。以上です。申し訳ございません。先ほど39万平米でございます。13万坪ですね。どうも失礼しました。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 議員の通告の中にですね、将来の人口が7万1,000人と予想されているんだけど、総合計画の中でですね、7万1,000人という推定がなされていると、そうすると将来800人というのはおかしいんじゃないかということが通告にあったんですが、その点についてはさっき御質問されてなかったなので、もしありましたら再質問の方でしていただければまたお答えします。御用意はしておりますけども。そして次にですね、国体の準備は万全かというような質問がございましたので、その点についてお答えいたします。国体本番に向けての取組としましては、まず競技ごとのリハーサル大会を実施したことが挙げられます。昨年6月の弓道競技を皮切りに、11月には軟式野球競技、今年2月にはレスリング競技のリハーサル大会をそれぞれ開催いたしました。競技によっては本国体に比較して若干小規模にならざるを得ないものもありましたけども、実際リハーサル大会の運営に携わった競技団体関係者の方々や職員たちにとっては、会場のレイアウトや競技運営など本番の様子がそれなりにイメージでき大変参考になったものと考えております。また、市民や地域の方々や有志の方々、さらには中・高校生の皆さんたちによる暖かいボランティアの御支援もたくさんいただきまして、半年後に迫った本番に向けて次第に周囲の気運も盛り上がってきたものと感じております。市長も一昨年の兵庫国体に続いて、昨年の秋田国体にも出向いておりまして、弓道とレスリングの競技会場をじかに視察することによって佐伯での開催を精一杯イメージしてまいっております。佐伯会場は競技会場として1か所にまとまっております。各施設も大変景観がよく、とてもプレーがしやすいと好評をいただいております。恐らく先催地に劣らない競技会場と競技運営が提供できるのではないかと考えております。新年度からは、国体推進課の職員体制を更に充実させまして、広報啓蒙活動や各種会場運營業務の業務研修に力を入れながら、国体の成功に向け市民総ぐるみの取組を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、これまで以上の御協力、御支援をよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） 先ほどの後藤議員の御質問の中には、釣りバカ日誌の関係は出ておりませんが、先ほどの通告書に出ておりましたので、その点で回答させていただきたいと思っております。昨年の11月、企画商工観光部に釣りバカ支援室を設置をし、映画の地元ロケを支援するため、映画釣りバカ日誌19、大分・佐伯ロケ支援委員会を立ち上げたところでございます。以来、ロケ隊の受け入れに向け鋭意準備を進めておりますが、2月に入りましてロケ隊の宿泊、食事、移動、エキストラの手配など、ロケに関する具体的な要望が松竹から出され始めたことをきっかけに、支援室はにわかに忙しくなってきました。今後も引き続き受け入れの準備は続きますが、5月の地元ロケ開始に向け、4月以降は支援体制を更に充実させるなど、地元ロケを成功させるよう可能な限り万全の体制を敷こうと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、国体等に向けた道路整備についての御質問にお答えします。脇津留のコスモタウンから市内中心部へ向かう国道217号佐伯弥生バイパス及び市で実施しています市道臼坪女島線については、高速道の開通や大分国体に間に合わせるべく大分県と共に努力してまいりましたが、用地取得の一部未解決部分があり工事が遅れているため、残念ながらこれらのイベントに間に合わせる事ができない状況となりました。今後

とも県と協力しながら1日も早く用地取得を解決し、早期完成に向け取り組んでいきたいと考えています。なお、北中地区、臼坪川交差点から国道217号交差点の間の都市計画道路臼坪女島線につきましては、工事が完成し昨年の11月26日に供用の予定でありましたが、地域住民から交通安全面で不安があるとの指摘を受けたため、住民代表と協議を行い地域から受けました交通規制整備に関する指摘事項について、大分県公安委員会に申し入れを行っているところであります。引き続き公安委員会と調整を図りながら、極力早期の供用に向けて進めてまいりたいと考えています。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 順番が前後しますが、市道の件から、あの件は議長も御存じのようにやはり地元の議員としては交通事故ちゅうのを大変心配しております。私どもが警察の方で担当の人に伺ったところでは、もう今は市長の判断次第ではないかというように、また区長さんたちも市長の方に投げ掛けとるようになります。いつまでも通行どめをしとるのが自分たちの責任のように思われてはたまらんと、自分たちは交通事故が心配だからというわけなんです。当たり前、通るまでに造る時にやはりどこにどげえするちゅうことは相談をしながら、地元の人たちと十分しながら、完成した時には今の交通量の少ない時に供用開始をするようなことも必要じゃあないかと思いますが、この件はできるだけ速やかにというこれ要望で代えます。次に、先ほども申しました。確かにそれは日田の新しい市長は知らんのやったら、私が言うように知事が特別サービスで持っていったんでしょう、間違いない。ただし、3月29日にキヤノンの件の話、市長選の立候補予定者たちが討論をしよる時には市長も前向きにその対応をするというようなことを言いよったわけです。それと太いパイプもあるということも言っておられました。尾形さんのように社長室に遊びに来いとまでは言われんじやったろうけども、その太いパイプはあると言われてた。それをどのように市長になってからキヤノンと何遍どのように希望を伝えたのか私は知りたかった。それと先ほどの質問で答えてないのが、市長はいつも県の東京事務所に行ったりするということけども、よその県から大分県に企業の進出の引き合いがある場合は全部広瀬知事のたもとにあるもんだと思います。普段から、ああ、こういうことも市長は言っちょるですね3月29日に。3月10日に知事とお会いしたと、で、この件を話したらというからキヤノンのことだと思いますが、そりゃ全面的に協力すると知事が言うてくれたというようにその場で発表しております。これはちゃんとテープでとっております。残っております。そのように知事が約束をしてくれたのなら、その時点から再々再々やっぱあ広瀬もうでをするべき。またほかの部長辺りにもキヤノンにもこだわらんよと、自分方に適当な会社を世話をしてくれとそういうことをどん程度してきたんじやろうかということをもう一度お尋ねします。先ほどその答えをしてくれとりませんから。それから人件費の件ですが、前から確かに市長は300人削減したんと同じ経済効果は出しとると言うとるんです。ただですね、民間が余りにきついから私は言いよる。この間、例えば市会議員のOBとの会長会との食事会があったと。私は出席もちろんしておりませんが、その出席者の話の中では、西嶋市長は佐伯市に生活保護世帯よりもまだ厳しい生活をしとる人たちがおるのを、どのくらいおるのかを把握しとるんじやろうかと、何か言うたOBの方がおられるそうであります。話はちょっとずれますが、私どもはおととし例の北海道の夕張に行きました。今管理も人口も減って5%まで1年でおとといが1年目じゃやっただすから5%も人口も減って、こないだは雪でから建物も崩れたそうであります。そして同じ時に、滝川市

に行った。そのテレビにも大きく出ております。生活保護かその人が何千万円か何億円か
つこうたのを市の間がチェックもしよらんじゃったと、佐伯市の職員はそういう無能な人
たちはだれもおらんとは思いますが、市長が行政でやる以上は一番大事なことが、2番
目が機構改革じゃったかな、3番目が職員意識の改革じゃったと思うんですよ。そいつの指
導もちゃんとしてもらいたいと思うんですよ。取りあえず今のやつをお尋ねします。釣り
バカの件ですが、あれなんですか、例えば、議会に2,000万円なり予算のあれがあると思
うんですが、まだそれが通るまでは決定じゃあないんですよ。例えば議会がいやとは言わんと
思うけども、垂れ幕まで垂らしちゃっても、やはり私たちが心配になるのは、どれだけの経
済効果があるかということです。仮に1時間何十分の放送のうちに佐伯市が15分か20分写
るのか、1時間写るのか、やはり興味もあります。ただこれは佐伯市の知名度を上げるためだ
から私個人は賛成をいたしますが、そのところの効果ということは、国体のさっきのうま
くいくんかと同じです。是非成功できるようにやっていただきたいと思うんですよ。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の再質問にお答えします。選挙前の話のことを盛んに言われますが
、私の方も知事とはお会いしながらいろんなお話をしております。知事にしてもいろんな立
場、また御手洗会長もその間に2回、3回会ってます。非常に私が思っていないいろんなお話
があります。それはここで話すわけにはいきませんが、そうした話をしながら難しい部分もあ
るんだなあと。用地の問題については、これについては後から聞いた話は、前からそうした
視察をして全部用地を探すそうです。佐伯に対して的確地がないということの後から聞きた
ました。1年以内に工事が造成できるそれだけの面積地、はっきり言えば興人の約半分の面積
が一所有地ってことじゃないと駄目だと、あその場合、日田市の場合は市が持っておりま
したので39万平米という形ですね。佐伯市の場合はそれだけの広大な用地は持っておりま
せんので用地を用意することはまず1年では不可能だろうと。そうした中で話が進められたも
のと思ってます。また、知事に対してどれだけお願いしとるんかという、会う度にいろんな
お話をしております。また、これはなぜ大分県の東京事務所に行くかと言うと、全部の窓口
が東京事務所から広瀬知事の方に来ます。そうした中で、その中に私の方も早めにそういう
状況をつかむということで東京に行く度に新しい情報を私の方もとっていくと。また、知事
にいちいち会うわけにはいきませんので、佐伯市のこれこれこれこれという資料を持ちながら最
新情報のことを持って行く。また県のパンフレットもあるわけです。工業用地のですね団地
の。それについてのやり替えも今しております。そのような中で、今までがなかなか東京事
務所に行かないということで、東京事務所からの問い合わせもなかったんですけど、最近は何
件かは出てきております。それに対応しながらこういう企業が出たいんだが世話をしてくれ
ないかということも現実的には動いております。問い合わせがあっておりまして、そのこと
については動いております。これはまだ発表の状態じゃありませんが、そういう状況がある
ということをお考えいただきたいと。それから2番目に市道の対応について、市長が判断次
第ということですが、この件についてはいろんな中で工事の進行状態もあります。確かに公
安委員会がやらなければいけない仕事、一旦停車とか標識、これについては公安委員会とい
たしましては、信号機の設置についても道路が工事を完成すると同時にできることはありま
せん。と申しますのも御存じのとおり、217からバイパスに降りてくるということになれば
、そこにも信号機を付けてくれというわけですが、あれはつながってない道路ですので、そ

れに対して信号機というのは警察の方も付けないわけですけど、一方住民の方々のお話を私は1回聞いたときに、なぜ信号機を付けないのか、住民の安全におかしいんじゃないかというような言い方をされました、これは区長会との話で。私もそれは県の公安委員会の管轄が信号機ですので市が設置するわけいきません。そうした中であの道路については早めから地域の方々と話していったわけですけど、地域の方々の中にも賛否両論があるようです。交通安全ということは市長の方で交通安全を徹底してくださいということですけど、市民交通安全運動に対しても住民の皆様と一緒にしなければ交通安全はできない部分があります。特にあした形の中の臼坪から来る広い道路ですので横断歩道の設置とか、そうした部分については本来であれば公安委員会の方が道路上ですね塗装するわけですけど、これについてはやむを得なければ市の方で早めにして横断歩道の設置をします。この設置にしても公安委員会の許可が要りますので、そうした部分っていうのは道路の開通を見て、できる限り道路管理者として、要するに交通の対応をするためには道路が渋滞しないように、また事故を起こさないという配慮の意味が、道路を供用して判断しなければいけない部分があるそうです。そうしたことをずっと積みあわせていっておりますので、市長の判断次第ということではありますが、警察は警察としての立場があります。それはやはりそうしたことを見なければ、私の方が勝手に横断歩道を造るわけにはいきませんので、そうしたことが地元との話し合いがうまくいってなかったということです。そのような状況で、私の方とすればできるだけ早く、これについては開通をするように指示をさせていただいております。この件については地域住民との話を大体話が煮詰まってきたようでございますので、その点は報告しておきたいと思えます。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 私は9月議会じゃったと思うんですが、二千数百社かの地方に進出を希望しとる企業がどういう自治体を好むのかと言うたことがあります。そんなときにインフラとインフレを間違えてえらく恥をかいたわけでありましたが、あれは見間違えただけです。一番が安い土地が広く確保できること。これは佐伯市は九州一広いわけでありまして。ほかの所にあるのがそろわんわけはない。だから先ほどのように単純なことかもしれんけど、坪と平米数を間違える。3.3倍違うな、土地が必要なら今度の市長のあれによりますと建設残土で工場用地を確保するという事は載っておりますが、どの程度のものを確保するのかを説明していただきたい。いつごろからどのぐらいの広さの土地を確保するのか。というのはやはり先ほど質問したと同じように、業種によって必要な坪数があります。要りますので、それでお尋ねするわけです。埋立てをして工場の用地をする用意があるのかどうかということですね。それと企業が2番目に必要とする条件、インフラ、それは高速道路も開通するし、港湾が今ああいう状態でありまして、どうか速やかにあれして。ところが道路が通ってから企業には来てくれじゃどうもならんです。やはり先ほど市長が幾つかの会社と交渉しよるといいうようにありましたが、私が前回質問してからもう2年ほどたつておると思えます。1件もそういう話がまとまったということも聞かない。ところが豊後高田辺りには四、五日前にもまた1社入つとる。やはり佐伯ていう所はある方が言われたように、風土的にちょっと難しいんじゃないかと思われておるんじゃないかと、それなら市長が先頭に立って企業を呼ぶような方法も考えんといけんと思えます。インフラは整備されたと。三つ目が、税金などの優遇だそうです。四つ目が大都市に近いこと。五つ目が人間がおることだそうです。これは

正式にある大手の新聞に載っちゃったことです。それを私9月に言うたことがあります。その9月から土地を探してももちろん今度のキヤノンのことには間に合わんじゃったろうけども、やはり情報を早く取ることと、やはりオーダーメイドじゃ駄目や、幾つか用意しちゃうことにやと思います。それでどの程度の企業用地を確保するつもりがあるのかをお尋ねします。それと人件費のことはいつも再々言うて大変申し訳ないのですが、市長自体も行財政改革で大事なことは給与と数ということを書いておられた。だから私もこだわるわけ、そいつはやはりこの間12月議会では市長は100人に1人の職員って言いました。それでいうと先ほど10年後には7万1,000人になることになっちゃうんじゃが、10年後には710人の一般職というように解釈していいんでしょうか。私はこないだの質問は庁舎じゃなんじゃの大きさの都合もあるから将来、今通った市長のあなたは、将来適正な人数がどんぐらいかという質問をしちよります。今現在の8万人の人口の佐伯市のことを尋ねたんじゃない。あの時あなたは100人で800人、特別会計の職員が120人いると言うたけども、これで出とるように10年後には市民が7万1,000人になるのであれば、あなたの理屈から言えば、10年後には710人の一般職員でなければならぬはずですが、そこを説明いただきたい。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の再々質問にお答えします。これはまたちょっと部長に言わせますが、一応私は目標的な数字を言っとるんでね100人に1人と。基準的に国が出したことを言ってますので、それについて詳細説明はあと部長にさせます。だからそれは今にね、今7万になるという予測があるからどうだというんじゃなく現実には現実の中での話をさせていただくということでお考えいただきたいと思いますので、それについては詳細説明を部長にさせます。それから、先ほどの土地の問題、私どもも合併した時に、多くの議員の皆さんから佐伯市にある開発公社の塩漬け土地がないか、いろんな土地がないかという処分の話がありました。当市といたしましてもああいうような財政状況の中で用地確保をするだけの財源っていうのは確保できない状況が合併当時私はあったと思ってます。今でこそ少し財政に余裕ができたから用地確保の関係を今回総合計画の中に挙げていこうと。やはりこれは財政というものを見なければ企業を誘致しようとも、さっき言ったオーダーメイド、企業が来るから買ってくださいということができないのは、先ほど日田の問題っていうのがそれだけの土地の39万平米の土地があったから私は企業進出ができたと思ってます。議員の言われるように、そういう土地については佐伯市の中でやはり高速に近くなければいけないと、そして値段も安くなければいけないと。そう限定された中で私の方は確保したいと、目標的には10万平米ぐらいしか確保できないのではないかと考えてます。と申しますのも佐伯市の場合は、山が非常に多いということ。そしてそれだけの平野が少ないということ。そうした中でですとすれば農業用地、そうした用地を確保するということになればまた地主が非常に多いということで、だから山を削っても山の地主も多いということですので、そうした目標をもってやっていきたいと思ってます。10万確保すると言えばすぐ公約だといろいろ言われますので、そうした10万平米近い用地確保ができればという、10万平米です。確保を目標としてこれからいろんな中で取り組んでいきたいと思ってますが、これはそうした条件の中で自分として取り組んでいきたいという目標にしたいと思っております。人件費につきましては、担当部長の方からまた詳細説明をさせます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 例の100人に1人という800人プラス120人という部分はですね、あくまで平成18年3月に策定した行革プランの時点の国調人口8万290人を基礎に出したものでありまして、確かに佐伯市総合計画基本構想案では10年後の平成29年度の市の人口を約7万1,000人というふうに推計しております。単に国の基準である人口100人に1人とする職員数を目標とするのであれば800人という目標値は総合計画のこの基本構想との整合性が問われることになるのでしょうけども、では単純にその目標値をじゃあ10年後に700人にすべきかと申しますとそうはいかない事情がございます。10年後の推計では65歳以上のいわゆる高齢人口が全体の36%にもなるだろうと言われております。佐伯市のこのように広大な面積、至る所に人々の暮らしが点在しているこの佐伯市におきまして、将来単純に人口だけを基礎にした計算による職員数で本当にきめ細かい住民サービスの提供ができるのかどうか非常にこう危うい側面があることは否めないかと思っております。実は普通会計のこのいわゆる800人の中には、消防職員の数もカウントされております。申すまでもなく常備消防は一定の人員の確保を必要とされておまして、現在県の方で論議されている消防広域再編の流れも勘案いたしますと、この常備消防の職員の分も100人に1人という計算の中にそもそもカウントしてしまっていること自体がどうなのかという考え方もございます。こういった背景の中、実は国の地方分権改革推進委員会っていうところで今論議されているのがですね、今までの100人に1人といった単純な定員管理指標から人口と面積を加味した簡素で分かりやすい指標の整備の検討が始められております。つまり、普通会計部門の職員数については、その自治体の人口に加え地域的な事情、つまり離島の存在や面積の大きさなど考慮した指標であるべきではないかという考え方があるわけです。この大体の計算式も我々入手してるんですけども、その計算で行いますとかなりその指標の職員の数が増えます。ちょっと具体的には申せませんが。そういった背景がございますので、以上の御質問についてはどうぞ御理解をいただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に25番、菅原忠君。

25番（菅原忠） もう1人ですので、今しばらく御協力お願いしたいと思います。一般質問に入ります前に、今年の3月末をもちまして退職をされます皆様に一市民として、一市民の代表として一言お礼を申し上げたいと思っております。長年にわたりまして住民サービスの向上、福祉の向上のために大変努力をしていただきまして誠にありがとうございました。

それでは早速一般質問に入らせていただきます。まず、今大鶴部長がちょっと消防の部分が後藤議員の中の答弁に出てまいりましたが、1点目に消防署の人員配置についてということで、緊急時における態勢は万全かという質問を上げてます。特に分署はということで上げております。これは今分署が上浦、それから鶴見に東部、蒲江、それから弥生に西部、宇目分署と分署があります。その中で今回果たして本当にこれでいいのかなあというのが、以前旧宇目町時代の時に軸丸議員が合併前の広域の消防の時にこの質問をしたことがあります。実際に合併してからそのまんま流れがきまして、実際の配置が上浦が3名、東部が4名、西部が4名、蒲江が4名、宇目が4名ということで人員配置をなされております。ところが救急車が出動しますと3人が救急車に乗車して出ます関係上、実際の分署には1名しか残りません。そうした場合に実際火事が発生した場合に、1人駐在の人間がすべて対応するという実際におかしな流れがそのまんま残ってます。それをメインに今回質問状を上げたんで

すが、先ほど副市長とちょっと雑談をしてましたら、菅原議員の意図するところがちょっと分らんから回答を二つぐらい用意されてるということでありますので、ちょっと1回目の質問いつも私短いんですが、ちょっと丁寧にやりたいと思います。で、そんな中で分署の人員配置が合併の1年前に、広域の流れの中でそういう配置になりました。実際にその時に、それからこっちに実際に救急車が出動中に火事があったかというのは過去を振り返れば番匠の西部分署が3件、宇目が1件あったというのは聞いてます。これはまあ実際の4名配置になってからかどうかはちょっと確認しておりませんが、そういうことが実際に起きてます。で、そんな流れの中で市長は今回の施政方針の中にも安心・安全なまちづくりということで行政無線の方の無線関係のそっちの部分の安心・安全なまちづくりという部分は出ておりますが、実際の宇目分署等におきましては1名の常駐、常駐といいますが駐在が残った場合に、宇目の一番遠い所であります藤河内、ここには人家が2軒、3軒あるのかな。そこに宇目分署から40分掛かります。で、本庁から宇目分署まで35分掛かります。正直もう1時間じゃあないなあ、75分間掛ければもう正直人家は完全に全焼してしまうと思います。そういった現実が今もう完全に想定されてる中に、来年度の人員配置をどう考えてるかをお伺いしたいと思います。で、合併当時の条例の人員定数、消防は125になってます。現在が消防長と事務職を含めて120名かな、だから実際に消防長が実際に宇目の火事に出動することはないと思いますし、それから新規採用をした場合に半年間消防学校に入ります。で、そんな方は正直6か月間ですから9月までまずその6人は幾ら数の上ではいても実際には体制の中に入れません。それから後期の9月から3月に関しては救命士に1人出ます。それからヘリコプターの豊肥に1名出ます。だから、実際に今120人がいるよという数にはなっても実際の現場は分署の配置はどうしても4名で流れる数合わせだけしかやってないのと、これがまあ市長の言う安心・安全なまちづくりとはという部分を詳細を入れてます。そこら部分も詳しくお願いしたいと思います。それから、そうした状況を踏まえて振興局の配置人員に対して勘案をしているかと。前回児玉輝彦議員がやはり同様の主旨の上浦の例えの中に、同様の主旨のやっぱり質問をされたかと思ってます。やっぱり昼間であっても例えば、分署当りの昼間の人口というのは消防団員の人口は激減します。そんな中に振興局の人員配置を考えたときに消防団員の配置を勘案しているか、していないかも一緒にお尋ねします。それから、ここはまあ将来的な考え方があればということでもう1点上げています。これも今後10年間に約60名の方が退職をされるようにあります。昭和23年生まれの方が10人、それからそのあとが11人、14人とかかなり固まって退職をされていく状態が見えます。そんな中で実際に今後藤議員がかなり定数、人員のことを人件費のことをたくさん言われておりましたが、実際に市役所の数が多いのであれば、なぜこっちの不足している分の回すことができないか、去年の採用、去年やったかおとしやったか、職員から消防署に3名回るときに6人の希望があったそうです。ね、その時にその3名希望があった方を消防署に回せばまだどんどん解消されたのかなあと、今後についても先ほど触れましたが、救命士には1人出さないかん、ヘリコプターには乗せにゃあいかん、新規採用しても6人は半年間は使えない。で、そういった実際125も正しいのか正しくないのかも将来的にあればお願いします。

次に2点目ですが、職員の規律についてということで上げてます。これは住民サービス、住民福祉の向上、当たり前な考え方であるが認識を全体にされてるかというのが1点、それから2点目に、制服化はできないかと上げております。これが12月も少し触れましたが、大

鶴部長の方から答弁があったのは、ちょうど12月に職員に六つのアンケートを取ってますと、それを各課で分析して職員に徹底をしたいという答弁をいただいております。で、あんまり言いたくはなかったんですがたまたま偶然昨日、昨日かなおととい、蒲江振興局に電話を入れました。もうがっかりしました。榊田議員が宇目の日之影線を言うてくれて、僕が蒲江の悪口言うたら叱られますが、ある佐伯の建設業者の方から菅原、名護屋の地区に工事に入るから名護屋中学校のグラウンドを借れるか借れんか聞いてくれんかという話がありまして、早速電話入れました。担当の方がおらんで1時間ちょっと待ちまして電話がありました。で、そんな中で現在借りている方、その方いつ出てどれくらいの空きスペースがあるのかなあと言ったら、その宙に言われても分かりませんと、一遍現地見に来てくださいと。あげくの果てにわしゃまだ昼飯を家に食いに帰らないかんからという言葉が出ました。もうこれがもし本当市民だったら、市民はもう本当に怒らんのやろうかと思えます。これが住民福祉の向上とか、実際に市民利益で学校の用地を貸した方が市の収益につながるとか何も考えてないこの男は、ね、この前大鶴部長にも言いました。職員は一般質問を見よるんかと、その僕は市議会の菅原ですと名乗って言うちよる。それでも横着せんばん、例えば新町でも議長と一緒に飲み歩きます。ね、議長と飲み歩くと今度職員におうても職員は議長にあいさつもしない。これを見るからにもうがっかりする。全然議員を住民の代表と職員はとらえてないなああと、で徹底しますよと言うんだけど、どこで徹底してるのか全く見えない。で認識は全体にされているかとかね、前の高橋総務部長の時も僕はそういう質問をしています。職員の教育をやりまます。ところが、全然その住民が求めていることに対して昼飯食いに帰るのが先なんですよ。がっかりする本当に、これで職員が徹底してるわけがない。それから、そんな中で認識を高めるために宇目・蒲江・上浦・本庁、端々からすべてがやっぱり一つになるためには制服なる、まず身の回りからきちっと一つにしていくことはできんかなあと、やっぱり市民が職員に対したときに、やっぱりああ職員さんという感じの見た目からのきりっとしたものができないかの2点を質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 菅原議員の質問でございますが、消防署の人員配置ということですが、これからこれだけの面積で職員数も減ってくる。高齢化になり、また消防団も減ると、そうした中でどうした安心・安全なまちづくりということも考えておりますが、私の考え方の一つとして考えておるのは、こうした佐伯市が安心して安全に暮らせるのには市が率先して取り組む重要課題ということで私は認識しております。特に安心・安全なまちづくりについては、ソフトとハードの両面から検討、実施をしております。ソフト面では、平成18年度から佐伯市地域防災計画、佐伯市国民保護計画を策定して、各地域における自主防災制度の結成、ハザードマップの作成、ケーブルテレビの行政自主放送での市民に対する防災情報の提供などで、自助・共助・公助という大きな柱によって推進をしております。ハード面については、これは平成19年度に議員の皆さんにもお渡ししておりますが、消防署の庁舎の新築建設で基本設計、また防災行政伝達情報システムの構築に向けての電波の伝達調査を行っているところであります。また、現在審議中の佐伯市総合計画の重点プロジェクトの中にも安全・安心なまちをつくるということで、先ほど言いました消防署の新築を始め庁舎、また全市的な災害情報システムの構築と、特に自主防災組織の育成というの、これはもうやっていかなければならないと思っております。そして、特に地域医療の体制ということも充実をしていかなければ

ればと、そして自然災害を防ぐために災害防止事業の推進ということも考えていかなければならんと、安心して生活できる福祉体制の充実と、こうした7項目を掲げて安心・安全なまちづくりを推進をしていきたいと思っております。平成20年度には、東南海地震・南海地震の発生時、津波が到達すると想定される地域に対しまして、野外拡声器の設置という形で今年度の予算を今お願いしております。また、全国に瞬時に警報システムがいわゆるJアラートということを利用して一斉に同時放送により対象地域への警報を発することにしております。また、さらには4月からケーブルテレビの行政自主放送を統一して防災災害緊急情報や道路の冠水状況を防災カメラを使いまして、ライブ映像としてケーブルテレビで配信すると。これは台風等の時は消防団の見回りとかですね、そうした部分が軽減されていくし、また二次災害等も十分こういうことを使っていくことができるんじゃないかと。また、将来的には防災行政無線情報伝達のために無線LANという形でケーブルテレビ網を利用しながらICタグやセンサーを利用して子どもの見守りですね。それから独居老人の見守りという形で痴呆性の方々が動いた場合に感知するシステムとか、そうした中で今の緊急通報システムのやり換え等も考えながら、そしてトレーサビリティなどのサービスも可能なそうしたネットワークが必要ではないかと思っております。市民が安心して安全に暮らせるまちづくりということで、ハード面というだけでなく、そうしたソフト面も総合しなければ広い903平方キロというのは把握はできないと思っておりますし、隅々にまでということについてはいろんな中を使いながら現在持っている対応でできるだけ対応させていき、こうした高度情報網を使いながら対応させていただきたいと思っております。他につきましては、担当部長及び消防長の方から答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） 菅原議員の方から幾つか消防に関して御質問をいただいております。先ほど御質問の趣旨説明をお伺いをして、少し補足的に答弁申し上げますことでもありますので、それについては準備をした答弁のあとで少しお話をさせていただきたいと思っております。まず、消防署の人員配置についてということで、緊急時における体制は万全か。特に分署はとの御質問ですが、消防署は現在本署47人、西部・宇目・東部及び蒲江分署、各12人の48人、上浦派出所8人の合計103人であり、それぞれ隔日勤務体制となっております。消防の主な業務は火災と救急救助ですが、ここ数年増加したり減少したりしている火災に比べ、救急は急激に増えています。現在、本署と分署で何とかローリングをしながら対応しており、特に影響力の大きい問題は発生をしておりませんし、火災・救急問わず緊急時には非直・公休者を直ちに招集する体制をとっています。特に分署について緊急時の想定ケースとして、先ほども少しお話がありましたけれども、例えば分署管内で救急出場中火災が発生した時どうするのかという問題があります。隔日勤務で週休・祝日休等あるため四、五人体制となりますが、通常は先ほど御指摘のようにほとんどが4人体制となっております。救急車に3人搭乗しますので、1人待機中火災が発生した時、どのようなケースであれ必ず1人出場させるというわけにはいきません。安全性や効率性を考えて直ちに非直員を招集して隊を整えて出場することになります。先ほど、火災のケースのお話もありました。先週から今週にかけて特に菅原議員管内で火災が少し発生をいたしております。その時、火災の場合には4人、当直者4人ポンプ車に乗って出場するわけですから署ががら空きになります。したがって、直ちに非直員を招集をしてその間に救急が発生をした時には3名救急対応をするという体制をとってございま

す。もちろん、本署消防隊及び近隣の消防隊を直に出場させる体制としています。一番望ましいのはどのような緊急時でもきちんと対応でき、万一の場合でも迅速・適正に対応できる職員体制を確立をすることですが、人員増を含めそれを実現することは簡単ではありません。そのため、新庁舎の新築を見据えながら限られた人数で可能な限り消防力が発揮できる体制を確立するため、分署・派出所の統廃合や職員の適正配置等内部検討を進めています。次に、補充等将来的な考え方があればとの御質問ですが、ただ私も現場の責任者ですが、そのまま現場の考え方を執行部の答弁ということにするわけにはなかなかいきません。ただ、現場の実情を一番知っている立場にある者としてできる限り現状認識、あるいは課題について消防行政に反映をさせていく必要があるだろうというふうに思っております。そういう立場でお答えをしたいと思います。補充等将来的な考え方があればとの御質問ですが、今後新庁舎の移転に伴い分署・派出所がどのようになるのか、あるいはまた市町村合併の消防版ともいえる消防の広域再編構想がどのように展開していくのか、不確定要素や流動的要素が多分にあるため、今後状況の変化に応じ補充等も含め都度の対応をしていかなければならないと考えています。他面、これも先ほどお話がございました。昭和48年の広域消防開始以降、短期間で集中的に消防職員の増員を図ったため、現在約半数近くが50歳以上となっております。そのため、平成20年代前・中半にかけて大量の職員が退職する時期を迎えることとなります。それはつまり、これら職員が長年習得してきた業務に関する知識や技術が一度に失われることを意味します。そのことを解消するために、現在定数枠内での年次別計画採用を実施していますが、消防の特殊性及び消防力を低下させない方策と人件費削減のための職員数の減員策をどのように整合させていくのかが今後の課題になると考えています。次に、消防職員の適正配置について来年度の人員配置も含めて考え方をということでお話がございました。少し考え方を申し上げたいと思いますけども、先ほどお話をしましたように、消防職員の配置数は本署が47人、西部・宇目・東部及び蒲江分署が各12人、上浦派出所8人で隔日勤務体制としています。ただ、隔日勤務ですが、先ほど申し上げましたように週休・祝日休、代替勤務、特別休暇、研修・実習、あるいはそういう休暇があるために通常は御指摘のように本署が13人、各分署4人体制としています。一般的には配置人員が適正か否かについては消防の主要業務である火災、あるいは救急出場状況が密接に関係をするというふうに考えております。その視点から昨年1年間の火災及び救急出場件数を基礎に単純に120名の職員の配分数を計算をすると、現行の配置数と大きく変わってきます。具体的には申し上げますけども結果として本署及び西部分署以外は大きく減ってきますし、大変申し訳ないんですけども上浦派出所にいたっては零点何人だという計算になりますので、分署・派出所が機能をなくします。消防の場合に机上の計算どおりにはいかず、特に分署については消防ポンプ自動車の搭乗隊員数の基準に基づき最低4人は常に確保するということが前提になっておりますので、現行の体制で推移をしておりますし、来年もそういう形になるだろうかなというふうに思っております。ただ業務量の顕著なアンバランス、あるいは人事政策上の課題が全くないわけではありません。今後は消防庁舎の新築移転や広域再編の展開に併せて分署・派出所の統廃合、職員配置の見直し、また場合によれば分署・派出所の位置の問題等、検討協議のそ上に上がってくるのではないだろうかとというふうに考えております。最後に、行政職員の職種変更の関係ですけども、これは総務所管ですけども、私の知りうる範囲でお答えをいたしますと、平成18年度で3人採用いたしました。恐らく6人と言われましたけども7人だ

ったというふうに思っておりますけども、7人のうち3名と、これは今の現行の、当時の現行の数は確保するというので3人採用させていただきました。それから平成19年4月には2名退職をいたしましたので、2名職種変更がないかということで求めましたけれども最終的には行政職員からの職種変更希望者が1名だということで1名になりました。それから今年6名採用をする予定にいたしております。そのうち職種変更希望も募りましたけれども1名応募がありましたけども、そのほかございませんので、外部からの採用をさせていただいてるという状況でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 私の方から2点お答えいたしたいと思います。最初は消防関連の御質問についてですが、実は幾つかの振興局の方から昨年実際に火災があった時に、今の体制ではちょっといろいろ問題があったんだがなあちゅうようなそういった声を確かに聞いております。御質問は多分防災面、特に火災を考慮した振興局の人事配置をなされているのかといった主旨の御質問だと思います。これにつきましては、非常に悩ましい問題ですけども振興局の職員につきましては、こういった非常時にしっかり対応できるように、地元にも明るい職員を極力多く配置するように今回の20年度の人事異動でもそういった調整を今真剣に行っているところです。しかし、それにも限界がございますので、結果的にはその辺のところの御理解はいただきたいというように考えます。真剣にその辺の調整をやっていきたいというふうに考えております。

それから、職員の規律についてですが、そんなことは分っているとちょっと怒られそうなんですけど、用意させていただいた答弁書でお答えさせていただきます。住民サービス・住民福祉の向上は、市職員が業務を行う上で当然のこととして最優先すべき目標であり、本市職員も常に念頭において業務を遂行しているものと信じております。しかし、このような目標、目的は具体的な行動を通して実現していくものであり、一人一人の職員が意識を持って日常業務に取り組むことが重要であるというふうに考えます。このような観点から、先ほど御指摘がありましたように、昨年12月に職員全員に対して業務状況等の調査を行った際に、市民の立場に立って実際職務を遂行しているか、積極的に業務の改善・改革に取り組んでいるか、それから目標達成に向け集中して仕事に取り組んでいるか、相手の立場を尊重しているか等を職員が自分自身の行動を振り返ってチェックする項目を設け、意識啓発を行ったところです。また、この調査の中で多くの職員から業務上の課題や改善点についてさまざまな意見が寄せられております。今後もこのような取組を強化しながら、また繰り返しながら職員研修を計画的に実施し、更に職員の意識を高め、住民サービス・住民福祉の向上につなげていきたいというふうに思っております。制服化できないか、いわゆる職員の制服のことでありますが、職員の制服の貸与については、確かにこの規程はございますが、これまでの貸与の状況及び現在の制服に関する社会的な流れ傾向から、さらには経費節減の観点を含めまして、現在は行ってはおりません。以上です。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） まず1点目の消防署の人員配置の部分で、多分問題意識の感覚が違っている。例えば、今僕が言ったように救急車が出勤してる、1時間15分本庁から掛かるところをね、場合によっては1人では出勤させないこともあるよと逆に言ってる。で、実際にその事態が発生したときには消防長だれが責任をとるんですか。だれが責任をとるんですか、聞きたいの

よ本当にこれね、これはもうあとで市長に答弁お願いしたいけど、完全にね今確かに火災・災害の発生件数で比率を出せばさっき言ったように上浦の分署みたいにね、もう要らんよみたいな数値になるんかもしれんね。でもそれじゃあ上浦の人が今言うように、絶対納得は得られませんね。実際にじゃあ1時間15分本庁から掛かる状態で宇目の一番遠い所で火災が発生したときに、じゃあ、だれが責任とるんですか。同じ市民ですよ。でじゃあ人間をやりたくないから分署の配置を分署の位置を検討せないかんという会話をしてる。だから問題点が全然違うんですよ、やっぱりここは市民の人命を一番に尊重する。財産を一番に尊重するんだったらやっぱり5名配置を最低に考えないかんでしょうが、なんでそっちの人件費削減とかね、そっちの4人、4人というふうに話が流れるんかが分らない。じゃあ本当にそれが同時に救急出動と火災出動が発生したときにだれがじゃあ責任とるの消防長。市長にねそういうことがあり得るから、市長この部分は人員配置増やしてくださいお願いしたんですか。総務部長に言ったの本当に、現場の声を一番把握してるはずのあなたが一番人間の交渉をせないかんでしょう。これじゃあ絶対万が一の時に大変なことになりますよちいうのはあなたの言葉でしょうが本当は。これは今まで広域の流れからこれやってきたことも本当は相当不思議ですよ。それでいいと市長言えないでしょ絶対にね。じゃあ宇目の一番遠い藤河内の1時間15分掛かる人に火事が起きたらごめんなさいい言えますか本当に。これはあくまでも人家火災のことばかり言ってますけどね、山林火災になったらこの時間じゃ行かないですよ本当に、だからそこが問題点がおかしいんですよ、認識が全然違うんですよ。来年度は現行推移でいきますよと。そんなことだから困るんですよ、じゃあ来年度現行推移でやって本当に起きたらどうしますかね。自分は退職しておらんちよるからいいかもしれん、じゃあけど市長はそんなわけいきませんよ本当にね、今ここにおける執行部の方々ね、今僕はケーブルテレビでやってます。菅原の言うたのが本当か、あなた方の考え方が本当か、これ市民評価に必ず値しますよね。ましてや片方ではね1年早く職員の数が減ってますとね、まだ800人にはまだいかないかんけどと言ってる。それだったらその人を回してくださいよ、十分事足りるじゃないですか、希望を取つたらないだけであって、逆にお願ひすればいいじゃないですかね。そうすれば一番市民の不安を解消できるわけでしょう。今言う指数的に火災の発生件数と災害の発生件数で数値を出したら1人もいかなことになるとかいう、そんな話じゃないですよ。これは本当問題の考え方の明らかな違い。それからね市長、安心・安全、ソフトとハードね、市長の今の答弁聞いたけど、今言う消防と火災とね救急という観点からいったときに、本当に市長も安全とそれ言えますか。僕の言ってることと市長の答弁ね、全然違いますよ。だから今もうこれが事として明らかになった以上ね消防長、今後の課題とかいうレベルの問題じゃあないんですよ。今晚だって今だって起きるか分からないんだから本当に、その時に明らかにもう対応できないんだから、だからそれをね確かに消防の本庁が向こうに移る、そうすれば西部の分署と本庁のあり方をどうかするかというのはよく分る。だけどそこで浮いた人間だけの話じゃないんですよ。ねじゃあ、山間部の結局地域の西部と宇目の分署を前一緒にしようかという話も以前に聞いたことがあります。それされても一緒なんですよ。全然救急体制になってない、緊急体制にとれてないのが現実です。それを考えてもう来年度早速すぐ取り組んでもらわなければこれ絶対困る問題です。それかもう市長が、すみません宇目の奥の方あきらめてくださいねと言うか、それしかないんですよ本当に。

それから2点目の制服については大鶴部長必ずそうくると思いました。世の中の流れと経費節減の面から考えはないよというごくノーマルにそれは返ってくると思いました。でもところがさっき言ったように、制服というのはやっぱり気構え、認識、あいさつ、僕はすべてがそこにあると思います。さっき僕が言った話でもそうなんです。仮に大鶴部長がね、悪いけど自分の女房に振興局でもいいから電話させてくださいよ、どんな対応をするか。めちゃくちゃなんやから、そりゃ総務部長の大鶴ですちゃこんくらいはみんな職員は知ってるよねやっぱりね。じゃあけど普通の一市民が電話して対応をお願いしてそんなことを言うかえ本当に、俺はもうがっかりするんやから。そこはどうか振興局長な、おれは別に蒲江ん悪口言うつもり全くないけどあんまりにもお粗末。やっぱ本当なあ普通、これまあ僕はそんな時頭きたからもうええち言うてさっと電話切ったけど、そんな対応するかなあ本当に。で僕は根性悪いからもういいち、もう市の土地借らんでいいち、相手にもそう伝えました。もう市の使うなど、これは僕は市民から怒られるかもしれん、でも窓口がそんな状態やからね、空き地利用、空き地利用、いっつも議会でみんなが言う、なんも利用しよらん、それをちょっとでもお金にしようとしてないその人は、で教育じゃ研修じゃあ、アンケート取ったってつまらんよ本当に。何を認識しよらんかなあ、あのね市民があつて市職があるんよね、さっき人口比でね市民100人に対して1人が国の基準よという話をするけど、市民がなかったら職員は要らんですわ。やっぱりそれが原点じゃちいうのをもうちょっと職員の方も分ってくれにゃあいかん。それは一個だけ申し訳ないのは、頑張ってくれてる職員に申し訳ない。つまらん男のためにおれがこんなこと言ってみんなが悪うとられることになる。本当にやってくる人に申し訳ないんよ、じゃからできん人の教育をどうするかを答弁してください。お願いします。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） 菅原議員の方から再質問がありました。議員の方が、例えば宇目分署管内で救急出場中に遠隔地で火災が発生したときにどうするのかというお話がありました。例えばのお話ですけども、それと同様の緊急事態というものが今、日常的に発生をしているという状況がございます。例えばの話ではなくって、例えば申し上げますと、一昨日3月の5日から今朝に掛けて、今朝の8時半交代ですけども、その間に1日半の間に救急救助及び火災発生に対応した件数が24件ございます。これは何も特殊な事例ではなくてもう今、日常的に発生をしている実例で、時系列的に少しお話をさせていただきますと、話が長くなりますから省略はしますが、本署で救急出場があったと、それから蒲江で同時に発生をした、西部で発生をしたということがあります。でその間にこれは時間もはっきり分っておりますけども、その間に本署、西部の救急が全部出場していると。その中で、例えば旧市内あるいは弥生、本匠、直川で救急、火災があったときにはもう東部あるいは宇目から出てもらうということになります。蒲江、西部分署で救急で出場しておりますから1名しか残っておりません。その時、火災が発生したときにどうするかという問題、先ほどの議論の中です。あるいはそのあと、夜中に救急隊1隊が本署には残っていないと、蒲江、西部管内で災害が発生すれば今度は東部、宇目から行ってもらうと、この間火災が発生したときにどうするかと、こういうような問題もあります。あるいはですね、あるいは昨日の午前中でしたけども国道10号でトラックが転倒、横転をするという事故がありました。本署の1、2分隊、それから救助工作車、それから西部分署と同時に出場するというようなケースもあります。今日

は午前中に本署の救急1隊とそれから本署は1隊置いておく必要がありますので、東部から大分の管外搬送に行ってもらってるというようなですね、そういうケースというのは本当に、例えばの話ではなくって日常的に行われております。そういう意味では、私も本署も十分機能をする体制をとりたい。あるいは分署もそうだといいことですが、残念ながら今の現状の中では現行人数については確保していただけるということになっておりますが、それから大きく増えるということになりません。したがって120人、私も含めて120人の体制の中で本部が17人おりますから103人と、この103人を本署と西部と宇目と東部と蒲江と上浦に配分をしなきゃいけないということになります。絶対数が決まってるわけですから、これをですねこの数を増やす以外にもう方法がないわけなんです。いろいろ言ってもですね、それは宇目の管内も重要ですし蒲江だって同じです。上浦だってそうなんです。そういう悩ましい問題があります。で私どもとしては、現場の立場として現状認識だけはきちんとやっぱりして、そしてそのことを解決する策というものを立てていただきたいということは常にお話をしてるつもりですけども、他面行政改革ということもありますから、本庁の中では職員が減っておりますけども消防は職員を減らさないということが今のところ現実的には一杯一杯だという状況がございます。抜本的な改革が私もよく分っておりますし、現状も私どもは変わらないけども周囲の状況が大きく変わっていると、周囲の状況に合わせて対応していくということは私もよく分っておりますし、これからも人員確保については十分検討していかなくちゃならないだろうなというふうに思っております。ただ、現実の問題として、短兵急にそういうことにならないと、しかし現実はこちらだということになれば、それに対応するだけの内部改善、組織改編、あるいは職員の再配分ということをやっぱり善処策として考えていかざるを得ないのではないだろうかとというふうに考えております。現場の長としていろいろ申し上げたいことはたくさんありますけども、現場の長の考えと先ほど申し上げましたように、ダイレクトに執行部の考え方ということにはなりませんので、現状分析だけはきちんとし、現状認識だけは是非訴えておきたいとこういうふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 確かに市町村合併からっていうか、それ以前から市民が職員の見る目というのは大きく変化してきたと、特に市町村合併を境に時代が大きく変わったという認識というのは職員はもちろん持っているというふうに思っております。それから市民に対する接遇に対しましても、私はたまたま平成18年度に弥生振興局にいたんですけども、その時の感想としては、きっちり電話に出る時も自分の所属も名前もきっちり言うし、もうきっちりしてるなあという大変そういう印象を持っておりました。もうほとんどの大多数の職員がきちんとした対応をしてるというふうに思ってるんですけども、しかし時として、今議員が言われるようなそういった事例が現われているということを非常に残念な思いをしております。おっしゃるような何か制度として、ルールとしてきっちり確立しなければそういった事例をなくしていくことってというのはなかなか難しいんですけども、その制度については今、まあちょっと具体的には申しませんが、20年度当初から真剣に作っていきたいというふうに考えております。それ以上に議員が言われるような、そういった特殊なと言ったら失礼かもしれませんが、そういった事例を徹底的に拾い出して、また掘り下げて部局長会議等のそういった幹部会議でそれを議案にいたしましてしっかり論議し、下の方に降ろしていくといったそういった作業を繰り返しながら徹底していきたいというふうに、まずその辺からやって

いかねばならないのかなというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） 消防長、言い訳にしか全く聞こえないというか、あなたはね現状が今救急出動が増えて足りない現実をあなたが今一番分っているわけでしょ、ね。条例定数は125ですよ、それを今5削減してあなたを含めて120でしょ、出動できないあなたを入れて120なんですよ。そこに条例の五つ下の現行は何があるんですか。ね今現状がそれだから逆にね総務部長、市長、増やしてくださいと言うのがあなたの仕事でしょうが、じゃあないんですか。市民をどんだん不安にしようだけでしょうが。で市長は所信表明で安心・安全なまちづくりと言う。おかしいでしょ。で市役所の職員は多い多い言いよんじゃから、ね今市長は本当は答弁してもらいたかったけど、もう最後に言うてくれりゃあええと思うちよるから3回目にいきましたけどね、今それくらい救急出動も例えば多いね、そしたら一番削減するんだったら、そら庁舎建設の委員をつくったり、釣りバカの推進室をつくるのもいいよ本当に、でも一番危険なところをやらなあかんでしょ。僕は宇目のことを言ってるだけじゃないんですよ。ただ時間的に言った場合に、1人で行った場合の話が75分間、本庁から行ったら75分掛かるから言ってるだけなんですよ。それはもう鶴見にしても蒲江にしても一緒ですよ本当に、今あなたが消防長言っているとおりでしょ。蒲江の分署でも3人が救急車に乗って出たら1人しか残ってないんだから、それを波当津まで本庁から何分で行くんですか、波当津の人に家焼けてごめんなさい言えますか本当に、僕が言ってるのはそこですよ。だから本当は125でも足りないんじゃないですかと逆に。今年6人入れて6人が10月まで消防学校行くんでしょ。広域にも1人ヘリコプターに乗せてるんでしょ、今の120の状態の中からそんだけ行くわけですから足るわけがないじゃないですか。何でそれが菅原議員、例えばではありませんち、現実の出動がなんかと、そんなこと何言ってる。消防署は人が足りないと言ってくれないかん。ねえ市長どうかしてこれだけは市民の安全のためにやってくださいよ、安心のためにやってくださいよというのがあなたの仕事じゃあないですかね。何が財政改革中なんか、消防長が財政改革考えないけんのかなあ、市民の安全を先に考えてくれなあ、今のこのじゃあ議論を市民が聞いてどっちを取りますか、財政改革の最中だからね、そんだけ救急車が出て人がおらんちよんのに、それでも市民はその財政改革を推進しろと言いますかね、ましてやまだ目標の数にいてませんと言う、だったらその人回せばいいじゃないですか単純に、条例変えて130人にすればいいじゃないですか。903平方キロ九州一番ですよ。この一番広いとこの消防のあり方をどうしてよそと比べられますか、津久見みたいな狭い所と佐伯を一緒にはできないですよ。これもう最後に市長に答弁願うしかないんよ。で仮にこれ僕が今こんだけ言って仮に来年度の人事でもし来年度に本当にダブルの災害が起きたときは誰が責任とるかも言うてください。

それから大鶴部長、制服のことをもう取り合ってくれない。何を基準に職員を一個にするか、そりゃ郵便局は民営化されました。ね、最初見るとどぎつい制服に替りました。こりゃまあと思っただけど、だんだん慣れてくるもんですね。でもそれが一つなんですよ。組合をお願いして貸与じゃなしに職員の方々に理解をもらって1人ずつ買ってもらったらどうですか、僕らでもメジロンのカッターシャツ買わされましたよ。買わされたち言うたらいかな、買いましたよ。今財政状況こうだからねユニホームとして悪いけどねみんなで組合の方々お願いして買ってもらったらどうですか。経費の面、流れ、じゃあ極端に流れの話をし

ますけど、ある銀行制服やめました。中に行ってみると非常にだらだらしてる。そんな感じを受けませんかねえ、逆に制服をなくして流れとして、それが解釈としていいか悪いかお客さんの立場から、パートさんか行員さんか分からない状態になっている。2点、最後をお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 菅原議員の再々質問で、市長答弁をということですが、現在の消防署の職員120名、これいつごろからかと言うと合併前からなんです。合併前、毎年4年ごと、5年ごとですか、4,000人ずつ人口が減ったわけですね。だから一番多い時は11万5,000の時の人間ですねこれは、それだけの状態が減ってきた中でも消防については減ってないと、現在でも私は行革の中で消防は対象外だと、やはりこれは安心・安全の中にそういう体制をすると、それでこれを交付税で調べるとですね、多分私は交付税の人口ちゅうのがあるんです。要するに普通交付税で対象にしてくれる消防の職員数、これは多分120名以下だと思います。その分が一般財源から消防の方にお金が回ってその消防署の職員、また救急車も非常に高額になってきてます。はしご車も高額です。そうしたことも対応しなければいけないと、特に今年はずね、先ほど急激に辞める人数が広域ができたときにありますので、予定より今1名確か2名採用する予定だったけど1名の採用増をですね、また来年も消防については退職が一週に30名、40名出るもんですから、そうした中でその間についてはある程度オーバーフローの体制をしていって、さっき菅原議員が言われましたように、消防学校に行く人間をですね一週に30人も雇用することができませんので、退職者が出ますので、その事前に目打ちをしようということで、消防署の職員は今後とも順次採用するようにはしております。先ほど申し上げましたように、各自ということですけど、私はそうした中で、これについては各市町村部もですね、先般日田の方で消防署及び救急車を民間にという話が新聞記事にあったと思います。これについても住民の方が非常に不安を持ったということもあります。私は今、自分の任期中についてはこの消防署職員数は人口が減っても現状は維持したいと。そして交付税が多分人口で減ってきますけど、それを何とかするのが行財政改革で、そちらの分を補っていきたいという具合で、それがやはり安心・安全な中に結び付けたいと思います。同じような行財政改革で全体とすれば、多分消防職員は先ほど行った11万5,000からいけば今90名以下に置かなければならないと思います。そのような状況ということを考えながらいけば何とか維持をしていただいて、できるだけ皆さんでやっていただくことをお願いし、それを先ほど言った中で本当に地域地域によってはそれぞれの端があると思います。先ほど行った波当津の問題とかですね、鶴見は梶寄の問題、また上浦の大浜の問題、佐伯に行けば大入島、離島の問題、そんな所も全部がやはり節々があるんですけど、それに確実に私は100%のサービスができるかって言えばこれは非常に難しいのではないかと。それでもできるだけそうした体制を今の持っている消防力でそうした中でやっていきたいと思っております。また、県にもお願いして必要な時点があればヘリコプターという、これからの新しい方法もあります。先ほど情報っていうことで高度情報はしました。そうした中で持って行き方もありますので、限られた数の中でやっていかなければならないと思っております。そういうことで私の方も消防については来年からは退職者より余分に雇用をしていく予定をしております。その点は消防についての一時的な退職にならないように、消防がそうしたことに手薄にならないようにやっていきたいと考えております。以上です。同時発生した場合の責任というのは

、火事を起こさないように私はやっていただきたい。不幸な事故でね、例えば地震があったからね誰が責任を取るのかということだと思っんですよ。だからあくまでもですね、火事ですれね4人発生して1人しか行かれないと。だから私どももですね、先ほど言いましたようにですね、救急車というのはですね、都内でもどこでも、簡単な病気でも皆さん呼ぶわけです、昼間。だからモラルの問題もあると思っんです。だからいろんな中ですね、それ事例というのはいろいろあると思っんです。だから同時発生責任っていてもですね、それがどういう状況になるかということについて見らなければ私はないと思っんです。だから何でも結果論をですね言うてそれをどうするんだといえは、それだけのじゃあ人間を雇うですね財政力が佐伯市にあるかということなんです。そりゃ200人も300人もですね消防職員を置けばいいと思っんです、極論から言えは。だれど先ほど言いましたように120人を退職する30人に当て毎年1名ずつ増やしていくとこの5年間、そうすると議員が言われる125名体制から127名ぐらいの体制には途中になるかも分りません。だれどそうした状況をできるだけ消防についてはそれぞれをもった中でそしてやっていかなければならないと。財政が豊かになればそういう論法もありますけど、財政が豊かになれば公共事業をしてくれ、いろんな形でしてくれということで、いろんなことを配分しながらこの広い地域です。それを考えながらそれぞれの中で私も調整をさせていただきたいと思っんです。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 制服の件についてお答えします。この御質問をいただいた時に、この制服に関して旧町村、合併前の旧佐伯での状況をちょっと聞いてみました。何回もですねそれぞれ制服の今まで実施をやっているようですけども、なかなか浸透しなくてですね、うまくいかないという事例を聞いております。そういうのじゃなくて強制的に着せるようにすればいいんじゃないかという話になるんでしょうけども、そこまで強制的に着せることがどうなのかということと、この効果がですね、制服の効果がどれだけあるのかということにちょっと疑問を持っております。職員である証としましては、ここ私は職員証ですねこれはもう完全に浸透しておりますし、これバッチもありますから、これで十分ではないかというふうには私に考えております。もうむしろ本来職員としての自覚が一番大事じゃないかというふうには、そのように考えます。

議長（児玉忠義） 以上で、菅原議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、10日は午前10時から本会議を開きたいと思っんです。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時11分 散会

平成20年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第3号 3月10日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成20年3月10日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務務部	長長長長長長長長	西木武大久三田菅川河	嶋許月田鶴保原崎人野	泰政厚隆直成信俊宣伸	義信博己太行誠邦行生	上教消上弥本直宇鶴米蒲	下浦生匠川目見水江	水道部防	長長長長長長長長	戸川高加御手曾安戸高児	高島橋鶴藤洗宮藤高治玉	公ふみ安宗隆廣一和	人え忍信義二清美德郎康
-------------	--------	----------	------------	------------	------------	------------	-------------	-----------	------	----------	-------------	-------------	-----------	-------------

議事日程第3号

平成20年3月10日(月曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成20年第1回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

7日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、河野周一君、2番、浅利美知子さん、3番、江藤茂君、4番、下川芳夫君、5番、佐保暁君、6番、河原修仁君、以上の順序で順次質問を許します。

37番、河野周一君。

37番(河野周一) おはようございます。一般質問2日目の朝がやってきました。私は一番バッターでございます。執行部の明確な答弁をよろしくお願ひします。それでは、2点質問させていただきます。一番が消防についてと、2番が、さ~いきいき健康21計画書についてですね、この計画書ですね。では始めます。まず、特殊な火災は別にして、その多くがちょっとした不注意からくるボヤで初期消火し大事に至らなかったと聞いていますが、初期消火の重要性の観点から火災の概要についてお尋ねします。これは、消防の現状と課題についてです。それでイ、平成19年中の出火件数、災害種別、前年度との比較、主な出火原因及び特徴、ロ、初期消火や未然防止のためにどのような対策を講じているかお尋ねします。2番目が、救急・救助の現状と課題について、イ、平成19年中の救急出場件数、事故種別及び疾病分類ごとの件数、前年度との比較、管外搬送件数とその主な理由は何かお尋ねします。ロ、現状を踏まえて救急業務は適正に行われていると考えているか。問題があるとすればどのような課題か、どのように解決するのかお尋ねします。ハ、昨年消防署に水難救助隊を結成し訓練中と聞いております。何人編成でどのような活動をしているのか。ニ、消防団の現状と課題について、イ、現在の消防団員数及び過去3か年の団員数の推移、分団数と分団の適正配置、人数は何人か。また、最大分団は何人で最小分団は何人かを含めて分団の現状をお聞きます。ハ、消防団員の減少に歯止めを掛け、団員確保のためどのような対策を講じているかお尋ねします。4番が、消防新庁舎の建設についてですが、イが、改めて敷地の概要についてお聞きします。ロは、全体配置計画の概要についてです。3番は、完成予定年度等今後の計画についてお尋ねします。5番、消防の広域再編について、消防の広域再編が検討されております。知事も今年度中に大分県消防広域化推進計画を策定することにしてはいる。市町村にも国の示す管轄人口30万人にとらわれることなく、実情に即した大所高所で御協力い

ただくと答弁しております。こういうところで、消防の広域再編についてです。イは、現在具体的にどのような広域再編のパターンが検討されているのか。そしてロが、推進計画はどのようなものになるのかお尋ねします。

続きまして、2番のさ～いきいき健康21計画書についてです。この計画書は平成18年度、2006年から平成22年度、2010年までの5年間の期間であるが、5ページの基本方針の中にですね、「本計画では日常の生活習慣を改善して健康を増進し、病気の発生を予防する一次予防に重点を置いた対策を推進します。」とあります。また、健康づくりのためにとあって、具体的な評価指標と目安となる数値を設定するとあります。そして50ページに数値目標の一覧というのがあって、それぞれ栄養食生活、運動、保健医療、たばこ、飲酒、心の健康、歯の健康と7項目あり、平成22年度までの2010年までの数値目標が書いてありますが、計画達成状況をどのように実践・把握するのか、また現在しているのかお尋ねいたします。次に、この計画書の16ページを開いて見ると、「優先的に取り組む領域の実態と対策」とありますが、領域の中に、血管の損傷を防ごう。2番が、がんを防ごう。3番が、心の健康を保とう。4番が、歯の健康を進めようという項目がありますが、市民に認識がない、理解をしていない現状でどのように進めているのか。また例えば、具体的に目に見える形として市民に配布するダイジェスト版を作成して、その中に私の健康度と題して各人の目標数値を書き込む表を作れば、自分の健康は自分で守るという自覚が生まれるのではないだろうかお尋ねします。最後に、平成20年4月から開始する40歳から74歳までの人の特定健診については知らない人が多いと聞いています。まず、特定健診とは何か。総合検診との違いや市民にどう徹底して推進していくのか、又はケーブルテレビや市報の別冊を付けて具体的にPRをしていただきたいと思いますがお尋ねします。現在PRをしているのであれば、どのような方法がお尋ねします。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） おはようございます。河野議員から消防行政全般にわたる御質問をいただきました。少し時間をいただきたいと思います。まず、平成19年中の出火件数、災害種別、前年との比較、主な出火原因及び特徴についてですが、昨年1年間の火災発生件数は47件であり、そのうち建物火災が23件と一番多く、その他火災が21件、車両火災2件及び林野火災1件となっています。前年対比では13件増加しており、建物火災及びその他火災とも増えています。焼損程度は約3割はボヤで消し止めており、出火原因はコンロの消し忘れやタバコの不始末等、ちょっとした不注意が主な原因となっています。特徴としては、特殊な出火原因で4棟が全焼するという大規模火災が発生しましたし、複数の死者が出た年でした。次に、火災予防の対策ですが、何よりも火の取り扱いをきちんとしていただければ間違いなく火災は減少します。年末年始を始め冬期の警戒活動など火災予防の啓発はもちろん必要ですが、つまるところ住民一人一人の自衛努力と自覚が何よりも重要です。併せて今住宅用火災警報器の設置をお願いしています。法的には、平成23年までに設置するようになっていますが、いつ火災が発生するか分かりません。万一火災が発生したときの素早い避難と迅速な初期消火のため、できる限り早く設置をしていただくことを改めてお願いをしたいと思います。次に、平成19年中の救急出場件数、事故種別及び疾病分類ごとの件数、前年との比較、管外搬送件数とその主な理由についてですが、昨年1年間の救急概況は出場件数2,709件で前年と比較して161件増えています。事故種別ごとに見た出場件数は急病が1,522件で最も多く、次い

で転院搬送が459件、一般負傷事故330件、交通事故235件となっています。前年と比較して急病が53件、転院搬送46件、一般負傷29件、交通事故8件といずれも増えています。急病にかかる疾病分類については、脳疾患304人、心疾患184人、消化器系191人、呼吸器系182人となっており、脳疾患6人、心疾患12人、消化器系13人、呼吸器系7人といずれも増えています。転院搬送のうち、管外への搬送は187件であり、前年と比較して32件増加しており、近年管外の医療機関への搬送が急激に増えています。主な理由は総じて処置困難のためということですが、管内の専門医不足、とりわけ脳外科医不足が背景の一端となっています。救急業務の現状と課題及びその解決方法についてですが、救急救命は時間との闘いであり、要救助者を救命するためには、市民による早い通報、早い応急処置、救急隊員による高度な応急処置と適切な医療機関への搬送、医師による早い救命医療の連携プレーが必要不可欠です。つまるところ、救急救命とはこの連携プレーがどのような現状にあり、どのように充実していくかにつきます。その意味から、救急現場は今さまざまな課題を抱えています。救急出場体制のひずみ、救急隊員の充足率、資機材の配備状況、医師不足や管外搬送の急増、救急現場における応急手当の現状から通報者の意識、モラルの問題に至るまで解決すべき課題は山積をしています。命と向き合っている救急隊員は、救急体制が必ずしも整っていない現実と思い描く救急体制の姿とのはざまの中で奮闘しています。短期間ですべての問題を解決することは困難ですが、現実を直視し知恵と工夫を出しながら適正な救急要請に対し、適正に対応できる救急体制の確立に努めていきたいと考えています。次に、救助活動についてですが、一昨年番匠川河口で水難事故が発生しましたが、その時の教訓を踏まえて8人編成の水難救助隊を結成し潜水業務を開始しました。この管内は海、川、山があり、その地形は県下で最も複雑な地形と言われており、ある程度事故のパターンを想定してシミュレーションをしておく必要があります。そのため非番や公休を利用して管内のプールや大分県消防学校のプールで基本操作訓練、資機材取り扱い訓練、潜行、浮上訓練等各種訓練を行い、現在は上浦福泊や葛港でさまざまな想定の下、実践訓練を行っています。先般、その成果を披露するためにマスコミに模擬訓練を公開しました。今後とも水難事故から要救助者を安全に救出するため、より実践的な訓練を行っていきたいと考えています。次に、消防団の現状と課題についてお答えいたします。平成20年1月1日現在の消防団員数は1,919人となっています。平成17年3月の新佐伯市発足時は約2,000人でしたが、平成18年4月1日では1,945人となり、平成19年4月1日では1,922人となっています。毎年減少しており減少化傾向はこれからも続くと予想されます。分団数は70分団であり、最大の分団で80人、最小の分団は団員がわずか1分団の平均は約27人となっています。一般的には1分団の配置人員は約40人が適正規模といわれています。最低でも消防団として昼夜を問わず機能するためには20人の人員が必要だと考えていますが、管内の現状は20人以下の分団が32分団あり、半数近くを占めています。さらに、車両が配備された消防機庫134か所に所属する団員数で見ると、団員が10人以下の機庫が20か所あり、初期操作人員の確保が難しくなっています。そのためには、分団の管轄区域の再編が必要となっています。このような現状を踏まえ、現在消防団内部に組織検討委員会を設置し、消防団組織の充実強化策を検討しています。併せて消防団員の確保対策のため、マスメディア等を積極的に活用した広報の実施、事業所との協力体制の構築、消防団員の処遇の改善、表彰、顕彰制度の活用、公務員等の入団促進、女性消防団員の入団促進の推進及びOB消防職・団員等の入団促進の推進等を検討、一部実施をしております。次に、

消防庁舎についてですが、計画敷地は脇津留土地画整理事業により新たな街区として造成が行われた土地のうち、2街区を計画敷地に当てています。A敷地は東西100メートル、南北50メートルで、面積約4,800平方メートルです。B敷地は東西に長い三角形の形状をしており、敷地面積は約3,000平米となっています。全体配置計画はA敷地が主に庁舎棟用地とし、B敷地は訓練場、訓練塔及び防災備蓄倉庫用地としています。庁舎棟は鉄筋コンクリート3階建てとし、1階は主に防災センター・受付・救急事務室・出勤準備室・仮眠室及び消防車両の車庫となっており、2階は署事務室・待機室及び通信指令室等を考えています。また、3階は本部事務室・会議室等となります。B敷地の訓練塔は主塔、副塔、補助塔の3塔を設置し、さまざまな訓練内容に対応できるようにしています。平成20年度から2年間で建築工事を施行し、平成22年4月から新庁舎での業務開始を予定をしております。最後に、消防の広域再編についてですが、国の指針によると今年度中に各都道府県が広域化推進計画を策定し、その推進計画策定後5年度以内に広域再編を実施するとなっています。そのため大分県でも今年度中に大分県消防広域化推進計画策定に向けて鋭意検討していると聞いています。これまでもさまざまな検討がなされたようですし、去る2月20日に最終の協議会が開催をされましたので、これらを踏まえ、今月末までに具体的な大分県消防広域化推進計画が示されると考えています。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 健康づくり計画をどのように実施し、達成状況をどのように把握するのかという御質問についてお答えいたします。佐伯市では、平成22年度の数値目標を目指して項目ごとに事業を展開しております。例えば、「栄養・食生活」につきましては、成人の肥満者の割合を男性30%、女性15%を数値目標としております。平成18年度の割合は男性35.7%、女性20.2%でありました。平成22年の数値目標にはまだ男女ともに5%ほど減さなければなりません。その対策として、はつらつ栄養教室、高齢者対象の栄養教室、各地区栄養教室等の健康教室を年間439回実施しております。また、運動の項目では数値目標として、日常生活における歩数を男性8,500歩、女性8,300歩としております。この目標に向かってW A Y W A Y教室やJ A B J A B教室の開催及び各地区での健康教室を平成18年度は年間370回実施しております。平成20年度は5年間の計画期間の中間年となりますので、中間評価のためのアンケート調査を実施し、平成22年度の数値目標をどのくらい達成できているか等を分析し、今後の計画推進に役立てていきたいと考えております。健康づくり計画の周知についてですが、この計画は平成18年5月に策定しまして、平成18年度から今年度にかけて市報やケーブルテレビ等で広報活動を行ってまいりました。今年度は既に平成20年3月1日の市報とともに、健康づくり計画のダイジェスト版を作成し、全戸に配布しておりますので是非御覧いただきたいと思っております。河野議員から御提言のありました、各人の目標数値を書き込む表等につきましては、平成20年度中に健康手帳の見直しを計画しておりますので、その中で検討してみたいと思っております。次に、特定健診についてお答えします。今年4月から40歳から74歳までの医療保険加入者を対象に、特定健康診査・特定保健指導が医療保険者に義務付けられます。今までの健診は病気の早期発見・早期治療が目的とされてまいりましたが、今回の特定健診・特定保健指導は、生活習慣病の前段階となるメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査となっております。佐伯市では、これまで健康増進課が基本健診にガン検診を併せた住民健診を実施してまいりましたが、この基本健診部分に

腹囲測定等の項目を加えたものが特定健診ということになります。この特定健診とその後の専門職による保健指導も併せて医療保険者である佐伯市国保に義務付けられ、保健課が担当することとなります。また、受診者の利便性や受診率の向上を図るため、健康増進課で実施しているガン検診や高齢者福祉課が実施している65歳以上の生活機能評価、さらには社保等の被扶養者の方や大分県後期高齢者医療広域連合が実施主体となる75歳以上の後期高齢者の健診についても同じ健診会場で受診することができます。このほか、地域での健診に加え市内の医療機関でも受診できる体制を整備しております。市民への周知につきましては、市報1月15日号から毎回、「特定健診・特定保健指導が始まります。」と題し、連載を行っております。また、市報3月1日号に併せパンフレットを全戸に配布いたしました。3月中旬にはケーブルテレビによる広報を行うこととしております。その後も健診の日程を記載した健康ガイドの全戸配布などにより円滑な事業の実施に努めたいと考えております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） 再質問をさせていただきます。まず消防についてですね、特殊の火災においてというっけりというふうな気持ちがああ火災につながったケースがたくさんあります。そのために防火意識に対するですね啓蒙を啓発活動をですね、そういうのが必要だと思うんですね。それでまた初期消火によりですね、ボヤ程度で食い止めが大事に至らなかったケースが多いようでございます。そのためには家庭用の、先ほど言いました家庭用の消火器と住宅用火災警報器ですね、そういう機械が大きな役割を果たすと聞いておりますが、先ほど言っていました家庭用消火器はですね、ほとんどの家庭に普及していると先ほどまあ言っていました。そのほかに住宅用火災警報器っていうのをですねあるんで、これはまだ設置されていないというようなことでね、家庭がたくさんあるんですね。それで今後の設置を促進するためにですね、今後の計画をお尋ねします。それとですね、先ほど消防長が言っていました救急出場件数161件増加してるって言っていましたね。今後でもですねそういうのが増えるっていうことはもう目に見えてですね明らかであります、救急の事例もですねいろんな面で複雑、そして多様化しておりますんでね、救急隊員の専門家っていうのが求められると思うんですね。それでちょっとお尋ねしますが、現在救急救命士は何人ですか。そしてそれとですね、そのうち私もちょっとパソコンを開いて見たんですが、薬剤投与認定救命士というのがね、やっぱあるんですねその中に、及び気管挿管認定救命士、こういうのがいるそうですね。今後は、何人いるのか佐伯の方ですね。そしてまた、その養成の年次計画、計画っていうのをどのようにしておられるのかお尋ねします。それとですね、その救命士がどのような医療行為というんですかねやってるのかもちょっとお尋ねします。そしてですね、もう1点はですね、先ほど今度AEDというのをですね、市庁舎とか振興局ですね主な文化会館等の公共施設にですねAEDを設置しておりますけどね、いざとなったときはですね、もしそこでそういう必要なね病気になったときにそのAEDが使える職員さんですね、そういう人はいるのかどうかですね、だからなかなか今の状況では不安です。どのようなね、職員さんにどのような講習をしてAEDが使えるようなどのような講習をしてね、どのようにやっていくのか考え方をお尋ねします。だから、突然倒れたときにAEDが必要なときにですね、やはりその場で即やはりAEDを扱う職員さん等がいなければなかなかですね、このAEDをせっかく取り付けてるんですからね、無駄になると思うんですね。そこでそこら辺りをお尋ねします。それと消防団ですね、先ほど消防長が40人が適正規模って言っていましたし、20人以下が

32分団ということですね言っていました。それで広域化も検討しているというふうなことも、消防機庫の見直しですね、こういうのも必要じゃないかと思うんですね。それでその辺の計画をですねお尋ねしたいと思います。新庁舎はもういいです。それと消防の広域再編についてですけどね、これが管内の消防力がですね強化されると、強化されることがですね重要だと考えますが、同時にですね市町村合併と同時にメリット・デメリットというのがかなりあると思うんですね。それで広域の再編についてですね住民説明会とかね、そして市民の意見というのをですね、などをどのように考えているのかお尋ねいたします。

それとですね先ほど、さ～いきいき健康の方ですけどね。先ほどダイジェスト版もちろんこれですね、ありました。これダイジェスト版ですけどね、これにですね本当いうとですね、先ほど健康手帳っていうふうな話を部長されましたけど、私としてはですねやはりこういうふうな形でですね市民の人が直接参加できる、この中に書き込める、書き込む。こうすればね自分の意識、自覚がですね健康に対する自覚がうまれるんじゃないかなあと思うんですね。健康手帳っていう今までの手帳ですからね、改めてそういうふうな表がどうかあと思うんですね。これに書き込める自分の健康度をね、そういうのがあればそれを壁に飾っちゃってですね、そしてここに書けるんじゃないかなあと思うんですね。そうすると意識も高まると、そういうふうに思いますが、その辺のところをひとつお願いします。以上です。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） 河野議員から再質問を5点いただきました。これまで旧佐伯市の時代を含めて執行部の一員としてさまざまな質問について答弁をさせていただきました。再々質問がなければ恐らく最後の答弁になるだろうというふうに思っておりますので、かなり多岐にわたる御質問でしたけども、すべての知恵を注ぎ込んでしっかりとお答えをさせていただきたいと思えます。

そこでまず第1点は、住宅用火災警報器の設置の促進、これからの計画ということですけども、先ほどからお話がありますように、火災を起こさないための十分な防火意識、あるいは未然防止というものにこしたことはないわけですけども、万一火災が発生をしたときに、迅速な119番通報、あるいは素早い避難、適正な初期消火活動を行うためには御指摘のように住宅用火災警報器が大きな効果を発揮をします。先ほども申し上げましたように、条例上は平成23年の5月の31日までに設置をするようになっておりますが、いつ火災が発生してもすぐ対応できるようにできる限り早く住宅用火災警報器の設置を現在呼び掛けています。消防が関係をする各種会議、あるいは講演会あるいは市報等で定期的に広報をしておりますけれども、十分浸透しているとはいえない状況だと思えます。そのため、一つの周知方法として、現在市内で住宅用火災警報器を販売をさせていただいてる量販店、現在はまだ1店ですけども、お買物をしたあとにレシートをもらいます。そのレシートの下に住宅用火災警報器を取り付けましょうということを文字でうたいこんでいただくと、そういう協力もしていただいております。今後とも全国の先進事例に学びながら知恵と工夫を出しながら住宅用火災警報器の設置を促進をしていきたいというふうに考えております。それから、救急救命士は何人かと、薬剤投与の人数、気管挿管の人数は何人かと、養成計画、これからの年次計画、救急救命士の医療行為についてということでの御質問でございます。消防のプロパー職員、事務職を除いて118人おります。そのうちで救急課程を終了したいわゆる救急隊員の有資格者が81人おります。その81人のうち救急救命士が16人、またその救急救命士のうち薬剤投

与認定救命士が3人、さらに気管挿管の実習終了者が9人おります。昨今の医師不足などもあり、迅速な救急救命は今後ますます重要になってくることは間違いありません。そのため、より高度な専門知識や技術の充実が求められています。現在計画的に救急隊員養成の学校入校もしておりますし、気管挿管の、以前議員の方から御指摘がありましたけども、気管挿管の病院実習も現在実施をしております。短期間で集中的に救急体制を充実をさせることが一番望ましいわけですが、一方で消防学校に入校すれば長期間にわたるため、なかなか現場のローテーションを組むということも非常に難しいという悩ましい課題もあります。例えば、これから先は採用段階で既に救急救命士の資格を持つる有資格者を優先的に採用していくとか、あるいは4月採用というふうになっておりますけども、場合によれば職員採用の時期なども考えていただき、養成計画と併せてこれから先検討する必要があるのかなというふうに考えております。それから救急救命士の医療行為ですけども、細かくは申し上げませんが、救急隊員、いわゆる救急課程を修了した者ができる行為、それからその上で気管挿管の実施あるいは薬剤投与の実施、あるいは輸液だとかですね、そういうものについては救急救命士でなければできないと、こういうふうになっております。それから3番目に、AEDの講習と考え方についてということでございます。昨年1年間でAEDの取扱いも含めて普通救命講習60回実施をいたしました。市職員、消防団、学校関係あるいは福祉職場、福祉関係さらに言えば自衛隊だとか、あるいは離島に住まわれている島民の方々を対象にするとか60回開催をいたしております。これまでかなり多くの人たちの受講者に普通救命講習の修了証を交付をしております。私が3,000何番ですから、恐らくですね20歳以上の成人の方々の、まあ1割に近い程度の普通救命講習の修了証の交付をしております。ただ、率直に言って修了証を持っているから救命措置が直ちにできるわけではないと、何でもそうですけども、練習でできたからといって本番で必ずできるというものではないと。まして練習をしていかなければ本番では絶対にできないということになります。その意味で今後とも普通救命講習の必要性を訴えていきたいと思っておりますし、講習の要請には積極的にこたえていきたいというふうに考えております。次に、消防団についてですけども、特にその中で消防機庫の見直しについてということでございます。先ほど消防団内部に組織検討委員会を設置をし、消防団組織の充実強化策を検討しているとお答えをしましたが、その充実強化策の一つとして消防機庫の統廃合があります。消防機庫が老朽化をしていると、あるいは詰所がないといった問題、特に消防機庫があって積載車も配備をしてるけども肝心の消防団員が事実上いないという地区もあるという話も聞いております。基本的には組織検討委員会で十分に検討していただくということになりますけども、これまで既に直川振興局管内の2地区で機庫の統合も行われましたし、現在5か所程度の関係地区及び分団で機庫の統合に向けての具体的検討がされているというふうに聞いております。それから最後に、消防の広域再編についてでございます。特に住民説明会はどうなのかというお話でございました。これも先ほどお答えをしましたように、今月、3月末までに大分県が大分県消防広域化推進計画を示すようになっております。ただこの推進計画は恐らく骨組みだけであり、これをどのように充実をさせ、完成をさせていくかはこれから5年間掛けて市町村が作成しなければならぬ運営計画で明らかにされていくものと思います。したがって、現時点では住民説明会やあるいは市民の皆さん方にお知らせをするという材料を持ち合わせておりません。今後、運営計画策定の進ちょくに合わせて住民説明会やパブリックコメントの具体的日程

、あるいは実施内容等を検討されていくものと考えております。以上5点について御質問をいただきましたので、考え方を申し上げておきたいと思っております。事ほどさように、今消防を取り巻く周囲の反響は大きく変わりつつあります。宮崎県知事ではありませんけれども、消防をどげんかせんといかん、これは先週菅原議員が御指摘をされたそのことと全く異なるものではありません。ただ、まず消防、私ども消防に身を置く職員がまだまだ、そしてもっともっと知恵を出す必要があるだろうというふうに思っております。ただ、知恵を出してもあるいは幾ら工夫をしてもどうしても無理だということがありますので、是非そのときは皆さん方の消防、佐伯市消防に対する温かいエールを送っていただきたいというふうに思います。以上です。(午前10時44分 地震発生)

議長(児玉忠義) 今ですね、この件に対する今総務部長の方でその収集に当たっておりますので、また帰りましたら、その点はまた説明したいと思っておりますので、続行したいと思っております。

菅福祉保健部長。

福祉保健部長(菅俊邦) 健康づくりということにつきましては、今私どもの福祉保健の保健の分野でももちろん、ひいては佐伯市全体の最も重要な課題であると思っております。その中で、それもまあ実現していくためには、議員の言われる市民個人個人が自覚を持って自主的にこれを行うということが一番大事であると思っております。そういう意味で議員から提言された部分につきましては、具体的にですね、どういう形で個人に市民個人個人に周知できるかとか、手元にお渡しすることができるかということについて検討してまいりたいと思っております。

議長(児玉忠義) 河野議員。

37番(河野周一) ありがとうございます。最後は要望になると思っておりますが、消防の方にですね、今後も火災・救急がですねますます増加するということが顕著になっておりますので、消防力をですね強化して、市民の生命・財産をですね守っていただきたいと思っております。

それと健康の方もですね、部長のですね検討を、前向きに検討をですねよろしく願いして、市民のやはり個人個人に照準を当てたような健康づくりをですね、お願いしたいと思います。以上です。

議長(児玉忠義) 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

さきほどの地震情報について、執行部から説明を求めるため、5分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時00分 開議

議長(児玉忠義) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に36番、浅利美知子さん。

36番(浅利美知子) 36番議員の浅利美知子でございます。私は今回、3月定例会におきまして2点について御質問させていただきます。早速質問に入ります。初めに子育て支援について、小さく4点についてお伺いをいたします。初めに、全国の市町村で妊婦健診の公費負担の回数が大幅に拡大されています。厚生労働省は妊産婦が受けるべき健診回数は妊娠初期から分娩まで14回程度としております。昨年10月から佐伯市においても公費負担を2回から5回へと拡大され、経済的な基盤が弱い子育て世帯には大きな朗報となりました。昨年10月現在で大分県でまとめたところによりますと、18市町村のうち11市町村が5回分相当に当たる約2万7,000円を公費負担しております。新年度からは残る7市も5回に拡充することを検討

しているそうです。大半の方は里帰りをして出産をされます。しかし、この公費負担は大分県外に里帰りし出産する場合適用されません。全国どこでも安心して出産ができるよう、県外への里帰り出産に対しても公費の助成ができるよう、里帰り健診制度を仮称であります、創設していただきたいと思えます。お考えをお聞かせください。次に、生後4か月までの乳児全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業は生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに親子の心身の状況や養育状況等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供することに結び付けることを目的とし実施されている事業です。佐伯市においても訪問事業は実施されているようですが、その現状をお聞かせください。次に、乳幼児健康診査は、母子健康法の規定により佐伯市が乳幼児に対して実施しております。受診率は高いようですが、さまざまな理由で受診できなかった乳幼児もいるようです。そこで未受診者への対応はどのようになっているのかをお伺いをいたします。次に、病後児保育事業についてお伺いをいたします。この質問は今回で3回目となりますので、事業の内容は御理解していただいていると思えます。子どもが病気の時ぐらいいは親がしっかり見てあげたい。それはみんなの思いです。しかし現在は共働き家庭も多く、保護者の働き方も変化し、責任のある職についたり、一人親家庭であったり、なかなかまとまった休みが取れないのが現状です。子どもが病気の時、大半の方が仕事を休むか親族に預けるなどして対応をしているのですが、必ずしもそれが可能とは限りません。病後児保育とは病気の回復期にあり、通園が困難な児童を一時預かり保育することです。そこで、病後児保育事業についてお考えをお聞かせください。

大きな2点目といたしまして、子ども議会の開催についてをお伺いいたします。子どもたちが自分の願いを素直に表現し、それを実現しようと行動する、そのような機会や環境をつくり、支えていける佐伯市だったらどんなにすばらしいかと思えます。そういう社会に本当の活力がみなぎってくるのではないのでしょうか。子どもたちの健やかな成長は保護者だけではなく、社会全体の願いであり、子どもたちに生きる権利、成長する権利を保障することは社会の義務であり、一人の人間として子どもたちが自分の意思・意見を表現する能力を高め、民主的な文化を身に付けることが重要なことだと思えます。そのような観点から、各地で開催されている子ども議会は、子どもたちにとって民主主義の文化を身に付けるよい機会となり、大人が子どもの人権や個性を尊重する社会づくりにもなると思えます。佐伯市で生まれ育つ子どもたちが自分の身近なこと、地域のこと、またこの佐伯市が子どもたちの目にどのように写っているのか、どのように考えているのか。子ども議会は子どもたちの目線でそれぞれの思いを表現・主張できる機会だと思えます。そこで、旧佐伯市・旧町村において子ども議会が開催されたことがあるのかをお伺いいたします。また、新市において子ども議会を開催してはどうかと思えますが、お考えをお聞かせください。以上、執行部の皆様よろしくお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。浅利議員の御質問の中で、二つ御質問受けました。一つは子育て支援について、二つ目は子ども議会の開催についてということですが、この中で私の方から、子ども議会の開催についての答弁を申し上げたいと思えます。子ども議会は旧弥生、上浦、蒲江、宇目で過去行われたことがあると聞いております。議員御指摘のとおり、子どもの視点から佐伯のまちづくりに対処するために対応するということは大変興

味深いことだと思っております。私たち大人には考えもつかないとかいうようなこともびっくりするような発想があると思っておりますが、そうした中で、ふるさとを積極的な目で見る機会になるかと思います。学校では児童会・生徒会を通じて選挙や民主主義を学びますが、本物のこうした議場ですね、子どもたちが来て佐伯のまちづくりやいろんな意見交換、またいろんな意見発表っていうことで、子ども議会っていう立場でも結構ですし、そうして私ども市長とか執行部が質問を経験することについては、子どもたちにとっても印象が残るということで、これはそうした機会があればやっていきたいと思っております。他については部長の方から答弁させていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 県外へ里帰りした場合の妊産婦健診の公費負担についてお答えいたします。平成20年4月1日から実施するため準備を進めております。里帰りした先で検診を受けて検診料を支払っていただき、後日領収書を佐伯市に提示していただきますと公費分を払戻す償還払いの方法で実施いたします。こんにち赤ちゃん事業につきましては、本年度10月からすべての乳児がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的に取り組んでおります。実施状況としましては、対象者293人、訪問者数254人、訪問未実施者は39人、訪問実施率は86.7%となっております。訪問未実施者39人の内訳は、訪問を断られ電話で状況を聞き取ったケース6人、訪問を嫌い母子同伴で健康増進課を訪れ応談したケース5人、未熟児や障害等のため県保健所がフォローしているケース5人、訪問を断られたケース9人、どうしても連絡がつかなかったケース5人となっております。次に、乳幼児健診の未受診者への対応についてですが、平成18年度の乳児健診の対象者は592人、受診者は588人、未受診者は4人、受診率は99.3%となっております。1歳6か月健診では、対象者は585人、受診者は554人、未受診者は31人、受診率は94.7%でした。また、3歳児健診では、対象者578人、受診者520人、未受診者58人、受診率は90%ちょうどでありました。未受診者の方には、まず健診の2か月後に郵送で受診勧奨を行い、その一月後には電話で、またその一月後には家庭訪問を行い受診を勧めております。このようにして家庭と接触を持つことにより、どうしても受診しない家庭についても状況の把握に努めております。次に、病後児保育事業についてですが、働きながら子育てを行っている保護者への支援を行うためにも、この事業は必要であると考えております。佐伯市が策定している、さいき子ども育成支援行動計画の中でも実施目標として掲げているところでございます。これまで小児科医院等が実施に向けて取組を進めてきた経過がございますが、実施するまでには至っておりません。病後児保育事業の実施については、医療機関や保育所等で対応することとなりますので、それぞれの機関と協議を進め、実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） それでは再質問させていただきます。市長の方から大変前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございます。私もこの子ども議会っていうのは、いろいろテレビの放映とかですね見ておまして、是非佐伯市でも行えたらいいなあっていうのを前々から思っておりました。子どもたちのですね本当に目線ですね、どのように子どもたちが考えているのか、またこの佐伯で育つ子どもたちがですね、本当心豊かに、またふるさとを愛す

る心も養っていかれるんじゃないかと思っております。そういう意味で、この子ども議会は大変有意義なものだと思いますので、是非実現していただきたいと思っております。他市でですね、子ども議会に参加した子どものですね、感想がちょっとありますので、それをちょっと御紹介したいと思います。これは小学校6年生の児童の方ですけども、学校の代表として出られた子どもさんです。それで議会に出席するに当りまして、いろんな自分の身の回りのこと、自分が住んでいる市のことなどですね、いろんな所で勉強、調査を自分なりにされたそうです。そしてこのお子さんは、自分の家の近くに文化財がありましたので、その件について質問され、そして市長さんがとてもいねいに答えてくれたということに感激されているようです。そして最後の感想として、この文化財を守っていくために自分は何ができるのかと、そして市長のいろんなお話をお聞きした中で、自分もできることといたら、今できることはその文化財を守るために草刈りなどしたり、掃除をしたりして守っていききたいという感想を述べております。そして、これを機会にボランティア活動を一生懸命やっていきたいと、皆さんの御協力をお願いいたしますというふうな感想もですね述べております。このように本当に子どもの純粋な気持ち、心をですね、大人の私たちがまた改めて知る機会にもなるでしょうし、そしてまた、子どもなりの目線ですので、いろんなユニークな大人が考えられないような、また考えが及ばなかったような、いろんなユニークな提案などがあるかと思っておりますので、是非これを機会にですね佐伯市でも、本当に広い佐伯市ですので、いろんな子どもたちの考え、いろんな市内に住んでいる子どもたち、また旧町村部に住んでいる子どもたち、それぞれ生活の環境も違うと思っておりますので、そういう意味でいろんな市に対する提言などもあるかと思っておりますので、是非また提案の中でですね、活用できるものがありましたら、是非市としてもそういうものを活用していただければ、また子どもたちの自信にもなるし、励みにもなっていくと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それと子育て支援の件についてですね、妊産婦の無料検診、これは昨年3月ですね、私が乳幼児の無料検診、妊産婦の無料検診を是非、それまで2回だったのを5回にさせていただきたいということで、昨年の10月から5回に拡大していただきました。本当にありがとうございます。子育て世代の方、そしてまた、まだまだ妊産婦の方々にとりましては1回の検診料がやっぱり6,000円から1万円程度掛かるというふうに聞いております。負担もかなり大きいものがあると思っておりますので、そういう意味では5回になったことは大変ありがたく思っております。そして、先ほど言いましたように、この妊産婦の無料検診が県外への出産の場合が適用ができないと、それを今年度の4月から適用してくださるってことで大変にありがとうございます。これでまた、県外への実家に帰って出産される方にとりまして安心して子どもを産める状態ができたのではないかと思います。本当にありがとうございます。そしてまた、これは要望になりますけれども、昨年7月でしたか、飛び込み出産っていうのがありましたのを皆さん覚えていらっしゃるかと思いますけれども、これは出産には本当にかかりのリスクが掛かります。そしてまた、全く検診を受けてないってなると受け入れる病院側でもですね大変な心配がありますよね。その中で是非、1回でもとにかく1回でも検診を受けていなければ大変な危険が伴うっていう出産になりますので、少しでもこの出産の回数をですね増やしていただきたいというのが私たちの思いです。そして財政的には大変なのは重々分っておりますけれども、全国各地で今この妊産婦のですね無料回数っていうのが所によりますと14回、15回っていうふうですねなっている所もあります。まだまだこの回数ま

でいくにはですね、到底及ばない部分もあるかと思えますけれども、少しずつでもですね回数を増やして、少しでも安心して受診をし、産めるようなですね環境をつくっていただけたら、また佐伯で産まれる子どもたち、また出産されるお母様方にとっても安心して産める環境ができるのじゃないかと思えますので、この点は要望にしておきますけれども、是非またですね回数を増やしていただける方向にしていきたいなあと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。それと4か月までの乳幼児健診ですね、これは赤ちゃん訪問ですね。これは厚生労働省の方が昨年からはじめておると思えますけれども、全戸訪問ってということで、こんにちは赤ちゃん事業を始めております。そして今佐伯市の方もですね、実際されておりますけれども、いろいろな事情があり訪問拒否される方もいらっしゃるということですので、できるだけですね産後というのはいろんな意味で不安になるときです。そしてまた、子どもさんがまだ小さいうちっていうのはなかなか外にも出られない。孤立化するっていうのが往々にありまして、その中で産後うつっていうのがですねあります。すべての方がこういう状況になるとは限りませんが、そういう不安な状況をですね少しでも抑えていくっていうかですね、そういうのを解消していただくためにも、この訪問の趣旨ですね、これをしっかりと保健師さんたちですね、対応していただいて、できるだけ全戸訪問になるようにですね、努力していただきたいと思えます。そしてこの訪問に際しての内容がですね、さまざま佐伯市での育児のいろんな提供とかですね、またブックスタートも始まりまして、そういういろんな保育についての状況だとか、そしてまたいろんな子育てのサークルがありますね、そういう紹介もできるかと思えますので、そういう不安の解消になるためにもですね、是非全戸訪問を実施していただきたいと思えますので、よろしくお願いいいたします。そして、私は病後児保育の件につきまして、これまで先ほども言いましたけれども3回質問させてもらっております。最初がですね、平成16年の12月でした。次が、平成17年の6月、この時に大変この病後児保育に対してですね御理解をいただいて、前向きな答弁をいただいておりました。大変期待をしていたんですけどもなかなか実施されなくて、大変残念な思いもありましたけれども、これは行政だけではできない、市の小児科とかそういう所が関係してきますので、なかなか大変な部分もあるかとは思いますが、どうしても今仕事をされてる方が大変多いです。その中で、どうしても仕事をしているが故に、子どもがいるが故に会社の方にですね、職場の方にどうしても気を遣ってしまう部分っていうのがあります。また、会社の方としても子どもさんの小さい人がいると、どうしてももしかのときに休まれるっていうかですね、そういう場合があるので敬遠されることもあるんじゃないかと思えます。でも仕事をしなければならない。そういう状況の方が大変多い中で、本当にこの子どもが病気になったとき、母親として見てやらなければならない責任はあります。そして見てやりたい。そういう思いはあるのですけれども、ある程度の子どもが病気の回復時期に向かったときですね、そのときにこうやって病後児保育、預けられる施設があればどんなにか、また働くお母さん方にしても安心してできるのではないかと思います。そういう意味で是非ですね、早期にこの事業は実現していただきたいと思えます。そして今、佐伯市の総合計画の中で基本計画があります。その中で、これはあくまでも今は案ですけども、平成24年度、2012年度までに1か所設置したいというですね案が出ております。是非これは一応5年計画の中の一つなんですけれども、是非この5年といわずですね、早期にできればと思えますけれども、何かそういう見通しがあるようなですね朗報はないのでしょうか。もし今小児科さ

んとの対応もしてらっしゃる。そういう中で何か明るいニュース、ニュースっていうかですね、そういう方向ができましたら、この件ですねもう一度答弁いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 病後児保育についてですが、確かに17年の6月の議会で、18年の4月から実現するかもしれないというような答弁を差し上げております。ただ、いろんな事情がありましてですね、これが実現することに至りませんでした。本年度、来年度4月からですね、この4月から補助制度が変わります。で、補助金の額等がかなり増えたんですが、増えると同時に今度は制約の部分も大きくなりまして、人員であるとか、そういうところかなりの制約がつくこととなっております。こういうこともありますので、以前意欲を示してくれました病院とか、そういう所とまた協議をしながらですね、早期に実現できるように、必要性は十分感じておりますので動いていきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） 今部長の方からですね、前向きな御答弁いただいたというふうに理解をします。佐伯市の子育てがですね、本当にこの基本計画にありますように、楽しくなるまちをですね目指して、これからも少子化対策っていうのは、もう待たなしの状態にありますので、少しでも子育てできる環境を、また産み育てやすい環境というのをですね、佐伯市においても今までいろんな施策をしていただいておりますけれども、またですね更にいい状況で育てられる環境にさせていただきたいと思っております。そして最後になりますけれども、これはお礼になりますが、佐伯市にも産科の診療所が今年の9月ですねできます。本当に安心して産み育てる環境がまた一つできました。これに尽力をしてくださりました市長を始め、執行部の皆様には大変お礼を申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

次に9番、江藤茂君。

9番（江藤茂） 9番議員の江藤茂です。今回は大きく三つの質問を通告しております。通告順に従って質問しますので、執行部の明快な答弁をよろしくお願いいたします。最初の質問は、といたしまして、都市計画区域の見直しについてお尋ねをいたします。本市も合併して丸3年たちました。いろいろな制度も見直しをされ、新市としての一体感も生まれつつあるような感も受けております。4月からはケーブルテレビ事業や水道料金も統一されます。例えば地域によって経費がたくさん掛かっても同じ料金でサービスや恩恵を受けることができます。しかしながら、まだ幾つかの事業や制度に各地域におけるばらつきがあり、これからはなるべく早く公平になるように努めなければなりません。そのうちの一つとして、今回私は、都市計画区域の見直しについてお尋ねをいたします。都市計画区域の指定地域は、合併前の旧佐伯市だけが一部地域を指定しております。その地域とは、鶴岡地区全域、上堅田地区が堅田川を境に宇山、スポーツ公園近くまでの一帯と女島・長島を含むこの中心部全体であります。そして八幡地区の海崎・戸穴地区が含まれております。それ以外の西上浦、木立、下堅田、青山の地域ははずれており、合併前の各町村には、この制度がなかったわけでありまして。しかしながら、新市になって鶴岡地区の再開発が進み、また6月には高速道路の開通となり、新市の経済圏が広がってきております。このような中で国道10号線を中心とした弥生地区が今後更に開発の拠点となるものと思っております。そこでこの10号線の周辺部を早急に都

市計画区域に指定し、秩序あるまちづくりを目指すべきと思いますが、執行部の考えをお聞かせください。

次に、 の質問として、海崎地区の再開発についてお尋ねをいたします。JRに乗って海崎駅裏を見たことのある人はよく分ると思いますが、海崎駅ホームのすぐそばから裏側一帯が数ヘクタールにわたり耕作放棄地となっており、見るも無惨な姿をさらしております。そこで、この海崎駅裏を区画整理事業で埋め立て整備する考えはないかお尋ねをいたします。この地域は農業振興地域には指定されておらず、先ほど質問をいたしました都市計画区域の住宅地域としての利用指定区域に指定されているために、農地開発ではできないのが現状であります。そのため、事業実施するためにはどのような方法があるのかお尋ねをいたします。また地権者の皆さんには、公共建設工事の残土処理場の確保と併せて事業実施できるのではないかと、だから事業年度が長くなっても構わないと思っている人もかなりおります。そこでお尋ねをいたします。他の地域で数万立方メートル単位の残土処理場の計画、あるいはそのような場所の確保を佐伯市はしておるのかお尋ねをいたします。

次に、 として、生ごみ対策についてお尋ねをいたします。この4月からごみの収集においてはペットボトル等が資源ごみとして無料収集されます。これまでペットボトルなどプラスチック系のごみは、ごみを燃やす時の燃焼効率を上げるための補助材料といわれておりました。資源ごみとしてどれだけの量が排出されるのか、1年間経過して見なければ分かりませんが、かなりの量がリサイクルに回ると思われます。そこでさらにもう一步踏み込んで、生ごみを減らすことができないのか、その減量化の対策はないのかをお尋ねをいたします。また、この生ごみについては、これを資源ごみと見るのか、あるいはただ燃やしてしまう焼却ごみと見るのかによって、その対策は全く違うものとなります。そこでお尋ねをいたします。この生ごみを焼却ごみと見るのではなく、たい肥化して資源ごみとして活用して、この地域の有機野菜の栽培に役立てるためにもたい肥化するつもりはないかお尋ねをいたします。以上で質問を終わります。執行部の明快な答弁をよろしく願いをいたします。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 江藤議員御質問のうち、都市計画区域の見直しについて及び海崎地区の再開発についての御質問にお答えします。

都市計画の区域指定には、都市計画法上の土地利用の制限や建築基準法上の建築物、工作物等の建築規制が掛かってまいります。既存の状況を十分に調査し、都市計画区域指定の計画案を作成しなければなりません。

現在、旧佐伯市都市計画区域内の用途指定区域の見直し作業を行っておりますので、これと併せて弥生地区を含みます新市全体を考慮しながら、区域指定の範囲について大分県と協議してまいりたいと考えています。

次に、海崎地区の再開発について、海崎駅裏を区画整理事業で埋立て整備する考えはないかということですが、区画整理事業を起こすには、土地の利用価値が上がる、交通が便利になる、環境が良くなる、企業誘致や宅地造成により保留地処分が効率よくでき、事業費がねん出できる等のより良い事業効果が見込めなければなりません。その事業が公に及ぼす投資効果が大きい場合には、公共団体施行が可能であります。その地域や地権者だけのメリットの場合は、個人また共同、その他組合、会社等による施行となります。以上のすべてを勘案して海崎駅裏の区画整理には慎重な検討が必要と思われれます。また、この場所は利用制限

区域に指定されており、事業実施するにはどのような方法があるのかということですが、用途指定による利用制限は、JR線路際は第二種住居地域の指定となっており、高さや床面積に制限がかかる住居地域としての指定でございます。線路から離れた地域は第二種中高層住居専用地域で、店舗や事務所なども立地可能で制限が少し緩和される地域となっています。いずれにしても工場などは建てることはできず、造成するには住居や事務所、店舗が主体となる地域指定となっています。最後に、公共工事の残土処理場の確保と合わせて事業実施できるのではないかと、他地域での残土処理場の計画はあるのか、との御質問ですが、海崎駅裏地区の区画整理事業が先ほど申しました何らかの方法でできるものであれば、さまざま実施されております公共工事と連携を図りながら、これらから発生する公共工事残土を使用することは可能だと思っております。特に、本地区の近くでは、大分県により県道床木海崎停車場線の道路改良工事が行われており、ここから発生するトンネル工事残土等が有効活用されるのであれば、大変有意義なことだと感じております。現在、東九州自動車道のアクセス道路を中心として、多くの道路事業が計画されていますが、議員御承知のとおり、これらから発生する公共工事残土の処分については十分に賄いきれるだけの処分場が見つかっておらず、国・県・市ともども非常に苦慮しているところであります。そういうことで、議員を始め皆様方のお力添え、情報提供をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは私の方から、生ごみ対策に関する御質問にお答えをいたします。初めに、生ごみの減量化対策についてですが、家庭からできるだけ生ごみを出さない対策としまして、まず各家庭を単位とした電気式生ごみ処理機の購入費に対する補助制度を設けております。従来は購入費の3分の1、かつ上限1万円であった補助金を平成19年度からは購入費の2分の1、かつ上限3万円に引上げ、より購入しやすい環境を整えることにより導入の促進を図っているところであります。このほかに、家庭向けのコンポスターやボカシ容器の無償貸与制度を従来から実施しております。また、生ごみが多量に発生する老人ホームや給食調理場などには、生ごみたい肥化のための機械を設置している所もあり、生ごみの減量化について一定の効果を上げていると判断しております。また、各家庭から排出される生ごみの性状的な問題としまして、水分が多い点が上げられています。生ごみを出す際に十分な水切りをするだけで約10%程度の減量効果があると言われておりますので、この点についても今後とも市民の皆様にご協力を御願いしてまいりたいと思っております。次に、生ごみたい肥化の今後の方針についてであります。現時点では一箇所に集約したたい肥化施設整備の計画はございません。燃えるごみの中に占める生ごみの比率はおおむね10%以下であり、生ごみ単独での施設整備については費用対効果の面から考えて現実的ではないと思われれます。当面は、先ほど申し上げました取組を推進していくことにより、結果として生ごみたい肥化が図れると考えております。しかしながら、環境的側面から資源循環型社会への移行を目指す政策の一環として、生ごみ等の各種バイオマス資源の有効利用に積極的に取り組んでいる自治体もございますので、今後研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） それでは再質問を行いたいと思います。まだちょっと時間があるのでやらせていただきます。先ほど建設部長からお話ございましたが、弥生地域の見直しについては今

後適宜に進めていくということでございますので、できうる限りですね早く県と相談しながら進めていただきたいと思います。

それと海崎駅裏の再開発について、今いろいろ交通がよくなるとか、あるいはその価値が上がるとか、投資効果が大きいというような幾つかの点を挙げられましたが、私自身はですね、私もそこに住んでるんですが、もし開発されればですね、住宅地域としては恐らく佐伯市の中ではですね、非常にいい所ではないかなあというふうに思っております。で、すぐJRの海崎駅のすぐもう真後ろに、まあホームに接してから農地がずっとあるわけなんですけど、部長にお尋ねしたいんですが、交通の便という観点から見ますとね、JRの例えば佐伯から大分に行く普通列車、各駅停車のですね、これ1日何本通ってると思います。知ってる部長さんおられましたらちょっと手を挙げていただきたいと思いますけど、朝6時、今度15日に改正になるんですが、すべて一、二分ずつ早くなってですね、朝6時の始発から合わせまして、夜の9時過ぎの最終便まで16便あるんです。各駅停車が、ちなみに佐伯から上岡、直川のごと行くやつはこれもう大変申し訳ないんですが、3便しかないんですね。ほとんどが佐伯停まりで、佐伯始発で下る分がですね少なく、ほとんど佐伯で終点か佐伯始発で上りの大分方面ということで1日に16便あります。ですから非常に狩生駅や浅海井駅、あるいは海崎駅のすぐ周辺におられる方で、仮にまあ車とか持ってないで大分に行くという場合は非常に便利のいい。特に高校生あるいは専門学校に通う子どもたちはですね、親が送り迎えしなくても通学できるというような利便性を海崎地区っていうのは持ってるんですね。それほどまあいいとこなんで、先ほど各駅停車を私言ったんですが、ちなみに特急も1日に16本あるんですね。下りの方も宮崎まで行くのが14本あります、佐伯で。だから停まるのが2本ということなんですが、それほど、仮に大分に行くのであればですね、海崎という地域は佐伯市にも以外と国道のトンネルが改良されましたので、非常に便利の良くなった地域ではなかろうかというふうに思っておりますので、できうれば地権者とですねいろんな話をですね、どういふうな形でできるのか、是非まあ協議をですね持っていただいて、やる方向で御検討願えないかなあと。何にしてもまず地権者の皆さん方と行政とがですね話をさせていただかなければ何事も前に進みませんので、是非そういうふうなことができるかどうかですね、御答弁をお願いしたいと思います。

それと、生ごみの問題について再質問をいたします。先ほど私が申したように、生ごみ、これ資源と見るか、当然燃えるごみと見るのかで対応はもう大きく変わってきますが、先ほど部長が生ごみの燃えるごみに占める割合は10%程度だろうと、水切りをちゃんとしていただければもっと減るだろうという御答弁だったんですが、実は私は昨年11月からですね、家庭で出る生ごみをすべてたい肥化しております。技術的なことはいろいろ言っても仕方ないんで、ただ生ごみを全部ですねそういうふうに、私の場合家庭でしたんですが、2人暮らしということもあって生ごみの占める割合が大きいんかもしれませんが、大体重さ、重量的にはですね、私の家庭から出る分については約半分ぐらいかなあと、量的には3分の1ぐらい減ったかなあと。週に2回収集に来ていただいているんですが、今まで必ず出していたのが、時々飛び飛びに出せる程度に減ったかなあということでもありますので、もう少しですね真剣にこの生ごみ対策っていうものを私は取り組むべきではなかろうかなあと。で、佐伯市もエコセンター番匠の方で新しい設備をしまして、当然一定量のごみがなければいけないということは私も分かります。一定量のごみがなければ機械をですね止める、あるいは一時

的にごみをストックしながら2基回すのを再開するというような方向になるかと思うんで、ごみが極端に減るっていうことは、恐らく清掃課にしてみればですね大変困ることではなからうかなあというふうな理解はしておりますけれども、やはり2基ある機械をですね、せっかくこの際、ペットボトル等の資源ごみをですね回収に回しますんで、この際思い切って2基回ってるやつを1基で大丈夫なだけですね、二つ回さなくても機械の寿命を延長するという観点からもですね、二つあるやつを1基の連続運転で賄える程度までごみの減量化をですね真剣になって取り組むべきじゃあなからうかなあというふうに思っております。それをたい肥にしてる自治体っていうのは結構あるんですね。私も視察に山形県の長井市に行ってみいました。長井の皆さん方は、もう当然市中心部ですね約3,000世帯の方が生ごみの排出に協力をいただいて、100%の協力をいただいているそうです。で、当然その中でそういうふうなことからですね、子どもたちの学校教育の一環として、その生ごみの処理がですね、どのようにして循環してですね自分たちの食材として返ってくるかということの勉強をですね、学校教育の中に取り込んでですね、それ故に子どもたちが食に対する感覚がものすごく上がってきたと、家庭の中でも生ごみを出すのに、お父さんがたばこをですねポンとその生ごみの中に捨ててたのを、子どもたちが親に注意するというようなところまでねなってきたと。で、そういうふうな教育の一環としてもね、やっぱり私は取り組んでやってほしいなあ。隣の宮崎県の綾町がやっぱりこれに取り組んでます、ですね。宮崎の中も確かに有機栽培の盛んな所で、綾町は特にそういうふうなことで作られた農産物もまた認証制度の中で売り込みを図っておるということがありますので、そちらで行政でやるのか、あるいは先ほど部長の答弁の中で言われました機械の補助をしてですね、各家庭で家庭菜園なりあるいはプランターの花づくりなどにかえますのか、あるいはコンポスターでたい肥化するという。まあ貸し付けてね、それで減量化を進めていくという、来年度もまたそういう予算を組んでおるようでありますけれども、私一つ疑問に思うのはですね、例えばコンポスターを貸し出すのは分かるんですが、ところがそのコンポスターで作ったですね各家庭の皆さん方は、多分それが簡単に発酵してですねきれいなたい肥になるっていうふうな感覚で多分借り受けてしてるんだろうと思うんですけども、ほとんどがその生ごみを入れた物が腐敗をしてですね、たい肥としてはあまり使い物にならない。ただ、いわゆる生ごみを出さないための焼却の除去のためですねコンポスターになっておるというのが現状ではなからうかというふうに思っております。で、そういう物を貸し出す時に当然今度は農政課の立場としてね、コンポスターを貸し出した時には、これがこうしないとちゃんとしたたい肥になりませんよと、こういうふうにすればたい肥になりますよと。それを家庭菜園の中に返してください、あるいは花づくりに使ってくださいというようなね、やっぱりちゃんとした指導をしないで、ただ貸し出すだけでもう私たちは生ごみの減量化に努めてますよということではやっぱりおかしいと思うんですよ。そこのところやっぱり農政課と生活環境課がやっぱりあれしてですね、そういうふうなことをやっぱり貸し出しを受ける人にもちゃんとした指導をですねしていただいて、そしてそれをした人たちが本当にああこれ生ごみをこんなにいいたい肥になって、いい花ができる。あるいはいい野菜ができるんだという実感をね、やっぱり体験させないと進まないと思うんですよ前に。で、生ごみを各家庭でのリサイクルっていうのを長崎県の佐世保のある団体が一生懸命になって佐賀県と長崎県の両方の地域でその推進をしております。NPOで事務員の方皆無報酬で実はやっておるんですが、ある代表の方が熱心にですねその

ことに取り組んで随分、佐賀と長崎の方ではですね普及をしております。で、ここに西日本編の「食卓の向こう側」という本があるんですが、これに一部始終が載っとるんですが、それほど行政の自治体の事業としてやるのではなかなか大変だから、民間のもう各家庭で出す人たちが責任を持って各家庭で処理しようやというのが、処理して、そして循環型の社会をつくっていこうやというのがその運動の趣旨なんですが、そういうふうなことをですね農政課として何を考えておられるのか、もうありゃ生ごみはただのごみやけ農政課は関係ないよというようなことなのか部長、そこのところをもし御意見があればですね、お聞かせを願いたいというふうに思います。以上で再質問を終わります。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 海崎駅裏開発の再質問についてお答えいたします。先ほど申しましたように、現在大分県におきまして県道床木海崎停車場線の整備が続けられております。この道路整備につきましては、現在中野地区の途中までの計画ルートしか決まっておりますけれども、その中間地点から国道217号まで、これはどう接続していくかということは今後の検討課題になっております。この国道までのルートが仮に議員がおっしゃいます海崎駅裏地区の方を通して、これが将来的にこの道路がバイパス的な位置付けと都市計画道路の位置付けとなることが可能であれば公共の区画整理事業ができるものと思っております。あと、そのためにも地域の皆様方の御意見、また地権者の御協力をいただきながら、今後大分県とも協議してまいりたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 江藤議員は、常日ごろからたい肥について非常に研究をされておられて、いろいろと方々で情報も仕入れていただいております。生ごみの有効活用については、議員が言われるようなそういった方法ももっともだと思っております。今農政サイドでやっておりますのは、御存じのように、耕畜連携と言いまして、畜産農家とたい肥の製造するところとうまく連携をとって有機栽培に結び付くようなたい肥ができないかということで今やっておりますが、その辺がまだ完全に機能している状態じゃありませんので、この辺のところも推し進めていく必要があると思っております。それと先ほど言われましたコンポスターを貸し付けるときの指導については、これは貴重な提言でございますので、市民生活部の方と十分協議をしてみたいと思っております。コンポスターの現状の使い方については、今市民生活部サイドの方で行っている状態で、特に農林水産部として今共同でやっているというそういう状態ではございません。その辺の指導は今のところ行っておりません。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） まだ二、三分時間があるようでありますので、再質問といいますが、お願いをしたいと思います。都市計画の分につきましては、今都市計画としての税金が3億ぐらい今上がってるんですね税金としてですね。先ほど言われた地域の人たちが山林を除くすべての部分に対して税率が掛けられて約3億円集まってるんですが、できる限り有効なですね、都市計画費全体の掛かる方はまあ10億円ぐらい何か予算の方には上がっておるようなので、当然道路特定財源ではありませんけれども、都市計画に使うお金がですね、都市計画税では賄えないような状況でありますけれども、一般財源からのあれとかいろいろで10億ぐらいの予算が入っておりますが、できる限り有効に使っていただきたいというふうに思っております。

。そうしないと、納める側もですねなかなか大変でございますので、是非有効な活用をしていただきたいというふうに思っております。

それからたい肥化の問題について、市長これ、市長はかつては青果物の取り扱いのところの代表者でありましたんで、よく分かってると思うんですが、今環境に配慮した農家、エコファーマーって言うのが実はあるんですね。佐伯市にも何十人かおるんですが、これはまあ減農薬あるいは化学肥料を少なくした農業をする人が認証を受けてですね、エコ農産物として販売の何があるんですが、そういうふうなエコファーマーの方っていうのは、今全国で約8%農家ですね販売してる農家の8%農家の約15万件ぐらいしかないんですが、実は何で私がおみをたい肥にして有機栽培をって言うかっていうとですね、なかなかたい肥を先ほど部長も直川と本匠と宇目にあるんですよ。今、耕畜連携の堆肥センターがですね、なかなかたい肥そのものがですね非常に効果のあるたい肥っていうのがやっぱり生ごみとかそういうものを使ったやつが非常に栄養化が高いと、化学肥料を使わなくていいようですね、方向にいけるんじゃないかなということだと思っておりますので、是非何か内部で検討していただいて、そういうふうな方向にですねいってですね、できうる限り農産物をですね、有機農産物というような形で食の売り出しをですね進めていただきたいなあと。ちなみに有機農産物、正式に有機野菜、有機の農産物だよって表示できるのは、今流通してる全部、国内のね国内生産の中の0.17%です、1%もないんですね生産量の。で、有機って表示できるのは無農薬であり、化学肥料を全然使ってない、化学肥料と化学農薬を使わないのが有機野菜という表示ができるんですね。これはわずか0.17%しか全国の日本の国内の農産物の中ではないわけです。で、非常に今環境、中国のギョウザからいろいろまあ今かなり国内の農産物上がってるようでありますけれども、是非まあそういうふうな農政とですね、行政の中がお互いに手を取り合ってそういう開発をしていただいて、佐伯市のですね環境も守っていただきたいし、農産物の売り込みをですね、そういうふうな点で売り込んでいっていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。では、時間もまいりましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に22番、下川芳夫君。

22番（下川芳夫） 22番議員、自民党会派の下川芳夫でございます。冬来たりなば春遠からじと申しますが、寒い冬も終わり、このごろの陽気はぼかぼかと暖かくなり、大変過ごしやすい季節となりました。しかしながら、佐伯の景気はと言えまだまだ一番寒い真冬にあり、なかなか春が来ないように思われます。この不況の佐伯をどげんかしなければいかんばいとだれもが思うはずで、この不況を打破するために、執行部は佐伯市総合計画案を作成し、議会へ提示したと思われます。もしこれが議会で可決されたならば、フロンティア精神でもって佐伯をよくするために進んでいってほしいと思います。フロンティア精神といえば、思い出すのが、ケネディが大統領就任演説の中に、ニューフロンティアスピリットという言葉

葉で言ったことですが、アメリカ国民の皆さん、あなたたちの国があなたたちに何をしてくれるのかを問うのではなく、自分たちが自分の国のために何ができるのかを考えようではありませんかという有名な一説があります。これを佐伯市に置き換えてみますと、佐伯市が市民に何をしてくれるのかを問うのではなくて、市民が市のために何ができるのかを考えようではありませんか。ということに言い換えることができるかと思えます。このように言いますと、市民の皆様方に負担を掛けるように感じられるかもしれませんが、佐伯の景気を一刻でも早く良くすれば、回り回って自分のためになると思われるからであります。また、景気回復に向けては、市長の強いリーダーシップを発揮してもらい、執行部が一丸となって行政に取り組んでいってほしいと願っております。前置きが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

大きく2点について質問をいたします。まず1点目の質問は、「市民憲章と市歌について再度問う」と題しましてお尋ねをいたします。私は、平成18年12月議会において市民憲章について一般質問をいたしました。その後、そのことについて一向に姿が見えてこないであります。それは市民憲章制定に向けて検討委員会も立ち上げていませんし、議会への打診もないからであります。今年の2月18日に自民党会派で霧島市へ行政視察に行つてまいりました。霧島市は佐伯市よりも少し遅く、平成17年11月7日に1市6町が合併をして、人口12万8,000人、面積603平方キロメートルで発足しました。合併後、市民憲章はどうしたのかとお聞きしましたところ、まず最初にしたことは、霧島市誕生1周年記念事業として制定することを決め、有識者、市や地区の代表者、そしてPTAの代表からなる15名を選任し、平成18年6月に市民憲章検討委員会を立ち上げたそうです。そして、各委員がめいめいに自分が考えた市民憲章を持ち寄って検討委員会を6回、ワーキンググループ会議を5回ほど行い、約半年の期間で作成し、11月1日に制定したと聞きました。しかし、担当者の方のお話では1年くらいの期間がほしかったと申しておりました。ひるがえって佐伯市の現状を見ますと、合併から早くも3年が過ぎました。そこで質問をいたします。市民憲章検討委員会を立ち上げるつもりはないか。また、現状はどのようになっているのかお尋ねをいたします。次に、市歌についてお尋ねをします。今年の出初め式の時に、国旗掲揚の時は国歌の演奏が流れたのですが、市旗の掲揚の時は何も鳴らず生の抜けたビールのように、何とも締まりのないことだと記憶しております。そのほか、市のいろいろな行事の時に演奏しなければならない時もあったかと思っております。そこで質問をいたします。市歌の制定に向けて今年度500万円の予算が計上していたと思います。今年度中に市歌を制定することができるのか、また現状はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

大きな2点目として、「食の観光について」と題しましてお尋ねをいたします。昨今、日本国中で中国製ギョウザや食品の偽装表示問題による食の安全について議論が盛んに行われております。佐伯市はこのことを対岸の火事としてみるのではなく、問題意識を持って見るべきであると考えます。なぜなら、佐伯市総合計画案の中において、海岸部地域では、あまべ渡世大学のようなブルーツーリズム、山間部地域においては、農家民泊等のグリーンツーリズムやリバーツーリズムなど、食を中心とした第一次産業の資源を活用した取組を全市的に積極的に推進し、産業の進行を図るとしてあります。そこに万が一食に関する事故が起きたとき、全市的に損害が発生するおそれがあるからであります。そこで質問に入ります。食中毒や食の事故が起きたとき、県や保健所に任せればかりではなく、市独自の食の安全

管理又は危機管理をどのように考えているのかをお聞きいたします。小さな2点目、食の観光の中心となるのは、うまいもん通りになるかと思えます。観光客として来てもらうのは、何も健常者ばかりではなく、障がいを持った方も訪れるかと思えます。健常者にとってはトイレの問題は各店で用が足りると思われそうですが、障がい者、特に車いすの方にとっては重大問題であると思えます。健常者の悪いくせで、つい自分がよければそれでよいと考えがちになりますが、障がいを持っておられる方にはそのようなことは通用しません。やはり配慮が必要であると考えます。また、障がい者用トイレを設置することは、観光客に対して佐伯市の宣伝にもなるのではないのでしょうか。そこで質問をいたします。うまいもん通りの店で障がい者用トイレを設置している所はないと思えますので、市として、食の観光をうたっている以上、障がい者用トイレをうまいもん通りに設置する配慮があるのかどうかお尋ねします。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 下川議員さんの1と2、市民憲章と市歌について再度問う、2、食の観光についての御質問でございますが、私の方からは市民憲章の制定についての御質問についてお答え申し上げたいと思っております。まず、市民憲章検討委員会を立ち上げるつもりはないかということですが、市民憲章を制定するための新たな組織を立ち上げる考えは今のところありません。また、この質問につきまして、以前から下川議員さんには12月の議会、18年の12月議会的一般質問に対して、指摘をされ私の方も今年度内にとということでしたが、これ少し遅れておりますことをお詫び申し上げたいと思っております。そうした中で、市民憲章というのは、佐伯市としての理想像、まちづくりの方向性を今十分に協議する必要がありますので、現在、考え方の中では、作成中ですね総合計画の作成と併せて作業を行いたいと思っております。そうした中で、現在総合計画を御審議していただいておりますので、総合計画の審議会の中で審議していただくように、一応さっき言った、その審議会の委員をですね別に立ち上げるんじゃないかと、そうした中での考え方でいけるんじゃないかと思っております。また、現在の状況ですが、市民憲章の案の内部の素案が一応できております。今後、総合計画の審議会にはかった上で議会の御意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等にかけて決定をしたいと考えております。日程的には、市民憲章は総合計画で示されたまちづくりと基本方針等の密接な関係がありますので、このままでいきますと決定的には総合計画、一応3月の予定でしたが、今ちょっと遅れておりますので、6月ごろの方に議会提案になるのかなあとちょっと今のところ微妙なところですので、そうした状況になるかなと思っております。次に、市歌の制定についてですが、市歌につきましては、庁内にですね市歌選定委員会を組織しております。一昨年の12月に行った市民アンケートの結果をもとに、作成に向けての協議を尽くしてまいりました。その結果、作詞・作曲については、南こうせつとかぐや姫のメンバーでありました、津久見市の伊勢正三さんに依頼をしております。もう既にですね、もう曲と歌詞はできております。伊勢正三さん御本人が歌うCDも納品されておりますので、これについては今度全協で議会の方に御披露し、そして発表会に持っていきたいと思っておりますので、できれば4月の春まつりからですね、佐伯市の市歌として公表していきたいと考えております。今、その作業中で何日とはっきりはできませんが、議会の方にもそうした中で公表していきたいと思っております。ほかにつきましては、担当部長から答弁させていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 下川議員の御質問の食の危機管理についてでございますが、先ほどの御質問では、食中毒等が起こったときの危機管理をどうするかというふうな御質問のようにはありましたが、私どもの方としましては、食中毒が起こったあとではなかなか利用者が来なくなるという立場で、起こることがないようにするにはどうするか、生産者の立場でどうするかということについて、そういった方向でお答えいたします。農産物に残留する農薬については、食品衛生法により残留基準が設定されていることから、農家には農薬の履歴がわかる記帳の指導を徹底し、安全の確保に努めているところでございます。水産関係では、貝毒検査がでございますが、毎月県の試験場が検査を実施し、毒量が一定以上になると生産者に対して出荷の自主規制を行うよう要請し、消費者に対する安全性については万全を期しております。いずれにいたしましても、食の危機管理につきましても、国・県との連携をもとに市としてもできることは積極的に進めていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは下川議員の大きな2点目、食の観光についての御質問の中の2点目、うまいもん通りに身体障がい者用のトイレを造ることはできないかという御質問についてお答えいたします。市では、高速道佐伯津久見間の開通、大分国体、釣りバカ日誌19のロケ・全国上映等のある今年を観光PRの最も重要な時期というふうにとらえております。また観光協会と協働しまして、食観光に力を入れ推進してまいりたいというふうに思いますので、このうまいもん通りの食観光推進につきましても、重要な一地域だというふうに考えております。議員御存じのように、うまいもん通りのお店に障がい者用のトイレは設置をされておられません。幸い「うまいもん通り新鮮の会」が障がい者用のトイレの設置について検討をしているようでございます。佐伯市としましてもトイレができることは大変ありがたいことですし、予算的なこともありますので、地元の強い要望があるか、用地の提供はあるか、また仮に造った場合の維持管理はだれがするのかなど、十分調査をしてまいりたいというふうに思っております。したがって、今後は関係者といろんな面で協議を重ね前向きに検討していきたいと思っております。なお、当分の間は、よろうや仲町、仲町プラザに身障者用のトイレがございまして、これを利用していただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 下川議員。

22番（下川芳夫） それでは再質問をさせていただきます。まず最初に、市民憲章についてですが、もう一度市長にお伺いいたします。私が18年の12月議会において一般質問した時に、市長が答弁していることをですね、会議録を持ってきましたので、そこでの答弁でもってもう一度お聞きいたします。その時の答弁がですね、「私にとりましては、合併協の中で総務検討委員会の中で、市の名前等について一般公募した経緯がございまして、市章・市民憲章等もですね、平成15年だったんですが、早急に作るべきだということによって私も議員を辞めたわけですが、合併を承認したあと、全くこのことがですね、議論されなかったのが逆にびっくりしまして、あの当時市民憲章を早急に作らなければということでお話をさせていただきました。」というふうに答弁しております。ですからですね、市長もですね作らなければいけないという事はもう市長になった時点から自覚してたと思うんですよね。けどもう3年が過ぎたわけですね、だからそここのところですね、市長の気持ちとこの制定に当た

ってですね、どうして3年も過ぎてしまったのかということですね、もう一度お聞かせ願います。それとですね、私は総合計画案が出ておりますけどね、私の考えでは最初に市民憲章があってその次に総合計画案が出るのが筋じゃあないかと考えております。なぜならですね、市民憲章ちゅうのは市民の基本理念ですよ。基本的な考え方といいますか、そういうものが出てくると思うんですね。それから派生してですね総合計画案が作られていくのではないかちゅう考えを持っております。ですから、この点も市長に御答弁お願いします。それから市歌についてですね、できたということで大変好ましく思っております。そして、春まつりでお披露目をするようにしておりますけど、答弁がありましたけども、それについてですね全市的にですね、市民の皆様が、もう皆さんにアピールしてですね、歌ってもらうような形を取らなければですね、作った意味がございませんので。一つの提案ですけど、これをですね中学生や高校生のプラスバンドにですね、完全に演奏できるような形を持ってもらってですね、佐伯市の合唱団の方にですね歌ってもらうように、PRしてもらうようにしてもらいたと思います。これは提言でございます。そしてこのことはですね、急に教育長振るようで悪いんですけどね、本当に作ったからねそれでいいんだちゅうことで終わってもらっては困るわけですよ。ですからね、まずは小・中学校にですね、その市歌ができた曲をですね小・中学校の生徒にですね教えてもらいたいと思っております。そのところをですね教育長はどういうお考えを持っているのかお聞かせ願いたいと思います。それはですね、やっぱり元に戻すようで悪いんですけど、市民憲章もですね、言い忘れましたが、難しい市民憲章は作らないでほしいと思っております。小学校低学年でもですね分かるような市民憲章をですね、作ってですね、その市民憲章を小学生でもそらんじられるような形でもって是非ともですね素案ができてるそうですから、もう一度検討してもらってですね、制定をねしてもらいたいと思っております。それはなぜかということですね、ちょっとまた教育長の方になりますけど、子どもたちにですね是非とも郷土愛をですね、はぐくんでもらいたいからなんですね。ですから、市歌を歌うのもですね、それから市民憲章をそらんじさせるのもですね、これも郷土愛をねはぐくむためにですね是非ともですね、子どもたちにですね教育をしてもらいたいと思っております。以前ですね、やっぱり市歌についてですね、小学校で歌わせるようにしてくださいというお願いをしたのはですね、前の教育長だったんですけど、校長先生の裁量に任せてるという答弁が返ってきたんですわ。その校長先生の裁量に任ずるとですね、何も無い、してるふうはないんですね。もう一つですねラジオ体操に対しても、小学校の児童・生徒のためになることであるから、是非とも取り入れてほしいというふうに言ったんですけど、この答えもですね、校長先生の裁量に任せているという答弁だったんですね。そしていまだにですね、ラジオ体操をしている所はですね私は知りません。ですから、そのところの答弁を是非ともよろしくお願いします。

そして、食の安全管理についてですね、やっぱりこの食の安全ちゅうのは、国や県や保健所の仕事だと思っているかもしれませんがね、私はこういうふう考えたんですね。万がこういう事故が起きたときには、だれが一番被害を受けるのかということ考えたときにですね、佐伯の発生した店が一番被るわけですけども、そうじゃなくってそういう風評被害が出たときにですね、いろいろな各店に波及すると思うんです。そういったときにですね、やっぱりひいては最後は佐伯市が一番被害を被るわけですよ。ですから、その前にですね、ある程度危機管理ということのですねマニュアル化ですね、やっぱりマニュアルを作っておかな

いとですね、初動行動ちゅうんですか、その行動がねさっといかないと思うんですね。ですから、是非ともマニュアル化の検討をしてもらいたいと思います。そここのところの答弁をよろしくお願いします。そして、うまいもん通りのトイレの件ですけど、私は是非ともですねお願いしたいと思います。それはですね、私の友だちでですね、奥さんがですね障がい者になって車いす生活になってしまったそうなんですよね。ですから、だんなさんが奥さんをうまいもん通りに連れて来て、一緒に食事したり、飲んだり、飲食したいちゅう気持ちがあるそうなんですけどね、トイレがないばっかしにですね、連れて来れないちゅう話を聞きました。ですからですね、是非とも市の方でね、地元の要望が来てからちゅうような答弁でございましたけどね、やっぱ来る前ですとねある程度市の方で積極的にですね、こしらえるような検討を是非ともしてもらいたいと思います。それから今、仲町プラザの方に障がい者用のトイレがあるという答えがありましたけれども、夜もですね、夜ですねあそこ、私の見たところですねシャッターが降りて使えなくなっているように感じたんですけど、そここのところはどうかもう一度答弁をお願いいたします。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 下川議員の再質問に御答弁申し上げたいと思います。先ほど私はそういう意味で遅れたことに対して冒頭謝罪をしたつもりでございます。そして総合計画の中に、もう基本的には6月ごろまででき上がるだろうと。もともとこれは寺島議員の方からも平和友好の関係が出ておりまして、こうした中で非常に合併をして事業が遅れていることはたくさんございます。たまたま合併してまだ全部が足並みもそろってないこともありますし、現在そうした中で少しずつでもいいからということで、昨年できたのが市の鳥、市の花、そうした形の中でいってるし、今年はどうにか市歌が間に合ったと。本来なら今年いっぱい総合計画と先ほど言いましたように市民憲章をやり上げたかったわけですけど、これは大変私の方の内部的なことで遅れてきたということで、今後ともこれについては早急にやらせていただきたいと思っておりますし、できうる限り整備をしなければならない。まず、合併しての項目もいろんな調整項目もしなければいけないのがたくさんございますので、そうした中で方向付けをしながら、職員また管理職等につなぎながらやっていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 下川議員の市歌の件でございますが、最初にラジオ体操の件をお話されましたので、そちらの方を先にお答えしたいと思います。前にも下川議員からラジオ体操の話がありました。現在学校では、ストレッチ体操というのがかなり導入されておりますので、現状ではラジオ体操の代わりにストレッチ体操という形を導入されてる学校が多いということであります。準備体操はそういう形が多く取り入れられているのが現状であります。それから、市歌に関しましては、市が制定する以上、私もすべての市民が行事開会時等に市歌が歌えるように行政指導していくことは大切なことであろうというふうに思っております。その中で、学校で市歌が指導できないかということではありますが、今現在学校では、音楽の時間にしても校歌の指導が十分取れないような状況でありますので、現状として特別に市歌の授業を取り組むということは非常に難しい状況にありますが、先ほど申しましたように、市民が醸成することの大切さということを考えてみましたら、教育課程全般を見直すことなどを通しまして市歌が浸透できるように検討してまいりたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 下川議員の再質問でございますが、万が一中毒等が発生したとき、その事後の危機管理のマニュアルを検討してはということでございます。農林水産部の方から見た農林水産物の安全性については、先ほど申しましたように、国内産については食品衛生法に、そういったものによって厳しい基準を定められております。生産者の方もこういった基準を遵守していただければ安全な食糧品の提供ということになるとは思います。ほとんどの農家の方も一度こういった被害を発生させますと、あとなかなか物が売れないということももうよく承知していただいておりますので、ほとんど基準に則って農産物の出荷はされているというふうに思っております。ただ、そうは言ってもいろんな立場で中毒等の症状が出て、その後の危機管理はどうするかということになると、これはもう農林水産部だけの組織では非常に難しいということになりますので、全庁的にこういったものについてはどう対応するかというのは考えていかなければいけないというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは下川議員の再質問にお答えしたいと思います。まず、トイレの設置について市が中心になってというような御質問でございます。先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、うまいもん通りの新鮮の会というのがまあ積極的に設置をしようという考え方があるというお話をしてまいりました。あるいは店舗の中でもそういった身障のトイレを設置をしようという計画をなされた店舗もあるんですけども、どうしても全体的なスペースの中で断念したというふうにお聞きしております。それから、どうしても個別のトイレにつきましては大変だろうと思えますし、全体的に1か所でもあればというような思いがありますけれども、どうしても設置場所の周辺部、隣近所の方の了解等も当然いるだろうというふうに思いますので、いずれにしましても、うまいもん通りの関係者と十分協議をしてみたいというふうに思っております。あの通りの中に交流広場的なものが設置できればトイレも設置しやすいのかなというふうに思いはありますけれども、そういったところで現在考えているところでございます。それから、よろ仲の身障トイレの関係ですが、私が見てる感じではシャッターはないというふうに思ってるんですけども、もう一度確認をしてみたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 下川議員。

22番（下川芳夫） それでは再々質問をさせていただきます。教育長ですけどね、提言になるかと思えますけど、あのですね、時間的に市歌を教える時間的余裕がなくて時間が取れないちゅう御答弁だったんですけどね、私は市歌だけじゃあなくてですね、これから市民憲章もできますし、それからやっぱ郷土愛をはぐくむために佐伯市のですね歴史も勉強をしていってほしいんですよ。ですからですね週1回、1時間ぐらいですねその佐伯学まではいかなくてもですね、佐伯市に関連した授業をですね1時間でもですね取ってほしいと思えます。そうすればですね、何も改まって取る必要もないし、佐伯のためにだけにですね、やっぱそれはですね、なぜかと言ったらですね、子どもたちが一度都会の方に出て行きます。そうしたときにです、なかなか帰って来ない。それはですね一つは就職先が少ないということが一番の原因でしょうけれども、もう一つはですね郷土愛ち言いますか、そういうような帰巢本能ちゅうたらおかしいですけどね、そういうようなね郷土愛が薄まってきたがためになかなか帰って来ないということもね少しはあるかと思うんですよ。ですから、私は1時間も

小学校でも中学校でもですね、佐伯何ちゅうんだ、佐伯学ちゅうと何か大学みたいな難しい学問のように聞こえますけど、佐伯市だけの勉強ですね。そういう時間をですね是非1時間ぐらいね取ってもらいたいと思います。そのことについてですね、もし御意見があれば是非とも教育長のお話を聞きたいと思います。

あとですね、食の安全管理ですけどね、私の質問的な意識はですね、食の観光でしたからですね、部長の方の答弁とは思わなかったんですよ、野菜とかそういうんじゃなくて、ほかの観光的な要素としてですね、食の安全管理のことをですね是非ともお聞きしたかったわけでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 下川議員の再々質問でございますが、下川議員がおっしゃるように、私も子どもたちに郷土愛っていうものを学校の中で取り入れたいというふうに思っております。学校にも議員が今提案していただいたように、そういう授業を取り込んでいる学校もありますが、実際にはどういう時間かという、総合的な学習の時間で取り組んでいるわけでありまして。地域を知るといことで、地域に出かけているということもありますし、現実として佐伯のいわゆる今までの矢野龍溪とかいうような形の人物を教えるということがまだ少ない部分があるとは思いますが、現実としては佐伯の歴史を総合的な学習の時間で教えております。ただ今気にしていることは、新しい学習指導要領では、総合的な学習の時間が減らされるという現実がありますので、先ほど申しましたように、教育課程全般を見直す中で取り入れていきたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 以上で、下川議員の一般質問を終わります。

次に15番、佐保暁君。

15番（佐保暁） 皆さんこんにちは、久々の登壇でございます。緊張しております。南風会所属、15番、佐保でございます。通告に従って3点質問をいたしたいと思います。しかしながら、私の聞きたいところは、私の質問に対する行政の最高責任者である西嶋市長、あなた自身の言葉であります。ケーブルテレビを見ている多くの市民の方々も担当部局から作成された答弁書による答弁よりも、市長あなた自身の生の声や物事に取り組むその姿勢をテレビを通じて見ており、それを期待していると思います。私もそれを期待して市長の答弁を受けたいと思います。

まず、空き室の目立ち始めた旧町村部にある現市営住宅の現況をどのようにとらえ、今後その空き室を埋めていくのはどのようにするかということをお伺いしたいと思います。補助金の関係から各町村は第一種住宅、俗にいう低所得者向け住宅から居住空間の広い特別公共賃貸住宅、俗にいう特公賃の建設の方針を変えてまいりました。しかしながら、宇目地域を例にした場合、所得制限の条項に引っ掛かり、空いていてもそこに入れないという状況が非常に多く目立ち始めました。というのは、特公賃には割と所得の高い、俗にいう宇目であった場合は、役場の職員さんたちが数多く入ってございましたけれども、彼らが自宅を建てたり、佐伯の方に市職員になり、変わったというようなことで空いたと、そうすると今現況宇目に残っている勤労者の方々では、所得制限に引っ掛かってなかなかそこに入居できないというような事実が厳然としてあります。そういうところを今後規制を少しでもですね、何か改変して入れるような状況を作ることにはできないのかなあというような気がしておりますので、それに対する市長の考えをお伺いしたいと思います。

第2点として、伝承芸能に対する支援は十分かということであります。新年度予算に多くの伝統芸能等に対する補助金の予算が上がっておりまして、それは高く評価をしておりますけれども、すべての伝承に携わる方々は、本当は高齢化で継承者探しに苦労されているというのが現状ではないかなと思います。前回は質問したわけでありましてけれども、有形・無形の文化財をきちんと記録し、佐伯市の文化として一同に収納して佐伯市教育市民ホールまな美で、その中に公開をするようなスペースを確保することはできないのかなということでもあります。また、県も市も支援をしまして、3年振りの復活が大変話題に上り注目され、大盛況のうちに終わりました、宇目のすみつけ祭りも地域出身の若者の発憤で地域一丸の結果で、ああいう成功を収めました。当日は広瀬知事も市長自身も来られておられましたけれども、せっかく燃え上がった小さな集落の老若男女の一丸となつての地域振興への思いの火を消さないためにも、また全国的に見ても奇祭の一つであろうこの木浦すみつけ祭りにも今後しっかり支援をしていく考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

最後に、第3点目として、私が佐伯市市議会議員となつてからずっと感じている佐伯市の要望活動に対する疑問であります。合併前の町村は執行部、議会一体となつて国・県に対する要望・陳情を行つて重要課題の進ちょくを図つてきた経緯があります。しかしながら、佐伯市は議会には頼らない、議員には頼らない、当てにしないと決めているように感じます。議会に対してそのような依頼ということが一度もないように感じます。だから事業の進ちょくの進み具合が分からない。どのように物ができ上がっていくのかも分からないということに問題が起きるのではなからうかなあとと思います。議会経験豊富だとおっしゃる市長の考えを聞きたいと思つています。一人で県庁を歩き回るよりも何度かは議長や常任委員会のメンバーに同行を求め、共に要望活動を行う方が実を上げると思つておりますが、いかがでしょうか。さらにこれは、今議会初日に榊田議員が頭出しをしてくれております主要地方道、日之影宇目線にかかわることでもあります。川人建設部長は同級生でもあり、3月をもって職を離れるということなので、はなむけの質問をともしましたけれども、日之影宇目線のことには私の方が詳しいと思つていますので、また少し質問の方向も違いますので、部長の答弁は結構でございます。宇目日之影の時代は、町村の時代はですね、昭和43年9月に改良促進期成協議会を立ち上げて、今日を入れると約40年にわたる要望活動の歴史があります。しかしながら、地形的にまた工法的に非常な難所が多くいまだに改良率33%と遅々として進んでおりません。しかしながら、この沿線には先ほど紹介いたしました木浦地域があり、今回の祭りに訪れたよそからの方々は道路整備の遅れを実感されたことと思つています。宇目町のころは日之影町とともに執行部、議会一体で両県の県庁にうかがい、土木部長自らにじかに会つて要望活動をしてまいりました。しかし、合併後は佐伯市の苦しい財政状況を勘案し、財形再建のためと思つて建設部に協議会の予算など要求を遠慮しておりましたら大変活動が制限されてまいりました。言いたくはありませんけれども、388号線の改良の件では多額の旅費を使い国交省まで行き、合併もせずに頑張っている小さな町との協議会の要望活動は佐伯土木事務所どまり、余りにも対応に格差があるとは思いませんか。日之影町は宮崎県庁に我々にも同行を依頼し、県庁にうかがつて土木部長と直接対応をしてもらつて。それに比べ佐伯市の対応はお粗末で、日之影町の町長を始め、議会関係者に対して私は大変申し訳なく恥ずかしい思いをしております。市長、あなたがそのような対応をされたときの気持ちを考えても何も感じませんか。そこを聞きたいと思つていますし、今後はどのようにそういうことに対応していくか

。そこをお伺いして私の一般質問としたいと思います。よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐保議員さんより御質問が三つあります。一つは旧町村にある市営住宅の空室対策は、2は伝承芸能への今後の支援は、3、県への各種要望活動への取組はということで、全部私に答えるという指名でございますが、範囲を見ながら担当部にも答えさせていただきたいと思っています。最初につきましては、2番目であります伝承芸能への今後の支援はという形で、先般2月10日に開催されました木浦すみつけ祭り、これまで隔年という形で開催しておりましたが、昨年は後継者問題等があり、昨年開催ができませんでした。今年は地元の出身者の方で地区外の生活の拠点をされてる方が地元に戻り、そして地域の方々と連携して3年振りに開催することができました。議員も御質問の中で言われましたように、私も参加させていただきましたが、今回は祭りの手法も変えて、地域が開かれやすいという形でそれぞれの工夫があったようでございます。当時知事もお見えになっているんな話もしたわけですが、その中で出た話が、先般榊田議員にもお話いたしましたように、道路問題でもございます。そうした中で私どももこの祭りについては、今回だけ特別に補助金を出したということは考えておりません。前回はそれだけの補助金を用意しとったんだけど、開催ができずにそのまま繰り越して今年度に使ったということで、これは2年に一度ということですので、来年、本来なら2年に一度開催しますが、まあ来年するのか再来年するのかということについては、いつでも同じ状態の補助金また助成等は考えていきたいと思っています。特にこうした地域における伝承芸能という形ですが、それぞれの伝承芸能があるわけですけど、当初引き継いだ形の中でやらせていただきたいと思います。

それから、県への各種の要望の取組ということですが、県への取組については、昨日も榊田議員に私の方で答弁させていただいたのでありますが、現在市長がこうした会長になってるんが高速道路の関係、国道の関係、そして県境がかかっている日之影でやってる宇目日之影線ですね。それから今三重弥生線ですか、これだけは私の方が会長になってます。あとの道路につきましては、地区でのそれぞれの期成会でやらせていただいている。特にその路線につきましては、私の方は四つだけ動けばいいということになりませんので、一昨年は日高議長と共に県の方にも行った時にですね、県の方にもその時要望を全体しております。要望と言ってもですね非常に多いわけですが、佐伯市全部で一応路線的には今現在24路線から28路線あります。それぞれについて要望していくという形をしておりますが、なってないからと言っても各県道等については必要路線でありますので、これが今の方針がいいのか、そして今回ある程度県道の順番を付けてくれということでいろいろ言っておりますので、そうしたことをしながらやっていくのがいいのかということで、これについてはもう少し私の方も考え、議会とのそうした一体活動について、これからについての考え方をやっていきたいと思っています。道路等につきましては、全体の路線の要望をということで別に1年に一度行っておりますことをお知らせしておきたいと思います。その他につきましては、担当部長、次長より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 佐保議員の伝統芸能への今後の支援についてお答えいたします。伝統芸能につきましては、文化財保護審議会や文化財保護推進委員を通じ、伝統芸能はもとより文化財全般について選定、保存、継承に努めております。議員のお言葉にもありましたよう

に、一時中断をしていました鶴見大島地区の地下のとび太鼓や宇目木浦鉦山地区のすみつけ祭りなどの伝統行事について、地元の皆様と行政が一体となって活動の再開と行事の復活を果たすことができました。伝統的行事を記録していくことは後世に地元の文化を継承するためにも大切なことだと考えております。市内のさまざまな伝統行事の記録を体系的に保存するため、図書館の指定管理者、NPO法人カルチャー佐伯の事業の中で、各振興局にあります資料を整理し、DVD化を進めていくよう計画しております。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議長指名でありますので答弁させていただきます。議員御質問の市営住宅の空室対策についてお答えいたします。旧町村には公営住宅が804戸、特定公共賃貸住宅が117戸の合計921戸あり、そのうち空室は公営住宅38戸、特公賃住宅10戸の計48戸で、全体の5.21%が空室となっております。空室対策としては、現在大分県が空室となっている特定公共賃貸住宅13戸のうち10戸を用途廃止して準特定優良賃貸住宅として活用することとしており、また大分市においても条例を改正し、入居資格の収入基準の緩和や入居者負担額の見直しをし、空室解消の対策を講ずることとしておりますので、本佐伯市におきましても、このような例を参考にし、本市でも適用できるかどうかを検討してまいりたいと考えています。また、企業などへの貸し出しは考えられないのかということですが、市営住宅の目的外使用については、公営住宅法第45条並びに市営住宅条例第43条使用の許可に、社会福祉法人等が社会福祉事業等を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができるようになっており、そのほかについては認められておりません。

あと、日之影宇目線改良促進期成会についての御質問は、一応通告に従って準備しておいたんですが、以上でございます。

議長（児玉忠義） 佐保議員。

15番（佐保暁） 伝承芸能の方についてはですね、大変前向きな方向の話でございまして、感謝を申し上げるという気持ちです。

市営住宅の件につきまして、特公賃の方はですね佐伯市も県や大分市の考え方に準じていこうというふうな姿勢だということで理解はできますけれども、もう一つ私の方の資料にですね、公営住宅といいますか、低所得者向けの住宅としてちょっとまあ古い形になるかと思えますけれども、その住宅も結構空いていると、蒲江の方の件は調べてもらいましたところ、非常に老朽化が激しくてもうちょっと使用に耐えないので、その13戸あるうちの8戸ほどはもうちょっと貸し出すことができないというような話でありましたので、それはまあ除きまして、鶴見にしましても11戸ほどの住宅が空いているというようなことがあります。もう辺地といいますか、ちょっと市街地区域から離れるとなかなか老朽化した住宅、スペースも狭いしですね、ちょっと不便さがあるというとなかなか入居者がいないというのが現実ではなかろうかなあと思います。だから、先ほど建設部長からの話によりますと、社会福祉法人には何らかの形で貸し出されるけれども、それ以外の者には貸し出されないんだというような話があります。しかしながら、これまで企業誘致とかいう部分にもかかわろうかと思えますけれども、なかなか佐伯市には企業が来ていただけません。しかしながら、現況、やはり佐伯の中です、元気のある一生懸命やっているような企業、そういうところが人を雇いたいなあというようなときにですね、ある程度社宅として使わせてやるようなですね契約で

その企業に貸し出してやる。そして入居者ですね中で、親族じゃなければいけないとか血縁関係でなければ同居を認めないとかというような条項もあるようにありますけれども、そういうところを甘くしてですね、もうちょっと貸し出し状況ができるような方法も考える必要があるのではなからうかなあと。住宅問題っていうのは市営住宅の問題っていうのは非常にですねジレンマがあると思います。92件の滞納があり、約1億円近い1戸平均100万ほどの滞納だということで、掛ければ大体分かります9,000万円ぐらいの滞納があります。そしてなおかつですね、城西団地にやはり居住空間のいい快適な住宅としての新しい住宅を建てなければ市民生活にプラスにならないということでやっぱりそれをする。一方では空き家があり、一方では大きな滞納者を抱え、そしてまた新しい住宅を造っていかないと、非常にやはりね市政としては財政的にも私はジレンマがあるんじゃないかなあとと思います。そういうところを何とか活用できるですね、そういう柔軟な考え方っていうのはやっぱり最高権限を最終的に決定できる市長がですね、行政係なんかにですね、おいここんところはどうかかならんかというようなことを言ってですねやる。そういう姿勢はですねやっぱり大事じゃなからうかなあと私はそう思います。一度検討するようなことをですね市長やらせていただきたい。このように思います。

そして最後ですけど、宇目日之影線の件であります。これはやはりですね、市長が県に一度行って言う。せっかく会長という形をしていただいてですね、我々も期待をしております。あの集落は本当に高齢化も進んでですね、そして宇目の中ではもう最終的な地域であります。そこがやはり急峻な崖っぷちの道です。一度山が崩れるとですね、孤立化するわけですね。防災上もですねやはり少しでも安心して暮らせる。そういうためにもですねやはり要望活動にですね真剣に協議会が取り組めるそういう体制を作っていただきたい。佐伯市にある県の佐伯土木事務所にですね行ってそれでお茶を濁した陳情、そういうことじゃあなくてですね、やはり県庁に行って、それも佐伯市の車を使って行けばそれほど交通費も掛からんわけですから、協議会全員でですね、日之影の方々と一緒になって県庁の土木部長に陳情するかというような今後活動をやらせていただきたいし、その方向を考えていただきたい。その点についてお伺いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐保議員の再質問ですが、先ほどですね市営住宅の件、これについて社宅ということが基本的には難しいだろうけど、社宅でもそこに住んでる人が個人的に住民票を移せば借りられるわけなんですね。議員が言われるのは、いわゆる国内の人やない人に特別に貸すというように聞こえるんですが、通常社宅の場合、そこに勤務されてる方ならば、その人がそこに申し込めばだれでも私は貸せると思うんです。だから、社宅という形で貸すことはできないけど、個人になれば貸せると思うんですよ。それは個人で申し込んでいただければ問題ではないのではなからうかと思ってます。通常市営住宅の原点からそうした社宅として会社に貸すということは基本的にはちょっと無理じゃないだろうかと思ってます。これは市長が言っても元の根幹がちょっと難しいんじゃないかと。これについてはもう一度調べさせていただきます。

それから、議員言われますように、こうした要望をですね全部まとめて一応行くわけですが、道路は議員が言われるように各地区本当、日之影だけじゃなくてですね、あるわけですね。例えば、県道弥生線ですね榎峯から通って行く道、それからまた私どもの市内にあるん

ですけど赤木吹原線っというてですね、これも非常に用地もですね昔の県道そのもののおいとるわけですね。各地域各地域たくさんございますので、私は今一番個別個別の道路を一本ずつ上げるといことはですね、地域間競争になっていくんで、私とすればできるだけそれに1本だから市長がついて行く、これが1本だから市長がついて行くといったら、全部で約20路線ありますそれぞれの路線が、佐伯市で県道だけで。そうした中でどの路線も非常に大事なんで、特に今別の関係でですね、限界集落の関係で県とも話しながら特別枠という形で今年から調査に一応入るわけです。そうした地域地域の集落に対する交通網の整備っていう、そちらの方の枠で何かできないかということでちょっと話したわけです。先ほど申し上げましたように、これ全部の路線本当にやると合併する前やったら旧町村で1路線か2路線なんです。いつでも行けるわけですよ。例えば388号線今国道になります。蒲江の非常にこれもまだ道路改良して国の方にも延岡市とやっておるわけですけど、今年ちょっと延岡市との間で整わなかったもんですから国には行っておりませんが、こうした要望活動は真剣にやらせていただいておりますが、市の方は一応県の方についても県から付く金は全部私どもは県が上がってきたお金は付けさせていただいてます、そうした要望について。それから先ほど議員の方から、そうした県・国に行くんについてももう一度そうした形がいいのか、また議会との対応がいいのかというのは十分相談させていただきたいと思っております。特にまた県会議員さん、今度新市になって改めて3名の方が当選されております。先般、3月に当市の考え方ということで3人の県会議員さんにもお話しして今の現状っていうのもお話をさせていただいてます。そうした県議を使ったパイプをですね、パイプを使って全体的でこうした要望活動をやっていきたいと思っております。その点については十分のちほど御返事させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 佐保議員。

15番（佐保暁） 市長の最終的な話がありましたけれども、やはり議会をですね経験をされた市長ですんで、やはり議会と十分に話し合い、議会の人間のマンパワーもですね利用してですね、佐伯市の事業の進ちょくを図っていただきたい。このように要望して終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、佐保議員の一般質問を終わります。

次に13番、河原修仁君。

13番（河原修仁） 13番、河原修仁でございます。まず、本年3月末をもって退職されます53名の職員の皆様方に長年の御労苦に対しまして敬意と感謝を申し上げまして、一般質問に入ります。

私は農林水産物の流通が地産地消へ変遷したように、雇用創出や経済活性化のためには企業誘致と人材育成をセットに地学地就をキーワードに、その地域で学んだ技術をその地域の企業に就業し、生かせる環境を整えることが新佐伯市の将来を占う上で極めて重要であると考えます。市町村合併当初は人口8万4,000人で、現在は8万1,000人、3,000人ほど減少しております。このことは何を意味しているのか、出生や死亡による自然動態、転出や転入による社会動態、いずれも減少をしております。その要因は一つといたしまして、結婚適齢期の若者が結婚をしない。しようにも家庭を支えるだけの収入を得る仕事、職場がない。二つ目として、子育てをしやすい環境にない。まずは医療体制、医療費の助成制度、仕事と子育てが両立できる環境など。三つ目として、出会いの機会がないなど考えられるが、市としてはこの現状をどう把握し、どう認識しているのだろうか。人口の減少が地域の活性化に大

きな影響を与えるということはだれもが認めるところであります。そこで、人口を増大させるための方策としての若者の定住策、すなわち雇用を確保するための企業誘致は佐伯市にとって最重要課題の一つではなからうか。これまでの佐伯市としては、企業誘致に対して待ちの姿勢になっていないか、企業誘致は全国津々浦々の自治体にとってのどこから手が出るほどに期待をし、施策の一つとして挙げられております。全国の自治体と競争するためにも待ちの姿勢ではなく、もっとこちらからの積極的に仕掛けていく行動が必要ではないか。景気の回復とともに、国内の企業立地が増加しているが、大分県は企業誘致の件数増加に対応して新年度より組織を改正する。企業立地推進課に誘致担当組織の企業誘致班と立地内定後の用地状況など基盤整備を担当する立地基盤整備班を設けるといふ。佐伯市としても専任部署を新設するなど職員体制を再構築し、庁内横断的な職員で構成する企業誘致推進内部検討会や市民を巻き込んだ企業誘致推進委員会などを組織し、工場立地の受皿づくりや誘致対象をどの業種にするのか、優遇措置の見直しなどを含めた事前の調査、検討をする機関も必要ではないか。また、佐伯市は平坦地が少なく地形的な制約もあり、大規模な造成やその維持管理に多額の費用が掛かることもあって、自前の工業適地を確保することは大変厳しいと考えられるが、勝負に勝つためには、相手よりも一歩でも二歩でも前に踏み出す必要があり、早急な対応を期待したい。とにかく、本年は東九州高速道の開通など、三大イベントの開催により、この佐伯市に交流人口が増大することは間違いないので、このチャンスを是非とも生かし、他の自治体に遅れをとることなく、一歩前に踏み出すことが今求められております。自治体の企業誘致は、地域再生のための不可欠なものの一つとして益々力が入っており、競争は激化している状況であります。このような状況の中、県内の企業誘致は既存企業の集積が、また誘致企業の集積を呼んでおり、どうしても県北地域が中心となっております。佐伯市としても工場立地の動向を改めて把握するとともに、条件整備を十分踏まえた戦略が必要であろうと思います。そこで新年度の組織体制と今後の意気込みについてお尋ねをいたします。以上で、1回目の質問といたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員さんの、今こそ佐伯に企業誘致をということで御答弁申し上げたいと思います。企業誘致についての取組ですが、先日も後藤議員の質問にお答えした部分もありますが、企業進出に向けて佐伯市の出身者等にいろんな関係でお願いし、また関東・関西の県人会などにも行っております。現在佐伯市の現況を説明いたしましても、佐伯市への企業に向けての情報というのいろんな所から取っておるところですが、なかなか厳しいものがあります。特に、大分県の企業誘致ってということになりますと、佐伯市だけじゃなくて県の東京事務所がほとんど主体になっておる。ここを訪れることによってその情報発信をするということで、東京事務所には再三行く、私が上京する度に行っておりますし、新しい資料を持ってきております。特に当市にとりましては、工業団地っていう形が非常に少ないもんですので、こうした工業団地などの紹介に対して、当地の面積でいいのかということも御指導を賜っておりますし、また先般コールセンター立地などの照会に対しても情報を提供しているような状況です。企業からいろいろな照会もあるわけですけど、どうしてもいろんな条件把握があつて地域的には大分からどうしても遠いというところ、高速ができるということに対してそうした面ということと、もう一つは企業誘致の中の団地がというのが当市は持っておりませんので、そうした団地に対する制約がもう少し必要じゃあないかと。要するに何

万平米ということになった場合、私どもの場合は今用意をしてるもんがありませんので、そうした部分についても必要じゃあないかと思ってます。これについては、この前の所信表明の中に工業団地については造成をやっていきたいと。財政的に方向付けができてきてるので、そのように考えて待ちの姿勢っていうよりも、自分方から造成して積極的に、これはありますよという姿勢に変化しなければ企業誘致としてもなかなか待ってるような状況じゃないと思っております。そして、工業団地に対しましてよく言われるのが、工業用水等については、これはもう私どもで昨年、一昨年の時に利用等に対する助成措置をしておりますし、そうした支援策も現在しておりますが、そうしたことを説明しながらいろんな企業体に働き掛けていきたいと思っております。特に、これからの高速道路が来ますと。来るという立場の中で、私たちが先ほど言いましたように、大規模工業団地の確保ということが今からの一番の問題だということをおもっておりますので、そうしたことに取組み、また積極的に企業の方に向いて誘致活動をしていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 河原議員。

13番（河原修仁） えらく簡単な答弁でございますが、ちょっと腰を折られてしまいましたけども。今後の対策につきまして答弁をいただきましたけども、職員体制を含め前へ前へ突き進むという意欲と真剣さが実はもう今感じられませんでした。そこで何点が再質問をいたします。私は企業誘致はここ二、三年が勝負と言われております。そこで再度の市長の積極的な姿勢を伺わさせていただきたいというふうに思います。またですね、一つは地元の熱意っていうものも不足しているのかもしれないというふうに思っております。企業セミナーなどで既に工場を建設した企業から立地に当たっての体験報告が実は行われます。その場合、市場動向、環境条件、経済性などから分析をした結果進出を決めたが、そういう客感的な背景はあるといたしましても大きなファクター、要素は地元の熱意であると。どの企業の担当者も実は異口同音に答えております。企業が新しい場所に進出して順調に仕事を進めるためには、地元の住民や行政関係者の協力は実は不可欠であります。そこで地元から企業に向かって大きなうねり、盛り上がるの声を伝える必要があるのではないかと思います。いかがですか。次にですね、2点目といたしまして、どこの国の人もそうであると思いますが、特に日本人は自分のふるさとを大事に思う人が多い。特に成功者にはこの思いが強く、何らかの形でふるさとに貢献しようとして考えているそうであります。企業の経営者の中にもこのタイプの人が多いもので、どこそこの企業が創業者のふるさとに工場を建設したというニュースはよく聞きます。そこでこれまで市長を中心として、あらゆる方々の支援、人脈を通じてお願いしてきたと思いますが、その反応はいかがでしたか。市に対するアドバイスもあつたのではないのでしょうか。また、トップセールスによる働き掛けが功を奏したという事例も多々あるようでございます。関東・関西に向けて企業誘致を目的とした日程を設定してはいかがでしょう。次に、三つ目といたしまして、政府は自治体の企業誘致を促し、地域活性化を目指す企業立地促進法に基づく支援先といたしまして新たに大分、北海道など12道府県の16地域を指定する方針を決定をいたしました。これに伴い県内全域が指定を受けました。大分県は2012年、平成24年までに既に進出しているダイハツやキヤノンの関連企業など80件の立地を目指すそうあります。そこで広瀬知事も今度は県南に光りをとっております。県との連携はスムーズにいったらいいのでしょうか。要望や要請は積極的に行っているのでしょうか。関東や関西の最前線で企業誘致に奔走している県の東京事務所や大阪事務

所の反応はいかがですかお尋ねいたします。次に、四つ目といたしまして、企業の持つ特性を活用して企業誘致に協力を受ける方法も効果の大きい手段ではないでしょうか。銀行などは何らかの形で社会的に貢献をしたいと考えを持っております。その一つの方法が、企業誘致に対する協力であります。一方では、これらの金融機関は貸出業務を行っているので、新しい工場を建設する企業はよい得意先であり、企業誘致活動に協力しながら貸出先を探し出すという本来の仕事にも結びつけることができるのであります。このようなことから、金融機関の機能を企業誘致に活用するとすれば、日ごろから担当者によくコミュニケーションをしておき新しい立地先を求めているような企業の情報をできるだけ早く知らせてもらうことが大切ではなからうか。そこで、企業の情報や融資関連などで銀行との協力体制も必要となってくるのではないかと思います。現状はいかがですか、お尋ねをいたします。五つ目といたしまして、市民の声として港湾整備の遅れや大入島問題が企業誘致に支障を来しているのではないかといわれております。企業側の反応はいかがですかお尋ねをいたします。六つ目といたしまして、現在市が保有している工場用地、門前工業団地、下堅田工業団地、門田地区、水口地区などに対して地場企業を含めた問い合わせ状況はいかがかお尋ねをいたします。以上、6点を再質問をさせていただきます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員さんの再質問に御答弁させていただきます。いろんな中で私もしっかりここまで最初から質問していただければよかったですけど、総体論の話でありましたので、先ほど総体論の話をさせていただきました。特に今言った順番で五つ六つの項目ですが、いただきました。私の方もこうした中で、先ほどの答弁の中には含めた話をしておると思います。先ほど地元の熱意という形で、ふるさとを大事に思うということですが、そうした中では東京に行き、そうした中で行った限りではフルに動いております。地元ということになると特に郷友会、佐伯市の郷友会ということで行くわけですけど、まだ合併しても各旧町村の郷友会もあります。そういう意味では、私は今のところ時間的に取れておりませんので、各振興局長が行き、そうした中で状況をやっていただいていると思っております。そして、そうした中で反応ということで私もしっかり言うとキヤノンさんにも行きまして、最初に行った時にちょっと面積が狭いなあという感じがしたんですね。そしたらいつの間にか日田の方にああいう具合になったというのも経過を御存じだと思っております。前御手洗会長とお話した時に、とにかく高速を造ることをいの一に考えるということをして盛んに言われてたもんですから、そうした立地条件というのはたくさんございます。地域性っていう形で前もお話したことがあると思いますが、非常に佐伯の人は、最近雇用してもあきらめる人が早いと。精密企業ていうところになるとどうしてもねちさが、いろいろ聞いてみたらどうしても海岸部の人が多かったですね。海岸部と山間部の人のやっぱ仕事柄が違うということで、それは一方のほうだけとられるとですね、どうしてもそこのできない部分があります。そうした中で地域地域によった私どもはそれぞれの人があるということで、話せばだいぶ分かっていただける点と、それとも一つ東京を中心とした佐伯郷友会そのものがいろんな窓口としてやっていこうという話が今できてきております。私の方がこちらにおらなくても電話1本でいけば、富生さんが今佐伯の今会長ですので、電話をしてくれれば私の方が代理で行く、その企業にも佐伯郷友会の学校の友だちとかいろいろおるから、そうした部分での連携が取れるから、そうすれば私の方も日程を合わせて行くとかですね。そう

いう連携プレーの話が今進んでおります。非常に東京の佐伯の方々も心配されておるし、やっぱりふるさとをということを大事に思っておるんで、いつでもそうした体制を取らせていただこうと思っております。それから支援策という形で、国・県といろんなこの前も出てきておりますが、私の方もそうした中での今度も業種を追加させていただいております。そうした業種を入れながらやっていっております。県との連携という形で先ほど申し上げましたように、行くたんび東京へ寄りますので、所長以下ですねもう向こうの、今度場所がですね銀座の方に移りまして、今までの場所から平河町から銀座へ移りまして、東京に行くたんびにはそこへ寄って、そして情報を交換しながら帰らせていただいております。積極的にあればとにかく佐伯をまず聞いて見てくださというふうな話ですね出てきとんですけど、知事も非常に南がないということで心配していただいております。昨日もちょっとお会いさせていただきましたけど、また今度時間を取って行こうと思っております。連携プレーちゅうのは非常に大事なことで、そうした部分では積極的にさせていただこうと思っております。また銀行への対応ということで、金融機関ということで私ども佐伯市出身で大分銀行の会長が佐伯市ということで情報をですね。また、佐伯の経済クラブという銀行を中心とした担当があるわけですけど、それには毎回3か月一遍行きながら、頭取、会頭、いろんな方きますので、そうした連携プレーを私はとれとると思つとるし、また情報もですね入れていただけるんじゃないかと思っておりますが、全部の銀行ということになりますと、県内以外の銀行がありますので、その点はまたほかの会で会ってですね、連携の中で話をさせていただきたいと思っております。特にまた5番目に言いました港湾施設や大入島問題の影響はということですけど、港湾についての施設のことで、また大入島問題についての影響っていうのは、私たちが思っている以上影響があつてるかということですね、まだ再確認をしておりません。港湾については今順調にいってるんですけど、最終的にしゅんせつができなければ港湾機能ができにくいということになりますので、そうしたところが非常に頭が痛いなあということで、大入島等については何とかこれを解決していきたいという具合に思っておりますが、これに対する状況というのは私の方も直接、進出というのも東京の方からですねお話し入ってきておりません。それから、水口とか門前団地についてということですけど、水口は先般全協等でお話をさせていただいて、地場の企業でそうしたことができればということである話に入っていると思っております。地域における企業もやはり私は企業留地ということであるわけですけど、そうした企業に対する地場の企業をやっば育てることが大事ですし、今朝大分合同新聞でも見たと思っておりますが、佐伯市工業連合会、佐伯市技術革新振興協議会、これは既に5S運動という形で、地場企業も真剣にもう少し取り組んでいこうということで、いろんな企業との連携ができております。ちょうど土曜日その会議がありましたので、私は何時間がついて今の佐伯の鉄工業組合とか工業連合会とかそういう方々のお話を聞きながら、これからステップを踏んだ佐伯での技術発信ができる企業が育ってるなという感じもしております。そうした企業留地っていうことで企業でやることによって逆にそうした外部の組がそれだけのいわゆる下請けですか、技術集団がおれば企業がこれる基礎ができるんじゃないかとそのような形も考えてる次第です。何か足りないことがございましたら、また再々質問の時に答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 河原議員。

13番（河原修仁） また再質問が簡単でございまして、市長の再質問の答弁に再々質問をさせて

いただきます。実は私、この2月の1か月前に南風会で中津の市役所に中津港のこと、それからダイハツ九州の実は視察研修をしてまいりました。そこでこの3月の中津市は3月の1日に下毛郡4か町村で実は合併をいたしました。その2日後が、私たちこの新佐伯市でございますけども、その中津市が現在実は人口が8万6,405名、それは平成17年でございますけど、3か年経過いたしました時でも8万6,241名、本市は合併の時が8万4,000、現在が8万1,000、3,000人の減少。中津市は約200名程度の実は減少でございます。それもなぜかということでございますけども、そして、この中津市の実は市税が97億5,000万程度でございます。この市税の中で18年度が実は法人税が8億6,000万程度、それからこの平成19年度が、現在でございます。現在のところでございますけども8億9,000万、固定資産税が18年度が43億4,000万、19年度の現在で実は44億4,000万程度で実はございます。このようにやっぱりこの一般財源にですねやっぱり充当できる、自由に使える財源の確保をこれはしていかなくちゃいけない。そういうことによりましてやはり建設事業、あるいは福祉、教育などに充当できる財源がでる。歳入のやっぱり確保からみてもどうしてもやっぱり企業の誘致を全力を挙げてやっていかなくちゃいけない時ではなかろうかなと実は思っております。それから市長から先ほど話が前後しますけど、キヤノン、キヤノンのこの佐伯市出身の内田恒二社長でしようが、やはりその日田市に進出する理由の一つとして、製品の出荷に利用する博多港、いわゆる港です。博多港などのアクセスが非常に良好であるというふうには実はコメントをされております。そして日田市の商工会議所の会頭、小野澄夫会頭でしようかが、やはりこの日田市がですね、若い人の流出がやっぱり佐伯市のように大変多かったと、ところが自動車産業の立地している中津市に人口が吸収されつつあったが、キヤノンの進出で人口を抑えることがまずできた。そのことによって商店街や飲食店を含めて波及効果を期待している。地元はこれからどんな分野でキヤノンのお手伝いができるのか早急に勉強したいという。やっぱりこのようなやっぱコメントを内田社長、あるいは日田市の会議所会頭がコメントで実は残しております。そんな中で、私はやはり先ほど5番目に言いましたこの港湾整備、大入島のやっぱり解決なくしてこの佐伯市の発展・将来はないのではなかろうかというふうにとらえております。やはりこの大きな問題の解決をやっていかなくちゃ市長いけないんじゃないかならうか。失礼かとは存じますが、3年の歳月がたちまして、イベント等に出席をさせていただいております。本匠でも新茶祭り、ホテルまつり、日本一水車マラソン、大変ありがたいことではあるけれども、やっぱりトップは今解決をしなくてはいけない。それをやっぱり日曜日でも土曜日でもやらなくちゃいけない。イベントは1回は出席をしていただかなくちゃいけないですけども、まあそういうことは副市長とか部長とか振興局長がいらっしゃいます。今その佐伯市に何が必要であるか、何をやらなくちゃいけないかというところをやっぱり踏まえていかなくちゃいけないのではなかろうかと私は思います。私の所の小さな村ではございますけれども、中学の統合問題が30年間掛かりました。この中学統合問題が統合できたとたんに3年間ですべての用地ができ上がりました。8か所か9か所だーっと15年から10年続いておりました。中学統合問題が解決したら東西が融和になり、皆さんが用地の提供を積極的にしていただきました。そしてこれは保護者の皆さん、PTAの皆さん方、職員の頑張りと努力であったと思っておりますけれども、私もこの就任するや否や3か月かで訴訟問題が実は起こりました。でもこれだけはやらなくちゃいけない。訴訟問題と並行してやってまいりました。万が一にも中学統合ができなかったときには、私の首はやっぱり1年で飛んどっ

たと思っておりますけれども、これはまあ皆さん方のお陰でできました。私は市長に、頑張って努力はしておりますけども今やらなくてはいけないことは、この佐伯に今何が必要か、それは私は大入島の問題を解決すること、港湾の整備をすること、企業誘致をやっぴりすること。これをやっぴり真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。聞くところによると、塩月副市長が大入島の担当をなさっておられるようでございますけども、ここはやっぱりトップが私は行かなくちゃいけない。ここの12月の平成17年に立った時に、6か月でできないものはできないんじゃないだろうかと言った覚えを覚えておりますけれども私自身が、やっぱり鉄は熱いうちに打たなくちゃいけない。そしてもう一つは、これは塩月副市長にも言えることでございます。市政をして、「動かざる事いまだあらざんなり」というお言葉を知ってると思っておりますけれども、やはり私はもう少し誠意が足らんんじゃないだろうか。誠を尽くせば分かっていくんじゃないかなあというふうに思います。理解をしていただく、説得をしていただく、お願いをしていかななくちゃいけないんじゃないかなあというふうに思います。理解をするとか、説得するとか、努力をしてまいるとか、そんな私は問題じゃないんじゃないんだこれは、やっぱりその中でやっぱり真剣に、この取り組んでいただきたいというふうに思っております。それからですね、この行財政改革、行財政改革で今副市長の話で行財政改革は21年度までに20億の基金を保有するということがありましたけれども、今のところ21年度で52億程度と職員体制も1,100名の21年が1,106名、現在、ということでございますけども、この行財政改革は今順調に進んでおります。市長が行財政改革に熱意を持っているのは分かっておりますけども、もうこの行財政改革は副市長もいらっしゃいますし、お任せをしてやっぱりその問題に全力を実は尽くしていただきたいということと。私は考えますのにこの佐伯市は行政の方策は二つあると思っておりますけども、この新佐伯は攻めが必要ではなからうかと、守りの佐伯ではいけないんじゃないからうかと、今私たちこの佐伯市はやっぱり攻めの行政、自治体を行っていかなくちゃいけないんじゃないからうかと、やっぱりつくづく実は感じております。それから、話が前後しますけども、鈴木前市長がやっぱり強力なリーダーシップを取ったそうでございます。企業誘致のこの、向けて、平松知事と再三再四1週間に1回ほどはもう県庁に行きよったそうです。国土交通省にも度々行かれてたそうでございます。並行させて港湾整備、そうじゃからこの佐伯市が確か昭和45年に重要港湾、そしてこの中津が平成11年だったと思っておりますけれども、逆転を実はしております。やっぱり私は反対者と言いませんでいつも賛成をできない人という言葉を使いますが、このやっぱりそういった形があったそうです中津の干拓でしょうか、その時にもかなりあったそうでございます。やっぱり強力なリーダーシップを取って、今日ああいったダイハツ九州が来ておりまして大変な今ダイハツ効果が起こっておりますけども、やっぱりその方面のやっぱりリーダーシップを強力に発揮をしていただきたい。もう一つは、実は平成13年に県南地域総合開発の実は会議があった席上、前平松知事がですね、東九州自動車道が蒲江まで全線開通をすれば県南に工業団地を造成すると実は明言をされております。これをひとつ市長、やっぱり広瀬知事に前倒しをしていただくように、先ほどやっぱり佐伯市の財政上を考えたときには厳しいということで、再々議員の一般質問の中から、10ヘクタール以上の用地が非常に少ないんだというふうなことも出ておりますけども、そういう造成の中で、平松知事が実は明言をされております。その辺をひとつ広瀬知事からですね、市長から要望・陳情活動をしていただいて、前倒しをしていただくように私は全力を挙げていただきたいというふうに思

っております。それから、この工場用地の適地等調査検討委員会を設置して用地の確保にも実は全力を挙げていただきたい。中津市にもございます。島根県の益田市でしょうか。あちらの方にもこういう適地等を調査検討委員会を設置して、用地の実は確保に全力を挙げているところがございます。最後になりますけれども、いずれにいたしましても、手を実はこまねいている状況ではないんじゃないかなろうかと、官民をひとつ挙げてですね今こそ企業誘致の推進を地場企業の育成に向けて一步でもひとつ二歩でも踏み出す行動をするときではないだろうかということ強く市長に申し上げまして再々質問といたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員の再々質問の中で、私も手をこまねいているわけではございません。だから先ほど言いましたように、東京に行く時間も限られております。そうした中で東京の事務所にも行ったら間違いなしに顔を出していくとかですね、そうした情報をしながら動いているわけです。また、県の方にも必要な時間帯がありましたら行くようにしております。佐伯市合併してこの3年間、やるべきことはたくさんございました。一つがよくなれば一つがまた次々の問題が出てきております。まだ佐伯市の中でも未解決部分がたくさんございます。例えば、この企業誘致に対する港湾の問題にしても、議会にしても一枚板ではありません。賛否両論があります。そうした中でいろんな諸問題が発生しておりますし、私もはっきりいうとこの1月から今の区長さんに会おうということで2か月間ですね連絡を取るけど会っていただけないんですよ。そうした中で行くからってということになって、いや市長が来てもしけんのかとかね、で県の方には監査請求とか、佐伯にもきとるんですけど、とにかく行って新区長さん1回話しましょうやということ今言ってるんです。そうして今連絡を取るとるんです。私の方も押しかけて行くわけじゃないし、向こうの立場もあるもんですから。そうした中での話し合いがなかなか、前の区長さんとは時たまいろいろなお話があったわけですけど、前も当時もしたと思いますが、ここに至った経過というのはいろいろあります。議員が言われるようなことで私は解決できればもう早く解決できてると思います。それだけ複雑なんです。例えば、葬式等にしても兄弟でもあいつは反対・賛成だから呼ばないとかね、いろいろ村八分以上のことになっている部分もあるかも分かりません。それだけ大入島問題ってというのは私たちが見てる以上に入っていた時に、本当その人たちの気持ちをですねもう1回素直な気持ちでとっていきながらやらんと。私も市長に就任して入った時ですね、もう賛成・反対でくんなど。ここもうせんていうことならいつでも来てくださいと。もうイエスカノーかの話です。そうした中でもいろんな中で話しながらやっぱりやっていく。それぞれがそういうような立場の中で、議員が言われるように影響があったんじゃないかと、影響があったちいうたらそりゃすぐおおごとになります。影響がないっちゃ本当かということになります。だから、私はまだそうした話で影響があるかも分からんし、影響がないかも分からないという答弁しかできないと思います。言葉を出すことは楽です。だけど行って現実話するときそれぞれのもった中で人間の感情、先ほど議員が学校のこととも言われたと思います。同じように各地区学校問題があります。これは学校問題以上に非常に複雑な問題ですので、これについては私も慎重に、また相手に対する尊厳をもって対応していかなければならないと思っておりますので、そうした中での解決策、少しでも一步でも近づいていって、お互いが話せるようにしたいと思っております。それから、先ほどの中で県の方にもいろんな中でお願いをする部分があると思います。私の方もこれから今まで以上にやっていかなければなら

ない。行財政改革もさっき言いましたけど、まだこれも厳しいんですはっきり言って。一応10年間、合併の中だけ何とか潰れんでいこうというけど、これもまだまだそういう状況じゃないということです。あまりにも合併した時に財政が悪すぎたんです。そうした中での立直しをしなければということで行財政改革のプランニングを作らせていただきました。現在では次のステップに入っておりますが、この3年間っていうのは本当にある意味ではいろんな問題も出てきておりますし、各振興局にしても急激な職員数の削減をしてですね、そうしたきしみも出ております。その中でどうした行政がということで私たちもしながら、とにかく財政改革ということをとらせていただいておりますが、これもまだまだ本当を言えば基金を取り崩さんでいい予算を組めるようになるのが本来の姿ですけど、まだまだ基金を取り崩さなければいけないというような予算の組み方ですので、そうした部分では厳しさが出てきてると思います。それから、県の方にもいろんな問題等で私ども再三再四行くようにしております。特に私も、私の都合で行くと知事がおりませんので、知事に合わせると私の方が会議が入るとかですね、それは調整をしながらやっぱり市自身も財政的に厳しい。県自身も財政が厳しいということですけど、こうした県の持つる力、県の持つるいろんなノウハウを吸収しながら再三再四行ってこようと思います。また、そうした時にはいろんな御提言をいただきながら、私もなって3年目でまだ新米でございますので、首長経験の長い河原議員さんにいろいろ御指導賜りたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、河原議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時52分 散会

平成20年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第4号 3月11日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成20年3月11日（火曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	三 浦 涉	2 番	高 橋 香一郎
3 番	川 野 紀久雄	4 番	曾 宮 司 好
8 番	後 藤 幸 吉	10 番	清 家 好 文
11 番	矢 野 精 幸	12 番	矢 野 哲 丸
13 番	河 原 修 仁	14 番	宮 脇 保 芳
15 番	佐 保 曉	16 番	小 野 宗 司
17 番	肥 後 四々郎	18 番	榭 田 穂 積
19 番	村 尾 清 一	20 番	井野上 準
21 番	河 野 豊	22 番	下 川 芳 夫
23 番	柳 井 二 生	24 番	泥 谷 和 喜
26 番	和 久 博 至	27 番	日 高 嘉 己
28 番	渡 邊 邦 壽	30 番	児 玉 忠 義
31 番	甲 斐 迪 彦	32 番	狩 生 寿 一
33 番	廣 瀬 精一郎	34 番	吉 良 栄 三
35 番	高 司 政 文	36 番	浅 利 美知子
37 番	河 野 周 一	38 番	玉 田 茂
39 番	村 松 講 一	40 番	児 玉 輝 彦
41 番	松 田 清 徳	42 番	戸 山 盛 喜
43 番	寺 島 孝 幸	44 番	土 師 辰 英

欠席議員の氏名

9 番	江 藤 茂	25 番	菅 原 忠
29 番	染 矢 玉 夫		

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市 副 副 教 総 財 企 市 福 建 農	市 市 育 務 部 務 部 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 社 保 健 部 設 部 林 水 産 部	長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	西 木 武 大 久 三 田 菅 川 河	嶋 許 月 田 鶴 保 原 崎 人 野	泰 政 厚 隆 直 成 信 俊 宣 伸	義 信 信 博 己 太 行 誠 邦 行 生	上 教 上 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲	下 浦 生 匠 川 目 見 水 江	道 育 防 局 局 局 局 局 局 局 局	長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	戸 川 高 大 加 御 手 曾 安 戸 高 児	高 島 橋 鶴 藤 洗 宮 藤 高 治 玉	公 心 安 宗 隆 廣 一 和	人 え 忍 信 義 二 清 美 徳 郎 康
-----------------------	---	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-----------------------	---------------------	-------------------	-----------------------	---------------------	-------------------------	-----------------------	-----------------	-----------------------

議事日程第4号

平成20年3月11日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成20年第1回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、村松講一君、2番、三浦涉君、3番、泥谷和喜君、4番、戸山盛喜君、5番、寺島孝幸君、6番、土師辰英君、以上の順序で順次質問を許します。

39番、村松講一君。

39番(村松講一) おはようございます。一般質問中日3日目トップであります。39番、あまべの会、蒲江選挙区、村松講一です。3月は巢立ちのときであり、別れのときでもあります。本年もまた50名を超えます、ここにおられます各部長さん始め、職員の方々御退職ということでありまして、それぞれの立場で長い間市民の公僕としての御尽力に心からの敬意を表すところでありまして、今後の御自愛を祈念いたします。また、春の県体とも言われます県内一周駅伝大会、杵築、日田、大分に次いで4位の成績を収めた佐伯市チームの選手始め御関係皆様の御健闘・御苦勞に感謝の意をささげます。今一つは、当地開催種目とは違いますが、国体の開催に弾みを付ける若者たちの活躍であります。近く行われます女子ソフトボール、女子バレーボール九州大会に蒲江翔南中学校、佐伯南中学校出場でありまして、佐伯の将来を託す若い人たちの活躍にも期待のエールを贈りたいものであります。

さて、今回の一般質問3点を通告いたしております。最初に、20年度重点事業についてお聞きいたします。今期西嶋市政あと1年となりました。同じく私どもも余命1年であります。市政方針と行財政改革を始めとする8項目に及ぶ重点事業とそれに係る予算についての提案理由の説明がありました。20年度予算総額一般会計・特別会計、企業会計合わせて707億8,400万円と一般会計は昨年に比べて7.9%の伸びという積極予算ということで、大分市など昨年度に比べマイナス予算もある県下11市の中では伸び率トップのおおばんぶるま碗飯振舞いの攻めの予算ということでありまして、審議は予算委員会の場になりますが、貯金に当たる基金は147億3,900万円余り、借金に当たる市債はすべてで960億円余であります。一般に公表いたします市民一人当たり86万円とかの数字は一般会計だけでありまして、その額はおおよそ700億円であります。数字に誤りがありましたら訂正もお願いをしておきます。合同新聞による新市3年の検証によれば、第2の夕張を回避とあり、行財政改革への取組を評価としておりますが

、厳しい財政運営が続くという見方は財政担当も認めているところであります。通告の港湾整備、大入島埋立てについては予算を伴う市が主体となつての事業ではありませんが、一般市民は高速開通の次に期待するのは企業誘致であり、重要港湾佐伯港の整備であると思っております。このことについては毎回のように何名かの質問もあります。私も都合4度目の質問であります。今回も昨日、河原議員の熱弁もありました。昨年6月の市長答弁では、県や新県議とも協力しながら市民、住民と対話を進め、事業再開への道筋を切り開いてまいりたいと答えております。先般、市内で二、三百名ほどの集会がありました。私も出席いたしました。その席で、主催者であります代議士と県会議員の一人が口をそろえて港湾の重要性、佐伯100年の大計を思えば、いの一歩取り組む課題であると熱っぽく話しておられました。私も全く同感であります。会場に居合わせた多くの方が同じ気持ちでいたことと、聞いたことと思っております。大入島の埋立事業は1997年に事業開始され、県は事業に着工しようとしたが、地元住民の抗議行動で工事は中断し、今までに20億円以上の予算を返上し、今年もまた先日の広瀬知事の記者会見によれば、県南にとって重要な事業ではあるが残念ながら事業は見送り、国への補助金を返還するとのこととあります。遅くに重要港湾の指定を受けた中津港の発展や臼杵港の整備の進展振りを見ますと、何とも情けない思いは議場におられる皆様同じだろうと思えます。国交省直轄事業も遅々として進みません。石間の埋立問題が解決しなければ14メートルバースの完成もないでしょう。大変難しい問題であることは周知のとおりであります。この1年間、県や県議との協議は何があったのでしょうか。今の事態を市長、あなた一人のせいだとは思いません。また、大入島問題の責任者と言われる塩月副市長の責任だとは言いませんが、期待を一身に背負う佐伯市のトップである市長、あなたが先頭に立ってやらなくてだれがやってくれるのでしょうか。新庁舎建設や文化会館建設へのエネルギーの半分でも掛けてほしいものであります。その後の経過と今後の見通し計画等をお聞かせください。また、石間地区から出されております納税報奨金、これは交付金Bということとありますが、これに関する住民監査請求の問題、このことが埋立問題解決への新たな障害になるのではと危ぐする声もありますが、このこともお聞きいたします。もう一つ大入島区長会から市長あてに、架橋建設推進の要望が出されております。このたぐいものは議会にも出るものでありますが、ないようであります。この話は遠く、昭和55年9月佐伯市議会に陳情、採決されて以来の話でありまして、このことは大入島開発や埋立問題解決の話の糸口になるのかどうか、複雑な事情を抱える大入島の問題、今後の事態を打開するための市長の考えをお聞かせください。

次に、ふるさと納税と市民税等の滞納徴収の取組についてお聞きいたします。ふるさとに貢献したいとの納税者の思いを実現するとの趣旨でふるさと納税制度が、平成20年度から税制の改正によって導入されることになりました。県は既に県外在住の県出身者等をターゲットに寄附を呼び掛ける活動に積極的に動き出しております。県下他市でも既に取組を始めたところもあるやに聞いておりますが、佐伯市ではどのようにお考えかお聞きをいたします。

次に、住宅建設と管理についてお尋ねいたします。このことについても佐保議員から先般御質問もありました。関連することでもありますが、お尋ねをいたします。城西団地に55戸の住宅建設が予定されておりますが、旧市内を中心とした民間の賃貸住宅事情、需要と供給のバランスでいえば、関係者の話では既に飽和状態とのことで、条件の悪い所は空き家が段々と多くなったとのことであります。国や県も公団や公社等の住宅事業はもう役目は済んだ

、あとは民間に任せるという方向で進み徐々に縮小、撤退ということであります。土地開発公社等も全く同じ方向であります。仮に55戸の民間賃貸住宅を弥生辺りの農地を使って建てれば、土地の固定資産税の差額、建物の固定資産税と合わせれば市営住宅建設に比べかなりの税収ともなり、家賃の滞納や取立ての苦勞もしなくて済むわけであります。また、市営住宅の管理の民間の不動産業者への事業委託等のことも併わせて、民間活力の利用という視点で今後の計画をどのようにお考えかお尋ねをいたします。以上。もう一つありました。通告いたしております滞納問題、市税等の滞納徴収の20年度の数値目標、具体的な数値目標、具体的に体制をどのようにして立てて、数値目標を立てておられるのか、そのことも合わせてお聞きをいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。今日のトップバッターでございます村松議員さんより3点の御質問を受けております。私の方からまず、20年度予算にみる重点事業の具体策についてということに、市長任期最終年度に当たり、重点事業についてどのように取り組むのかの御質問ですが、合併後の3年間、議会や職員さらに市民総意の御理解や御協力をいただきながら、選挙公約であった行財政改革も計画以上のスピードで進んでおりまして、危機的な財政運営から脱却をしたと思っております。平成20年度には、議員が御指摘のとおり積極的な予算を組んでおりますが、^{おうばんぶるま}大盤振舞いというようなことでもございませませんが、昨年1事業が今年度に回ったということで大きな数字が上がっております。そうした中でもやはり地域の経済に興こす行財政改革では、絞るだけで絞っていくということだけでなく、昨年の議会でも来年度については投資的経費を大きく行財政改革効果で計上していきたいということで皆さん方にそのようにお話ししておりましたので、そうした中での積極的な予算を取り組まさせていただきます。佐伯市における大型重点事業ということで、先ほど御質問がございました佐伯港の整備ということについては、国土交通省並びに大分県により着々と進められております。中でも女島地区におきましては、平成22年度までには一応5万トン級の大型船が直接接岸できるマイナス14メートルの岸壁本体1バースが完成できる予定をしております。反対でできないのではないかとなくて、22年度には1バース完成できる予定になっております。そうした中で、東九州自動車道の開通により、海上大型輸送における拠点港として、その活用についてのポートセールスや企業の誘致活動を積極的に行いたいと思っております。この完成により、港佐伯を大いに売り出したいと考えておりますが、これはまあマイナス14メートルは沖の方がまだしゅんせつができないので、バースはできるんですけどしゅんせつができないので、完全なる運用ができるかということに問題があると思っております。また、この港湾計画の一部であります大入島東地区の埋立てについては、一部住民の理解がいただけなく、工事が中断していることはもう議員御承知のとおりでございます。航路のしゅんせつ土や陸上残土の処分場として、また大入島地区の活性化を図る上からもこの埋立てについては必要であると考えております。このことにつきましては、昨年私も11月ですか、地区懇談会に出席をいたしまして、そこでのいろいろなお話がってます。そのお話の中で一つは大入島の方々から大入島架橋についての要望はできないだろうか、ひとつ市の方で対応できないだろうかということで、その点については区長会として御案内をいただければ、私の方もこれについては、架橋について県への要望をとということでもうお答えしました。またその中で、大入島問題の埋立問題が各区長会の中で出ましたので、この時については、今日は非

常に時間がないということですので、これについては後日、石間の区長さんともお話をさせていただくということで、その各地区懇談会では一応しめさせていただきました。その後、1月から石間の区長さんの方に再三連絡を取って、このことについてお話をしようということで取っておりますが、現在までもなかなか会っていただけないというような状況です。現時点での状況では、話し合いによる全面解決っていうのは非常に困難な状態であるっていうことは私も承知しておりますが、できるだけこうした中で話し合いをし、解決へ向けては努力していきたいと思っております。今後の方針について、どういう方向かという決定をしなければならないということは一応考えております。こうした中で、先ほど議員から出ました中で納税報奨金に対する監査請求がまた新たに出てきております。これについてですが、これは現在、監査事務局の中で監査事務を進めている状況ですので、今後の展開を見なければ何とも言えませんが、これが新たな障害とならなければよいことを願っております。次に、企業誘致の取組ですが、昨日、河原議員の御質問にお答えいたしましたように、企業進出に向けてはいろんな角度からやっております。特に東京の事務所が一番窓口になりますので、そこにあらゆる形を作っておりますし、今回の所信表明の中でも今までは、先般後藤議員からの質問もございましたように、オーダーメイドの土地、要するに向こうから注文があって造る土地では間に合わない。そういう中で、今後はやはり工業団地の育成をしなければという形で、こうしたことについての取組をさせていただきたいと。また、市内においてもいろんな中での企業留地ということで、地場企業の活性化に向けて、地場企業が増えれば企業誘致との同じ考えをとっていききたいと思っておりますので、こうした中で支援措置を講じていきたいと思っております。新年度については、またいろんな情報がございましたら、そうした中で企業誘致に向けてまいっていききたいと思っております。他の問題につきましては、担当部長より答弁させていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 村松議員のふるさと納税と徴収体制等についての御質問にお答えします。まず、ふるさと納税についてでございますが、この制度は地方自治体間の税収格差是正の一環で総務省の諮問機関、ふるさと納税研究会が研究を進めてきたものでございます。ふるさとに対して貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、住所地でない自治体に寄附をする制度として、現在の寄附金税制を見直し、地方自治体に対する寄附金の一部を所得税、これは所得控除になりますが、及び住民税、この税額控除から控除として控除しようとするものでございます。他県・他市等で早速いろいろな取組がなされておるようでございますが、本市でもまだ具体的な取組の準備には至っておりませんが、より多くの皆様からの寄附を受け入れるために、この制度に関する法案の内容、動向に注目しながら今後出身者の把握や案内の方法、あるいはまた受け入れの手段等、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。次に、平成20年度の滞納徴収の具体的な目標と徴収体制についてということでございますが、ちなみに、平成18年度の徴収率は市税の現年分が97.74%、同滞納繰越分が9.43%、国保税の現年分が92.85%、同滞納繰越分が12.04%でございました。平成19年度分は現在進行中でございますが、前納報奨金の廃止や税源移譲の影響もあり、6月の当初からは収納率は昨年度より低いのでございますが、徐々に現在上がってきておまして、昨年度並みに追いつきつつありますので、最終的にはこの昨年度を上回るように努力してまいりたいと考えております。御質問の平成20年度の目標につま

して、今年度は給与や預金等の差押えを実施してきた効果も次第に表れてくるものと思われるので、そのような状況も勘案し、平成18年度の実績をもとに現段階では市税の現年度分を98%代に、同滞納繰越分を11%代にそれぞれ目標を持っていきたいと考えております。また、国民健康保険税につきましては、税率の改正等が検討されておりますので、更に厳しい状況が予想されますが、現年度分を93%、同滞納繰越分を13%をそれぞれ超えるように努力してまいりたいと考えております。次に、徴収体制につきましては、組織と人員等を特に改変の予定はありませんが、まず電話催告や臨戸訪問、督促状、未納通知書、催告書及び口座引落不能通知書等の送付のほか、納税相談等基本的な滞納整理は引き続き行っていきますとともに、分納相談等、納税組合の廃止に伴う口座振替の推進も引き続き進めてまいります。また、管理職による特別滞納整理も昨年度と同じように実施してまいりたいと考えております。特に高額滞納者や徴収困難な事案につきましては、今年度行ってきました県との連携による地方税徴収強化対策、あるいは元国税職員による指導、研修、実践等を踏まえて取り入れながら来年度に向けてもさらにこれを進めて預貯金や給与の照会、差押えからまた公売等に至る更なる徴収技術や知識の向上を図り、徴収率の向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、3番目の市営住宅建設と管理についての御質問にお答えします。平成15年度から城西団地A棟、B棟、C棟の建替えを行っており、本年度からはC棟55戸を平成20年度完成を目指して建設しております。その後については、本年度佐伯市公営住宅ストック総合活用計画を作成しまして、その中のストック活用計画プログラム表のストック活用手法として、今後新規建設は計画しておらず、維持保全及び廃止又は建替えの方向で考えています。今後、人口の動向や民間借家等の状況を見ながら、5年ごとに計画の見直しを計りつつ、現在ある市営住宅の維持保全に努めることとし、著しく老朽化した住宅については、維持管理に多大な労力と費用を要していることから廃止の方向で計画しております。また、議員御質問の住宅管理の民間委託については、現在のところ考えておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 再質問いたします。2番と3番、ふるさと納税制度それから徴収体制については、ふるさと納税制度の取組は県の積極的にやっています。中津のこと、それから宇佐かどっかも出てました。もう具体的に取り組んでます。これは入った金額の40%が県、それから市町村で60%ということですから、大変利益率のいいというのか、率のいいものでありますので、県の施策にぶら下がるのでなしに、積極的に取り組んでほしいと思います。それから徴収体制については、今のままでいいのかなあというような答弁であります。もっと積極的に、住宅については差押えとか、そういう訴訟とか出ておりますが、それに倣うような強力な徴収体制を敷いて市民の公平な税意識の向上っていうのか、そういうものに寄与するような方向で取り組んでほしいと思います。これについてはもうよろしいかと思います。

それから、住宅建設につきましては、これも答弁は要りませんが、先般市長も出席しておられましたが、OB会のOBの議員の方々から意見も出ましたが、民間活力を利用して民間に任せていいのではなかろうかとそういう意見もありましたし、城西団地のようなああいいう遠い所に造るよりも中心部に造って市街地の活性化策につながるようなことも考えてほしいと

、そういう意見も出ておりましたことも付け加えます。それから、これは北海道帯広市のことですが、民間の賃貸住宅建設に中心部に建てるのには、市が助成制度とそういう所もあります。広くなりまして、佐伯市は903平方キロという膨大な広さがあるわけでありましたが、中心市街地といえはこの辺になろうかと思えます。そういう市もありますので、参考にしてほしいなと思っておりますし、55戸建てることが決まっておりますが、このことが民間に置き換えて計算すれば税収は100万単位、年間には数百万の税収になろうと私はそういうふう
に試算もしておりますので、検討に値するかと思っております。答弁は結構です。

大入島のことにつきまして、昨日、河原議員から大変詳しい質問、答弁はさらっとありました。私も都合4回しておりますが、最初の答弁18年3月、それから18年12月、これの答弁は部長もそうではありますが、ただ要望活動を行います。積極的に要望活動を行っております。行います。そういうことでした。そういうくだりです。それから積極的なというのは、19年の6月の市長答弁では、重要港湾の必要性はるる述べられておまして、そのあとに、これは私も指摘したことなんです、県議選のあとでしたので、新しい県議ができました。この人たちと協力して島の問題に当たってほしい。国にも当たってほしいという質問をしまして、今紹介しましたように県や新県議とも協力しながら、市民、住民との対話を深め進め、事業再開への道筋を切り開いてまいりたいと思っております。こういう積極的な答弁もありましたが、それから1年近くたちますが、私どもの見た範囲では、塩月副市長も市長自らも余り動いたというような話を聞いておりません。その辺のことがあればお聞きをしたいと思えますが、要望活動をしますと県や国に要望します。それから地区の一般の人たち、区長さんを中心に市の執行部へ要望しますと、必ず協力を求められます。道路を造ってください、お願いしますと言うと、買収はどうですか、用地買収スムーズにいきますか、近隣の人たちの協力は得られますかというそういう協力をお願いされます、逆に。私の近くの例ですが、県道西野浦河内線のトンネルの時もそうでありました。市にお願いに行っても町にお願いに行っても県に行っても、用地はどうですか、用地はよろしいですか、トンネルの残土の処理はどうでしょうかというそういうことを逆に要望されるような事態でありました。そのことには私どもは議員や区長さん方と行きますが、首を掛けてやりますと、このことについては首を掛けてやりますということを言っておりました。そういう経緯があります。で、残土処理場も近くに西野浦トンネルの場合は近くに皆さんの協力でできて工事は着々と進んでおります。そういうことを市長、県から土木事務所からそういうことを地元に対して言われたと思えます。そのことについて、何か見えてこないんです。島に行つてどういうことをしたとか、県議や地元出身の代議士とどういうことを相談しましたとかそういうことが。それから、議会の議長や建設常任委員会等にも相談をして、何とか打開の方向を探りたいという。そういうことが3年間、特にこの1年間この発言をしてからの1年間、全然見えておりません。で、3月には予算は県は返上するということでありました。これ予算は県が付けた、国からもらった予算でありますので県が返すわけでありました。この事業は地元の事業であります。その辺のところは皆さん思いは同じだろうと思えますが、何とも歯がゆい、情けないなあという思いがいたしますので、その辺をお聞きいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員さんの再質問の中で、大入島の問題ですが、これも再三再四、答弁させていただいております。またこの1年間につきましては、4月から区長さんが替りまし

た、新たな。そうした中での連携をということで最初に5月ですか、私の所にお見えになるということでお話をしようと思いましたが、区長さん本人はお見えになりませんでした。そうした中で、私も塩月副市長との中で、新たな区の執行部体制が替ったという形でのそうした交渉をさせていただいております。また、特にこの大入島について私どもも港湾の要望ということは言っておりますが、これはもともといろんな絡みがございます、県への要望という形をしたときに、じゃあこれに対するしゅんせつ土はということは県の方はあまり言っておりません。というのが、これはもともと県との関係がいろいろあったもんですから、県とすれば何とかこれを解決をということで、県は積極的な中での対話での姿勢での解決を目指しておりますが、私どももそうした対話の中でやるわけですけど、なかなか進めない部分がたくさんあります。特に国会議員、県会議員の皆さんそれぞれありますが、先般、県会議員の皆さんとお話をちょっと聞かせていただきました。そうした中で市長としての判断はどうなんだろうかとよくいわれますが、これは市としての判断を取るべきか、県事業ですから県の判断をどう取るべきかという必要性があるんじゃないかと。私も今までの行った中では、反対派の方々を説得してこの事業を推進するというのは非常に難しいと思っております。いろんな条件を出しても今の現状では難しいのではないかと思っておりますが、そうした中で今回新しい区長さんともお話をさせていただいて、そうした中で確認をしていきたいということで、再三再四、新しい区長さんとお話をさせていただこうということですけど、現在までに至っておらないような状況です。また、特に事業を進めないと歯がゆいという気持ちは私も同じでございます。これはやはり地域に取ってこれだけの将来的な事業ですので、是非とも推進をしていきたいということでやっております。また、これについてはいろんな方々からも御協力を得ながら、また議会皆さんにも御協力を得ながらやっていきたいと思っておりますが、県の方にも県議又国会議員にもいろんな場の中でお願いをしてみたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 再々質問、最後になります。市長は県の事業だから県の判断に委ねるということであります。仮に、仮に市長、県が市長の判断どうですか。言われても市長は答えないということなんです、市が仮に、市が主体の事業だったら市長はどのように考えますか。あれをあのまま今のままやれる判断はないし、ではそのままだったら港湾の開発はできません。ほかに方法が考えられますか。あの場所をやめてほかにということはできないんでしょ。それができるのかできないのかも判断もできないんでしょ、市長として。その辺の判断をして、やめるならやめます。やめたらどういう結果が出るのか予想もつきませんが、かなりのペナルティーが付くと思います。佐伯の港湾はできないかもしれません。しかしまた、ほかに方法があるとすればまた道が開けてくるかもしれません、市長の思いとしてやるのかやらないのかという判断は付かないんでしょうか。やりたいでもいいです。自分の任期中に何とかめどを付けたいという、そういう判断はできないんでしょうか、言えないんでしょうか。その辺をお尋ねいたします。それから、石間の問題、これは監査請求の問題ですが、もともと交付金Bというのが私は違法だと思っております、再三予算委員会でも一般質問でも指摘をしました。こういうことをして、また内紛の種を起こしたわけです。これが何か新聞によりますと、13戸とか別に区を新しく作って、それを市が認めてそこにやったからという監査請求の文言がそういうようですが、これは市がそういう元を作ったわけでありませ

早くほかの地区みたいに交付金Bを報奨金制度を早くやめとったらこういう問題は起きなかったんです。起きなかったし、石間地区も平穏な一つの区としてのまとまりができたかもしれないなかつたと思っております。そういうもう、これは起きてしまったことですから仕方ないことかもしれませんが、そういう悔いは残るなあと思っております。3年前に早くやめておけばこういうことにはならなかつたと。結果的にはそうであります。そのことも含めて市長、もし県が市長あなた次第ですよ。あなたの考えでやりますよ、やめますよということをお判断してくださいと言われましたら市長どのように判断するのでしょうか。仮定の話でお答えできないということになるかもしれませんが、市長の思いを一言お聞きいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再々質問の答弁を申し上げます。事業主体が県ということ、これについてですね、私も広瀬知事が再任され、2期目の県政に入られた時に、知事の方に面談をしております。そうした中での過程の中では、この事業については積極的にもう強制執行するぐらいの状態ですとさせていただきますということになってます。私が、これが自分が責任者であれば、今までの過程からいろいろ見た場合は、自分の責任において工事は強制強行すると思えます。なぜならば、これまでの裁判の過程、いろんな中ですねそれだけの気持ちを持たなければもう早く私はあきらめます。それだけの気持ちでやってきております。それがまあ仮定ということでお話をさせていただきます。それから、特にこれは長い年月がありますのでね、こうした中でああした事故が起きそうだとということで県の方もしておりますが、何とかそれは強行しても、そうした中での十分配慮してやっていかなければもうこのままずっとといって、他の場所に変更するということは非常に難しいと思っております。もし、他の場所に変更するとき、条件がまたいろいろと出てくると聞いております。ある所で言ったのが、おれ方埋め足していいぞと、ただし橋を造ってくればいざと、この橋を造ることができるのかといったら、まだこれの方が難しいと思えます。だからそれぞれがですねいろんな形で言っ取るんですけど、最終的にはどうも私から見ると橋を造ることなら賛成しますよという話が戻ってきそうにあります。だから橋を造るか造らないかというのは別問題として、この事業としてとらえていただき、そうした中での解決策を見出したい。私はそうした中で仮定としてという話でございますので、そういう答弁をさせていただきますが、基本的にはできるだけ話してお互いがそこで理解を得ていく。そうした話の場をまず持たなければいけないということをお考えしております。昨年の4月から区長替りまして、先ほど申し上げましたように、地区懇談会をして、この部分については別に話しましょうという話をしたんですけど、現在まで新区長との話し合いができないことは非常に残念ですし、そうした中での話し合いについてはやっていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 先ほどの納税活動に対する報奨金、現在では交付金Bですがお答えします。これまで何回かこの場あるいは委員会の場でもお答えしてきましたとおり、納税活動に対するこれを根拠として交付金Bとして現在出すことに合併後決まっております、これがなかったら、初めからなかったらこういう問題にもなかつたのではないだろうかという考え方が先ほどございましたが、それも否定はしませんが、現在そういうことで進められた結果でございます、これはもう今年度で3月をもって終わりますので、今後は監査請求の件につきましては、これが原因になるようなことはならないようにと。先ほど言いましたよ

うに、願うばかりでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 担当者であるから答えるということもないと思いますけども、市長が答弁したとおりでございます。本当に私個人的にもですね、平成17年7月に助役に就任して以来ですね、島にも渡りですね島の反対してる方々、また賛成した人たちもお会いしていろんな意見も聞く中ですね、やはり島の問題は埋立てだけでなくですね、埋立て以前からの問題もあるかなあという思いもしております。こういう席ですね、いろいろ相手もおることありますし、個人的に話し合ったことうんぬんをですね答弁したくはありません。地域をですね納税報奨金等々の問題で分かるようにですね。いかに根が深いかということも感じます。今後ですね、石間の方々の気持ちをですね、賛成派反対派だけでなくですね、もう孫、子どもや孫の代までですね引きずらないようにまたやっていくのも私どもの努めかなと思っております。また、県会議員等々と相談してないということですが、私はしておりません。合併してからですね、県議が単独で島に渡ってるということも聞いてないしですね、選挙後もですねどの議員が島に行っているということも聞いておりません。感覚としてはそれぐらいかなと思っております。おい塩月、島どうなってるんだと実際に言われたこともありません。本当にですねそれだけ行ってですね難しいということ、県議も分かってるんじゃないかと思っております。でなければですね、私のところ電話でもありますのでですね来て言うと思っております。確かに議会でもですねいろんな質問がございます。本当にですね市民の気持ちも分かります。本当に解決する方法というのはですね難しいっていうことでございます。ただ、県と一緒にですね地元を説得する以外はないかなあと思っております。続けてやっていきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 以上で、村松議員の一般質問を終わります。

次に1番、三浦渉君。

1番（三浦渉） おはようございます。1番、南風会の三浦渉でございます。若干前段がありますが御辛抱ください。私は国民の一人として、これを言わずにはおられない。相次ぐ防衛省の不祥時、このたび2月19日未明、海上自衛隊のイージス艦あたごが、マグロはえ縄漁船清徳丸に追突し、乗組員吉清治夫さん58歳、長男の哲大さん23歳が行方不明になっている。この事故で地元千葉県勝浦漁業関係者たちは怒りがおさまらない。国家国民の命を守るイージス艦、漁船である清徳丸に追突したのはなぜだろうか。これは防衛省のずさんな危機管理体制であろうと言わざるを得ません。市長他人事ではありません。佐伯の港にも15年から18年までは1,180隻も入港し、19年度は300隻、3,500トンから8,500トン級の掃海母艦ぶんど、掃海母艦うらがなど8,900トン級のまたは海上自衛隊の入港に対し蒲江漁業関係者を始め、鶴見漁船又は佐伯湾一帯に浮かぶ漁船関係者にこのイージス艦事故を当てはめてみると、市長改めて責任の重大さを感じるものがあるのではないのでしょうか。海上自衛隊の入港も一部の市民にとっては大変ありがたいこととは思いますが、市長として十分な打合せをし、事故のない入港を望んでおります。2月19日未明に千葉県勝浦の海に沈んだ吉清治夫さん親子には本当に心から寒かったろうな、冷たかったろうな、つらかったろうなと、私の思いを込めて大分県佐伯市議会議場より御見舞いを申し上げながら質問へと入りますが、前段は通告にないが、佐伯市長として思いがあれば一言お願いをいたします。

それでは、合併周辺地域の活性化は今後あるのだろうか、合併前と合併後は市長、地域格

差が大きく、日に日に広がりを見せているのではないか。市長、あなたの提案理由の説明には都市と地方の格差が広がる一方と言っているが、旧市内と旧町村部の格差は目で見て実感していないのですか。8万市民の生活共生関係はできているのか。3月8日付の大分合同新聞にはこんな記事が、広瀬勝貞大分県知事は過疎化や高齢化で集落維持が困難になっている。限界集落対策に本腰を入れる。本腰を入れる、その対策にNPO法人や商工会等に加わってもらおうという記事がありました。西嶋市長はこれに逆行するように、各振興局旧町村役場の職員を次から次に削減し、安心・安全や飛躍など言っているが、何を考え何をやろうと思っているのか。17年3月時に弥生振興局では76名の職員が52名、本匠では55名の職員が29名、宇目では66名の職員が34名、直川では47名の職員が33名、鶴見で71名の職員が38名、米水津では48名の職員が31名、蒲江では113名の職員が65名に、市長どの振興局も町の中心部に位置しているが、中心部に人が住み、人が集まることによって町や村の活性化はあるのではないのでしょうか。市長のいつも言う安心・元気・飛躍とはどの地域を意味して言っているのでしょうか。安心・元気・飛躍、この三つの言葉が各振興局に当てはまるところがあればお願いします。振興局の各名前を挙げてくれませんか。市長、3年間市政を担当しどの地域は元気が出たよ、どの地域は安心で飛躍しているよといったところがあればお聞きしたいと思います。次に、今年3月をもち退職される各振興局の局長にお尋ねします。それぞれの自分のふるさとを離れて他の振興局に勤務し、いろいろ思い出があると思います。特に熱い熱い思い出があればその点を。皆さんは地域審議会に絶えず出席されているが、今回の各地区審議会をとり作成されようとしている総合計画の中に主要施策とあるが、これで10年間の各振興局の将来像はすべてでしょうか。気持ちのよいところで結構ですがお答えください。通告順は蒲江からとなっておりますが、大変申し訳ありませんが米水津を一番にお願いします。

次に、道路特定財源であります。このたび佐伯市では道路特定財源堅持を求める市民総決起大会を2月15日に行いましたが、この道路特定財源を特定ではなく、一般財源化にということをして日本国に打ち出したのは言うまでもなく、日本の自民党総裁の小泉純一郎総理大臣であろう。この総理大臣が構造改革の一環として打出し、18年12月政府与党基本方針を決めたのでありますが、前総理大臣安倍晋三総理、昨年9月の所信表明演説で年内に具体化を取りまとめると表明しており、一般財源化しこれを財政改革につなげたいと意気込みをしております。市長、特定財源が廃止されると及び暫定税率が廃止されると18億円の佐伯市は減になると大会パンフに書いてあるが、そんなことがあるのでしょうか。中止とか大幅延期とかあるが、全く道路予算が国・県からもらえないということなののでしょうか。私が調べたところでは、若干ニュアンスが違うようにあります。次に、県道三重弥生線風戸大橋に歩道の設置はできないか。歩道はあるが片側だけの歩道なので、国土交通省のインターネットまで出ているが、九州一清流番匠川の中心部に水辺の楽校とあるが、すぐ近くに幼稚園があり、小学校があり、中学校がある。子どもが歩道がないため2キロほど歩いて行くので、あまり水辺の楽校を使用していない。意味がないのであります。夏は番匠川でも一番川遊びが多く、人が集まる所でもあります。この水辺の楽校建設計画には浮棧橋等も国交省で計画は取り入れられてありました。青写真もあるようではありますが、浮棧橋か歩道か、とにかく子どもや観光客が安全で水辺の楽校に近づけるように計画を急いで立てる気持ちはありませんか。お尋ねして1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんより二つの質問を受けております。合併周辺地域の活性化と道路特定財源についてです。特に、議員さんからは合併前と今はということで、旧市内との生活格差という形を。また旧市内との共生関係の生活ができていくかということでございます。そうした中での合併前後において、旧町村部には旧市内との間にますます格差が生じているのではないかと趣旨の御質問について答弁申し上げたいと思います。格差にはさまざまなものがありますが、私たちが生活する資本主義経済社会においては一定の格差が生じることは避けられません。ただ、地域社会が健全に発展していくためにはこのような格差が余り大きくならないようにしなければならぬと思っています。旧市内、旧町村との生活の格差はある程度生じているかもしれませんが、しかし合併前と旧町村と旧市内との緊密な相互関係を考えると、旧町村部が衰退していくことは最終的には佐伯市全体の衰退に結びつけるものと考えております。佐伯市は旧町村と旧市内の繁栄があってこそ生活全体が活性化されるものと考えておりますし、私の方も合併をし、当初いろんな計画の中で整備統合の話で、議員さんが特に関係しております商工会等について、初年度から補助金のカットという話もありましたが、これについてやはり旧町村が衰退するということについては、何とかこれは合併までにそうした維持をしなくちゃいけないと。また、合併することによってこれからのまた新たな商工会活動をしながら、特に旧町村につきましてはそうした商工会と、また新たに現在観光協会を設置しながら、そうした地域の活力にも結びつけていきたいとも考えております。特に合併前からいろんな中での事業というのも合併後に落とされた部分がございますが、そうした全体を見ながらやっていくためには、行財政改革をしていかなければならないと。そうしたことで、先ほど言った旧振興局の職員の方々一体となったまちづくりをするためには、そうした行財政改革の中で職員数も減していかなければならないということでもあります。またそうした中で、地域をどうするかということの中で、現在審議会という形で地域審議会、各地域に作っております。のちほど振興局長等の答弁がございますが、もうそうした審議会において、地域においての総合計画案というのを作らせていただいております。旧町村部もそうしたことに念頭に置きながら、本市が今後ますます活力に満ちた魅力のあるまちとしての発展していくために、各地域の文化や伝統など、地域資源を大切に、地域の個性が光るまちづくりを進める旨を明記し、その指針とするため地域別振興計画を作成しているところでございます。これについては現在進行中でございますし、いろんな御意見・御提案を賜りながら地域に密着した、そうした計画案を作っていきたいと思っております。

また、冒頭に自衛隊のことについて議員より哀悼の意を言っていただきましたが、私もそうした中で、あってはならない事故については、やはり昨年から庁から省に変わったそれだけの域を持った国としての気品を持ってやっていただきたいと思います。それについては私も同様の哀悼の意を表する次第でございます。

その他につきましては、担当、また振興局長より御答弁させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 高治米水津振興局長。

米水津振興局長（高治一郎） 米水津振興局長の高治であります。本日は公務員生活41年の最後にこのような発表の場をつくっていただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、三浦議員の合併周辺地域の活性化、審議会のあり方、総合計画についてお答え

をいたします。まず、平成19年度の米水津地域審議会は4回開催をしております。市長の諮問案件は、平成20年度公共事業等実施計画案と佐伯市総合計画案の2件で、それぞれ承認する旨の答申を行っております。このほか、平成19年度の米水津振興局事務分掌、米水津管内の主要実施事業の報告、来年度からの水道料金の改定、ケーブルテレビ統合基本計画の説明のほか、パワーアップ事業計画案の協議をしております。地域と連携をし分かりやすい行政を行うため、地域審議会にあっても折々の話題、地域情報、市政情報についても報告や説明、意見交換を行っております。特に、意見交換の場は、職務執行上、欠かせないものの一つと考えております。次に、佐伯市総合計画案についてでございますが、御承知のとおり、米水津地域は水産業及び水産加工業が地域経済の原動力でございます。養殖ブリや水産加工品など、地域間競争に負けない品質、技術があり、地域ブランドとして全国各地に事業展開をしております。このようなことから、米水津地域の特性や現状、課題を明らかにし、地域イメージ、地域づくりの基本方針などについて昨年10月から協議を行いまして、この2月答申を行ったところでございます。振興局は、これからも地域の中核となって住民と共に元気で活力ある場になるよう更なる努力を続けてまいります。最後にもお願いでございますが、毎回一般質問の際、議員の質問に対し各部局長が議員に十分なる回答ができない場合もあるかと思っておりますが、回答者もその点は十二分に承知しておりますが、その時点では答えられないというときもございまして、どうぞその点御理解のほど、よろしくお祈りを申し上げます。執行部と議会は両輪のごとくと申します。今後も九州一の佐伯市をどうぞよろしくお祈りいたします。終わります。

議長（児玉忠義） 児玉蒲江振興局長。

蒲江振興局長（児玉和康） 蒲江振興局の児玉でございます。私もこの3月をもって退職ということになります。今回が最初で最後の答弁ということになるかと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

私の方からは、先ほど米水津の振興局長も申しましたように、地域審議会での審議内容等につきましてお答えをいたします。蒲江地区では、平成19年度3回の地域審議会を開催をしております。主な内容といたしましては、蒲江地区における公共事業等実施計画案及びパワーアップ事業の実施計画案の審議でございました。本年1月に開催した第3回の審議会では、総合計画案と地域振興計画案についての御審議をいただき、計画案は妥当であるとの答申をいただいたところでございます。蒲江地区では合併前の平成15年に第3次蒲江町総合計画を策定していることございまして、地域振興計画ではそれを踏まえたものとなっております。地域発展のイメージは、浦々の産業が発展し、海が輝き、海が喜び、人々がそれぞれの役割を持ち、活躍するまち蒲江としております。蒲江ではそれぞれの浦々が独自の地域性を持った集落の集合体でございまして、今後も浦々の個性を尊重しつつ、それらの連合体としての浦々のつながり、個性が息づくまちづくりの推進を図っていきたく思っております。主要施策としては、教育と文化活動の振興、まちづくりの推進、産業の振興、地域間の連携・協力、生活環境の整備の五つの柱を設定をしております。また、6月にはあまべの渡世大学を立上げ、食とツーリズムによる観光振興に取り組んできております。この事業は定着までにはかなりの時間を要するものと思われませんが、今後とも長く続けていく必要があると考えております。来年度は第2期まちづくり交付金の計画策定作業に入る予定でございまして、道路交通網が立ち遅れている蒲江にとりまして高速道路の延伸は待望久しいものがございます。

けれども、これに合わせてまちづくり交付金によるハード・ソフトの整備事業の実施により、一層の地域振興を図っていきたいと考えております。なお、策定計画にあたっては、その都度、審議会の委員の皆さんの活発な御討議をいただいております、より良い内容の濃い計画を策定していきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴上浦振興局長。

上浦振興局長（大鶴安信） 上浦振興局長の大鶴です。私もこのたび退職になります。まず、上浦地域審議会についてお答えいたします。上浦地域審議会は、今年度は昨年12月14日と今年の1月30日に開催しております。12月は上浦地域における公共事業等実施計画案について、1月は総合計画案について審議をいただきました。また、審議会の開催の都度、その時々市の政策等、例えば火葬場の統廃合、ごみ収集の民間委託、パワーアップ事業などを説明し、意見交換を行いました。総合計画案は今年の1月30日に行われた地域審議会で審議をいただきましたが、市庁舎や文化会館の建設について財源や場所の問題、市税徴収率向上の目標数値、周辺部対策等について質疑・意見が活発に交わされたあと、まとめとして全委員一致で佐伯市総合計画案については異議がない旨を答申しております。上浦地域では、合併前と今の地区の方の生活環境に大きな変化はないと思います。また、地区要望につきましても速やかに対応しております。しかしながら、合併前にあった地区の防災組織につきましても、市町村合併以後その動きが止まっており、12月の上浦地域審議会でもその活性化についての意見が出ました。そこで早速、防災課と連絡を取り合って1月に行われた上浦地区区長会の会合に防災課から職員を派遣していただき、自主防災組織について詳細な説明をしてもらいました。それを受けてある地区ではすぐに自主防災組織を作り、また別の地区でも地区の会合に再度防災課から来ていただき説明を受けたところです。自主防災組織について上浦地区では動きが活発化しており、安心・安全なまちづくりにいい道筋をつけられたと思います。上浦地域は非常にまとまりのある地域で、各種団体がよく活動しており、地域や振興局と一体となっており、地域の活性化に取り組んでおります。また、上浦地域は豊後二見ヶ浦や瀬会公園、暁嵐の滝など数々の名所に恵まれ、日本一美しいまちにしようと頑張っております。総合計画案は、これら上浦の特性を踏まえて作成されており、総合計画の中の地域ごとの計画として、上浦地域の現在のあり方を一層発展させようと主要施策に取り入れております。今後の上浦地域審議会のあり方としては、委員の構成が各種団体の関係者から構成されており、しかも委員の年齢が若い方からお年寄りまで幅広いものとなっておりますので、各委員さんには上浦の各層、各年齢の代表者という意識を持っていただき、今まで以上に上浦地域に対する情熱や思い入れをどんどん審議会に出していただき、審議会が名実ともに上浦地域振興の中心的存在となってもらいたいと思います。そして上浦を始め、佐伯市の周辺部がいろいろと活性化することにより、佐伯市全体が一層盛り上がってほしいと考えます。

議長（児玉忠義） 安藤宇目振興局長。

宇目振興局長（安藤廣美） 宇目振興局長の安藤でございます。早速ですが、三浦議員の御質問の中で、地域審議会のあり方、総合計画についてのお答えをいたしたいと思っております。まず、地域審議会についてでございますが、宇目地域審議会は、平成19年度には3回開催をいたしております。そのうち、市長から諮問を受けました案件につきましては、12月開催の平成20年度公共工事等実施計画案と今年1月開催の佐伯市総合計画案の2件であります。この両案

件につきましては、地域審議会開催後、それぞれ妥当と認める旨の答申を行っております。また、昨年9月に開催されました地域審議会では、住民の最も関心事でありました火葬場の統廃合問題やケーブルテレビ統合基本計画案、水道統一料金、ごみシール制についての説明と報告をいたしました。この中で、審議会の意見として、特に地域住民の生活に密着した重要な案件につきましては、決定後の報告でなく、住民の意見を反映させる審議の場を設けてほしいとの要望も出されております。次に、佐伯市総合計画案についてでございますが、議員も御存じのとおり、宇目地域は佐伯市の中でも高齢化率が最も高い地域となっております。この現状を踏まえ、宇目地域振興計画では緑と活力と夢のあるまち宇目を地域発展のイメージとし、特に地域産業の振興においては、宇目地域に根ざした農林業経営や地域に密着した商工会活動の推進を図るとともに、この地域独自のすみつけ祭りに代表されるような伝統行事や民俗芸能などを継承させるための支援事業など四つの主要施策からなっております。このような施策を計画案とし、昨年7月より内部検討委員会を組織し、検討を重ね今年1月23日に地域審議会を開催し、答申を行ったところであります。以上であります。

議長（児玉忠義） 加藤弥生振興局長。

弥生振興局長（加藤宗義） おはようございます。最後になりました弥生振興局長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。引き続きまして三浦議員さんの同質問にお答えをいたします。弥生振興局では地域審議会を19年度につきましては4回実施をいたしております。そのうち、総合計画関係では3回の審議会をいたしたところでございます。本年1月31日に開かれました第4回の審議会において、佐伯市総合計画案について市長より諮問がありましたので、審議をいたしたところでございます。総括的には計画は妥当であるということですが、特に農林業や地域の活性化のために、地元林産物の活用と有害駆除等の取組等について計画書に入れることを添えて答申をいたしました。次に、弥生地域の計画につきましては、各委員の意見、また提案書をいただき、それをもとに策定いたしました。弥生地域におきましては、御存じのように合併以前から旧佐伯市のベットタウン地域としての人口・世帯ともに増加をしております。現在も微増の状況でございます。今後も佐伯市における位置付けとしては、文化の光る都市機能を備えた田園地区であり、自然と交通、生活の利便さなどに恵まれた生活拠点ゾーンとしての役割の一端を担うものと思っております。そういうことで、より利便性の高い地域づくりを中心とした事業に取り組むべきではと思っております。当地区の計画の基本としては、生活道路の更なる整備充実、管内全域の排水・下水整備等の暮らしに直結したインフラ整備の推進や災害防止のための水害防止策の構築など、弥生全域での利便性・安全性アップを図り、安心して暮らせる、また暮らしやすい居住地域を形成する計画を基本としております。主な施策といたしましては、生活基盤整備、自然環境整備、居住者増加対策、産業の振興、コミュニティ活動の促進の五つの柱を設定をいたしております。この計画を実現可能にするために、地域審議会と推進策を十分協議しながら、今後とも元気ある、活力あふれる弥生地域を目指していきたいと思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 私の方からは、道路特定財源についての御質問にお答えします。道路特定財源については、今国会でいろいろと議論されておりますが、仮にこの暫定税率が廃止され、その見返りとしての財源が地方交付税等で地方に還元されなかった場合を想定しまして、以下、通告に基づき答弁をさせていただきます。道路特定財源の暫定税率が廃止された場

合の影響につきましては、平成18年度決算ベースに基づき、既に完了した事業費から試算しております。この試算の概要につきましては、まず国の補助事業である地方道路整備臨時交付金等の制度は廃止となり、その影響額を事業実施しないものと仮定した場合の減が約14億円、市の負担を伴う県事業はすべて中止されると仮定した場合の影響額が約2億円、合わせて16億円となります。一方、財源面では大分県作成の平成18年度大分県道路財源内訳によると、直接本市に入ってくる地方道路譲与税等の減収が約2億7,000万円となっています。各補助事業の補助金の減分を単独費で補って事業実施すれば違ってきますが、今回の試算の仕方は各補助事業への一般財源の投入額は同額であると想定したものでありますので、この2億7,000万円がそのまま減となり、合わせて約でございますが、18億円の事業費減となるものと見込んだものです。次に、継続事業が中止とあるが、道路特定財源が堅持された場合どうなるのかとの御質問ですが、道路特定財源が堅持されれば、これまでのペースで事業実施が可能であると考えられます。次に、新規の路線はどこなのか、またいつまで18億円なのかとの御質問ですが、新規の路線につきましては、大型事業として番匠川河口橋、新稲垣橋などが考えられますが、継続事業の中でも、その中の新規工区については事業実施が非常に厳しくなるものと思われまます。また、18億円の減につきましても、あくまでも平成18年度決算ベースの数値をもとに想定したものであり、これがそのまま続いていくというものではありません。しかし、いずれにしましても道路特定財源の暫定税率が廃止されると、今後とも本市の道路事業に約18億円減と同程度の影響を及ぼすことは間違いありません。次に、これ以上は国に要望はできないのか、18億円以下となることはないのかとの御質問ですが、国への要望については、今以上に要望することは可能ですが、いずれにしても道路特定財源の暫定税率が廃止となれば、国の場合1兆7,000億円の減収となり、道路関係予算が大幅に縮小されてくると思われまますので、非常に実現性のないものになってくると考えています。なお、18億円減につきましては、あくまでも平成18年度決算ベースでの試算数値であり、その減収の中で道路事業にどれだけ予算を充てるのかという政策判断も加わりますので、数値的には年度ごとに異なってくるものと思われまます。次に、県道三重弥生線、風戸大橋に歩道は付けられないのかとの御質問にお答えします。県道三重弥生線の弥生と本匠の境界に鬼ヶ瀬トンネルがあり、それを抜けた本匠側に風戸大橋があります。現状は風戸大橋とそれに接続する県道の右側、下流側でございますけれども、下流側に歩道が設置されており、通学の高校生や地域住民の散策道として利用されています。また、本大橋の上流側には本匠番匠川河川公園、通称水辺の楽校があり、夏場を中心に多くの方々が訪れ、清流番匠川でカヌー体験や水泳などを楽しめる市民憩いの場となっております。議員御指摘のように、既設の歩道を通って水辺の楽校に行くには、鬼ヶ瀬トンネルの出口を横断しなければならないことから、遠足等は遠回りしている現状です。御質問の風戸大橋上流側への歩道設置の事業化については、大分県によりまますと、全体的な歩行者数や橋長155メートルと長大であり、これに掛かる費用等から現時点で事業化することは非常に難しいとのことですが、市としましては、歩道の設置について今後大分県に要望していきたいと考えています。また、地域の人たちが河川公園である水辺の楽校に安全で安心して行けるよう、河川公園を一体的に利用するという観点から、三浦議員が言われます県道側河川敷と水辺の楽校を行き来できるような浮棧橋または沈み橋等の歩道設置について、河川管理者であります国土交通省と今後協議していきたいと考えています。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） ちょっとピッチを上げなければ大変まあ時間が着々と進んでおります。各振興局長さん本当に退職を目前にして心温まる御答弁をいただきまして、ありがとうございます。市長、木許副市長、塩月副市長さん、こんな歯切れのよい局長さんをどうして本庁の部長に置かなかつたんかなあと今実感をしておるところでございます。これはあとごとではございますが、付け加えさせていただきます。市長から1本パンチを取られました、商工会の予算は1円も切っておりません。大変ありがたいこととあります。こういう言葉が返ってくるかなあとは思っておりました私が答弁に立てば、そのとおりであります。市長余儀なく押し切られた町村合併にですね、市民の目線に立ってというところから立候補し当選した西嶋市長。当選間もなく行財政改革に入って市民をですね、置き去りにした行財政改革に入り、行政がただ行政だけが突っ走ってですね、市民がそれに付いていけないんじゃないかなという気持ちがおるわけでございます。行財政改革というのはやはりただ切るだけじゃあなくて、活性化も一緒に、そして痛みは行政も市民も一緒に痛み分けをしなければいけないんじゃないかなあと、このように思っております。国に県に強くお願いしてです。基盤整備等で地域間の格差を解消していただきたい。このように思っております。そして一つ忘れてたが、本匠の振興局長、私地元でございますが、突然でございます。12月末にですね市長室に行った時に市長、来年度予算で本匠に一番適したシカ牧場をどうかという調査費用と言うたら、市長が、そんなのをパワーアップでやらんといけんじゃないかと言う言葉が返ってきて、早速局長に投げ掛けておりますし、県の振興局長にも話をしておりますが、これもちょっと通告になつたんですが、同じ席に座っておりますので、ちょっとこれはまあすぐ答弁ができると思いますので、よろしくお願いします。市長、先般の2月28日の大分合同新聞にですね、私がここで超有名な臼杵市長とこう言うたことがあります、県が野津高校を廃止するんなら臼杵市で市立高校を立ち上げようと記事が載っておりました。野津は合併周辺地域ですね、臼杵に吸収されたようなこととございます。これだけ魅力のある市長がですね、この県南に臼杵の後藤國利市長、私は子どものころから同級生の頭のいい人がおれば、うちのばあちゃんが、あれのつめのあかを煎じて飲めと、こうまあ言われよつたんですが、まあちょっと勉強してやはり地域間、あるいは合併周辺地域を何か生き生きとさせるようなですね、新聞記事でもいいが一つ出るような発想をですね、すばらしい両副市長をお迎えして、この3人の知恵でですねやればすばらしい大都市佐伯が九州一に本当になるんじゃないかなあとこのように思っております。先ほどのイージス艦の話じゃありませんけど、大変市長も私と同感のこととありました。

川人部長、道路特定財源の堅持を求める佐伯市民総決起大会というこのパンフレット、18億円減となる財務部長が文化会館でこれを読み上げた。一般の人がこれを見ればですね、市民の多くの納税を使ってこのパンフレットを使ってですね、道路の予算が全く来ないのかというようなことを言っておる市民が多いわけです。やはり一党一派のことだけじゃあなくてですね、やはりこれは想定して書いた18億円、想定なんていうものを市民の総決起大会にパンフレットを作ってですね配るといことはいかなもんなかなあと。暫定税率が廃止された、道路特定財源が廃止された。1円も来ないのかなあと、私は24年間東九州高速自動車道をお願いします、お願いします、鉢巻きを掛けてやった一人でありますから、道路を造るといことは優先ですけど、こういうパンフレットが大会で読み上げると、1,100名出席したと

いうけど100名は致し方ないということで来たような人がおると思います。1,300人の会場に1,000名しか来ない。あまり熱意がないんじゃないですか。これ18億円全く来ないのかなあと、想定ですなんていうようなことをですね、こういった金を掛けて市の金を掛けてやるということはいかがなものかなあと。このように思っております。それと水辺の楽校、これについては国土交通省と協議をしながらと言うけども、国土交通省に行ってください。計画の時からちゃんと浮棧橋という青写真ができております。これを今度一緒にですね、代議士たちをお願いしてですね、これを実現すればあえて歩道は要らないということでございますので、番匠川の漁協なんかすぐ許可が下りて浮棧橋はできるんじゃないかなあと、予算さえあれば簡単にいくんじゃないかなあと、このように思っております。川人部長に、通告にはないが暗算でできるようなことでございます。昨年の6月の質問に清流条例、九州一の九州で一番先に番匠川の清流条例を設定したらどうかという質問に、市長の答弁に有意義なことで他市の資料を取り寄せてそういったことを前向きに考えようと、桑原当時建設部長から答弁をいただいております。これについても簡単に説明をいただきたい。部長の答弁は市長の答弁と同じだということを常に聞いておりますし、そうでなければ部長の答弁は要らないわけでございますが、あえて部長の答弁をいただいておりますので、その辺について、清流条例はどこまで進んでおるのかなあと。6月議会に提示ができるのか、あるいは9月か12月か、できるだけ早くというのが、総合計画でですね番匠川は24年には九州一の清流にしようと、総合計画の中にも明記されておりますので、あえてそれを強調させていただきたい。このように思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんよりいろんな再質問をいただいております。特に、議員一番こう見たときに清流条例の問題が、私がやはり答弁しなければと思ひまして、この清流条例についても今回の総合計画の中で森と水ということで、森ということも入れながらやっぱり自然というのを出してあります。特に今年度初めての計画なんですけど、上下水道の方で番匠の源流水をですね作ってみようと、前議員も水の話をしたことがあると思います。こうした試験的なことをやって、やはり佐伯の番匠の水っていうものに対する方向付けして、その中で清流条例の位置付けをですね、方向付けをしていったらどうかなと思っております。一歩ずつ積み重ねた状態で、番匠と言えば佐伯だと、番匠と言えばきれいな水だと、そういうイメージをやっていきたいと思っておりますので、それについて、また歌の中でも確かに番匠ってあった、ちょっと思い出せませんが、そういう佐伯市歌の中でも方向付けができればなということで、ちょっと私も歌詞を全部覚えておりませんが、そうした番匠というイメージをもっていきたいと思っております。あとにつきまして何かございましたら、担当部の方より答弁させていただきたいと思ひます。

議長（児玉忠義） 御手洗本匠振興局長。

本匠振興局長（御手洗隆二） 本匠振興局長の御手洗でございます。一般質問の通告書にはこの件の通告はありませんでしたけども、御指名でございますので今分かる範囲でお答えしたいと思ひます。シカ牧場の件につきましては、先般より三浦議員さんより、シカ被害対策の一環としてシカ牧場について研究してみてもどうかということで御提案を受けました。内部協議の結果、改めて新年度予算として個別に予算化することは時間的に間に合いませんでしたので、現在予算の見通しがついているパワーアップ事業予算の一部を充てて、県の補助事業

と合わせて調査研究費を組もうということになり、早速県の南部振興局に出向き局長さんや部長、課長さんをお願いして県単事業の地域活性化総合補助金の要望をしたところでございます。この予算によりまして、来年度はシカ被害対策として、シカ牧場やシカの捕獲方法、シカ肉の活用方法などについて調査・研究をしてみたいと考えています。その前段として現在は県内外の他の地区でシカ牧場を設置している所や以前設置していた所から資料を取り寄せているところでございます。また、地元の猟友会の方々にシカ牧場に関することやシカの捕獲に関する、シカ肉の活用方法などについてアンケート調査をお願いしているところでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 番匠川の水辺の楽校付近の棧橋と言いますか、についてお答えしたいと思います。まず、先ほども答弁いたしました、国土交通省によりますと市町村合併前に一応水辺の楽校と県道側とつなぐという意味合いで浮棧橋なり、いろいろ水辺の楽校の整備に併せまして原案を3通りほど作っているように資料を見ております。その資料によりますと、形としては浮棧橋という形の絵がございまして、その浮棧橋の方式も含めまして、私としましては、沈み橋等も含めて今後さらに再度国土交通省に設置の方向について協議していきたいと思っております。また、番匠川の清流条例につきましては、現在全国の事例を収集しておりまして、それを参考にしながら本市独自の条例設定に向け、その素案を作成中でございますので、市の執行部、内部関係部署と協議しながらまとめていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） もうパンフレットの件はどうせ暫定税率で暫定みたいなことで書いたんでしょう。市長、大変ありがたく受け止めております。昨年、建設常任委員会で川崎市役所ですか、水道水をやっておりました。番匠川もひとつきれいな水がありますんで、前向きに検討していただきたいと思っております。いろいろと今日は振興局長さんにお尋ねしたんで時間が切迫してきました。

最後にですね、今年いっぱいをもって退職される多くの皆さんに本当に長い間御苦労様でございました。昭和から平成、村や町、大都市佐伯に楽しいことも厳しいこともあったろう。いろいろと体験し行政区の職員として御苦労様です。感謝申し上げますところでございます。私はですね、米水津の振興局に高治さん、宇目の振興局に安藤さん、宮狩峠や浦代峠を越えてひょっとしたら辞めるんじゃないかなというようなことも考えて峠の名前を辞職峠と、この二つの峠の名前を辞職峠というような名前も考えておったんですけど、最後まで力いっぱい頑張っていたいただきました。本当に御苦労様でございました。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に24番、泥谷和喜君。

24番（泥谷和喜） 24番、泥谷でございます。通告に従いまして質問させていただきます。今回は2点ほど質問をいたします。1点目は、入札に伴う最低制限価格の引上げ、そして最低制限価格の事前公表について質問いたします。佐伯市も公共工事が減り建設業者の経営が苦しい状態が続いております。一般競争入札では建設業者が赤字覚悟で最低制限価格ラインで落札し、工事の質が落ち、企業経営にも支障を来たし、経営破綻するケースも考えられるような状態になっております。そこで、最低制限価格の引き上げと最低制限価格の予定価格の事前公表を検討してはと思いますが、執行部の考えをお聞きします。この最低制限価格については、宮崎県が昨年の10月ですか、80%から85%に引き上げております。今回大分県も3月6日の大分合同新聞で最低制限価格をおおむね80%にという形で4,000万以上を引き上げることを発表しております。私のこの2月末に一般質問を出したあとに、3月6日に大分県もこういう形で引上げを発表しておりますので、今回の執行部の答弁は期待できるのではないかと考えておりますので、期待はずれのない答弁をお願いしたいと思います。

2点目に、佐伯市の国土調査、国調の現状についてお伺いします。国土調査の現状と今後の計画をまずお聞きします。そして、市の許可がなく里道などを埋めて境界が分からなくなった状態の所を国調が今後どういう形で取扱うのかをまずお聞きします。以上の2点です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 泥谷議員の御質問の中で、去年は入札に伴う同じような質問があったんですが、内容的には今回は違うようでございます。前回ももっと入札に競争をつけろというような御質問でございましたが、今回は何か逆に制限をせえということでございますので、私の方もそうしたいろんな中で1年間にいろいろ入札に伴う、去年は三浦議員の方からも指摘されておりますので、この辺について内部でも今見直しを進めておるところでございます。今回の題が最低制限入札価格の引上げと最低制限価格の事前公表を検討してはどうかとの御質問について御答弁申し上げたいと思っております。議員御指摘のように、佐伯市だけでなく全国的にも公共事業の削減による建設業者の経営が苦しい状況にあります。このような状況の中で、建設業者は入札において最低制限価格ラインでの入札を行い、その結果、企業経営に大きく支障を来していることは私自身も承知しているところです。本市では、地方自治法施行令第167条の10第2項及び旧建設省の基準の例に基づき、最低制限価格制度を平成18年度より設けております。この制度は公共工事の品質の確保と下請け業者へのしわ寄せ、勤務労働条件の悪化及び安全管理等の確保の理由から設けられたものです。そこで御質問の最低制限価格の引上げについては、本市の厳しい財政状況の中でも最低制限価格の基準の範囲は旧建設省の基準に照らして定めておりますが、こうした中、著しく低い入札が行われているのは議員も御存じのとおりです。設計金額が1億円以上の低入札価格調査制度対象工事であるため、これに対する対策として、低入札価格制度をこれは廃止し、設計金額が1億円を超える工事についても最低制限価格を適用されることとしたいと思います。それからさらに議員がおっしゃるように、最低制限価格の引き上げをですね、ここで今何%とは言えませんが、現状のある価格を引き上げさせていただきたいと思っております。これについては順次、整備の整った事業分から入っていききたいと思います。次に、最低制限価格の事前公表といいますと、事業によってこれが最低制限ですよということになると、なかなかこれは競争入札の参加者に自主的な積算努力が必要となりますので、奮起を促したり競争性を確保する目的でありますので、大方の目安は出ますけど、それが何円ですよということについては、やはり公表する

のはちょっとどうかなあと思っています。全体的な底上げの最低制限価格を制限価格というよりも%ですね、宮崎県、大分県広く指標が出てますので、そちらの方で対応させていただきたいと思っております。あとにつきましては、担当部長より御答弁させていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 泥谷議員の御質問のうち、佐伯市の国土調査の現状についてということでお答えをいたします。まず、1番目の佐伯市の国土調査の現状と今後の計画についての御質問でございますが、佐伯市の実施状況につきましては、全体の総面積903.09平方キロメートルのうち、調査計画面積は751.36平方キロメートルで、平成18年度末の調査済み面積は616.13平方キロメートルで、進捗率は82%となっております。また現在、地籍調査の対象地区は佐伯、宇目、蒲江の3地区5か所で、毎年8平方キロメートルの計画で地籍調査を実施しております。既に上浦、直川、米水津、鶴見、弥生、本匠の6地区については地籍調査を完了しております。今後の計画といたしましては、3地区の地籍調査の早期完了を目指して、平成20年度から5か所の一筆地調査、測量業務等のすべての業務を外注方式で発注し、事業の推進を図るように計画をしております。また、宇目地区の調査完了までに8年、蒲江地区の調査完了までに7年掛かる予定でございます。その後は佐伯地区だけの地籍調査になりますが、調査完了までには20年ほど掛かる予定でございます。次に2番目の、市の許可なく里道を埋め、境界が分からない所の取り扱いについての御質問でございますが、国土調査における里道、水路等の法定外公共物の境界につきましては、基本的には法務局の公図を参考にしながら関係地権者や地区の代表者等の立会いにより、現地の状況や意見を聞きながら、里道、水路等の位置や幅員を確認して境界を決めております。しかし、境界の位置や幅員で大きく食い違う場合には、法定外公共物の管理所管課に立会いを求めまして、関係地権者に御理解、御協力をいただいて境界を決めております。また、法務局の公図に里道、水路が掲載されていて、現地で確認できない場合には、関係地権者等と協議し、現地で公図に沿って復元をさせていただき境界を決めております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 再質問をさせていただきます。最低制限価格ラインの引上げは大変ありがたい返答をいただきました。できればパーセンテージも大体教えていただきたいというのが、どのくらいかなあと思ったんですが、できれば私としては、業者間の皆さんに聞いてみますと83%前後はないとやっぱり従業員とかそういう生活面の給料を払うのにはやっぱり83%ぐらいはおおむねしてほしいという考えがあるみたいなので、その程度は考えてほしいなと思っております。それと事前公表はちょっとという話ですが、私がこの事前公表、最低価格を事前公表したらというのはなぜかと申しますと、去年ですかね、これ一つ造園工事なんですけど、1期、2期工事の二つの2回に分かれて工事をやって入札しとるんですが、その時に最初の入札の最低価格が74%だったのかな、74%が最低価格だったんで、最初が73%、74%で落札して、次の2期工事目と同じ業者がやっぱり積算とかしてかなりち密にやって市とほとんど変わらない積算をやっておりますが、前回74%で、73%で不落札となったんで、今回も74%だろうと思って入札した業者は不落札になって、次は73%だったというその微妙な積算の違いだけで、不落札となったり取れたりしとるんが一生懸命自分たちがほしいでやっとなんて思ってます。それともう一つがですね、これは鶴見の養殖場造成工事の件なんですけど、これもです

ね業者は77%が最低価格ラインだと計算して業者10社のうち、6社、6社が最低価格は77%ぐらいだと、もうほとんど県の積算の計算で皆やるんで違っとるんじゃないんですが、やっただんでそれが78%で最低価格を設定してたんで、6社が不落札になっております。それで落札した業者は89.95%ほど上がって500万ほど上で落札しとるわけなんですよ。だからそのところがちょっと業者の、これが金額的にですね18万ほどちょっと一般管理費のところ市がちょっと動かしたようなんで18万前後動かしただけでこの入札が最低価格の78で、皆分かるとればそれでいくんだけど、77で皆それくらいじゃろうと思っていったのが取れなくて、取れた業者は500万ちょっと上で取っとるわけなんですよ。だからこういう問題、安くやれるぎりぎりやれるというところで取れないで、要らないあんまり、今仕事が多いからあんまりここは取りたくないなあというところの業者に柵から牡丹餅^{ぼたんもち}みたいに落ちとるような感じのことも起きとります。それでこれは事前に分かるとればある程度そこで皆さんがほしい人たちが最低価格で入札して、あとはくじを引いていただければそれでいいし、だからそのためにも最低価格の引上げはしとくべきかなと私は思ったんで、前回私の入札の件で質問した内容とはちょっと違って来たっていう市長も思っと思うんですが、私としては最低価格を引上げてあげて、そこで皆さんで仕事を取っていただいて生活できるようなことを今は考えなければ、将来また違ってくると思うんですが、今の建設関係、土木関係の状態を見ますと、そういう状態が起きてますんで、そのところもう一度検討していただければありがたいなと、これ答弁はもう結局ないでしょうけど、一応頭に入れておいてください。こういう最低価格の1%、1%、十何万ちょっと一般管理費のところちょっと市があたるのとあたらないとで、落札が違ってきます。それで市はあたってだけでも何百万も上で市がまたせっかく最低価格ぎりぎりやろうという、要らないという業者にたくさんで落ちとる状態が起きとりますんで、そのところをもう一度検討していただけるならありがたいなと思います。この入札価格の件は、それでもう進めて引上げは進めていただけるようなので、これは答弁要りません。

今度は2番目の国調の件なんですが、境界確認、先ほどの答弁によると勝手に埋めてる、埋めて境界が分からない場合は地権者が寄ってまた検討するというような話ですよ、答弁。私そういうふうにとったんですが、埋めた所が分からん、境界が分からない所は隣接者と寄って話し合うということなんですよ。だから本当は里道とかそういうのを埋めるときには市に手続きをしなければいけないはずなんですよ。埋めるという手続きをしてちゃんと境界をはっきりして埋めなきゃいけない。勝手に埋めとる場合は、分からない場合は現状復旧かなんかしなきゃいけない。そのところの答弁がなかったんですが、普通埋めていったときに、現状が分からない場合は、勝手に埋めたらちょっと現状復旧してくれとそうせんと国調も入れないっていうのが普通じゃあないかなあと思うんですが、答弁のとおりですよ。そして今我々蒼風会が今、市とちょっと訴訟で裁判をしてますけど、その裁判の方に弁護士の方に、裁判官の方に書類を市が出しとる。ある里道を埋めとる所の覚書書というのがあるんですが、これにも境界はこれは現地の確認のみをただただだけれども正式な境界は国土調査によるものとする。だから現地の確認はしたけども、正式な国土調査によるものとする。国土調査は勝手に埋めてるのに、そんならいいですよと言って国土調査してあげるんですか。そのところをはっきりしましょうね。私が言うてるのは、今からこの今から佐伯市、宇目、蒲江まだ残っとるといふ、里道というのは今、昔から狭い里道は今車社会とかにな

っとるんで邪魔になって家と家との間に里道としてあったのが、邪魔になってここは埋めた方が、危ないから埋めたいとかいうところはたくさんあるんですよ。そういう所は今から勝手に埋めとっていいんですか。埋めとけば今度国土調査が入ったときに、国土調査のときに一緒に確認すればいいんですかという。私はそういうふうには受け止めたんですよ。先ほどの答弁によると、埋めちよっていいですよと。これテレビ皆さん見とるけどもはっきりしとかなきゃいけないのは、里道とかいうのは埋めるときにはちゃんと手続きを踏んでね、確認をした所を図面を取ってしなければいけないのを、勝手にやってる所は国調のときに、国調が入ってしますよというふうにとったんですが、そのところをちょっともう一度御返答いただけませんか。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 泥谷議員の再質問でございますが、現実の起こっている状態と、それから、そのそれぞれのいろんな現地がございますが、その現地の国土調査の法律の範ちゅうと多少国土調査が持つ範ちゅうと、その辺のほかの法律上の範ちゅうとその兼ね合いが一つはあると思っておりますが、あくまでも国土調査の面からいいますと、調査ではあくまでも地権者の方々が話をさせていただいて、境界がここですよということを決めていただきます。その決めていただいた境界を調査として行うわけで、私どもが独自に境界を設置することにはもうなっておりません。ただそういった、現地の状況はいろんな状況があるかと思っておりますが、国土調査を進める上では、国土調査法の手続きが整っていけばそこには境界を引くことができるというそういう状態にはなっております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） よく分からないんじゃないけど、私の質問しよんのは、勝手に埋めた所にも入るんですかということなんですよ。そこんところを、これ前例になりますよ。これ今私どこのどれというのは言わないんだけど、分かっとるでしょ。おたくたち、区長たち分かっとると思うんだが、どこの話を私がしよるか。どこの話をしとるんか分かっとるはずなんですよ。勝手に埋めとってね、相手が勝手に埋めとって、その里道も分からなくなった状態の所に国調が行って地権者がいいと言ったからって、地権者っても里道は市でしょ。地権者の一人でしょ市も、行っても分からない所に行ってから地権者と話し合いがつけばって、市はほんなら埋めた所で里道は皆市だから、勝手に皆さんが埋めていいんですか。そして市が行って地権者だから話し合いがつけばいいですよと国調で測りますよと言うんですか。だから、私どこの話をしよるか分かっとるでしょ。我々が今裁判しよるのにこういう覚書きみたいなのをこういうのを出して、これでいいんですかと私は言いよる。これははっきり言って今から国調が佐伯市に入るのに、どこも里道を隣に持つとる所で、里道が困るとる所、里道があって、隣に埋めたいけど里道があるから埋められないっていう所は一緒に埋めていいんですかという。それはいけませんって市が言わなあいけないんじゃないんですか。それは現状復旧してもらいますよと。そういうことをしとったら現状復旧してもらいますよと、そうしないと国調も入れません。これは困りますと言っとかないと、前に進まないでしょ。今後、今後これ前例になるんですよ。前例が一つできとるんですよ。ほんならあっこが勝手に埋めとったって市が行ってしちゃったじゃねえか。おれ方もしてくれってなったらどうするんですか。だからこれ前例として、私はこれがいけないと言いよるんじゃない。市はそれをしてあげるといふならしてあげると答えてください。いけないならいけないと、はっきりどっ

ちか決めてください。そうじゃないと今後の前例として、佐伯市今から国調が入る中で、勝手に埋めた所を国調が地権者として、里道なんかは市の地権者だから、よその所を埋めて、他人同士の私話をしてない。市の里道がある所を勝手に埋めても市が行って地権者同士で話し合えば国調が入りますよと言うんですかと。そのところをはっきり言ってください。もしそれがいいって言うんならいいっていいです。悪いって言うんならどういう処置をするか。早急にね現状復旧するかね、境が分かる所まで掘ってくださいとかいうのが普通でしょ。そうしてちゃんと境を見るのが本当だと思います。それが、これ国調の覚書き見ると何か簡単にやっとなるようにあるんで、これが前例として残りますよ、いいですかと私は聞いておるんです。そのところをはっきり答弁してください。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 泥谷議員の再々質問でございますが、私ども国調で調査するそれ以前の現実の問題としてあっていることについて国調がどうするかという、そういう観点からでのお答えとしてはなかなか国調の立場ではもうできませんが、国調する場合には、中には境界線上に、ほかの事例では家が建っている場合も、そういった所も全国的にはかなりあります。そういった所の境界設定をどうするかということについては、やはり境界者の方と話をさせていただいて、そこで境界についての確認の合意ができたそれを基に私たちは国土調査を行うということで、以前に国調がどこまでするかという、その範ちゅうとは多少異なりますが、国土調査する場合においては、現状の状態が合意が取れたそこを調査するというのが基本でございますので、今後もそのやり方を進めていくようになっておると思います。泥谷議員さんの埋めた所に国調が入ることについては、国土調査の場合は、例によっては何十年前前にいつの間にか境界線になっているというその辺もありますから、そういった状態を想定した中でやはり地域の調査で、私どもは合意があった所について確認の調査をして手続きをするというそういう立場でございます。その辺をですね、国調が入る前の問題については、ちょっと私どもの方では答弁ができないところがあります。国土調査を行う場合には、現状で調査するようになります。

議長（児玉忠義） ちょっと暫時休憩します。

午後 1 時 29 分 休憩

午後 1 時 35 分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部長。

建設部長（川人宣行） 里道、水路の管理について、まず一般論から御説明したいと思います。一応里道、水路の法定外公共物の境界又は用途の使用につきましては、そこが個人等がそこを占有又は形状変更等をする場合においては、まず境界立会い、それからそういう諸々の用途変更なり形状変更の申請書など手続きを取らなければならないのはこれは当たり前のことであります。それが大原則となっております。これが過去において、その手続きがなされないうままにしていたのがございますけれども、あとから気が付いて分かったものにつきましては、それらの原形復旧又は用途廃止等を使用許可の申請、事後でやった過去に例はありまけれども、原則的には原形復旧をさせるという指導をやっていきたいと思っております。泥谷議員が言われる具体的な今回の場所につきましては、現在裁判所の方で提訴されている関係で

司法の場に委ねたいと思います。この場での答弁は具体的な答弁は差し控えたいと思います。以上でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、泥谷議員の一般質問を終わります。

次に42番、戸山盛喜君。

42番（戸山盛喜） 42番議員の戸山盛喜です。旧佐伯市と旧南郡8か町村が合併をいたしまして、平成17年度の国勢調査での人口は8万297人でした。新佐伯市が誕生し4年目を向かえ、新たな出発をいたします。初代佐伯市長として就任した西嶋市長、行財政改革の断行を公約の前面に掲げて東奔西走しながら行財政改革推進課を設置するなど努力していると思っておりますが、国の三位一体改革の方針もあり、佐伯市の財政も楽観を許さず、さらに合併以来、佐伯市の人口減少は歯止めが掛からず、佐伯市経済は好転したとはいえません。地方交付税なども減少傾向にあり、佐伯市の財政運営は厳しさを増すといえます。そのようなことも心しながら、平成20年度の新佐伯市の方向を指し示す3月議会に当りまして、大きく2点につきましてお尋ねいたします。

まず最初に、旧鶴見町民の研修や憩いの場として建設され、健康づくりに努め、福祉の向上を図るとともに交流の拠点として鶴見町の活性化、活力を促進するために3億4,820万の建設費を投入し、平成3年3月25日完成をした佐伯市つるみ山荘についてお尋ねをいたします。旧鶴見町は現在の由布市湯布院大字川北に鶴見町総合研修センターつるみ山荘を所有していました。御承知のように、合併しましたので佐伯市つるみ山荘と名称は変更いたしました。現在、鶴見出身の御夫妻が住込みでお客様の憩いの場として誠心誠意、明るく立ち振る舞い、頑張る姿を垣間見ることができました。私は湯布院に佐伯市つるみ山荘があることは平成19年度当初予算につるみ山荘管理費531万6,000円が計上され、承認されましたが、お客様はどの程度なのか、湯布院のどこにあるのか、もちろん利用したこともありませんでした。関心は当然のごとく小さかったのですが、何気なくつるみ山荘のパンフレットを手にして少し関心がというのが私の実感でありました。そこで施設の改善、改築など思われる事項を織りまぜ少しお尋ねをいたします。第1点目といたしまして、湯布院は温泉が豊富で自然に恵まれた日本でも有数の観光地であり、つるみ山荘は湯布院という立地に恵まれています。残念ながら温泉はもらい湯で約120メートル、パイプで温泉を引いているのが現状であります。自前の温泉を検討することは考えられないのかお伺いをいたします。次に、小さな2点目ですが、客室は2階に4人部屋の和室が五つ、2人部屋の洋室が1室と2階に客室が六つの部屋があるのみであります。1階には大部屋がありますが、研修や憩いの場として建設され、健康づくり、福祉の向上を図り促進するための施設であり、その目的を少しでも達成するためにも1階に客室を増築をし、障がいを持つ方でも、あるいは高齢者の皆さんでも気軽に利用できる施設は考えられないかお答えをしていただきたいというふうに思っています。次にお尋ねをいたしますが、平成3年6月のオープン以来約17年、オープン間もない時期の利用者は1か年で約1,300人前後でしたが、19年度の利用者は今年1月末で2,334人と増加していますが、黒字経営にはなっていない感がいたします。利用者を増やすためにもきめ細かな広報、情宣活動をしていると思われませんが、具体的にお答えをしていただきたいというふうに思っています。次に4点目ですが、当然のことかもしれませんが、佐伯市民の皆さんよりも市民以外の方が利用が多いようです。パンフにも記されていますが、研修の場として今日まで企画・立案も佐伯市としても利用してきたと思われませんが、今後の考え方につい

てお伺いをいたします。次に、つるみ山荘最後の質問といたしまして、施設の使用・利用などはセルフサービスになっていますが、今後の施設運営に対する考え方に変わりはないのかお尋ねをいたします。

次に、大きな2点目といたしまして、4月人事についてお尋ねをいたします。この春、勇退あるいは定年で退職が予想される方、また途中退職をなさった方を入れますと53名に上ります。10代あるいは20代の若さで夢と希望を持って晴れて佐伯市職員として奉職以来、退職の日を迎えようとしている今日まで、あるときは悔し涙を流しながら、またあるときは大きな声を出して笑ったり、若き日の思い出などなど走馬灯のように思い出されるのではないかと思うところであります。本日、この本会議場での執行部席にお座りになっている皆さんの中で10名の方々が退職を予定をしているのではないのでしょうか。今日まで、市民の幸せと佐伯市の前進と躍進の道を目指し努力を重ねてきたことに対し、行政の末端に席を置く1人といたしまして、お礼を申し上げさせていただきます。退職をいたしましても健康には留意をされ、今後とも佐伯市の発展のために豊富な行政経験を生かしながら御指導・御協力をいただくことをお願いをいたします。来月4月には新たに18名のフレッシュマンが佐伯市の職員として難関を突破し、夢と希望、不安を交差させながら誕生をいたします。役所の仕事のことなどはあまり分からない新入社員、スタートラインに立つこの時期は新入職員にとって大切だと思っています。そこで最初の質問ですが、大分県市町村職員研修運営協議会が主催をする3泊4日の新採用職員研修を大分で4月に実施されていますが、研修の中身などについてお知らせください。次に、2点目といたしまして、佐伯市が独自に新採用職員に対して体験実習などを実施をしていると思っていますが、体験日、日時等延長し中身を更に充実をする考えはないかお尋ねいたします。次に移りますが、合併して4年目を向かえ8万市民の信頼と安心をつくりだす市政を進めていくためにも、公正・公平、適材適所の人事配置、能力を引き出し働きがいのある職場を作り出すことが市民サービス、市政への振興につながるといえます。昨年3月31日には48名の職員の方々が退職いたしました。今年度の退職予定者のうち、定年退職、勸奨退職、自己都合による退職者はそれぞれ何名になるのかあえてお尋ねをいたします。次に、小さな4点目ですが、平成18年4月1日付の人事で大規模な人事異動を内示し、本庁機能を強化し、すべての振興局の職員を削減をし、東部、西部1、西部2、南部の4ブロックに分室を設置していますが、私は昨年3月議会で分室は住民から見れば紛らわしく、予算の裏付けも小さく住民の要望にこたえきれない部分が多くなっているのではと質問をいたしましたが、私は分室を廃止をし、過疎に少しでも歯止めの掛かる血の通った4月人事に向け大切と思っていますが、努力をしていただきたい。考え方についてお答えをしていただきたいと思っています。小さな5番目に移りますけれども、市町村合併前の平成16年4月1日、現在の1市8か町村の職員は1,285名でしたが、今年4月1日現在で、新採用職員18名を入れて1,106名の職員に減少しているようですが、佐伯市職員の適正規模人員は何名程度と考えられるのかお答えください。小さな6点目の質問といたしまして、合併前の平成17年3月2日現在の旧8か町村の職員は620名でしたが、合併以降今日まで本庁機能を充実をするということもあり、旧町村職員の皆さんを本庁へ人事発令を進めてきた結果、現在旧町村の職員は平成19年8月1日現在、全体で183名と減少をしています。各振興局職員の適正規模職員は何名程度と考えているのかお尋ねをいたします。この数字について若干間違いがあるかも分かりませんので、その点については御容赦のほどをいただきながら訂

正をしていただければと思っています。次に、最後の質問といたしまして、あえてお尋ねをいたします。合併して、申し上げましたように4年目を向かえ、4月人事はとりわけ重要と思われる。やる気の起こる適正かつ公正な人事をこれからも心掛けていただきたいと思いながら私の質問を終わります。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員さんより二つの大きな質問が出ております。一つは佐伯市つるみ山荘について、二つ目は4月人事についてということでございますので、私の方からこの4月人事についての御質問に対して答弁させていただきたいと思っております。合併して4年目、4月人事、とりわけ重要と思われる。やる気の起こる適正かつ公正な人事をこれからも心掛けていただきたいということの御質問でございます。申すまでもなく、合併後行財政改革を強力に進める中、職員数は着実に減少しています。また、業務的には各分野における制度改革や権限委譲等が相次いでおり、職員の負担は確実に重たくなっております。このような状況下、市民サービスを維持、向上していくためには、一人一人の職員の適切な業務遂行能力がますます重要となりますので引き続き、より適切な人員配置を心掛けるとともに、職員がそれぞれのキャリア形成の中で成長し、多様な対応力や専門性の高い能力を習得できるよう、職員の育成という観点から人事異動に取り組みたいと考えております。その他詳細にわたりますので、担当部長より御答弁申し上げたいと思っております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） まず、つるみ山荘に関する御質問に対してお答えいたします。自前の温泉の検討についてですが、温泉の掘削には100メートルにつき約150万円が必要となります。以前、鶴見町の時代に建築をした時点で掘削を行っておりまして、その際は500メートルほど掘削を試みておりますが、結果的に温泉は出ませんでした。その時の経費として750万円ほど掛かっております。このように改めて掘削を行うとかなりの費用が掛かりますので、佐伯市の財政状況から見て、現時点では今のままでいきたいというふうに考えております。施設の広報、宣伝に関しましては、まず利用者の増加をはかるために佐伯市のホームページで紹介しておりますし、昨年暮れにはケーブルテレビで、つるみ山荘のPR特集を12月3日から9日にかけての1週間、1日4回約10分間配信いたしました。現在でも文字放送で常時紹介しておりまして、これからも引き続き広報活動に努めてまいりたいと思っております。それから、御存じのとおり、湯布院は今や全国的に有名な温泉地となっております。さまざまな工夫を凝らし、サービスの充実にしのぎを削る民間の事業所とは異なりまして、つるみ山荘は旧鶴見町時代に町民が低料金で気軽に利用できる研修施設として設けられまして、そのままこの新佐伯市に受け継がれております。当初の目的にありますように、基本的にこの施設は多くの市民の方々に利用していただくために設置されたものでありまして、障がいを持つ方にも気楽に利用できるように整備をしていくことは今後の重要な検討課題であろうと認識しております。施設の運営方針につきましては、つるみ山荘は市民に広く利用していただくために、先ほど申しましたように、料金を低価格に抑えておりますので、基本的にセルフ方式を採用しておりまして、当面は現在の方針を続けてまいりたいと考えております。また今後は、平成20年度に指定管理者の契約が一応終了いたしますので、20年度中に指定管理者選定委員会を開きまして、21年度以降の運営方針が決定されることになっております。その選定委員会で十分な論議がなされ、今後の方針が決定されるものと思っております。

続きまして、4月人事に関する部分についてお答えします。新採用職員に関する研修につきましては、大分県市町村職員研修運営協議会が実施する新採用職員研修と佐伯市独自で行う新人研修を予定しております。県の協議会の新採用職員研修では、公務員の心構え、地方自治制度、接遇マナー、人権同和、公務員倫理、文書実務、健康管理等の多彩な内容で県下の新採用職員とともに延べ7日間にわたり集中的に研修を行う予定でございます。また、本市独自で行う新人研修では、より実践に即した実務研修を実施し、スムーズに業務に従事できるよう配慮していきたいと考えております。続きまして、19年度の退職者53名の内訳ですが、定年退職者3名、勤奨による退職者46名、自己都合による退職者4名、以上です。続きまして、毎年行革推進の観点から組織の見直しを行っておりますが、御案内のとおり、来年度から建設分室と農林水産分室を廃止することとなりました。これは、これまで分室を設置して対応してきた経過を検討した結果、技術系の職員をより効率的に活用し、業務を円滑に進ちよくさせるためには一定程度技術系の職員を本庁に集約して、日常業務の中で職員同士が相互に援助しやすい体制が有効ではないかという判断からでございます。しかしながら、事業は市内全域で実施しております、状況によっては速やかに対応しなければならない場合も十分に予測されるために、来年度は本庁各事業課の所属となる技術支援員を各地域に配置するという対応をはかってまいりたいというふうに考えております。最後に、職員の適正規模に関するところですが、市職員の適正規模の人員は現時点における将来的な目標としましては、国の示す基準に従って、あくまで920人としております。しかし先般、後藤議員の御質問の際にも申しましたように、現在国の地方分権改革推進委員会で、新たな定員管理指標の検討が始まっております。それらの指標を基本に将来の適正人員については、もう一度考え直さなければならないのではないかというふうに考えております。各振興局の職員の適正規模につきましては、今後引き続き行財政改革を推進する中で、無理のない適正な組織形態を十分に見極めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） それでは順を追って再質問をしていきたいというふうに思っています。まず、つるみ山荘のことでございますけれども、初めに、もらい湯のことについて簡単にお尋ねをいたしました。もういろいろ前口上は抜きにいたしますけれども、答弁といたしましては財政状況を考えるときに、現時点では無理だという答弁であったと思っております。ボーリングする金額の問題など、私もそれなりに調査をしてみましたけれども、執行部の御答弁と若干差異があるようでございますので、執行部の皆さんもそのことについて、専門的なことになってくると思いますから、今の答弁に変わりがないようございましたならば、今後ですね、この議会が終わっても結構でございますので、再度調査をしていただきたいと。そして機会がありましたならば私の方に御連絡をしていただきたいというふうに思っておりますから、その点についてお答えがあればいただきたいというふうに思っています。それと1階の客室のことでございますが、先ほど申し上げましたように、みんなで六つですね部屋が、和室が五つ、洋室が一つということでございますが、2階だけでございますので、利用するのになかなか不便である、利用しにくいというのがあるようでございますから。土地についての広さはもうあえて申し上げませんが、かなり広いようでございます。でありますから、有効に活用するという立場から見たならば、見直しをしていくというか、そういったこともよいのではないのかなというふうに思っております。執行部の方としては重要な

検討課題だという言い方をしているようで、考え方のようでございますから、では具体的にはどうしようとしておるのかということですね、この2番目の問題、について具体的に今後の考え方を若干、先ほどのではちょっと分かりにくかったわけでございますから、御答弁をしていただきたいというふうに思っております。それとオープン以来利用者は増加をしているわけですね。人数についてもそれぞれ資料を持っておりますけれども、もう省略をいたしますから、どちらにいたしましても、申し上げましたように、赤字の解消には今のところなっておりませんから、利用者を増やすためにはホームページの問題とか、あるいはケーブルでも以前若干放映をしたようでございますけれども、私は見ていませんでしたから分かりません。そういった意味で利用者は私も先ほど申し上げましたように、新佐伯市民の皆さんよりも市外の皆さんですね、そういった方が多いようでございますから、やはり執行部の皆さんもあそこに行ったこともない。泊まったこともないという方が多いのではないかと思いますから、そういった意味で研修の場にもというのがあるようでございますから、今後の利用の促進のことについてどのようなまた考え方をもっておるのか、具体的にございましたならば出していただきたいと思っております。それと若干ダブる点があると思いますが、研修の場として今日まで企画立案をし、佐伯市としても利用してきたと思っておりますがということで、今後の考え方ですね、今ちょっと言いましたけれども、それについては指定管理者の契約がもう終了すると、で20年度中に選定委員会を開いて、21年度に具体的なことについて運営方針ですね、そういったことを考えていこうということのようでありましてけれども、その点はどうなのか、私は少しぬるいのではないのかなあというふうに思っておりますから、その点についてお伺いをしておきたいというふうに思っております。さらには研修等の関係もあるのでセルフサービスをという言い方をしていたというふうに思っておりますが、今後ともということでございますけれども、私はこれはどうなのかなというふうに実は思っているんです。で、このどういったことをセルフサービスでおるのかということですね利用者が。ある程度分かっているというふうに思います。一、二申し上げます。例えば、使用後の寝具ですね、それは利用するときもお客さんが敷いて、そして朝になっても自分たちでそれを上げてリネン室の方に持っていくというふうになっておるわけですね。更にはその押入れと申しますか、そういったのがその部屋にはないわけです。廊下をまたいだ所にあるということで、非常に不便ではないのかなあということも感じました。さらに、掃除も自分たちでしてくださいというようなことに実はなっているようでございまして、食事のことについてもですねあるようでございますから、いろいろとそちらの方でも把握をしていると思っておりますからもう多くを申し上げます。そういったことについてはですね、セルフでということでございますが、これは民間の事業者と異なって市民に広く利用していただくため低価格でということ先ほどもちょっと言っていたようでございますけれども、そのことについてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

続きまして、4月人事でございますけれども、初めのことでございますけれども、大分県の県下のこの市町村の職員研修運営協議会というのが以前からありまして、この主催をしてそういう研修制度というのを設けているわけでございますけれども、これについて私もとかく言うあれではございませんけれども、この基本研修の問題とか専門の研修の問題とか、そして講師を依頼をしてですね、そういう要請研修なども行っているようでございますので、私もあまり詳しくございませんから、それは県の段階で行うことであるというふうに思い

ますので、とやかくいうあれはございませんけれども、そういった中で市独自の新人の研修ですね。そういった中で先ほどもお答えになっていたというふうに思います。公務員の倫理の問題とか人権の問題とか、あるいは接遇のマナーの問題、あるいは健康管理の問題などについてお話があったというふうに思っております。そこで、じゃあ具体的にそのような7日間行っておるという中で、その研修のですね、結果というかフォローというか、その点についてはどのようにしておるのか、これは職員を採用するのは昨日や今日始まったことではございませんから、そのことについてですね、お尋ねをしておきたいというふうに思っております。それと分室の関係ですけれども、各振興局の組織は現在総務課と市民サービス課、地域振興・教育課のこの3課になっているというふうに思います。で、その3課になっていますが、先ほどの御答弁の中では、技術支援員をとということで派遣をするという言い方をしておったと思います。この技術支援員というのを各振興局に配置をするということですね大鶴さん、そういうことやな。では、それは何名程度するように具体的にある程度考えておるのか。そしてこれは、その今3課の中のどっかに配属をされるのではないのかなというふうに思うんですよ。そのことについてまずお答えをさせていただきたいというふうに思います。さらに、今分室については廃止をしようかというような考えをしておりましたが、ほかにですね、職員の職員録を見ますと東部福祉保健分室とか、これは米水津の振興局の中にあるとかですね。あるいは西部の第1福祉保健分室というのが弥生の振興局にあるとか。また、南部福祉保健分室っていうのは蒲江の方にあるとかですね。また、今度は水道の関係、下水道の関係については、東部の方が鶴見にある。東部は米水津にあるんかと思うたら今度鶴見ですね。さらには西部の第1の上下水道は本匠の方にある。第2の方については上下水道の分室は直川の方にあると。というように南部は蒲江にあるということで、非常に市民の皆さんが分からないと思いますよ。で、市の職員だって、私たちだって分からないというのはもう現実であると思います。複雑多岐になっておる。これでは市民サービスはなかなかどうなのかなというふうに思うんですね。そういったことで、このことについては、どのように考えておるのかですね、この4月人事の中でどのような考え方をしておるのか、やはり極めて重要であると思います。先ほどの質問の中で、各振興局の職員の現在数についてずっと言っておりますね。ずっと減っております。その数字はもうあえて申し上げませんが、そのように振興局の皆さんについてはもう私も合併は反対でございました。それは合併したことによって振興局も手薄になると、ずっと切られるということは分かっていたわけです。そのことによってまた過疎が進んでくる。という市民サービスが低下するのではないのかなということなども懸念をしたからであります。そのことについてはもう多くを申し上げます。そういったようなことでございまして、この4月人事のことについてですね、再度ちょいとお尋ねをしておきたいと。これは市長ちょっと答えておいてください。この事務事業の見直しの問題、市町村合併などによる組織機構の見直しなど、職員の申し上げられていますように、減員、無駄を省き効率化、財政の健全化を目指すなど、評価すべきとも言えますけれども、民間の視点のみとらわれ、行政運営するとすれば疑問を持つところでもあります。信頼と安心の市政、そのことは先の佐々木市長さんが申しいましたが、頭脳集団である市職員がいて市政があるということは私は大切であると思うし、そういった言葉を思い出しながら私が質問を申ししていた趣旨については、一部でも少しでも心に留めていただきたいと市長思っております。やる気の起こる公正かつ適切な人事を心掛けていただきたいと思っております。

ころでございますが、私の質問の中で5番目と6番目、市職員の適正規模の問題、あるいは振興局のことなどについてお尋ねをいたしました。この答弁は私は非常に的を得ていたと率直に思っております。執行部を誉めるわけではございませんけれども、けれどもその中で本庁職員並びに各振興局職員の適正規模職員は何名かということですね。そういったことを聞いたわけでございますけれども、行革の進む中で、行政運営は楽観を許さない現状の中で、苦悩する本音がやはり私は出ていたというふうに思っております。そういったことも踏まえて御答弁をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員さんの再質問でございますが、冒頭そういう意味で御答弁を申し上げたつもりでございますが、また同じような答弁になると思いますが、多様な対応力や専門性の高い能力を習得できるように職員の育成という観点から人事異動に取り組みたいということで最初御答弁申し上げております。特に、これだけの合併してもう3年目が来ますと、それぞれの職員の個性も分かってきております。また、地域地域における振興局の対応等も出てきておりますが、やはり全体が本庁と振興局という形にとらわれない。それぞれが一体化となっておりますね人事配慮が必要だと思っております。私どもも、当初最初の年には、人事異動した時に技能職がおらなくなったり、いろんな苦言も出てきておりますが、それぞれがそうした中で地域地域を見ながら、また先輩、要するに各振興局単位での先輩等がいろいろありますので、その方にも聞きながら、そうした配慮をして今回の人事異動にまた取り組んでいきたいと。特に今年度につきましては、振興局の中で一応分室という問題の廃止という問題もありますし、そうした中では、特に海岸部については非常に水産業が非常に盛んだということで、今まで私の考えの中では、次長兼水産課長ととっておりましたが、あえて次長をフリーにして水産課長を兼務させないで、そうした中で水産の方を取り組ませていきたいなあとということで今内部的な調整をしてる状態でございます。また、限られた人数でございます。1年ずつ厳しい行革の中で、それぞれが能力を発揮できるような人事を行いたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 質問が大変たくさんありましたので、もし抜けがあったらまた再々質問をお願いします。つるみ山荘のところからいきます。ボーリングの費用についてはちょっとまあ議員が調べてるとちょっと違うんじゃないかという御意見ですので、再度その費用については確認をいたします。それから2番目ですが、部屋が2階、利用する場合部屋は2階だけなので多くの方が利用できるような状況ということなんですけども、確かに平成18年度から指定管理者制度によって運営をしてることから利用者数が議員も言われるように18年度が1,969人、それから19年度はこの2月の末までに2,502人と非常に増加しております。中でも佐伯市以外の人利用が増えているという現実があります。管理者も非常に経営については努力していただいとてでございます。低料金で利用できるってということもありますし、この佐伯市にとってこのつるみ山荘は非常に貴重な財産でありますので、もちろん大切にしたいんですけども、今十数年たってから17年ですかね経過しております、近い将来全面改修の時期がきっと来ると思います。その場合にですね、そのつるみ山荘をどのようにとらえていくかということの論議が巻き起こってくるんじゃないかというふうに思いますので、そのときに、じゃあもし全面改修してでももっと長い間きっちりこれを利用して

こうということになればですね、そういった面もきっちりやっばとらえていかないかの
じゃないかというふうに考えております。当面、議員が言われるようにですね、利用者の方
々が本当に利用しやすいそういった非常に困ってる状況があったらですね、そこは急いで改
築でもしてですねやっていかないかというふうには考えております。それから、今後の利
用の促進をしていく具体的な考え方なんですけども、5番目のセルフ方式をこのとおりやっ
ていくかのところを先に答えますと、これセルフでもいかないんじゃないかというふう
に私は考えております。なかなか賄いをやるということになると非常にまた経費
の面でいろいろ出てきますので、セルフとなるとですね、また利用がいろいろ限られてきま
す。要するに食べることが非常に不便ということで、この間も話したんですけども、研修会
なんかにどんどん利用していきたいなあというふうに考えておるんですけども、なかなかそ
の辺の食事の関係がありますので、何とも言えない部分がありますが、今後若い職員の夜な
べ談義なんかそういったのに使うのに非常にいいところですので、今後は率先して私たちの行
政の方からもですね利用をしていくというような姿勢を作っていくというふうに考えて
おります。それから、今後の運営方針を21年度中にやるんじゃないかということ
ですが、私の先ほどの答弁では、21年度から指定管理者がまた再構築しますので、20年度中に
運営方針、今後の運営方針をきっちり構築していくというふうにお答えしました。要するに
次年度、20年度中ですね。18、19、20の3か年の指定管理でやっておりますので、その前年
である最後の年である20年度中にその以後の運営方針を決めるということです。

それから、次は研修のことなんですが、県の協議会が主催している研修会については問わ
ないということでしたけども、市で独自に研修を新任職員研修をやるかと考えております。
これまでも何度も新入職員研修をやっておりますので、これまでの実践を踏まえてですね、よ
り効果的な本当に意味のある研修内容を皆さんで1回研究して実施したいというふうに考え
ております。それから、これまでの研修についてはきっちりフィードバックして反省をしな
がら、また新たないい研修をやるということをやっておりますので、その辺は御理解願
いと思います。それから、振興局なんですけども、技術支援員は何人かということですが
、これは2名から4名ということで、以前にもお答えしましたように、少ない所で2名、多
い所で4名の技術支援員を各振興局の中に配置したいということですが、これは議員が言わ
れるのとちょっと逆ですね、本庁の主管でございます配属は、だから仮に農林水産分室か
ら1名、建設分室から1名の技術支援員となりますと、あくまで所属は本庁の農林水産分室
、建設分室から派遣をされて振興局の中にデスクを持ってそこで振興局の方々と連携しなが
ら住民サービスの、席っていうかデスクは振興局です。振興局の中です。でも所属は本庁に
なります。命令系統ですね、命令系統は本庁の部長になります。それから分室の場所がまち
まちで分かりにくいじゃないかという話ですが、この分室に関してはですね、当初農林水産
分室、建設分室、福祉保健分室と上下水道分室と四つあったんですが、これは18年度のこう
いった分室制度をつくる時にですね、それぞれの振興局にできるだけ分室が片寄らないっ
ていうことで配置をそこで考慮して配置しておりますので、その流れがそのまま今残って
おりますので、住民の方々もまあそう分かりにくいことはないんじゃないかというふうには思
います。その場所を変えたわけじゃあないし、実際に農林水産分室と建設分室はもうこれで
廃止しますから、あと保健分室と上下水道分室ということになりますので。人事面ではです
ね、適材適所がもちろん一番大事なんですけども、振興局とかあるいはまあ部局のメンバー

のチームワークとかです。いろいろな要素が問題になってきますので、そういった面を十分に考慮しながら今真剣に最終人事の構築をしておりますので、もう本当に真剣にやっております。そういうことで100点はいかないかと思えますけどもより良い人事配置をしたいというふうに考えております。抜けがあったかと思えますけど、すみません。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） 再々質問はまだいっぱいあるんですけども一応この辺で終わります。大鶴さんどうも御苦労でございました。市長も御苦労でした。以上。

議長（児玉忠義） 以上で、戸山議員の一般質問を終わります。

次に43番、寺島孝幸君。

43番（寺島孝幸） 皆さんこんにちは、43番議員の寺島孝幸でございます。一般質問3日目の午後ということで、なぜか今回は社会市民クラブ3名が続いて3人というような状況でございます。私も戸山会長に続いて簡単にいきたいというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

今回、私は大きく2点についてお伺いします。一つは、新佐伯市としての懸案事項についてと、2点目は、生涯スポーツ振興対策についてお伺いをしていきたいというふうに思います。新佐伯市が発足し早3年が経過しましたが、新佐伯市としての基本的スタンスとなるもの、市民としての指針となるべきもの、懸案事項について一つは、佐伯市市民憲章であり、非核・平和都市宣言であり、佐伯市歌の制作についてということでありましたが、今回通告しましたけども、昨日の下川議員の質問の中でですね、全く同じ佐伯市市民憲章の制定、そして市歌の作製について答弁がありました。今回私の質問の中で答弁を用意されておるといふふうに思いますので、確認の意味でですね質問をしていきたいというふうに思いますし、簡単に要旨のみで結構でございますので、答弁をお願いしたいというふうに思います。大きく1点目の新佐伯市としての懸案事項について、一つは佐伯市市民憲章の制定についての進捗よく状況について示してください。2点目が、非核・平和都市宣言の制定についての進捗よく状況について示してください。3点目が、佐伯市歌の作製についての進捗よく状況を示してください。小さな4点目として、一昨年の6月議会で、市長はそれぞれ18年度中にはもっていききたいとの答弁をされましたし、また昨年の3月議会では当時の総務部長、現在の木許副市長は、19年度中の作製に向け準備中だというふうに答弁をしておりますけども、今年度内にできるのかどうか示していただきたいというふうに思います。

大きな2点目の生涯スポーツの振興対策についてということで、小さな1点目として、佐伯市として生涯スポーツをどのように位置付けているのか、その考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。2点目として、生涯スポーツの振興について、佐伯市としてこれまでどのような取組を行ってきたのか、また今後の取組の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員の質問の中で、新佐伯市としての懸案事項についてということで、議員御質問の中でありましたように、昨日の下川議員の方に御答弁申し上げております。そうした中で、議員より佐伯市市民憲章、また非核・平和都市宣言等につきまして、なかなか制定できなかったことについてはおわびを申し上げたいと思っております。昨日の下川議員の中にお答えをいたしましたとおり、佐伯市市民憲章につきましては現在の総合計画審議会に沿っ

た上で議会の意見を聞き、そして、これについては方向付けをしていきたいと思っております。また市歌につきましては、昨日申し上げましたとおり、今年度中、要するに19年度中にでき上げて、20年度の春まつりの方に御披露したいと。今回この議会中に全協等でですね、議員の皆さんに御披露したいと思っております。また、平和都市宣言の進ちょくについてもこれも一応市民憲章の中の策定を仕上げたあとという形で絞り込んでおります。特に大体素案的には出てきとんですけど、これ最終的には宣言都市ということになれば議会の議決等も必要になりますので、そうしたすり合わせも必要だと思っております。それぞれの中で、こうした新市としての基本的なことが遅れたということについては、私にとりましても本当大変に遺憾に思っておるわけですが、やっとうこうしたところまで追いついてきたかなあという感じがしております。先ほど申し上げましたような状態でございますので、できるだけ早く進めていきたいと思っております。他の件につきましては、担当部長より御答弁申し上げたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 生涯スポーツの振興対策についてお答えいたします。一般的にスポーツは競技スポーツと生涯スポーツに分類されます。その中で、いつでも、どこでも、だれもが親しむことのできるスポーツ、いわゆる生涯スポーツについてですが、高齢化社会の進展やライフスタイルの変化の中で、余暇を活用し身近な生活の中にスポーツを取り入れることは健康維持増進、仲間との出会い、コミュニケーション機会の増加、さらには地域の一体感の醸成など計り知れないメリットがあり、非常に大切なことだと認識しております。佐伯市長期総合教育計画の中にも生涯スポーツの推進を主要課題としております。生涯スポーツに対する取組として、社会全体で個人の主体的な健康づくりをサポートすることが重要であろうかと思っております。先般、河野周一議員に福祉保健部から関連事業についてお答えいたしましたので、教育委員会部局での取組を加えさせていただきます。各体育協会支部の体育指導員や有識者等が牽引役となり、ミニバレーボール、グラウンドゴルフ、ゲートボール、バウンドテニス大会、近隣の登山大会等を開催し、地域のコミュニケーションづくりや健康づくりに一躍を担っていただいております。また、各種団体が主体的に実施しております歩こう会や市内・市外を問わず多くの参加者があるマラソン大会等が開催されていますので、教育委員会としましてもこれら健康づくりに支援をしていきたいと考えております。これらのスポーツを包含し、全市民が生涯スポーツを実践できる体制、組織づくりを推進しているのが地域ごとの総合型地域スポーツクラブの創設です。この総合型地域スポーツクラブは文字通り総合型でありますので、体を動かすことはすべてスポーツと位置付けております。それぞれの体力や年齢、目的に応じ、いつでも、どこでも、いつまでもを合い言葉にスポーツを親しんでいただいております。これからもこのような活動の拡充に可能な限りの支援を続けてまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 再質問を行っていききたいというふうに思います。佐伯市の懸案事項についてということで、1点目の市民憲章の関係については、総合計画と並行して審議をしてもらおうと。6月議会に提案するとの予定というような状況でございましたし、議会でですねいきなりやっぱり提案というような状況についてはですね、非常に議会を軽視するというような状況になっていくのではないかなというふうに思いますし、やはり協議をする時間、そしてまた

、一定の議会としても論議をし、修正も必要になってくるんじゃないかなあというふうに思いますし、そういうようですね段階を是非踏まえて提案をお願いしたいというふうに思います。やはり市民憲章、佐伯市のやっぱり憲法というかですね、そうした基本的なものでございます。十分にやっぱり議会としてもですね、議論ができるような条件を整えていただきたいというふうに思います。それから市歌の関係については、先ほど答弁がありましたように、また昨日の下川議員に対しての答弁がありましたように、もう既に伊勢正三氏に依頼をしてでき上がっておるといような状況で、また全協でも披露がされるように今御答弁ございました。これについてはもうそういうことで、是非いいものができたという前提ですね、期待をしております。あと、非核・平和都市宣言についてですけども、これももう以前から私は何度となく一般質問で取り上げてまいりましたし、やはり西嶋市政1期目の中ですねやはりこうした今後のやっぱり新佐伯市としてのやっぱり指針というか、いうものについてはやっぱりきちっと作り上げていくべきじゃあないかというふうに思っておりますし、そのためにこれまでも質問を行ってきた。その中でやはりもう何回も今年度中という話は聞かされてまいりましてもう3年目です。そういうことで、これまでの取組の中でですね、今謝罪の言葉があったわけですけども、やはり何も取り組んでいないというふうにしか私はですね感じられないわけですね、やっぱり多くの市民からパブリックコメントというような形でやっぱり意見を聞く、そして議員の皆さんにもやっぱり意見を聞きたいというようなことが、これまで答弁の中にあつたにもかかわらず、そうした作業がなされていない。このこと自体がやっぱり私は一般質問の答弁に対してですね、やっぱり軽視しておるといふふうにしか思えない。そこらやっぱり金がですね掛かって、予算的にやっぱりどうしても無理だといふものについてはですね、仕方ないというふうに思いますけども、ほとんど金がですねこれには掛からないと、そして今までやっぱり1市8か町村でそれぞれがそうした形ですね宣言をしておるわけですから、こうした状況をですね踏まえながらやっぱりそれらをまとめていく作業をし、そしてまた議会ともですね、そうした協議をしていけば済むわけですから、一刻も早いやっぱり制定をしていくべきだといふふうに思いますし、それについてやっぱり一定のめどというか、方向性について今一度示していただきたいというふうに思います。

あと、生涯スポーツの振興対策について、今次長の方から答弁がありました。これまでも私でも何回かこの生涯スポーツの関係でも質問させていただきましたけども、やはりこれまでも中ですね、総合型地域スポーツクラブ、こうしたものをやっぱり地域住民が自主的に運営をし、子どもから高齢者、障がい者まで参加でき、初心者からトップの競技者までがそれぞれのレベルに応じて活動できる組織を、平成17年度立上げを目標に関係者と協議調整を続けているといふような答弁がですね以前あったんですね。そして、この総合計画の中にも、この17年の現状の中で2地域で既にそういう総合型地域スポーツクラブがあるといふような状況になっておるわけですけども、そこらの具体的なですね地域、そしてまた、その内容ですね、概要、状況がどうなっているのか、そこらについて示していただきたいといふふうに思っておりますし、今後の考え方としてもですね、23年度までに6地域以上の目標を掲げて取り組むんだといふようなことが示されておりますけども、これについての考え方について示していただきたい。それから、今後やっぱりそうした生涯スポーツを進めていく中でやはり大切なのはやっぱり指導者の育成じゃあないかなあといふふうに思っておりますし、指導者の育成に向けての考え方、そして今現在ですね、どういう人たち、どういう種目での指

導者がいるのか。そしてまた、何人ぐらい佐伯市の中でのいるのか。そこらが分かればですね教えていただきたいなど。また、生涯スポーツを行っていきやっぱり施設というか場所、そうしたものの確保がどういった形でなされているのか、そうしたことについての考え方について示していただきたいというふうに思います。生涯スポーツが普及されていく、そうした中でやっぱり高齢者がいつまでもやっぱり元気でですねいきいき、そして医療費が抑制されていくという面で非常にまあ、医療費に対するですね先行投資というふうに考えますし、やはり元気でいつまでも長生きしていく。そうした10年後のですね佐伯の人口の推移、これが本来なら7万1,000人、それを7万3,000人、そうなれば企業誘致、そこらも含めてやっぱりこうしたですね生涯スポーツの普及をすることによって長生きできる。人口も確保できるというふうに私は思いますんで、そういうことも含めてですね、再度お伺いいたしますんで、よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員の再質問の中で、本当にできるんかと言うことですが、先ほど申し上げましたように、総合計画ですね。本来ならば3月議会で提案し、了承をいただくということですが、これが計画がなかなかできるのが遅くなったということで、私の方も審議会の委員の皆さんの御意見を伺ったときに、急に急いで、それが与えられた時間でやるということになれば非常に窮屈なものがあるんで、これについてはもう3月議会の挟んですばらしい計画を作ってください。本来私の方も11月15日にこの平和都市宣言等もですね素案ができてるわけですが、やはりこの総合計画と佐伯市市民憲章を一体化した中でのお話をさせていただくのに、先に非核平和都市宣言とか、非核入るかちょっと分かりませんが、そうした平和都市宣言についてもですね、やはり市民憲章を作った上でこれをやっていかなければと思ってます。先ほど議会とのすり合せという形ですが、これも市民憲章にしてもやはり議会とのすり合せして、そして、その中で議会側の御意見も入れ、そして佐伯市の市民憲章を作り上げたい。これはもう急にするものではなくて永久に残るものですので、そうしたことで御相談をまた申し上げたいと思っております。そういうことで、総合計画そのものが遅れたことがこういう結果になっておりますので、その点については私も申し上げましたように、これを外部に頼まず自分方でということをやったものですので、外部には頭からコンサルに頼めばですね、もう9月ごろできてどこでもできるような総合計画ができるということ、やはり新市でそれだけみた九つの合併した総合計画を作るという職員の意欲、そうした希望を持ってですねやった結果がこれが。だけどそれ以上のものが私はできるものと期待しておりますが、多少日数がちょっとずれましたことですが、是非ともそのところ御勘案いただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） では、生涯スポーツについての再質問についてお答えいたします。まず、総合型地域スポーツクラブの設立の状況です。まず、平成17年の7月1日にみなみスポーツクラブ、これ佐伯南中学校の学区の皆さんでできてるものです。会員が約250名おります。それから平成18年10月11日付で鶴見振興局内でのつるみ友（とぎ）スポーツクラブ、とぎってというのは友だちのことです。これが設立いたしました。会員数が約160名です。そして先日、20年の3月5日に本匠振興局管内の本匠ホタッピスポーツクラブが設立いたしました。ここに会員が約102名です。この総合型地域スポーツクラブの中では、先ほど議員が

おっしゃったようにですね、年齢を超えて子どもからお年寄りまで一緒にスポーツを楽しむとかですね、いろんな交流をしております。ほかの子どもと一緒に今交流できたりとかですね、いろんなことを、それこそみんなで、いつでも、どこでも、だれでも一緒にスポーツをするということで、競技スポーツとは違った楽しさと、それからいろんなことを学んでいると思っております。それから、そういう生涯スポーツを支える指導員ですけれども、現在のところ102名の方が登録なさっております。いろんなところでいろんな行事のときに指導していただいております。例えば、佐伯市にはスポーツ少年団がございますけれども、スポーツ少年団がいろんな競技、いろんな事業をするときに指導員の方々がですね、本当に大変大きな力が必要です。サポートに力が必要ですが、たくさんの方、お休みのところ、夜のところ、いろんな方が参加してそういう生涯スポーツを支えて下さっております。支えて下さる指導員の方を育成するためにですね、さまざまな研修会が催されております。それに体育保健課の方で事務局となりまして、そういう指導の研修会の方に出させていただくように手配等しております。一応これは19年度の計画でありましたので、ちょっと実際の日付とかが違うかも知れませんが5月に体育指導員の協議会とかあります。それから女性体育指導員の研修会、体育指導員の前期研修会、それから大分県の研修やら全国での研修ですね、九州体育指導員の研究大会とか、そういう方に皆さんを御案内しております。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 生涯スポーツについての関係で再々質問をしていきたいと思っております。今後の考え方、23年度までに6地域以上のそういうスポーツクラブ、地域スポーツクラブの立上げを目指している。目標にしておるといふようなことで、どういうところなのか、またそういう状況があるのかどうなのか。現状が3スポーツクラブがもう既に発足しておるといふ状況を今お話がありました。そこらですね、大体中身ですね概要、どういう活動をしておるのか、そこらに分かれば教えてほしいなど。みなみスポーツクラブ、あるいはつるみ友（とき）スポーツクラブ、本匠ホタッピー、そこらのどういう活動状況がなされておるのか。種目とかですね、どうした取組をしておるのか、そこらに分かれば教えてほしいというふうに思いますし、あと指導者の研修の関係、これも佐伯市としてどういうことをやっぱり今後考えておるのか、指導者研修に向けてですね、どういう取組を考えておるのか。それによってこういう成果をやっぱり望んでおるといふようなことがあればですね、示していただきたいというふうに思います。

もう1点の佐伯市としての懸案事項の関係で、市長の方から答弁がありました。やはり私は十分にやっぱり慎重に議論をし、そして自前で作っていかうという姿勢についてはですね、評価をしたいと思っておりますが、十分にやっぱり協議をするという場をですね作ってほしいなあとこのように思います。今まで議会に何もやっぱり素案というものも示されないね。市民からのこういう提言等も聞かれたらうな状況も私も聞かないし、やっぱり議論をしながら、何というかキャッチボールっていうかね、お互いにこういうもんです。どうでしょうかとかいうのをですね、しながらやっぱりいいものを作り上げていく。そういう取組をですね是非慎重な中にもやっぱり急いでやってほしいなあとこのように思います。そのことについて、これはもう要望にしておきたいというふうに思います。私は任期中にそういう平和都市宣言の関係についてはできるものというふうに思っておりますし、もう素案もできているというふうなことなので、6月議会と一緒に提案できるのかなというふうに思いますけれども

、そこらについてももう一度明快な答弁があれば示していただきたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員の再々質問の中で、先ほどそのように答弁をさせていただいたつもりなんですが、6月議会に総合計画を作り上げた中で、そしてまあ議会といろいろすり合わせて、すり合せということは、お互いの中を出してですね、そして、その中で6月議会にそれがということですけど、総合計画がずれてもある程度そのここにものは出せるし、それが9月議会になっても素案的なものはびしゃり出とれば十分なる論議はできると思っております。そういった状況でできるだけ早くは制定していきたいと思っておりますので。また総合計画につきましても、先ほど申し上げましたように、3月議会という形で議会の中で全協してすぐということでありましたので、私の方からやはり十分な論議をしていただくために、3か月延びてもすばらしいものを作っていただきたいということで、そのつもりで答弁したつもりでございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） どうも先ほどはすみませんでした。長期教育計画にですね、地域型のスポーツクラブは23年度までに6地域を目指したいということで上げております。現在3クラブができ上がりましたが、ちょっとこの先についてはですね、まだ地域の方から手を挙げているところがございませんので、今後は是非多くの地域にですね、手を挙げていただきたい。今それをお願いしつつ宣伝にやっているところです。総合型のスポーツクラブでどういこうことをしているかということですけども、ちょうどここにですね、先日立ち上がりましたホタッピーのちょうど年間プログラムがありますので、それぞれですね、毎月こういこうことをやろうということでいろんなスポーツを計画しております。これにはもう本当に皆さんに出てほしいですので、参加していただきたいので、体育ができる、運動ができる。例えばスポーツマンであるとか、そういうことを望んでおりません。体を動かすそれで健康の、先ほど議員がおっしゃいましたように、運動することで健康を保持していくという、しかも楽しみながらということを目指しておりますので、どなたでも参加していただけるように、そういう形でいろんな形のスポーツを用意しております。一般の方、これ高校生以上です。それとキッズコースということで中学生以下の二つのコースに分かれてプログラムを作っておりますので、すべてのスポーツクラブはこういう形で活動をしております。それから、指導員の研修についてですけども、先ほどお話ししました全体の研修のほかにはですね、それぞれ皆さんいろんな種目ごとの指導員であられますんで、専門ごとの研修会がっております。そこの方に参加していただいて、いろんな技術のこととかですね、研修していただいております。先ほど議員もおっしゃいましたけども、本当に高齢化が進んでですね人生長くなっております。ライフスタイルも本当にいろいろ違います。運動することでですね、いろんな仲間と一緒に体を動かして元気な長い人生を送るといのが大変幸せなことだと思いますので、そのためにこの生涯スポーツが少しでもお役に立てればと思います。教育委員会の方ですね、その施設の方の整備もしていかなといけんと思いますので、皆さんで是非いろんな施設を利用して、いつまでも元気な若者老人でいていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

議長（児玉忠義） 以上で、寺島議員の一般質問を終わります。

これより10分間休憩いたします。午後3時10分より開会いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時12分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に44番、土師辰英君。

44番（土師辰英） 44番議員の土師辰英です。今後の会議の予定もあるようでありますので、さっと上げたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。私は2008年度からの佐伯市総合計画についてと、佐伯文化会館の階段の改善についての2点をお伺いをいたします。

まず初めに、2008年度から10年間の佐伯市総合計画についてですが、平成17年の国勢調査の高齢化率が佐伯市は28.8%となっており、恐らく今年はついに高齢化率は30%代に突入するのではないかと考えられます。10名のうち3人が65歳以上、そしてあと数年で3人いればそのうち1人が65歳以上の高齢者という佐伯市になります。このことは総合計画書の佐伯市の現状と課題の中で推計されています。昔は人生50年といわれた時代もありました。また、今年60のおじいさんと歌われた時代もあります。しかし、現在は60歳定年の時代を既に超えようとしています。今私たちの身の回りを見ますと、60代はまだまだ青二才、70代が現役ばりばり、80代で円熟味が増してきたといわれる状況になってきています。人間だれもが年をとります。いずれ高齢者となります。確かに高齢になると健康面でいろいろな課題が生じてきます。しかしながら、高齢者ができるだけ心身共に健康で社会参加できることはまちづくりの上でも非常に大切なことです。そこで佐伯市の総合計画を考える上で、3人に1人が高齢者になるという佐伯市の現状から考えると、高齢者のあり方は非常に重要な位置を占めると思われます。ここで大切なのは、元気な高齢者、心身共に現役と同じように活動できる高齢者のいるまちづくりが必要であると考えますがいかがでしょうか。そのためには、生涯学習や生涯スポーツの振興は必須の条件と考えます。私は佐伯市総合計画の特色の見える重点プロジェクトの中に、生涯学習、生涯スポーツの振興充実を是非とも入れていただきたいと考えております。このことが佐伯市のあり方に重要な意味をもたらすと考えていますが、執行部の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、佐伯文化会館の階段の改善について教育長にお伺いをいたします。去る2月17日に佐伯市高齢者学級が佐伯文化会館大ホールで開催され、終了後に正面玄関を降りていた高齢者の方が階段を五、六段転げ落ち、救急車で病院に運ばれたと聞いています。幸い大事には至らずによかったのですが、足の不自由な方や足腰の弱っている方には大ホールの利用のための正面階段は非常に危険な階段になっています。今回の事故を踏まえ、高齢者の利用する機会が多いと考えられる階段の早急な改善が必要と思われませんがいかがでしょうか。大事故になってからのあと追い対策とならないためにも、九州一の広大なやさしさ佐伯市のキャッチフレーズにかなうためにも、早急な改善を教育長の英断で行っていただきたいのですがいかがですか。以上ですが、執行部の方も一般質問中日お疲れのことと思います。一発明快な積極的的回答で私はさっと下がりますので、是非ともイエス回答をよろしく申し上げます。以上です。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは土師議員の2008年度からの佐伯市総合計画についての

中で、総合計画中の重点プロジェクトに生涯学習や生涯スポーツの充実を加えられないかとの御質問にお答えしたいと思います。現在審議中の総合計画の重点プロジェクトには九つの項目を設定してます。この重点プロジェクトは、市政全般について考えられる施策の中から本市の特色を形づくり、その意味で特に力を入れて進めていくべき事業などをできるだけ焦点を絞って掲載したものでありまして、総花的になるのは避けたいというふうに考えております。生涯学習や生涯スポーツの充実につきましては、これらの重要性は議員御指摘のとおりですが、その推進につきましては、総合計画内の基本計画に掲げていますし、長期総合教育計画においても掲載をしておりますので、あえて重点プロジェクト中には盛り込んでおりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 足の不自由な市民の方が文化会館大ホールを利用しやすいようにできないかという御質問ですが、現在の文化会館にエレベーターを取り付けるためには既存不適合の状態にある本会館のほぼ全館にわたり建築基準法等の防火避難規定に基づいた大改造をしなければなりません。本文化会館は築後36年を経過しており、建物の構造、設備の老朽化などを勘案するといずれあまり遠くない時期に建て替えなければならないと考えていますが、高齢者や障がいのある方々に不便な会館であることは十分認識しております。お話に出ました先日の事故につきましても、幸いにも大事になりませんでしたけれども、私たちは心を痛めております。正面の大階段部分だけでも椅子式ステップリフトを取り付けられないか現在検討中でありまして、御理解いただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） さっと帰るつもりだったんですが帰れません。まず最初の重点プロジェクト、三原部長、これ総合計画のですね中にですね、計画の策定にあたりとありますね。その中にまた、高齢化社会においては、特に高齢者が生きがいを持ち、健康で活躍できる機会の提供が必要となっていきます。この観点から、今後、社会活動に参加する際の受け皿となる団体の育成・支援などを行うとともに高齢者に対してさまざまな情報提供していくことに取り組んでいく必要がありますということが書いてるんで、そして今部長が言ったように、するんだと、全体的にやるんだから重点プロジェクトに書かないでいいと言われましたが、私はね、この佐伯市の特徴というのをさっき冒頭にお話ししました。これ大変なことですよ、この佐伯市の考え、これが佐伯市の現状、特色なんですよ。この重点プロジェクトっていうのはね、この前全協の場で話したいのをここで話すのはいかがかと思うんですけども、重点プロジェクトに出してやるからこそみんながそれが指標になってね、これ絶対やらなきゃいけないのだと何が何でもこのことはやらなきゃいけないということが重点プロジェクトなんですよ。これには上がってこない、この中に、じゃあですよ、そんなこと例えばスポーツ観光を推進しますと入ってますね。スポーツ観光、それはもちろんいいことです。これもう上がって当然いいことですけども、どうなんですか本当に今佐伯市民が3人に1人の方がね、65歳以上を迎えようとしているその方たちをどうしてまちづくりをしていくのかというね、その観点がこれに上がってこなくてスポーツ観光を振興します。これより私はね生涯スポーツ振興を上げた方がはるかに分かりやすい重点プロジェクトとして、重点プロジェクトを見たら新しいまちの方向性が見えてくる。そういうものじゃあないと重点プロジェクトは意味がないわけで、だから総花的に書いたって分からないんですよ。だから重点プロジェクトには

非ですね載せていただきたい。再度言います部長、再度お答え願いたい。

それからですね次長が、文化会館の建設があります。それももちろん分かります。もし今の時点で何年度に建設できると分かってたらお願いしたい。で、それまでの対応、足の不自由な方や足の弱い方は行政が行う主催の行事もあります。民間の方があっこを借りて行う場合もあると思います。その場合にですね、そういう方にはどういう対応をするのか、そこをはっきりですねしとっていただきたいと。足の不自由な方やそういう方はもう文化会館の大ホールは御遠慮いたしますとかいう、それを立てるといわけいかんでしょう。そんなことになりませんね。責任者としてそういうことできないっていうことにはならないと思うんで、どういう足の不自由な方や足の弱い方に対して、どういう対策を考えられてるか、是非そのところは、ここの場で確かめておきたいと思うんで、そこを明快に回答願います。以上です。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは土師議員の再質問にお答えしたいと思います。この総合計画につきましては、現在総合計画審議会、各界各層から30名で構成しておりますけども、その方々に市長の方から諮問をしまして、その答申をいただくという過程が一つあります。併せて議員の皆様方にこの総合計画を提示しながらパブリックコメントというものについてもやっていきたいというふうに考えております。この原案を提出する際に、私ども内部の方で課長で構成します検討部会、それから部局長で構成します策定委員会というものを経て原案を提示をしております。そういった関係の中で、先ほど申し上げましたけれども審議会の方に諮問をしております。最終的に審議会の方でそういった答申をいただく、あるいは議会との協議の中でそういった具体的な話が出てきますと、私どもの方としましてもそういった内部で再度協議をしながら改めて審議会に再提案をしなきゃならないというふうに思っておりますので、そういった過程の動きを見ながら対応していきたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 文化会館の建て替え年度についてですけれども、現在のところ年度ははっきりしておりません。それまでの間、大変利用がですね困難かと思われまますけども、みんなの力で支えていきたいと思えます。現在ですね、行事を開催する場合、足の悪い方、車椅子の方、それには市の主催行事でありますと職員みんなでそれを援助するという形にしております。そういう方、もちろんその方が見えただけには皆さんですぐ発見してですね、援助の方に行きますけども、あらかじめ事務局の方に御一報くださるとけばもっと早いところからお手伝いできるかなと思えます。先ほど申し上げました表の正面玄関、大きな階段の所ですけど、そこに椅子式のステップリフトですね、こうぐっとエレベータで上がっていく、あのリフトのことを今、ただ今検討しております。技術的にそれが可能かどうかというところを今見てもらっております。もしそれが可能となればある程度お金が掛かりますけども、何としても教育委員会としてはどんなことがあっても取り付けをしてみたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） 分かりました部長。それで結構です。また今後私の方も努力したいと思います。

それから次長の答弁もそこまでだと思いますので、財政にかかわるから教育委員会としてはということでしたんでね。市長にちょっと急な御質問で失礼かと思いますが、こういう状況であります。それで文化会館はちょっとはっきりした年度は分かりません。どれぐらい時間も掛かるか分からないので、当面ですねやはりこの佐伯文化会館、やはり文化の佐伯市なんですね。文化の殿堂になろうかと思うし、その場にですねやはりそういう足の不自由な方やちょっと高齢者の方で足の弱い方などが利用しやすいようにですね、やはり何かあるとですね頼むとか、事前に連絡するとかいろいろあると非常にまあ利用しにくいし頼みにくい、遠慮がちになる、利用しにくくなる。そういうことではいけないだろうし、そして、もし万が一ですね、今回まあ大きなことにならなかったけども、これだけ危なかったのに、もしですね不幸なことが起こったときにですね、せっかく西嶋市政が一生懸命やってきたことがですね、そういう事故によってですね台無しになることもあるわけですよ。それで市長のお考えをですね是非ともですね、この件については20年度中に何らかの改善をですねしようと、財政的にもある程度掛かるかもしれないけど、どうにかしようと。なかなか教育委員会はそこまで言えないと思うんでね。財政持ってる市長、最後に市長の勇気ある回答をいただいて終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 土師議員の再質問中で、市長としてどうかということですけど、私どもも全体的を見ながらですね計画をとっていかないと。特に先ほど、過去これがですね旧佐伯市議会でも非常にこれ問題になったわけです。今回が一番まともな答えが出た質問です。これ10年間やりました。椅子式ステップリフトという形で、これについても昇降リフトという形でやる方法もあるだろうし、階段型を何というんですか、無段階昇っていくリフトも今出てきております。そうした中で検討するというございますので、それを見ていくことと、あといろんな福祉計画等を見ながらですね、これで即答するとですね何のためのスタッフかと、もう市長に言えば全部決まるんじゃないかということになりますので、こういうことはあんまりトップダウンせず下から盛り上げた一番いい方向を取らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 以上で、土師議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時31分 散会

平成20年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第5号 3月12日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成20年3月12日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀬	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務務部	長長長長長長長長	西木塩武大久三田菅川河	嶋許月田鶴保原崎人野	泰政厚隆直成信俊宣伸	義信博己太行誠邦行生	上教消上弥本直宇鶴米蒲	下浦生匠川目見水江	水道部防	長長長長長長長長	戸川高大加御手曾安戸高児	高島橋鶴藤洗宮藤高治玉	公ふみ安宗隆廣一和	人え忍信義二清美德郎康
-------------	--------	----------	-------------	------------	------------	------------	-------------	-----------	------	----------	--------------	-------------	-----------	-------------

議事日程第5号

平成20年3月12日（水曜日） 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） おはようございます。本日の平成20年第1回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（児玉忠義） 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、矢野哲丸君、2番、井野上準君、3番、高司政文君、4番、和久博至君、5番、河野豊君、6番、村尾清一君、以上の順序で順次質問を許します。

12番、矢野哲丸君。

12番（矢野哲丸） おはようございます。本日のトップバッターを務めます12番議員の矢野哲丸でございます。今回3点について質問をさせていただきます。まず、1点目の学校給食についてであります。全国的に給食費の未納が問題になっていますが、ここ佐伯市においてもこの未納解決に向け努力されている関係者に敬意を表したいと思います。私の質問は、宇目地区の給食調理場の件でありまして、現在宇目の学校給食は小野市小学校の自校方式と重岡小学校と緑豊中学校の共同調理場方式の2か所であります。統合小学校の開校が平成23年度の予定でしたが、執行部及び関係者の努力によりまして1年前倒しとなり、平成22年4月の開校予定となっております。当初、この小学校の統合に合わせて宇目の給食調理場は廃止し、直川の共同調理場から配送するとし了解も得ていたわけなんです。近ごろ直川からではなく弥生に給食センターを建設し、直川よりかなり離れた弥生から配送すると地元説明をしているようだが、そこでお尋ねしたいと思います。なぜ急に弥生の給食センターからの配送になったのか。また、それは保護者等の了解を得て決定しているのか。次に、弥生からの配送となればかなり時間が掛かると思うが、現在給食の配送時間の最も掛かっている学校はどこで、問題は起こっていないか。次に、市の長期総合教育計画では、適正規模のセンターに集約するとしているが、その計画はどのように考えているか。また、そのとき、最大の配送時間はどこの学校になるかお尋ねします。

2点目としまして、幼稚園設置についてお尋ねします。市内で幼稚園がないのは宇目地区のみで、就学前の幼稚園教育の必要性が問われ以前から設置要望があったが、統合小学校を建設する時期に合わせて併設の幼稚園設置を検討するとされておりました。統合小学校も平成22年には開校の運びとなっており、宇目地域幼稚園等設置検討委員会で検討されていると

と思いますが、どうなっているかお尋ねします。また、統合小学校に併設は保育所が2園ありますので、距離の面でも難しいところがあるかと思えます。そこでこの度、幼稚園と保育所、互いの機能を持つ認定こども園の制度ができたわけですから、重岡・小野市の両保育所を保育所型認定こども園として移行することはできないかお尋ねします。

3点目といたしまして、有害獣対策についてお尋ねします。有害鳥獣対策については、これまで江藤議員、河野周一議員が2回、榊田議員が2回と一般質問をされておりますが、あえて私も質問させていただきます。これまで有害鳥獣対策には防護さく、シカネット、狩猟期間の延長、休猟区の緩和、またイノシシ、シカ、サルの捕獲報償金等々取り組んでいることは承知しているのですが、捕獲数は増加していても一向に被害は減る傾向にありません。大分県も有害鳥獣対策プロジェクトチームを昨年立ち上げまして、佐伯市内も因尾地区と波当津地区がモデル地区となって対策協議に入っているそうですが、これといった対策はないそうです。これまでイノシシ、シカ、サルにより農産物、果樹、シイタケの被害の状況は示されてきておりますが、ヒノキ、杉の皮はぎ等山林の被害状況は把握できているのか。その対策はどう考えているかお尋ねします。次に、以前犬の放し飼いができていたところは、防護さくも何もなくても農産物や山林の被害はなかったわけなんです、犬を係留しなくてはならなくなって全国的に農林産物や人に対しての被害が増加しております。こういう状況を国も重く受け止め昨年のこの法改正により、野生鳥獣による被害を防ぐため、追い払いのみに犬の放し飼いができるようになっております。条件はこれにはかなり厳しいものがあります。小さい集落等は常時、もしくは夜のみとか、放し飼いができるように検討できないものか。以上お尋ねいたします。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 矢野議員の学校給食に関する事。それから幼稚園に関する事についてお答えいたします。現在、佐伯市には新旧17の学校給食施設が点在しております。硬直化した市財政の下では行政コストの削減が喫緊の課題であります。平成18年3月に策定されました佐伯市行財政改革推進プランにおいて、現行給食施設の統廃合と民間委託の方向が打ち出されました。それに従って、平成19年3月策定の佐伯市長期総合教育計画を基本に佐伯市学校給食施設統廃合・民間委託計画を策定したところです。本計画では、施設の適正規模・適正配置を目的に向こう10か年で17施設を半減し、8施設に統廃合するとともに全施設の民間委託を実施することを骨子としております。こうした経過と計画の中で、宇目地区の給食施設運営に関しましては、平成18年12月20日開催の第4回統合小学校建設委員会におきまして、新たに給食センターを建設せずに現調理場施設を廃止し、直川学校給食共同調理場に統合するという確認がなされておりましたが、教育委員会といたしましては、平成20年1月10日開催の第1回佐伯市教育委員会におきまして、小学校統合後の宇目地区の学校給食は、平成22年度より弥生学校給食センターから配送することを機関決定いたしました。直川学校給食共同調理場の改修費用が1,900万円程度掛かることや、将来山間地域の施設を弥生学校給食センターに統合する方針から、平成21年度に改修され運用開始される弥生センターに統合することが最も効率的であると判断したところです。この計画の変更に伴い、1月16日開催の第6回統合小学校建設委員会、1月29日開催の第7回統合小学校建設委員会、1月22日開催の旧町P連役員会、3月5日・6日には小野市、重岡両PTA臨時総会、この総会には保育所の保護者の方も出席していただいております。ここで説明を行ってきたところです。

。次に、配送時間の最も掛かる学校名と問題点に関してですが、現在、蒲江学校給食センターから配送しております波当津小学校が43分で最長です。蒲江学校給食センターが運用開始されました平成6年から今日まで、問題はなかったと認識しております。適正規模化にしましては、本市では食数でおおむね200食程度の施設が食育や地産地消に取組可能な規模と想定しております。集約後の配送時間は小学校の統合計画が完全に実施された上では、宇目統合小学校の30分が最長になります。

次に、幼稚園の問題についてお答えいたします。幼稚園設置についてであります。旧宇目町での長期総合教育計画審議会や統合小学校及び幼稚園設置等に関する協議会で検討されてきて、幼稚園は必要だとの答申を受けてきた経緯があります。また、平成18年12月には第4回統合小学校建設委員会で、設置場所は統合小学校用地内とする方針が決定されました。これらのことを受けまして、昨年9月に宇目地域の保育所保護者代表、学校関係者、地域代表、行政関係者で組織する宇目地域幼稚園等設置検討委員会を設置しまして、統合小学校へ幼稚園を併設する案のほか、現行、重岡・小野市両保育所を利用した認定こども園の設置案についても検討を行い、宇目地域における幼児教育のあり方を審議することを確認したところです。宇目地域幼稚園等設置検討委員会では、これまで3回の審議を行い、保育所と幼稚園の違い、認定こども園の仕組みなどの情報提供や事務局による先進地視察を行い調査・研究を重ねてまいりました。その結果、第3回目の検討委員会におきまして、宇目地域においては両保育所施設を利用し、一元化された教育・保育システムの構築が可能な保育所型認定こども園の設置が望ましいとの方針を提案したところです。今後は、検討委員会としての方針決定と併せて保護者等への説明を行い、大分県への認定申請手続きに向けた条件整備等を行っていきたいと考えております。

大変申し訳ございません。先ほど学校給食室の回答のところ、適正規模の食数を200食と申しましたけど、おおむね2,000食です。大変失礼しました。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 矢野議員の御質問のうち、有害獣対策についてお答えをいたします。まず始めに、杉・ヒノキの被害状況についてでございますが、有害鳥獣捕獲に伴う調査で一部しか現状は把握できておりません。シカの生息頭数の多さや森林に入った時の状況によりますと、かなりの杉・ヒノキに対する皮はぎや苗木の食害が見受けられることから、被害額は相当なものになると思われませんが、現状では調査はできておりません。今後、全体的な鳥獣被害の状況について、更に詳細な調査を検討していきたいと考えております。また、その対策につきましては、通常シカネット設置の補助に加え、平成20年度から新たに植栽時、これは再造林地のことでございますが、植栽時のシカネットに対する補助率の増加を行うことや有害鳥獣対策での計画捕獲数の増及び狩猟による捕獲頭数の規制緩和等による捕獲体制の強化を図っていくことで頭数管理を進め、被害の軽減を行ってまいりたいと考えております。次に、犬による追い払いについてでございますが、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準によりますと、訓練がなされており人に迷惑を掛けない犬であり、鳥獣害を防ぐための追い払いに使役する場合は、放し飼いの特例ができることになっております。特例についての運用の考え方によりますと、7項目の要件を備えることになっております。主な要件を申し上げますと、必ず所有者の明示措置、できる限りマイクロチップによる個体識別措置、そういったものを行うこと。それから訓練所のような施設において体系的かつ適切な訓練が

実施されている犬であり、目的外の動物等に危害を加えるおそれがないこと。放し飼いの時間は必要最小限であること等に加え、追い払いの目的の場合は、追い払いを終えたら速やかに所有者のもとに戻るよう訓練がされている犬であること。追い払いの実施に当たって周辺への周知が徹底することなどとなっております。これらのことから、犬は所有者の管理下においた状態、常にコントロールできる状態をいいますが、管理下においた状態を維持することが前提であります。そういったことから、実際には困難ではないかと思われま

議長（児玉忠義） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） それでは給食の件についてお尋ねします。本来ならですね、宇目で調理をし宇目の食材を使った給食を望むところなんです。いろいろな事情で直川からでも仕方がないだろうということで、当初建設委員会でも保護者の方も統合小学校ができた暁には、給食の配送は直川からという教育委員会が示した案で納得をされとったわけです。ところが弥生にセンターができるということになって、弥生の方から配送するんだというようなことが急に決まったというようなことも、それも既に教育委員会にかかって機関決定をされてるという今答弁でありましたが、まだ要は教育委員会で決定してそのまま押し通すという気持ちかどうか。その辺のところは1点お願いしたいと思います。保護者に対する説明会は、建設委員会では常時してきておりますが、小野市・重岡の保護者に対する説明会を5日と6日にされたというように言っておりましたが、そこで皆さんが納得したのでしょうか。その辺のところもお尋ねしたいと思います。多分それでいいというようなことにはなっていないんじゃないかと思えます。それにですね、小野市小学校の方は、その説明会の折に保護者としては、直川なら致し方ないと、弥生については駄目だというようなことで意思統一がされたというふうに聞いております。重岡小学校の方はその場で説明を聞くという、教育委員会からの説明があるので、保護者としては説明を聞きますということで集まったと。総会の場で、それで説明を受けた結果、アンケートを取ったそうです。そのアンケートによりますとですね、やっぱり多いのはもう直川からは致し方ないと、なぜ弥生かという30分もたつような、掛かる。30分以上掛かるわけですから、そこから運ぶような給食をどうしてするのか。直川が廃止になった折には弥生からでも仕方がないだろうというような、行政改革の一環とはいえ、なぜそのしわ寄せが子どもに来るのかというようなところが一番の意見が多いようにあります。アンケートでですね、ちょっと例を一、二点つまんで言いますと、本来なら統合小学校内に給食室を造ってほしかったのに、予算の関係などで仕方なく直川からの配送で理解していたのに、また予算不足という一方的な理由で勝手に弥生に決定されても理解できませんとかですね。本当は宇目というか新しい小学校の近くに造ってもらいたかったのですが、それが無理であれば最初の予定どおり、直川からの配送を希望しますというようなことで、ほとんどがこういうアンケートになっております、意見としてですね。そういうような状況であるので、機関決定はされたといっても、これがもう最終的にこのまま弥生から、保護者の意見とかそういうものはもう一切無視して、教育委員会の機関決定でこれでいくのか。その辺のところの確認をさせていただきたいと思います。それとですね配送時間の関係ですが、宇目は非常に冷え込む所です。もう御案内のとおり県下でもテレビでしょっちゅう出ておりますように、マイナス5度、6度、7度というような所になっていきます。弥生から配送ということになれば、市内とですね海岸部の温度差というか、宇目と市内では5度ぐらい違います、朝の気温がですね、一番冷え込むときは、蒲江なんか7度ぐらい違うんじゃないかと思う

んですけど、そうしたときに、その運ばれる配送される給食に問題はないのかと。メニューが替わるのではないのかとか、そういう面が非常に心配になるということでもあります。その点につきましてですね、アンケートでいってる分が、給食上の都合でメニューが制限されるなどということはあってはならないと思う。子どものことは全く考えていないのではないのかとか。それにですね、給食の質は変わらないか、30分で保温できる容器に入れて運ぶわけですけど、給食の質は変わらないと言われましたが、でき上がりより1時間もたった物が変わりにくく食べられるということは考えられませんか。保温容器もプラスチック製だと熱い物を入れるとよくないと思いますと、というようなことを書いております。メニューが替わるとかですね、そういう部分もあるのではないかとということをお心配しておるような状況です。それで、先ほどの答弁の中でですね、長期総合教育計画で適正規模200食、訂正をしてもらわなかったほうが良かったんですけど、200食のままに、このままでいけるかなと思っとたら、適正規模が2,000食に途中で替わりましたので、その辺は2,000食ということで、どこが一番遠くなるのか、適正規模のセンターにですね集約されたら、一番遠い所はどこかと言うたら、答弁では30分掛かる宇目が一番遠いというような話でしたが、最初の蒲江の波当津が43分、これが一番今現在が、現在が43分で一番掛かっておるというところで、最終的には最長が30分の宇目になるという答弁だったようにあるんですが、それはそういうことでいいか。その確認をさせてください。30分、要は佐伯市の中で一番冷え込む宇目が一番時間の掛かる給食を子どもたちが食べるということになる。そういうことになりますので、その辺のところを聞かせていただきたいと思います。給食につきましては、そういうところで。

あと有害獣の関係で部長にお尋ねしますが、捕獲数が増えとってですね、個体数は全然減らないということはどういうことかと言うと、今年生まれる数が多いからという部分もあるかと思いますが。農林業がですね専門の方にとってですね、鳥獣被害というのはもう生産意欲をそがれるわけですね。そして後継者も育たないというようなことになってきます。シカやサルにシイタケをやられ、山に入ると杉やヒノキの皮がはがれ、幹はもう腐れが入るといようなことになっている木がたくさんあるわけです。こういう状態をですね、もう少し今答弁では詳細な調査をしたいというように言われておりますが、本当もうこういう状況を直視していただいてですね、行政としてもどのように対応すればいいのか、真剣に方策を考えてもらいたいと思います。その方策については、県もプロジェクトチームを立ち上げ、検討している。全国的にもこの対策については取り組んでいるという状況ですけども、なぜ犬の放し飼いができるようになったか、その辺のところも考えてもらいたいと思います。今までその犬の被害等は、犬の放し飼いというのは法が定められて、多分昭和40年代だったと思うんですが、そのころ法律で係留しなければならないというようになってきた。その辺からずっと有害獣が増えてきておるといような状況で、国もこれではいけないというふうなことで犬の放し飼いはいいですよというふうな法が変わってきたわけです。それも昨年変わった法ですから、その放し飼いがいいですよというのは、当然人に危害を加えたりとかいうことがあってはならないので制約をされていると。その制約をされた部分についてですね、調べて見ると、とてもじゃあない、放し飼いができるような状況じゃあない。法的にはできますよとなっているけど、中身で縛ってしまってますね、それができないようなことになっている。この辺をもう少し県・国に声を上げていただきたいというふうに思います。それとですね、この先ほどの答弁の中でも、チップを識別表を付けるとかですね、訓練所に入れるとか

というようなことを言われておりましたが、そういうふうになると、訓練所に入れるということになりゃ当然お金が掛かってきます。そういうお金が掛かる、それを補助していると、この法ができてですね、そういう部分については非常にサルとかイノシシ、シカ被害が多い所については補助しましょうという所もあるわけです。補助というのが犬の訓練所に入れる費用を負担して上げますよというような所もある。そういうようなことを考えたときにですね、この佐伯市においても大分県下のシカの頭数からいったら、県南佐伯方面で3万頭いるというふうな話も聞いております。それをどのように被害に遭わないようにするかというのを真剣に考えたときに、昔みたいに犬の放し飼いをすれば一番いいのではないかというふうに思いますけど、人口密集地とかそういう所ではそういうわけにはいきません。先ほど言いましたように、奥地の民家の少ない所、言い表し方が悪いですが、限界集落、限界集落を言われますけど、そういう所ではなく、地域の人に、うちの犬を放しておくからそれでもいいかという了解をもらってですね、その地域だけで放しておくとかいうようなこと、そういうことがされるようにあればですね、できるようになれば、また被害も違ってくる。わざわざ高い費用を掛けてさくをする必要もなくなるのではないかというふうに思うのですが、その点、犬の放し飼い、規制がある。その規制に対しての補助的な考え、それと放し飼いができると法でなっとる部分で、それに対応できるような方策を考えていく気があるのかなのか、その辺のところを再度お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 矢野議員の再質問にお答えいたします。順番がちょっと違うかもしれませんが先ほどお許しください。先日5日と6日に行われました小野市と重岡の保護者の方への説明会の様子は先ほど議員がおっしゃったように、大変難しいものでありました。絶対直川にしてほしいということが大きな理由です。教育委員会の方で、これは直川じゃなくて弥生にするという方針を決めましたけども、これを強要するというのではなく、もちろん保護者への御理解をいただくまで、こちらの方は教育委員会の方は御理解していただくよう説明会に臨みたいと考えております。小学校が統合いたしまして、給食センターが集約いたしまして一番遠い所が宇目の30分となる、今試算ではありますけれども、そうになりましたときに、給食を弥生から配る、約30分ほど掛かる計算になっております。ただですね、仕上げの時間、給食を仕上げて子どもたちが食べるまでの時間といたしましては、直川給食センターから配送するとき、それから弥生から配送されるとき、その時間の差は約10分ぐらいの差であります。で、その給食の仕上げから皆さんが食べるまで、給食がどこにあるか、それはまあ配送車の中にあるか、又は保管場所にあるか、そういう時間のずれがございますので、現実には仕上げの時間としては10分ほどの差しかありません。これはまあ10分ほどの差しかという言い方は大変失礼かと思えますけども、そういうことで御理解の一つになればなあと思っております。現在はですね、運ぶ食缶とも大変近代的な物になっております。宇目が冷え込む所とさっきおっしゃいましたけども、現実に近代的な食缶で運びますので、冷たい食事が行く、冷たい食事が行くということにはならないと私たちは確信しております。現在のところ、先ほど申しましたように、波当津の小学校に43分掛けて給食を配っておりますけども、それによってメニューや質が制限されるということはありません。ですから、30分掛けて運んで来る給食がほかの所の子どもたちの給食よりも質が落ちるんじゃないか、メニューが制限されるんじゃないかという御心配はそこで御理解いただけるんじゃないかなと思います。

。皆さん急にですね直川だったら仕方がないなあと思ってたところに、今度は弥生からかというふうなお気持ちがあるかと思えます。大変そのところは申し訳なく思っております。ただ、直川の給食センターから運ぶためには、直川の給食調理場を改修しなければならないという、お金のことを言っただけは大変申し訳ないんですけども、その財政的なこともございますので、皆さんに御理解いただけるまで何度も足を運びたいと思えます。そして実際に給食を運んでですね、皆さんに給食を召し上がっていただくとかいう、そういうことも行って御理解をいただきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 矢野議員の再質問の犬の放し飼いについての市の対応はということでございますが、この答弁をする前に、現在でいえば鳥獣害被害がかなり膨大なものになっておまして、その中でも御存じのように、シカに対する被害がかなり各地で出ております。私どもも夜、車を運転すればよくシカに遭遇するような状態でかなりシカの頭数は増えておりますが、こういったシカに対する今後の対策については、先だって本匠振興局管内でちょっと研究してみようという動きが出ておりますので、そういった成果もちょっと期待したいというふうに考えております。話が戻りまして、犬の放し飼いの対応につきましては、これはもう議員も御存じのように、昨年11月に通知がまいりまして、一定の条件を守っておれば放し飼いができるというふうになっております。ただ、今まで犬については先ほど申しましたように、非常に使用するときの制限がかなりあります。この放し飼いの特例が出た上でもかなりの制限がありましてなかなか難しい状態だと思えますので、これは昨年こういった特例が出た状態でありまして、私どももこういったものについてどういうふうな対応ができるかというのは今後研究していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） じゃあ再々質問をさせていただきます。最初に給食の件ですけど、財政的にですね佐伯市が大変だということは皆さんもう分かっているわけです。そうした中でですね、1,900万ほど直川の給食調理場を改修しなければいけない。その費用が1,900万ほど掛かるということですけど、現在直川の調理場ですね、共同調理場、これは最終的には弥生の給食センターの方に持っていくと、統廃合の関係でそういうふう考えてるんでしょうけど、直川の調理場はいつまで、いつ弥生の方にいく予定をしているのか。その間、もしそれがですね、長いようであれば10年とか掛かるのであれば1,900万掛けてもですね、直川からを希望しとるですから、直川から1,900万掛けても10年で割れば190万しかありません。もし10年掛かればですね、これが二、三年のうちというんならもう少し掛かるということになってきますけど、そういうようなことで財政面に大変な影響があるというふうには思えないんです。その辺のところと、メニューが替わらない、時間が掛かってもメニューは替わらないというけど、恐らくめん類なんかですな、替わってくるんじゃないか。どこにあるかということ、調理場の中に保管しているか、車の中で保管しているかだけの違いだと、運びよる間揺さぶるとの関係でじわっとそこに置いておくか、揺さぶりながら30分掛けて来るかと、その辺のところもですな、味がそれで変わらない、メニューも関係ないと言うて、そんだけ混ぜてもメニューは本当に味も変わらないのかという部分もあるかと思うんです。それとですね、なぜこういうふう直川から弥生にいった方がいいんじゃないかというふうに思うかもしれ

ませんが、どこまでもこれは教育委員会としては機関決定してるんで了解してもらうまでいくんだと、説明すると、理解してもらうまで説明はすると。そして弥生からというふうにもう最終的そういうふうを考えているようにありますが、なぜこの直川から弥生に変更したのを怒ってるかというふうなことでありますけど、学校の設計自体がですね、校舎の設計も昨年、19年の9月の建設委員会の時に、木造でこういう設計でいきますという了解を建設委員会で受けたわけですね。そしてもうそれも決定をして校舎もよかろうということに建設委員会もなった。ところがですね、この設計が建築許可が出ない設計であったと。それが12月の時点で分かって、1月に急きょ建設委員会を開いて、今まで皆さん方から了解をいただいた設計が建築許可の出ない設計になったんで、管理棟と教室を分けると。体育館も当初は屋内運動場ですかと普通教室、特別教室と管理棟というふうに三つが一体化した設計になっていたのを、これが建築許可の関係で分棟しなければいけないと。三つに振り割って分けるということになったわけです。これでは管理とか学校の先生にしても管理、子どもにしても職員室に行くのに大変な離れているというようなことで、分棟そのものについて非常に保護者の方は反対をしたわけなんですけど、最終的には木造がよかろうということで建設委員会もそれで了解をして、この校舎の件については分棟されてももう仕方ないというようなことで終わってるわけなんです。もう建設委員会もそれで了解をしているわけですから、そうしてなっていたと。もう校舎そのものもそういう状況、そしてその上に今度、ところが直川から給食を運ぶ予定でしたが、これも財政の都合で1,900万ほど直川を改修するのに掛かるんで弥生から運ばせていただきます。そういうふうに教育委員会で決めましたと、あなた方了解してくださいということになっているわけです。了解してくださいということで、これが理解が得られるまで、先ほど次長の答弁ではですね、理解してもらうまで話に行くということですからもうずっと行くと、理解してもらうまで行くということでもありますから、これはもう絶対強要することはないと言いますけど、柔らかく強要しているということになってくるわけです。そういうようなことで、次長が答弁をしておりますけど、これ最終的にはどのようにするかというのは市長の判断にもなるかと思えます。教育のことも当然、教育委員会に任せてるというわけではなく施設のことでもありますので、その辺のところもどう考えているのか、教育、大変なこの佐伯市を将来担っていく子どもたちのこととございます。この子どもたちに対する給食、これも食育と今教育の一環であります。そうした中、全体的にですね、この給食調理場の関係を統一していこうと全体的な統廃合して経費を節減しようという趣旨は分かるんですけど、そここのところで学校の校舎の関係、これも納得は仕方なくした。そうした中、給食も直川と説明していたのが急きょ都合のいいように弥生からというようになった。こういう状態をですね、今次長はもうどこまでもそれでいくという話であります。市長もそういうお考えか、その辺のところを最終決定をされるのは市長かと思えますので、その辺のところお願いしたいと思えます。

それと先ほど忘れておりましたが、幼稚園の関係、幼稚園の関係はもう認定こども園という方向で検討しているということでもありますので、その部分はもう質問はしませんので、そういう方向で両保育所を保育所型認定こども園という格好に検討していただければいいかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それと鳥獣被害の件につきましては、県とですね真剣に市の方も取組を、知事も周辺地域の活性化、そういう面でも鳥獣被害のことも言われておりますし、県のプロジェクトチーム

まで作ってやってるということでもあります。あと、犬の関係になってきますと、市民生活の方にも関係あるかと思えますけど、保健所とですね、保健所と真剣に協議をしてもらいたいと思うんです。もう余り人家の少ない所はこういう放し飼いというか、夜だけでも放すとかですね、朝はちゃんと帰って来てつないでるんだというようなこと。そういうことができるんじゃないかと思えますので、そのクリアできる方策を、この放し飼いを規制が掛かっている部分のクリアできる方策を検討してもらいたいと思います。この点は要望でございますので、よろしくをお願いします。もう犬が実際放れててもですね、迷惑掛けるような所じゃない地域もあるわけなんです。そういう所については、そういう方向ができるようなことにしていきたいと思います。

ということで、給食についてどこまでもそういうふうにするというのか、その辺のところでもまだ学校保護者の覚悟もそれぞれあるかと思えます。そういうような校舎は了解しても給食、これだけは子どもの食べることだというようなことで非常に、アンケートを教育委員会も見てもらえば分かると思うんですけど、そういうようなことを書いておりますので、最終的に市長がどう判断するのかお尋ねしたいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆様おはようございます。矢野議員より再々質問の中で、校舎と給食の調理場ということで御質問いろいろあってるようでございます。と申しますのも、宇目の統合小学校については、学校については変更もしたくないけど変更をしたというようなことと言われとんですけど、これは消防法の関係で木造を地域が非常に望んだと。そうした中で、木造じゃなければ変更しなくてもいいと、管理ができる教室ができるんだけど、非常に費用が掛かるけど市長これはどうかしてくださいと。地域として木造でこれだけの建物を造りたいので、こう3分割にした教室を変更したということで、私の方も費用というよりも地域が望む、また木造ってということはこれからも地域資源ということでもありますので、そうした中で学校の変更については教育委員会、また地域が望みましたので、それについては指示をさせていただきました。この給食問題については現在教育委員会もそうした中で、十分協議をしております。また、先ほどの中でも3月にもまた行ってるということで、最終的には私の方はまだつかんでおりませんが、教育委員会という独立性の中で、そうした中でももっと地域との協議を仕上げたあと、最終的な判断は下さないといけないと思っておりますが、今まだ経過ということでございますので、今日の答弁は、議員の質問、また教育委員会の質問を考えながら私の方で考慮したいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

次に20番、井野上準君。

20番（井野上準） 皆さんおはようございます。20番議員、井野上準でございます。本日二つの大きな質問をするわけなんですけど、執行部の方、前向きで簡潔な答弁をお願いしたいと思います。まず、1点目でございます大分国体についてお伺いいたします。第63回国民体育大会が平成20年9月27日から10月7日までの11日間にわたり大分県で開催されます。本番まで6か月余りとなりました。当佐伯市では、弓道、軟式野球、レスリングのリハーサル大会も終了しました。このリハーサル大会については、大分国体をスムーズに運営するために開催する大会であります。競技の流れや競技大会全般についての検証も十分したことと思えます。この経験を基に大会を成功させるか否かは今後の取組が大変重要となります。まだまだた

くさんの課題が山積みではないでしょうか。簡素で効率的な中にも暖かいおもてなしの心を発揮する佐伯市にふさわしい国体を目指し、市民総参加の下、新しい活力を想像し、全国から集う人々に感動を与える大会にしなければなりません。また、この国体は佐伯市を全国に情報発信する最大のチャンスです。そこで小さな1点目の質問ですが、リハーサル大会を終え、今後の取組をどのように考えているのか。小さな2点目としまして、国体の予算は幾らか、企業協賛の状況について。小さな3点目としまして、国体の気運を高めるための目玉となるものは何か。小さな4点目としまして、佐伯市を全国に情報発信するための手段はどのように考えているのか。小さな5点目としまして、障害者スポーツ大会、水泳の準備は進んでいるのか。

続きまして、大きな2点目でございます、ゆとり教育と総合的な学習の時間についてお伺いいたします。ゆとり教育は詰め込み教育や受験戦争の過熱、落ちこぼれや不登校、非行などの問題背景の中で、調和の取れた人間性豊かな児童・生徒の育成を目指したものです。しかし、昭和52年、学習指導要領の改定により、授業時間数がおおむね1割程度削減され、指導内容も大幅削減を余儀なくされ、平成14年度に施行された学習指導要領においては、完全学校週5日制の下、授業時間数が年間70時間削減されてしまいました。この授業時間の削減が学力低下に大きく影響したのでしょうか。また、現在総合的な学習の時間が2002年度に導入されています。個性や想像力を伸ばす教育がおろそかになるという批判があったため、子どもたちが主体的に調べたり考えたりする時間として設けられたものであります。文部科学省は2月15日、新学習指導要領案を公表いたしました。その内容は小学校では国語・算数・社会・理科、それに体育の授業時間を現行の10%増すことにより350時間増え、低学年で週2時間、中・高学年で週1時間ずつ授業時間を増やします。これに伴い総合学習の時間が週1時間ずつ減ることになります。小学校では2011年度から実施を予定しています。そこで小さな1点目の質問ですが、総合学習は6年間ほど実施してきたどのような効果があったのかお伺いいたします。小さな2点目としまして、学力低下問題を総合学習の時間を削減し、授業時間の増加で解決できるのでしょうか。小さな3点目、教育委員会として、この学習指導要領案を各学校へどのようにして周知し、指導していく予定なのか。小さな4点目としまして、子どもたちもゆとりを持って学べる環境、教師にとっても十分な教材研究の下に、教える喜びのもてる環境を作るのは段々難しくなったのではないかということです。執行部の方、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） それでは井野上議員の2番目の質問であります、ゆとり教育と総合的な学習についてお答えしていきたいと思っております。現行学習指導要領での生きる力をはぐくむための目玉として総合的な学習の時間が創設されたものであります。総合的な学習の時間は、ねらいはあるものの目標や内容が示されず、また教科書もなかったため、期待と不安とが入り交じった議論が沸騰したことを記憶しております。各学校では、総合的な学習の時間を使って福祉体験学習、職場体験学習、地域学習や国際理解教育を進める活動などさまざまな活動に取り組み、意図的・計画的に自然体験や社会体験を行うことによって学び方や物の見方、考え方を身に付けてきたと感じております。しかし、学習の場を提供しつつも総合的な学習の時間で育てようとする資質や能力がどの程度身に付いたのか。また、国語や算数、数学といった教科で身に付けた知識・技能等がどの程度総合的な学習の時間の中で有効に働いたか

ということは、現段階では十分検証されているとは言い難い状況にあります。このことは、生きる力の育成の目玉として総合的な学習の時間にどんな力を身に付けさせたいのかについての十分な理解がなされてなかったことに要因があると考えております。今回、改定される学習指導要領では、目標を明確にしていることから、今後はどんな力を身に付けばよいのかの検証が進むものと期待しております。次に、学力低下の問題と授業時数についてであります。新学習指導要領案では、総合的な学習の時間の授業時数を削減し、教科学習の授業時数を議員御指摘のように、小学校の低学年では年間70時間、中・高学年では年間35時間増加させています。また、中学校では各学年とも年間35時間増加させています。確かな学力をはぐくむために基礎・基本の徹底を図るために、授業時数の確保が求められていることも確かですが、学力低下問題は単に授業時数を増加しただけでは解決できるものではないと考えております。確かな学力の向上のためには、授業の質と量が両輪として機能することが重要であり、授業時数という量の確保と同時に知識・技能の習得と活用のための授業づくりや教科と総合的な学習の時間との円滑な接続のための方策といった質の充実が今以上求められるものではないかと考えております。続いて、新学習指導要領をどのように周知・指導するのかであります。御案内のように2月に出された新しい学習指導要領案は全国パブリックコメントのプロセスを踏まえて、3月中をめどに告示される予定と聞いております。その後は、平成20年度が周知期間となります。その後、平成21年度から22年度までの2か年が移行期間となり、平成23年度から小学校、平成24年度から中学校が全面実施となると考えられております。平成20年度の周知の方法についてであります。県教育委員会としても現段階では未定との回答であります。10月ごろに説明会を実施したいとの情報もあることから、周知・指導の方法や時期につきましては、今後国や県の動向を踏まえ、適切な時期に県と連携しながら進めていきたいと考えております。最後に、子どもたちや教師の置かれた教育環境についてであります。平成18年度に国が行った教員勤務実態調査結果によれば、子どもたちの指導に直接かかわる業務以外、会議や打ち合わせ、事務・報告書の作成等の業務や外部対応といった業務等に多くの時間が裂かれている実態が明らかになっております。教材研究や授業研究の充実とともに、教育の質の向上を図っていくためには、何よりもまず教師が子どもたち一人一人と向き合い、指導を行うための時間が確保できるよう、環境を整えることが重要であると考えております。教育委員会といたしましても、学校の施設・設備等の教育条件の整備を始め、地域全体で学校全体を支援する体制や学校・教師を支えるシステムを構築できるように引き続き努力してまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 大分国体に関する御質問についてお答えします。19年度は弓道、軟式野球、レスリングの3競技にわたり、国体本番を見据えたりハーサル大会を各競技団体と連携しながら実施してまいりました。その結果、競技会場の設営や競技運営においてはおおむねスムーズに開催できたのではないかと考えております。ただ、本国体になりますと選手や役員を始め、応援者・一般観覧者等、その人数も大変多くなります。また、競技種目の区分も増えますし、仮設競技会場の設営等も増設することになる上、競技日程も各競技4日間、9月28日から10月7日までの合わせて11日間にわたって開催されることとなりますから、その期間中は市挙げての取組が必要になるかと思っております。これまで以上のきめ細かい準備と体制の整備、さらには徹底した業務研修を行っていかねばならないと考えております。次

に、国体の予算についてですが、歳入では、国体県補助金として9,291万5,000円を、歳出では1億8,333万7,000円を予算で計上しているところです。また、企業協賛につきましては、昨年2月の国体佐伯市実行委員会の専門部会で、チャレンジおおいた国体佐伯市協賛取扱要項を定めておりますが、大会の広報啓発又は運営に要する物品等の範囲で受け入れることとしております。これまでもプリンターやドリンク等の物品提供をいただいております。今後も企業、団体、個人の方々を対象に物品等の御提供のお願いを積極的に行ってまいりたいと考えております。3番目の、国体の気運を高めるための目玉となるものは何かという御質問ですが、これはやはり、全市民一人一人が国体に何らかの形で参画するといったキャンペーンを巻き起こすこと以外にはないというふうに考えております。例えば、率先して応援や観戦に行ったり、花でまちをきれいにしたり、笑顔一杯のあいさつ運動を実践したり、国体めじろんグッズを積極的に着用したり、めじろんダンスを活用して健康づくりをしたり、めじろん募金に協力したりするなど、参画の方法はたくさんあります。全市民の皆さんに、こういった取組が広がっていくように、これから行うムードアップイベントなどを通じて広報・啓発活動を更に推進していきたいというふうに考えております。次に、佐伯市を全国に情報発信するための手段についてですが、最も大切なことは、佐伯市を訪れる選手、役員、観客の皆さんへの心温まるおもてなしであろうというふうに考えます。佐伯市に対していい印象を持って帰っていただくこと。また、佐伯に是非来たいと思っていただくこと、このことに尽きると思います。そのためにも、是非この国体の開催を機に学校、職場、地域と連携しながら、笑顔であいさつの運動を巻き起こしたいというふうに考えております。また、競技会場においては選手、市民のふれあい広場コーナーや地元の特産、土産品販売コーナー、観光の案内コーナーなども設置する予定にしております。こういった側面からも積極的に佐伯市そのもののアピールも図ってきたいというふうに考えております。5番目の最後に、障害者スポーツ大会についてですが、本国体終了後の10月11日から13日までの3日間、佐伯市民総合プールで開催されます。この大会につきましては、佐伯市は会場地として主催者の一員ではありますが、県国民体育大会障害者スポーツ大会局が主体となり、県水泳連盟と会場地の佐伯市が協力しながら競技大会の運営を行うことになっておまして、現在その準備を進めているところです。会場設営や競技運営の予算等はほとんど県予算で行われまして、本市としましては、主に大会当日の実施本部の運営を担当することになっております。今後は5月25日にリハーサル大会として、第3回大分県障害者スポーツ大会の水泳競技大会が開催されますが、現在その準備を進めているところであります。以上です。

議長（児玉忠義） 井野上議員。

20番（井野上準） それではですね、再質問をしたいと思っております。まず、大分国体についてなんですけど、やはり今後の取組のですね、いろいろな課題の中で、観客の動員というのがあると思っております。教育長、例えばですね、軟式野球というのは弥生球場でも開催されるわけなんですけど、やはりその弥生の例えば小学校・中学校のですね学校に強制的にもう動員、観客動員を掛けていただきたいなあと考えております。秋田県の横手市の観客動員数はですね、約小・中学生、高校生交えて5,000人近くいたということなんで、佐伯もですねもう小学校・中学校をですね、この何十年かに1回の国体、やはりトップアスリートの方が来ているいろいろなプレーをですね、子どもたちも見ることによってやはり大きな夢と感動を得ると思いま

す。こういった生きたなまのですねプレーを見ることによって子どもたちが本当の生きた教育ではないかなと私は思っておりますので、是非もう小学校・中学生の大会の観戦の動員をですね5,000名ほどですね動員するぐらいの気持ちがあるのかどうか、教育長にですね聞きたいと思います。それから国体推進室の方、現在10名で対応しているわけなんですけど、それと市役所の職員全体でですね実施本部は整っているというもののですね、一番問題の市民のボランティアの登録の人数が、聞きますところによると、団体が2団体の15名、個人が5名のまだ登録はですね20名ほどではないかなと思います。やはり20名ほどのボランティアではですね、まだまだ足りないのではないかなと思っております。やはり佐伯市民のですね気質としまして、私が思いますのには、ボランティアをやってくれと広報活動をしてですねなかなか集まらない。逆にですね頼みに行くと、そしたら協力するよというですね、やはり佐伯市民の気質をですね読み取って、やはり佐伯市の国体実行委員会のメンバーを見ますと93名ほどいるんですね、この実行委員会に93名の方がですね、それぞれの団体や企業に頼んでいけばですね、もっともっと多くのボランティアをですね募ることができるんじゃないかなあと思っております。一つの対策としましてボランティアを増やす、その実行委員会93名で移動することが大事じゃないかなあと思っております。国体推進室10名で動いてもしれております。何のための実行委員会か分からないんじゃないかなあと思っておりますので、それを要望したいと思います。それから、リハーサル大会よりですね、本大会の方が当然規模が多いわけなんで、ボランティアの数も少ないと、例えば、弓道の大会一つとっても、野外に仮設のですね遠的競技をやるために作るわけなんですけど、雨が降ったことを考えると体育館から駐車場の遠的のやる場所までですね、テントを多分ずっと張ると思います。テントを張るだけでも私は100ぐらい張らなければ弓道に関してですね、いけないんじゃないかなあと思っております。そのためにもやはりですね、設営、運営、それからですねよく言われるこのおもてなしの心でのふれあいというのをしていくためには、何度も言いますけど、ボランティアの人数がやはり、秋田の横手市を再々出して悪いんですけど、延べやはり2,500人から3,000人ぐらいの規模を考えていなければ運営、設営、その他、おもてなしの心で迎えるということは難しいんじゃないかと思っておりますので、その辺の見解があればお願いしたいと思います。それから、国体の気運を高めるために、幼稚園、それから保育所等ですね、よく私もケーブルテレビを見ます。あのめじろんダンス、大変活発にやっております。そして市報、その他の広報活動も大変活発にやっているとありますが、ただ何となく漠然としてですね、国体があるからみんなで盛り上げよう、盛り上げようというだけで、これをして国体を盛り上げようというのがないんですね。秋田の場合は、炬火リレーというのがあるわけです。佐伯も炬火リレーをやるとは思うんですけど、大会前の55日の8月5日の日にですね、秋田の場合は炬火リレーというのをやっております。子どもたちが中心になって走ってるわけなんですけど、そういった炬火リレーをすることによってですね、非常に気運が高まって国体を成功させたと言ってもいいんじゃないかなあというぐらいの話を聞きました。実際視察に行ってもですね、佐伯の場合はこれをするによって気運を高めるんだという具体策はないんですね。めじろんダンスやそれからリハーサル大会をやることによって気運を高めますとかいうぐらいで、これをやって気運を高めるといってですね、具体策これを考えていかなければならないんじゃないかと思っております。この炬火リレーについてはまだまだ今後どうするか検討中ということなんですけど、秋田のまねをしよというわけじゃあないんですけど、

例えば、佐伯は佐伯のやり方で気運を高める方法があると思います。例えば、いろいろなトップアスリートがですね、佐伯からも出てるわけなんで、そういうトップアスリートの方を文化会館に集めて国体成功へ向けてのですね決起集会を考えてみるというのはどうでしょうか。見解があればお願いしたいと思います。それから、佐伯の良さをですねPRをしてやはりこの国体をきっかけにですね、再度佐伯の地へ足を運んでもらうためには、まだまだですね市民の意識といいですか、やはり意識の高揚を図らなければいけないんじゃないかなと感じております。やはり市民挙げて国体に参加してますということを、そして佐伯のおいしい食べ物はですね、例えば、寿司とごまだしうどんですよというような合い言葉を出すために具体的にどうしたらいいかというやっぱり具体策がないわけなんです。あまりお金を使わなくてPRをする方法というたら悪いんですけど、私が思いますのに、チャレンジおおい国体というちっちゃなのぼり旗があります。それとごまだしと書いたですね、同じようなちっちゃなのぼり旗のテーブルの上にポンと置かれるような、非常にインパクトの強いぼり旗があるわけなんですけど、大体食と言えばですね、飲食店関係にそういった、ごまだしうどんにすれば、ごまだしと書いたやつ、そういったのぼり旗を置いておくケースが多いんですけど、当然その飲食店にも置いておくべきだと思うんですけど、逆にそれ以上にですね、正反対の企業と言ったら悪いんですけど、鉄工所とか造船所とか車屋さんなんかですね、これを置くことによってのぼり旗を佐伯市民挙げて本当に国体を応援してます。佐伯の食は寿司とごまだしうどんですよという、本当にPRになるんじゃないかと思います。ただ食と言えば飲食店ばかりにですね目をやるんじゃなくて、逆に逆転の発想でそういった関係ない所に置いておけば、やはり県外・市外から来た人がですね、ああ佐伯は本当国体成功に向けて頑張ってるんだなあというようにですね、意識づけといいですか、本当そういったちっちゃな運動がもしもありませんけど、私はこれを是非やっていただきたいと思います。それから、障害者スポーツ大会のリハーサル大会がですね、5月25日にあるということなんですけど、やはりおもてなしの心というのは、この障がい者に対してが一番私は分かると思います。やはり障がい者に対して人のですね、やっぱり3倍気を使いなさいというぐらいですね、このおもてなしの心をもって接しなければこのリハーサル大会の成功もないんじゃないかなと思っております。だからその辺のですね、おもてなしの心、障がい者に対してどのような配慮していいですか対策を考えているのか、あればお願いしたいと思います。

続きまして、総合学習の時間についてなんですけど、この総合学習の時間というのはですね、各学校によっていろいろな取組を行っております。例えば、青山小学校であれば川のクリーン作戦ということで、川のごみ拾いをすることによって、子どもたちに自然環境を守ってもらおうとか。実践力を育てるとのこと。また、サツマイモを作ったり、米作りをすることによって農業の苦勞や大切さを知り、これからの農業について考えるというふうなですね、こういった総合学習の時間というのは私は将来子どもたちにとって必ず役に立つ学習だと思っております。この学習指導要領の見直しというのはですね、大体教育長10年に1回だと思っております。10年に1回のですね見直しというのが、今回は6年間でもう既にですね見直して、地方教育審議会の方は2011年度から総合学習のこの時間を少なくして、授業時間、国語・算数・理科・体育等のですね授業を増やしますというふうにですね、もうこれは学力が低下したから増やしますということだけなんですけど、やはりあまりちょっと強行すぎるような感じがしますが、その辺について見解があればお願いします。それからですね、ようや

く6年間たってきたわけなんですけど、総合学習の時間、各学校によっていろいろな創意工夫をやって取り組んでいるわけなんですけど、ようやく落ち着いてきた時にですね、こういうふうにはトップダウンで降りてきて、はい学習指導要項が変わりますんで、このようにしてくださいというのもですね、前回私が一般質問しました高校改革と同じようなことで、中央から降りてきたものを教育委員会は当然受けなければいけないんですけど、受けたものをですね、やはり一連の動きといいますか、現場の状況等を把握して要望するなり、いろいろな対策等があると思うんですけど、その辺の上から降りてきたものを従わなければいけないというのは分かるんですけど、簡単に従っていいものかというようにですね、やはりいいものはそれは従わなければいけないんですけど、それが全部いいことだと思いませんので、その辺の対応策といいますか、あれば何かお伺いしたいと思います。それから、経済協力開発機構のですね、国際学力テストによりますと、日本は世界で20位、6年間で国語の読解力が8位から14位に低下、そして数学は1位から6位、そして科学的応用力が2位から6位へとですね当然学力は現実低下をしています。これはですね、完全週5日制にした平成14年度、これによって授業時間が削減したからということで、中央教育審議会の方は今回新しい学習指導要項を発表したわけなんですけど、先ほど教育長が言いました質と量の両輪ということで、例えば質を上げるためにはですね、どのようにしたらいいのか。具体策があれば教えていただきたいと思います。私は質を上げるためにはですね、例えば1学級25人編成にするとか、教育費を増やすとか、やはり教師の指導方法の研修会、そして教育サポーターというのがありますね、そういった方を増やすような対策をですね、具体策というのを、ただ質と量の両輪ですか、授業時間を増やすことの両輪と言いますが、やはりそういった質を高めるためにはどうしたらいいのかということですね、教育長に聞きたいと思います。それとやはり、学力の低下とですね、授業時間の削減というのは比例するか比例しないかよく分かりませんが、授業時間が減ったということで、当然学力が低下するのは一つの原因だと思いたくはないんですけど、それ以上にですね、その授業で子どもにどんな力を付けさせようとしているのか。また、その力が将来ですね、どんなことに役に立つかということの方が私は重要だと思いたくはないんですけど、その辺の見解があればお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 井野上議員の再質問にお答えしたいと思います。まず、国体に関しての応援体制についてということをお先に御質問されましたので、基本的には国体の時に学校は休校しないで対応しよう。普通授業どおりに授業しながら対応したいというふうに思います。ただ、井野上議員がおっしゃるように、子どもたちにとっては一生に2度あるかないかの大会でありますし、全国的にも有名な選手が出場いたしますので、可能な限り応援をさせたいというふうに考えております。それは授業の一環として応援をさせてやりたいというふうに考えております。例えば、今簡単に教育委員会としては、どういうふうに取り組もうかということの原案を今作成中ではありますが、全学校に今国体に対する意識の高揚ということでプラントの作成とか、応援ののぼり旗の作成とか、そういうような形で全学校にそういう意識を高めるという意味での対応を考えておりますし、国体当日に対しても応援体制を今整えつつありますが、何せ佐伯市は広範囲に学校が位置しておりますので、応援するとなると輸送手段が大変であります。現時点では国体推進課と協議をしながら輸送方法についてが一番課題になっておりますので、そのことについて協議をしておりますが、原則的には授業の

一環として取り組むことから、遠くの学校についてはなかなか輸送手段が難しいだろうというふうに考えておりますので、可能な限り土曜・日曜に市P連を通してながら保護者の協力もいただきたいというふうに現時点では考えております。それから、特に最後の方に井野上議員が触れられました障がい者のスポーツ大会、これにも対応させていきたいというふうに思っております。

それから、学習指導要領に関してであります。まず改定が早いのではないかとということですが、戦後、学習指導要領の改定はこのように変遷をしております。昭和26年、それから昭和33年、昭和43年、昭和52年、平成元年、それから平成10年、そして今回が平成20年ということで、大体10年を一つの目安として改定はされております。議員御指摘のことは多分本実施から次の段階が改定された年数をお話をされているのかなというふうに思いますが、大体発令から次の学習指導要領の案を提示するのが大体10年ということでありまして、その期間に移行措置もすべて含まれているということで御理解をしていただきたいと思えます。それから、この学習指導要領がトップダウンだけではどうなのかという御質問ですが、この学習指導要領については、基本的には国が示したことについて教科書が決まってくるので、基本的にはそういう形の内容になってくるわけですが、私どもが言える範囲は、県で教育長会というのがありますので、そういうところでまた説明を受けますし、私どもも自分たちの思い、それから地域の思いというようなことはそういう場面で意見を反映させていきたいというふうに思っております。それから、具体的にはそういうような形か、今の段階では今までの学習指導要領の改定の段階では、そういう機会を通して言うということでありまして、それぞれ移行措置の段階で県教委からの方針を見ながらこちらが言うことに対して、それぞれ県から指導主事が毎年国の方に学習指導要項の内容についての説明を受けてきますから、そういう段階で県の意見は指導主事を通して教科調査官に申し入れるという形を今までとおしております。それから、いわゆる教育は質と量の両輪であるという私の回答に対しての御質問ですが、確かに量についても確かに効果はあると思えます。今まで授業時数が削減されたことによって、例えば算数・数学、特に算数であります。全学年の復習をしながら新しい授業に入るといような、前のを復習しながら新しいのに入る。前のを復習しながら新しいのに入るというような形をしていたものが、授業時数削減によって復習の部分が削られたという部分があります。したがって、授業時数が増えたことによって今までの学習指導量でなされていた復習というものも入ってくるだろうというふうに思っております。質についてであります。特に教育に関しては確かに教師が一人一人の子どもにかかわる時間を確保するということが大前提であろうというふうに思えます。したがって、議員が御指摘されましたように、例えば人数を少なくすることも一つの方法でもあるし、教師が教師指導方法を工夫することも事実そのとおりでありますし、教師の授業の中でサポーターを活用して少しでも子どもたちに目が届くようにするというのも実際ありますが、一つ一つがすべて総合的に活用されなければ、いわゆる質の高揚ということがなかなか難しいだろうというふうに思えます。したがって、教育委員会としてはできるだけ、先ほど答弁いたしましたように、学校に負担をさせないような努力をしていきたいというふうに思っておりますし、何らかの形で教師の指導に対して補助できることがありましたら、そういうふうな全面的に協力をしていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） これまで国体に関します市民の皆様への広報周知活動に関しましては、市報さいき、それからケーブルテレビ、ホームページ、それから各種新聞など報道機関等を利用していただきながら定期的に随時広報宣伝をしております。盛り上がり何とか高めていこうということで精一杯やっているつもりでございますけども、その盛り上がりはどうかという言われる向きも確かにございます。しかし、これまでのコンスタントな広報活動、それから三つのリハーサル大会の成功、それからいろんなグッズ商品の今の浸透度などから見まして、本番半年前としては一応評価できる状況ではないかというふうには私は個人的には思っております。しかし、半年後に本番を控えまして、これからは新年度に入りましたら一気にスパートを掛けなければいけないというふうには考えております。新年度からはスタッフも4名の人員の増も今予定しておりますし、これからは市民の方々に全員に一人1ボランティアといいますか、一人1協力の精神で、それはもうせめてバッチ一つ付けるだけでもよろしいから、とにかく協力してほしいといったそんな気持ちを持っていただくように積極的に啓発広報に努めてまいりたいというふうには考えております。五つの質問をいただきましたが、1番目の児童・生徒の観客の動員については今教育長がお答えしましたので省きます。2番目のボランティアの今数が少ないんじゃないかと、登録の人数が少ないんじゃないかということですけども、議員は今20名と言われましたけど、私がちょっと調べた現段階では、4団体70名と個人7名の合計77名の方がボランティアの登録をしております。確かにこのぐらいいい数じゃあ少ないと私も思いますが、実際にはボランティア登録をしてなくても、いろんな意味で堅田の女性の会の方々や花いっぱい運動をしてくださっているグループの方々や、ボランティア登録はしてないけども側面的に御協力をいただいている方々もたくさんございます。しかし、実際には何名とは言えませんが、最終的には300名から500名程度のボランティアを登録している人が必要じゃないかというふうにとらえておりますので、これから積極的に事務局の方からも応募活動をして人数の確保を図ってまいりたいというふうには考えております。それから、3番目の目玉がないんじゃないかということですが、確かに言われる部分あると思います。議員が御提案されました炬火リレーですけども、これは炬火リレーは県内を回るようなリレーはもう実施をしないということで決まっております。それぞれの市で独自に炬火リレーをやっていくということで、9月23日に県に集火って言うんですか、火を集めていく日になっております。9月23日にですね県に持って行くと。まあその佐伯市の場合、どういった方法で採火を火を付け、リレーをしていって県に持っていかかという、その方法についてはリレー方式でやるのか、パレード式にするのか、いろんな方法があると思いますけども、今その辺について検討をしているところでございます。できるだけ佐伯市の独自性を見ながら、例えば九つの市町村が合併しましたので、その九つの所から一気に佐伯市の中心部に1回集めて県に持って行くという方法もあるかと思っておりますし、いろんなイベントを活用しながら、そこでデモンストレーションを行うような形にしていくという方法もあるかと思っておりますので、その辺については真剣にこれから検討していきたいというふうには考えております。それから、御提案でありましたトッパスリートの皆さんを集めての集会、講演会とかどうかということでございますので、この辺についても前向きに検討していきたいというふうには考えております。それから、4番目ののぼり旗などを使って市民挙げて国体に参加しているという雰囲気づくりをしていったらどうかということでございます。これは議員の御提案を参考に是非前向きにPRしていくような方法を検討していき

たいというふうに考えております。それから、障がい者大会のリハーサル大会ですが、もう言われるとおり、おもてなしの心が一番重要かと思いますが、特に国体本番の3競技と障害者スポーツ大会を区別することなく、最高の変わらないおもてなしの精神で対処していきたいと、そのように考えております。これから真剣にその辺のところは検討していきたいと思っておりますので、どうぞ御理解よろしく申し上げます。以上です。

議長（児玉忠義） 井野上議員。

20番（井野上準） それでは再々質問をしたいと思っております。総合学習の時間について、これは要望にとどめたいと思っておりますけど。教育審議会からですね、案が出まして残り3年ということなので2011年度から実施するという事なんですけど、この3年間の間でですね、やはりそれぞれの学校の特色を生かしたですね学習方法の指導というのを教育委員会の方が徹底していただきたいと。またいろいろな要望等に関しましては、先ほど教育長も言われましたように、指導主事をおして要望を聞いてもらうと言いますが、そういうふうな形をとるというふうなことなんで、地域の声、学校の声をですね、要望等ありましたら、その辺強くしていただきたいと思っております。

それから、国体についてなんですけど、ボランティアの数も私先ほどちょっと資料が古かったんだと思っておりますけど、77名現在いるということで、目標のですね300から500、500と言わず1,000人ぐらいですね目標でボランティアを集めていただきたいなあとと思うことと、それとやはり具体策を決めてですね、国体に向けてこうやっております。これをしますという具体的な具体策があれば市民も協力をしやすいですね、はっきりと市民総参加、一人一人がですね、私は何をしなければいけないというのが見えてくるんじゃないかと思うんです。そういった具体策があればですね、どんどんどんどん市報等、ケーブルテレビを使ってですね広報活動をしていただきたいと思っております。最後に市長にですね、この国体の気運を高めるため、残り半年しかないわけなんですけど、夏ですねクールビズの期間中に職員全員ですね、もう強制的にめじろんのカッターシャツ並びにポロシャツを着る期間を月間1か月でもいいし20日でもいいし、決めていただいて、クールビズめじろん期間というのをですねつくっていただければやはり市民の方も市役所を訪れて、国体があるんだなあとということで、どんどんどんどん気運は高まっていくんじゃないかなあと思っておりますので、その辺是非お願いしたいと思っておりますけど、答弁があればお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井野上議員の再々質問で、もっと違うことがいいかなと思ったんですけど、私の方からこの国体に関しては議会側にもお願いをしたいと思っております。と申しますのが、9月議会とちょうど重複するものですので、9月議会が国体期間とがつつりあうと。例えば、ちょうど国体の前にありますパラグライダーについては8月23日、またグラウンド・ゴルフについては9月14日、そして本会議にありますのが9月の28日からが本国体という形で、ちょうど9月議会からありますので議会側もそうした中で一体となってですね、この国体につけて一緒になって盛り上げていただきたいと思っております。また、去年はですねクルービズの関係もですね約1か月近く暑いということで延ばさせました。制服その他については強要はできませんが、職員それぞれめじろんシャツをですね着用して国体に対して、また現在も冬用ですねジャンパー等も着ておられます。私の方もこれお迎えという形で、職員の理解を得て制服でやるのが一番いいと思っておりますので、そうした中、私も今日は付けておりま

せんが、いつもめじろんのですねネクタイ等も付けながら、議会側にもできればお願いをしたいと思います。この場を借りて大変申し訳ございませんが。それからあと、いろんな中で私どもは、ごまだしうどんとかの地区のいろんな食材もお願いをする部分がありますが、1週間になりますと同じ食材ではどうしても選手も3日も4日も同じ食べるということもありますので、海鮮丼とかいろんな形があると思います。佐伯市いろいろ食材が多いものですから、これについても観光協会という私立場を持ってますんで、全体でおもてなしをさせていただきたいと。秋田の方にも行ってですね、秋田の場合はきりたんぼが主体だったんですけど、それぞれ日によって食材を替えとったようでございます。来た方がやはり佐伯の食の豊かさをアピールするような形でやっていきたいと思っておりますので、今後とも御指導を賜りたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に35番、高司政文君。

35番（高司政文） 皆さんお疲れ様です。35番議員、日本共産党の高司政文です。ちょっとのどを痛めてまして、いい声をお聞かせできないのは大変残念ですけど、御容赦いただきたいと思っております。

私は今回、地元農水産物を使った安心・安全な学校給食を、県の高校改革と市のかかわりについて、後期高齢者医療制度実施を前にして、以上3点についてお聞きします。まず始めに、地元農水産物を使った安心・安全な学校給食について質問します。昨年のはかつてなく食品が話題になり、食の安全が改めて問われることになった年でありました。それは中身を偽って販売した食肉・食品の偽装問題、賞味期限のラベルを張り替えるなどした偽装表示問題、そして冷凍餃子に農薬のメタミドホスが混入し、被害者まで出した中国製冷凍食品の残留農薬問題で頂点に達しました。これは正に社会問題であり、自給率の低下とあわせて高度成長以来、最近の構造改革路線に至るまでアメリカ、大企業優先の政治により農業など一次産業を犠牲にしてきたつけが今吹き出しているものであります。安心・安全な食を考える場合、地元で生産される食材は地元で消費する地産地消のあり方が望ましいと考えます。輸入食品の問題は生産される過程、製造される過程、そして保管される過程や運び込まれる過程が全く見えないし、日本に来たあとも二次加工される過程や運搬される過程もあまりよく分からない、これが大問題であったわけであります。地産地消は目の前で作られた物を食べるわけですから、どこで、どのように作られたかも、だれが作ったかも明らかになる。これが究極の食の安全ではないでしょうか。そうして、それを具体的に目に見える形で実現できるのは学校給食だと考えます。学校給食で地産地消が定着するとほかにも波及してきます。例えば、福祉施設や保育園などの公共的施設にも広がり、職場や家庭へと広がってきます。子どもの時から地産地消へなじめば、大人になっても家庭の食生活が地産地消へと変わってきます。そうして地域全体の食文化まで変わっていくようになります。そこで質問します。まず一つ目に、学校給食において過去1年間の中国製冷凍食品の使用実態はどうなっているか。

また、逆に地元佐伯産の食材の使用状況はどうなってるかお聞きします。次に、農業振興課の来年度予算に地産地消推進費というものが計上されていますが、どのような取組を考えているのでしょうか。また今後、地場産物と学校給食との連携をどのように進めていく考えかお聞きします。現在、小麦の高騰などでパンなど食材の値上がりが給食費の値上げにつながるのか心配しています。大分市などでは給食費の値上げを検討していると聞いています。佐伯市において、現在の食材の値上がりの状況はどうなっているか、また給食費の値上げを抑える対策を何かとっているのかどうか。値上げされる食材に対して比較的価格の安定している御飯食の回数を今以上に増やす考えはないかお聞きします。次に、全国の例を調べてみますと、給食の残飯をコンポストなどでたい肥化して畑や田んぼに返して大きな循環の輪を作っている所があるようです。佐伯市では子どもたちが食べ残した残飯の処理はどのようにしているかお聞きします。ところで安心・安全であるべき学校給食において、民間委託や施設統合の計画を進められてることを私は危くしています。せっかく地産地消を進めようとしても肝心の給食現場が民間委託され、統合され、食の安全に責任が持てないようでは困ります。また、学校給食は単なる食事の提供ではなく、食の教育の一環という意味合いもありますので、教育的、公共的な立場で取り組む必要があります。現在、教育委員会が進めています民間委託の方向で公的な責任体制がとれるのかどうか聞きたいと思います。最後に、給食費の滞納の問題です。今年度から年度末の時点で3か月以上の給食費の滞納がある場合、学校現場から教育委員会に滞納処理を移管することになっています。今の給食会計はそれぞれの給食センターごとに独立採算でありますので、滞納があれば給食の質を落としたり、量を減らしたりという影響があるわけです。きちんと支払いをしているのに自分の子がなぜ犠牲になるのか、そういう疑問を持つ保護者もいます。子どもたちに影響を与えないためにも滞納をなくすことを基本にしながらも年度内にどうしても払えなかった場合は一時的に立替金として一般会計から補てんしてはどうかと思いますので、考えを聞かせてください。

大きな二つ目の、県の高校改革と市のかかわりについてお尋ねします。去る1月9日大分県の後期の高校再編整備計画の素案が発表になりました。これによりますと佐伯市には普通科の佐伯鶴城高校と専門総合学科の新設校を設置する。佐伯豊南高校と佐伯鶴岡高校を統合し、地域ニーズに対応した学科のあり方を総合的に検討する。校地を佐伯鶴岡高校にするというものです。今回の高校改革は、これから進学する子どもたちにとっても、佐伯市のまちづくりにとっても非常に大事なことと考えます。この問題では既に9月議会で井野上議員らに取り上げていました。しかし、その質問に対する市長や教育長の答弁を聞いていまして、市の取組ははなはだ消極的と言わざるを得ません。そこで幾つかお聞きします。9月議会の答弁で、市長は御自身の市P連時代、佐伯市PTA連合会のことですが、市P連時代のことについて、その時も高校改革の話があり、行政に頼らずPTAが中心になってやった。今は逆の立場になり行政を含む一体感をもってやるという言い方をしていました。しかし、その後の動きを見ていまして、市長の言葉とは違って行政の取組は弱いと感じています。県の教育委員会との交渉については市P連任せではなく、市当局がもっと全面に出てきてもらいたいと考えますが、いかがでしょうかお聞きします。県は4月中にも新設校の学校を発表すると聞いています。私は佐伯市のまちづくりをにらんだ学校・学科編成を希望していますが、市として何か働き掛けをしたのでしょうかお聞きします。次に、昨年暮れに市P連が保護者、児童・生徒、教職員を対象に5,000人のアンケート調査を行いました。その結果を

見ましても保護者、子どもたち、教職員とも3校存続希望が圧倒的でした。ところが、県の対応は3校存続には耳を傾ける様子はなく、市P連側も市の側も、それは無理だろうと何か自主規制して威張っているように感じます。私は民意を尊重するならば県の提案を前提とせず、市としてもまずは3校存続を働き掛けるのが筋だと思いますが、どのように考えているかお聞きします。県が高校再編を進める理由として、生徒の減少がいわれ、適正学級数を1学年6から8クラスとしています。しかし、クラス定員を現在の40名から30名にするなどクラス定員の弾力化を進めれば学級数を維持でき、学力等の向上にもつながり、統合の必要はなくなると考えます。市としてそのような動きはできないかお聞きします。

最後に大きな三つ目として、後期高齢者医療制度実施を前にして幾つかお聞きします。後期高齢者医療制度につきましては、一般質問で取り上げるのはこれで4回目になります。これまで保険料の問題、医療制限の問題、特定健診の問題など、これから高齢者を襲う大きな問題について、市の対応と対策を求め制度の撤回を主張してきました。そして4月からの実施が近づくにつれ、市民の中に不安が広がっています。これまで問題点を何度も取り上げてきましたが、最大の問題点は実は制度がまだまだ知られていないことでもあります。そこで質問ですが、制度実施まで1か月を切ったわけですが、全国を見ますと今各地で説明会が開かれています。佐伯市としても対象者を絞るなどして説明会を開く考えはないかお聞きします。75歳以上の高齢者は無条件に後期高齢者医療制度に加入させられるわけですが、65歳から74歳までの一定の障がいを持つ方については、後期高齢者医療保険と従来の国民健康保険との選択制になっています。その方の置かれている条件によってどちらかが有利になるようになっています。制度が分からない該当者にどちらの制度が有利か、そういう制度を選択できるようきめ細かな対応が求められているといえると思います。この点について、該当者への通知と対応をどのようにしているかお聞きします。最後になりますが、この件を含め相談窓口はどこに置いているか。また、その窓口は国保・介護など、高齢者のさまざまな相談に対応できるものになっているかどうかお聞きして質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員さんの三つの御質問のうち、1、地元農水産物を使った安心・安全な学校給食を、また2、県の高校改革と市のかかわりあいについて、3、後期高齢者医療制度の実施を前についてということで、特に私の方には、県の高校改革と市のかかわりについてということで御答弁申し上げたいと思っております。県の高校改革に対する市の取組については、市としてまた行政としての取組が弱いのではないかと感じていると、市がもっと前に出てもらいたいということでの質問です。この件につきましては、昨年の12月に市議会の方で議会の意見書を採択しております。これが私は基本になってくると思いますが、私も昨年末そうした中で、この意見書を採択した後に、初めて市PTA連合会から御相談を受けました。特に、このPTA連合会がこの意見書採択に携わっては、議会の皆さんも一緒になってこの意見書が最高のものだという形で私は採択したと思っております。この中で、私にとりましては、そうした中を意をくみまして、いろんな中で考えたわけですが、私のところに来たのが12月27日にこのことについてのお見えになりました。当時は市P連の会長と会議所の会頭がお見えになり、市長室に来て、とにかくこれに取り組んでもらいたいと。その時、もっと早くどうして来ないんだという話もされております。特に要請というのは、来年の1月9日にこれの方向が出るんで、その前に市長として動いてもらいたいと。もう28日は御用納め

ですし、また1月5日まで休みだということで、その間、私の方もこの文書を基にどういう行動をとるべきかということで早急に行動を移させていただきました。それについては市報等でも知らせておりますが、具体的には1月7日に佐伯市PTA連合会会長と佐伯市商工会議所会頭とともに、地元県立高校の存続の要望と再編による定員削減をしないことについて、この市議会の意見書を基本として出させていただきます。特に、私の方はそれでは不十分だということで、この点では4点挙げておりますけど、5点目にあえて建議書という形でこれを付けさせていただきます。これ現物です。この中で5点目については、これはもう市報等でも御案内しておりますが、総合選択制の高校の教育内容に直結し、専門教育を更に深められる職業系の県立短期大学の設置と看護福祉系においては、高度な技術や資格を取るための専攻科の設置を是非お願いしたいという形で出しております。特に意見書の中で、私これ真剣に出していただいたんですけど、非常に意見書の中との文面を変えるということではできませんので、この中で気になった言葉が、意見書の中で2番目に、佐伯市内の高校再編に当たっては現行県立高校3校の存続を堅持していただきたい。なお、1校への編成については断固反対します。ということは、これが載っておったものですので非常に苦慮しました。これについてはここで3校の編成については断固反対しますぐらいに意見書で挙げていただければ、私ももっと強い立場が出たかなと。こうした意見書を重んじたということで、私の方も建議という形であえて文書を変えさせていただきます。特にこのことについては、私も市民に知らせるべく2月1日の市報さいきで特集号を出して市民に大きく働き掛けております。また、その1月9日の発表になるまでに、市長で県の教育委員会を訪ねたのは私一人だと聞いております。発表後に動いた方たくさんおりますが、その中のやり取りは私は建議ということですので、教育委員会については私の出した建議に対して返事をいただきたいということで、その場で教育長にお話をしております。発表の前の8日の日に、明日発表をしますが、取りあえず平成21年から23年の間に一応の方針です。これをこのまま発表していただきますが、また後日御意見を伺い、先般の建議書については御返事申し上げたいという電話がかかってきております。だから私とすれば、市としての動きとしては、要請があっただけで動き、そうした事前の形で動いておりますので、動きは全くしてなくじゃなくて、早め早めに動いたつもりをしております。またなおかつ、当時については私も教育委員会に行く時にはやはり議会がこうした意見書を上げておりますので、議会の皆さんと一緒に本来PTA連合会の皆さんも御案内して一緒に行くべきではなかったかなと思っておりますが、あくまでも市PTA連合会の方の要請で動いたものですので、そうした問題の配慮が足らなかったことがあると思います。そういう中で、高校再編についても今後、県教育委員会の動向を勘案しつつ私の方でやれる範囲ということと、また議会もこうした意見書を採択させていただいておりますので、一体となった高校に対する再編問題に取り組んでいきたいと思っておりますので、議員皆さん方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 高司議員の高校改革についての4番目にあります、学級数の弾力化についてであります。学級数につきましても高校の1学級の定員数については、あくまでも決定権を持つのは県教育委員会です。これまでも県教育委員会は40名を下回る定員設定を行っております。しかし、公私の募集定員はおおむね69対31の割合がありますので、絶対数が、子どもたちの絶対数が減少している現状では30人学級が実現いたしましても、入学定員

を確保することは難しい状況ではないかと思われまので、根本的な解決にはならないのではないかと考えております。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 高司議員の御質問のうち、学校給食に関する質問で、農林水産の関係でお答えいたします。地産地消推進費の取組と地場産物の学校給食の連携についてでございますが、地産地消推進費の取組につきましては、佐伯市の特産品を管内全域の給食センターの食材に提供することを計画しております。全学校給食施設ともなりますと一日の数量が約7,000食となるため、食材の量の確保が限られた産品でなければ困難になりますため、それらを考慮すれば年5回から6回程度に考えておりますが、食材によっては一部助成措置を考えてるところでございます。また、地場産物と給食との連携につきましては、子どもたちに生産者が直接生産過程等を話せる場を設けたいと思います。そして、生産者と直接接することで地元で取れる産品に関心を持たせ、生産者の思いと努力を知り、農林水産業の大変さや重要性を身近に感じ取れるそういった食育を実施したいと考えております。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 高司議員の学校給食に関する質問の中で、ただ今農林水産部長がお答えしました以外のことについてお答えいたします。地元農水産物を使った安心・安全な学校給食提供に関する御質問にお答えいたします。中国製品の使用実態と地元佐伯産の食材使用状況に関してですが、中国産ギョウザに端を発した中国産食材の安全問題は、国民の食の安全性に対する疑問を増幅させることになりました。学校給食に関しても例外ではなく、中国産食材の使用に関し、保護者の方からの問い合わせも寄せられております。そうした中、学校給食室では、過去1年間の中国産二次加工品の使用状況に関し調査を行いました。その結果、4調理場施設で各1回、中国産の二次加工品の使用が確認されました。しかしながら、使用加工品は問題となった会社の製品でないことから、安全性に問題はないものの、問題発覚後は中国産第二次加工品の使用は中止しております。また、地元産食材の使用状況についてですが、現在117社の市内外の業者から給食食材を購入しております。さらに宇目、本匠、直川の調理場では、地元産のお米のほか、地元産の野菜を積極的に給食に導入し、大入島、大島の施設においてもJAと提携し、特別栽培米を導入しております。給食食材の値上げと学校給食費の引き上げ問題に関してですが、御承知のように原油価格の高騰により、食材費の上昇が続いております。学校給食室では、食材納入業者117社に対し、食材価格の引き上げに関する状況調査を行いました。その結果、全体的な傾向として引き上げの方向が確認されたところです。今後、各学校給食運営委員会におきまして給食費の値上げ問題が協議されることとなります。その時点で、年間給食回数を調整することで引き上げ額を縮減する等の対策を講じる必要もあるかと考えております。食べ残しの処理状況についてですが、現在、調理過程で発生する残滓と食べ残し^{ざんさい}を合わせた量は年間57トンになります。このうち、リサイクルされる量はたい肥化施設が整備された剣崎、西幡、上浦の3施設でそれぞれ週に60キ口、30キ口、15キ口のたい肥を製造し、学校へ還元しております。今後、整備する施設におきましては、エネルギーを使わないコンポスト方式のたい肥化施設を導入し、リサイクル率を向上させたいと考えております。民間委託時の公的責任体制についての御質問ですが、市の教育委員会が計画する民間委託業務は、調理・配送・収集・洗浄に限るものです。委託後も献立作成、食材発注、施設管理等は直営で行い、市派遣のセンター所長が委託業者との調

整業務に当たり、公的責任体制を堅持してまいります。滞納給食費を一般会計から補てんする件に関してですが、現在、学校給食費は学校で徴収し、食材費として給食センターに納められています。滞納がなければ当然に徴収された給食費に見合う学校給食が提供されることとなりますが、滞納があれば、善良な納入者が滞納分を補うこととなります。これを一般会計で補てんしてはどうかという御質問ですが、見直しは行わないつもりです。滞納給食費の解消に努力し、不公平・不平等感のふっしょくに努めてまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 後期高齢者医療制度についてお答えいたします。説明会の開催につきましては、昨年5月のタウンミーティングで後期高齢者医療制度について概要の説明を行ったところであり、また、今日まで宇目及び直川の高齢者教室や佐伯市歯科医師会から説明の要請があり、対応をしてきたところであり、3月26日には、蒲江地区の民生委員児童委員協議会から要請が来ておりますので、説明に出向くこととしております。現段階では、全地区を対象とした説明会は予定しておりませんが、今後も要請には積極的に出向いてお答えしたいと考えております。市民への周知につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まりますと題し、市報8月1日号、1月15日号、3月1日号で制度の概要等の説明を行っております。また、去る8日には県下主要新聞紙上において運営主体である大分県後期高齢者医療広域連合が制度について広報を行ったところであり、このほか、佐伯市としては、3月中旬にケーブルテレビにより市民への周知に努めたいと考えております。現在、広域連合において被保険者証を送付しておりますが、その中には広域連合作成の後期高齢者医療のしおりを同封し、啓発を行っております。障がいのある65歳から74歳までの方についてですが、昨年12月末に65歳から74歳までの障害認定を受けている老人医療受給者601人に対し、現老人医療制度から後期高齢者医療制度に引き継がれる方は手続きの必要がないこと。また、後期高齢者医療制度に加入しないで4月1日以降も現在の医療保険を継続される方については、3月31日付で老人医療の資格喪失の手続きが必要となること等を文書により案内しております。対象者の方からは、どちらを選択した方が保険料が安くなるかなどの問い合わせが多く寄せられておりますが、世帯構成や医療保険の種類、重度医療受給資格等の状況によって異なります。さらに、65歳から69歳までの方が老人医療の資格を喪失した場合には、医療機関での窓口負担額が1割から3割に変わるなど、多種多様なケースが考えられます。相談の際には、個々の状況をお聞きし、75歳到達時までは後期高齢者医療への加入・喪失はいつでもできることなども選択する上での十分な説明を行うよう心掛けております。なお、2月末日現在で66人の方が後期高齢者医療制度に加入しない旨の届けをされております。次に、相談窓口についてお答えいたします。後期高齢者医療制度については、保険課と振興局市民サービス課が担当しております。3月12日本日、今日ですが、今日もそれら担当者による会議を開催し、後期高齢者医療制度の業務が円滑に開始できるよう体制を整えているところでございます。本制度以外でも、保険課では国保及び介護に関する医療給付等の事務を行っております。不明な点等がありましたらお気軽に御相談をいただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 再質問を行います。ちょっと時間がですねあと30分しかなくなりましたんで、ちょっと恐縮ですが順番を変えてですね、後期高齢者医療制度の関係からね先に質問に入

りたいと思います。説明会をですねもうこれ以上は今のところ予定はないと。要請あればね出向くという話ですが、職員さんとですね話をしてもね、職員さんですらねよく知らないという声をよく聞くんですよ。それからこないだ民生委員、児童委員さんのね集まりがあって、そこで最後の方になって急にパンフレットを配られて、ちょこちょこってね後期高齢者の説明があったという話で、民生委員さんの皆さんの雑談の中でですね、初めて知ったという人もいればですね、よく分からないなあっていう、こんなで聞かれたらどうしようかというね、そういうふうな声が聞かれています。さっき蒲江の民生委員、児童委員さん皆さんから呼ばれてると言っていましたけど、しかし現実はそのような実態なんですよ。前回、定率減税がですね廃止、半減・廃止されたりね、いわゆる税制改正の時ですね、一昨年の6月に税務課にですね2,000件の問い合わせ・苦情の電話が入ってます。それから昨年の定率減税廃止の段階でですね、住民税の増税があった段階でですね、この時に10日間でやっぱり同じ1,000件、苦情・問い合わせの電話が入っていると。こういう実態なんですよ、もしですねこのまま4月に実施されて保険料のそれから特定健診ね、それから制限医療、制限医療も問題だと思いますけど、そういうことが分かったらですね。しかも年金からね天引きされるといふようなことが分かればですね、かなりのね苦情・問い合わせが来るんじゃないかと私思うんですよ。さらに、10月からは国保のね年金天引きも始まるというふうなことが控えていますので、やっぱり私は菅部長には申し訳ないです。もう退職がね目の前で申し訳ないですけど、やっぱり最後ですね市民にきちっと説明すると。これだけでですね大きな制度改正というのはね、やっぱりこれは私は市報とかねプラスアルファ程度で済ませるんじゃないかとね、やっぱり市民一人一人本当に一人一人にですね対応してね、相談に乗るといふぐらいのことはねやっぱりするべきかなあというふうに思います。ですから実施がですね4月でありますけど、それまでに可能な限りですね、あるいは4月になってからでもいいし、可能な限り説明会ね、地区単位で開いていただきたいというふうに思いますので、再度お考えをお聞きしたいと思います。

それから県ですね高校改革と市のかかわりですが、市長の方からですね答弁ありました。私も子どもが中学生でね、中学校の役員もしていますし、もちろん市長が言われたことは分かっているわけですが。しかしですね、やっぱり私たちの目から見てですね、やっぱり市長の動きがねもっと動くべきだと私は思っています。今のですね現状はどうかと言うとですね、市P連は市長がおっしゃったようにいろいろ動いてですねやっています。市の方もですねそれを受けて動いているのは分かっています。しかし例えば、建議書にですね今ちょっとおっしゃいましたけど、短期大学ですか建議書に入っていましたね確かに、私もこれどっから出てきたのかと思ったら市長のね考えではあるようではありますが、そういうふうに、それは市P連はそこまではね触れてないわけですし、それから高校の方もですねその動きというのがつかめてなくて総合学科とね総合選択制の問題とかいうことで豊南高校さんからも話もあっていますね。これいろいろ考えていくとですね、佐伯市としてね統一されていないんですねこの高校改革に対して、非常にこれを感じるんですよ。確かに由布、臼杵はね、そりゃ市長がおっしゃるようになってから動き出したのかもしれない。しかし、由布や臼杵はね市長一丸となって市民、保護者、議会一丸となって動いてるじゃないですか。そこがねやっぱり私は違うんじゃないかと思うんですよ。市P連とですね、高校の現場ですね、各高校、それからそういうところの調整役というのが私は必要だと思うんですよ、市P連は市P連でもちろん一

生懸命にね動いてアンケート取ったりしてやっています。でも高校は高校の考えがあるでしょ。そういうものをですねやっぱり佐伯市としては調整をしてね本当の意味で佐伯市としてはどういう高校改革が必要なんだということをやらないとですね、今のやり方だったら、それぞれが動いているというふうにはね、感じざるを得ません。これはもうプロジェクト会議そもそもね、高校改革のプロジェクト会議に校長先生がオブザーバーだけでね正式に入ってなかったということも問題ですけど、やっぱり私は市がね、イニシアティブを取らなかったということが私は問題だと考えてます。そこでですね、県の計画はねあくまでまだ決定してるわけでありませぬ秋口ね、秋と言ってますからね、もう一度市が全面に出てですね、そういう高校とか市P連、保護者のねこういう意見をもう1回改めて調整をすると。それで本当の意味でね佐伯市としての態度をはっきりさせると、これを望みたいんですね。私はまだ遅くないんじゃないかと思うんですよ。でね、そのときに市P連のアンケートにあるように、3校存続を望むというのがね7割から8割占めているわけだから、意見書でもね当然それが一番になってるわけですからね、そこを全面に出して県とのね交渉を望むというふうに思ってるんですよ。市長自身が3校存続を望まないのかと、私はそこをちょっと疑問に思います。もし望むのであればね県の提案をそのまま受けるんじゃないかとやっぱりはっきりね態度として示してほしいと私は思ってます。教育長にもですね一言ちょっと言いたいんですけどね、前回の井野上議員の答弁でも、県のねやることだからと、なかなか市の教育委員会としてはというふうなのが教育長の立場でないかと思うんです。それは分かりますね、なかなかやりにくい。特別加配の問題等々とかね、県にもお世話になると。そういうのがいろいろあるでしょうけど、やっぱりそれは私は教育長という立場があるにしてもね、子どもたちの佐伯の子どもたちの将来、佐伯のねまちづくり、そういう将来を考えたときにですね、体を張ってね阻止すると、やっぱりこういう気持ち私を持てほしいなあと思うんです。それ以上にですねもう一度市長、私は市長がね一番それ以上に責任が重大だと思うんです。ちょっとまあ考えるんですね、佐伯のまちというのはね豊南高校とかね鶴岡高校の卒業生多いんじゃないかと思うんです私ね、佐伯の地域の発展、もちろんそれ以外の人もちろんいますよ。しかし、豊南高校やね鶴岡高校の卒業生が多いと、そういう人たちがね佐伯の地場産業等々を担ってきてるんじゃないかと思うんです。そういう中であってね市長は豊南高校の出身でしょねえ、その自分の出身の高校が存亡の危機に立たされている時にね、このまちのトップである市長が先頭に立たなくてだれが立つんですか。私はね市P連とか何か言ってますけどね、そうじゃなくてやっぱり市長がね先頭に立って頑張してほしいと私は応援の意味で言いますがね。そういうふうに思ってますので、何か答弁がありましたらお願いしたいと思います。

それから、給食の関係ですけど、冷凍食品の使用実態、今述べられましたけど、二次ではですね確かにそうなってますけど、どうも聞けばですね中国産野菜使用してる所があるようにあります。ですからねなかなか急にはいかないと思いますけど、できるだけ早急にですね中国産をもう取りやめると、もう心配でしょうがない私もテレビを見てね、自分たちのもちろん子どももいるちいうこともありますけどね、やっぱり今の中国の現状を見たときには非常に心配ですからね、そういう方向で動いてもらいたいと思いますし、そういう教育委員会としてあればね現場の方もやっぱり対応する、勉強する、農家も努力するとかね、いうふうなことができるんじゃないかと思うので、その点お願いしたいと思います。それが

ら、地場産物の関係ですが、これは独立法人のですね、農畜産業振興機構というところがですね、2006年3月に発表してる学校給食における地産地消に関するアンケート調査というのがありましてね、全国の学校栄養士から回答をもらってるんですが、今ですね地場農産物の利用先として多いのがやっぱり県・市町村、給食会とかですね、又は生産者、生産者グループというのが1番で、2番が農協、3番が食品産業の事業者という結果になってます。8割以上の方がですね、今後もどんどんね利用していきたいというふうな考えで、取組の主体は今学校栄養士がね自らやってるけど、今後は県や市町村にお願いしたいというふうなものが多いんです。問題点・課題の克服というところを見るとですね、学校栄養士が生産現場に出向き、作物の生育状況を認識しながら献立内容を考えるという、これが非常に大事だというふうになら述べてます。それでこれはある給食センターの資料ですけどね、実際にですねこういう漁業者の方とかね、それから農家の方の実際に作ってる様子を写真に撮ってね勉強をしてきてます。それを実際に献立に生かしてますのでね、非常に私はこれはいい取組だと思うんですよね。ただ問題はですね、今おっしゃったように117社も業者があるしね、農家も千差万別あるわけですし、もちろん食数も違うわけですから、そういう利害関係のものをですね、調整するコーディネーターが絶対必要だと思うんです。その辺をどういうふうになら推進体制を取る中で、何回か会議をやられてるんでしょ学校給食のね関係で。その辺でですねどういうふうな推進体制、コーディネーターをね役割を果たしていくのかということだけねちょっとお聞きしたいと思います。それから、今後の農産物の給食のですね、方法の一つですが、先日おもてなし塾というのがねありまして、福岡の小役丸さんという方がですね、福岡で何か地元の食材を使ってねレストラン開いてる方ですが、ここが地元の市場に出せような市場に出せないような食材を集めて使ってるのかというのがありますからね、そういうのに利用するとか。それから農家、家庭菜園のねされてる人の登録をするとか、それからある所はですね、耕作放棄地を利用してね学校が自ら野菜をね作るとかね、生産者の顔が見える取組、何々ちゃんのねおばあちゃんが作った野菜だよと、そういうふうなですねあっちこっちでやられてますのでね、是非お願いしたいと思います。佐伯のですね今野菜がですねほとんど使われてないのが、サツマイモ、大根、玉ねぎ、グリーンアスパラ、ナス、エノキ、小松菜、レタス、シメジ、こういうのがあまり佐伯産が、もうほとんどですね使われてないらしいです。それで私びっくりしたんですがね、地元の使用アップがネックになっているのは何かと言ったらね、意外にも魚なんですよね、魚。アジ、サバ、メル、これ白身魚の一種だと思うんですが、イカ、エビ、シシャモ、赤魚のサケ、これがですねなかなか地元じゃね難しいと、確かにそうですね一遍に捕れるか捕れないか分からないですけどですね、こちらで捕れない魚もありますんで難しいんですけど、非常にね栄養士が苦労してるらしいんです。ですからねここは水産課ですね、これはもう次長、水産課がですねもっといろいろ援助してね、農業振興課もそうですね、いわゆる農水産業の振興とね結び付けていくような何か方法をですね考えてモデル校、あるいは単独校から始めるとかねいうことを、一遍に7,000食せえというんじゃないんですからね、その辺をちょっと工夫してもらいたいと思います。それから、塩月副市長にもちょっと一つ聞きたいんですけどね、昨年ですね白穂の被害があった時に、経済産業委員会で私がですね、その後のですね作付けの問題で、学校給食とのね連携するような食材の物をですね植えたらどうやないかという話をしたのを覚えてますかね。その時に副市長が、それはいいと検討しましょうということじゃったんですけど、

その辺がですね、その後どうなってるかというのを一つお聞きしたいと思います。それから、時間がないので、食材のですね値上がりの状況ですが、これはいろいろ聞いたらですね、やっぱりもう10%から20%ね4月から値上げ通告を受けているということで、もう今のままでいけばですね平均大体4,000円くらいですね1か月が、これがまあ4,600円、4,800円になるというね、非常に親御さん、保護者の皆さん大変なことになってるんですよ。まあ仮にですけどね、600円上がるうちの300円を市がね仮にですよ負担すれば大体2,500万円の出費になります。100円になればまあその3分の1で終わりますが、それをすぐしてほしんですが、そうは言いませんけど、給食費の値上げを防ぐ対策としてですね一ついろいろ調べてようやく見つけたんですけどね、愛知県の大治町というところがですね、地産地消を進めたことでね食材費が約10%安くなったというふうな実際の例がありますからね。そういうふうな形で給食の値上げがね行われるやっぱりそういうときにね、地元の食材を使って安く上げられるようなこともですね、是非考えていただきたいなあと思います。それから、もう1個民間委託の問題ですが、これはですねちょっと私も問題だと思うんですね。やっぱり調理を民間委託するというのは大きな問題になるかと思うんですね、やっぱそれは何かと言うとですね、委託になりますからねちょっと私もこれは専門ではありませんけど、請負になるね請負の一種だと思うんですね委託もね。直接指揮命令系統、栄養士とですね調理員がね直接いろんなやり取りができるのかなあというふうな思いがあります。その長教審のですね、長期教育審議会のアンケートでもですね、現状の学校給食を保たれるのであれば民間委託でも直営でもいいとこれ52.8%ですね。つまり、今の状態が保たれるというのが非常に条件なんですね。そこをやっぱり考えていただかないと、地産地消がね図れるのかどうかというのが非常に大いに疑問です。配送ぐらいはですね委託してもいいと思いますけど、調理はですね委託を本当にしてね、うまくいくのかなあというふうに思ってますので、何かあれば教えてほしいと思います。それから、ついでにですね統合の問題を言いますとね、これは学校給食衛生管理の基準でですね、調理後2時間以内で給食しないといけないと、食べなきゃいけないとありますよね。しかし、今みたいにですね大規模化してね、センター化して学校から遠くなればですね、作り終わって、作り終わってですからねこれ、搬出してからじゃないんです。作り終わってから2時間以内だから、できないとこかなり出てくるんじゃないですか。な私、今でもね非常に2時間というたら大変ですよこれ、大量の物を作って11時半にはねセンターから出さんと間に合わんと学校にね。そういう現状の中で果たしてですね車だけ走らせてね、鶴見から佐伯まで何分だ、宇目からね弥生まで何分だと、それだけで2時間以内で可能だということはね私は言えないんじゃないかと思うんですよ。さっき矢野議員もですね言っていましたけど、私はね例えば、めん類ですめん類、めん類をね遠くに運ぶ場合に、そりゃ剣道の面ならねそりゃそのまま運んでもそのままですけどね、うどんのめんをですね運んだら伸びるんじゃないですかやっぱりね。それから煮付けなんかね、煮物なんかもやっぱり味が変わってくるんじゃないかと思いますよ。それは弥生のね子どもたちが食べる味と宇目の子どもたちが食べる味が違うとかね、佐伯の鶴谷中学で食べる子どもと米水津や鶴見中学で食べる子どもの味が違うということになるんじゃないですかね、私非常にその辺が心配です。ですから、この点を考えてですね統合の問題もね議論をしていただきたいなというふうに思います。残りが14分になりましたので、最後に給食費の滞納の問題ですが、今何か聞いたらですね80世帯470万円が平成18年度末段階でですね滞納があるという話ですけど、や

っぱり教育委員会がね、滞納の問題を引受けていくわけですからね、やっぱり滞納のねお金の面だって教育委員会が責任を持って私はいいいんじゃないかと思うんですよ。そりゃ一時的に補てんするだけですからね、回収をするわけだから、補てんするだけだからね一般会計からちょっと補てんすることも可能じゃないかとは思うんですね。その後、滞納の分をね回収すれば教育委員会がそのまま回収すればいいわけですからね。その辺をやっぱり子どもたちのことをですね考えていただきたいなあと思います。最後一つね、生活保護とか就学援助の支給時にですね、一度ほら支給してね給食費に入ってくるというものが、もう支給の段階でね引き去られるというふうなことにもうなってるのかどうかですね、その辺をちょっと最後にお聞きして再質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員の再質問の中で、高校再編成に対して考え方がばらばらでないかというような御質問いただきました。私のところに12月27日に来られた方は一応高校PTA、市P連、そして会議所の会頭っていう形でお見えになりまして、どうしたあり方をするのかということで問うたわけです。私が出してる建議書、これ議員見られてると思いますが、さっき言った文面の中で、1校に編成することが反対ですよという言葉では非常に弱いと、3校を1校にとということで、その中でそれより強化した言葉としたと、先ほど意見書を基準として作っておるのでですね、ばらの考えではないと私は思っております。そうした中で5番目にあえて付け加えさせていただいたのが、今の高校の再編成が将来的にも少なくなれば、またそうした再編成ができる。特に1月に私が行った時には、数合わせの合併では困りますと、ある意味新しい行革ということですか、高校再編をするときに、高校の5年生を考えたことも必要じゃあないかと。その中には短大の方法もあるんじゃないかと、そうすれば豊南、鶴岡、両校舎を使った高校の再編成もできるんじゃないかと、だから単に数合わせの合併はいけませんよということをやったわけです。その後、豊南高校からもお見えになったわけですが、学校とすれば、言い方は総合学科を廃止せんで総合選択にならないでくれと、個別な問題だと思うんですね。今の基本的には学校の3校の存続をすべきじゃないかというのが今回の私の建議書であり、そうした中で高校再編するとすれば、今佐伯市の場合は、短大もありません。それから各種学校もありません。全部市外地に行くと、そのように今高校そのものが義務教育化された中で、そうした専門学校の必要も入れた県立のシステムを考えてくださいということで、これは動きが遅いんじゃないかって、動きが速すぎて向こうは私は返事ができないと思ってます。特に、これは翌日に出ましたがこれ高校の5年生の問題ですね、これ読売新聞で出ております。翌日にたまたま職業校については5年生を年内にも法改正をしようかという案も出てました。県の方もそうした部分を視野に見ながら、今回はそういう発表をさせていただきたいということで電話いただき、そしてその後については話し合おうということで、私どもは他の市と比べてもですね、議会にしても意見書を採択して非常に議会も前向きにやられたと思ってます。そうしたことで、私は遅れてることではなくて、先に進んでおると思ってます。そして県との話し合いの中にまた、一緒の中で佐伯市の中のあり方をですね統一化していくことも、私は統一してないと思っておりますし、統一した以上に強化したものを私が出させていただいておりますという認識を持っております。以上です。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 903平方キロメートルという広いですね、この合併の難しさを学校教育を

含めですね、改めてまた感じております。先ほど言われました給食等でモデル校を設立するという御意見で本当にあの一度にですね全子どもですね、食事等を地産地消です、やるというのは我々にとって非常に苦手なところがございますので、あるセンターを中心にですね地域と連携しながら、自給率の向上にもつながるしですね、高齢者も元気出るし、そしてまた大きい意味でですね社会の流れといいいますか、非常に第一次産業っていうのはですね非常にこう外国の製品にですね押し流されております。旧蒲江の給食の食材を見てもですねほとんどチリ産とかですね、南米産の冷凍野菜が入ってきておりました。本当に子どもたちにですね食材費が安いから、高く取れないから仕方がないんだということも聞きましたけども、議員御指摘のようにですね、畑もありますしですね、食材費を上げずにですね何と言いますか、さっき答弁とは逆行しますけども、一般財源をね使ってでもですね、子どもたちの安全・安心、本当に佐伯の未来を担うですね子どもたちの教育であります。子どもには栄養と教養と、私の持論でございますので、頑張ってみたいと思いますので、応援のほどよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） では大変申し訳ありません。簡単にお答えいたします。まず中国産の第一次食品ですけども、自給率40%という日本の中ではどうしても中国産の物を使わざるを得ないところがあるかと思えますけども、そこ辺十分に注意しながら食品を選んでいきたいと思えます。次に、地産地消ですが、実はですね先ほど議員は地産地消を使って給食費を安く、食材費を安く仕上げるというふうにおっしゃいましたけど、現実にはなかなか地産地消っていうのをしますと食材費は高くなります。給食調理場がですねかなり機械化されておりますので、曲がった球とかですね、本当はそうでなければならぬそういう野菜がなかなか使いにくい状態でもあります。そういうところで多量の整った形の食材をそろえるということは大変難しい状態にあるということもございませぬ。これは先日、国東の方の実際に地産地消を使ってらっしゃる所に行ってまいりましたけども、現実にはそういうまとまった量をそろえるときはなかなかそれではそろわないというのを現場の声も聞いております。それから、魚がネックということでございませぬけども、佐伯の方では年に1回ですね、丸ごと大分県の日ということで、まるごと大分県の日ということで、佐伯産のブリをですね各学校にですね出してあります。大変うれしいことです。ただこれもちょっと高いんです。申し訳ございませぬ。それと調理だけ、委託のことですけども、調理を委託するのはどうかという御意見でしたけども、教育委員会の方では調理のところを委託することについては、そういうふうには問題を感じておりませぬ。それを管理する、給食を管理する部分とか、施設を管理する部分は全部直営でやりますので、そこんところは問題ないと感じております。それから、給食を作り上げてから食べるまで、先ほど矢野哲丸議員の方にお答えいたしましたけど、作り上げてから食べるまで最長のところで50分になっております。うどんとかですね、若干の、うどんもその中に入れたまま運ぶということはございませぬので、ただ、どうしてもそこには違いがあるかもしれませぬけども、そんなに質は落ちないこちらの方では思っております。あと、給食費の滞納の件ですけども、例えば生活保護を受けていらっしゃる方に、生活保護費の方から直接給食費をいただくという、この方法についてはですね、国の方も実は会計検査の結果の方でですね、何かそれを進めるようにということで来ておりますので、そういう方法でやっていきたいと思えます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 菅部長のですね、最後の答弁を聞きたかったですけど、ちょっと時間がですねどうしても長くなったんで大変残念ですが、恐らく菅部長であればですね、ちゃんとやってくれるというふうに私は思いますので、最後にそれはお願いをしときたいと思います。よろしく申し上げます。

それと給食の関係ですけどですね、高くなるという話、実際ね私もそうかと思えますけどね、やっぱり工夫次第でね、どうでもなるんじゃないかと思えますので、その辺をお願いしたいと思います。それから、民間委託、統合の問題はですね、私も思うんですよ。子どももね保護者もそれから地域の人も学校現場も、もう地元の議員さんもみんなね賛成なんですよと、高司議員あんなだけが反対しちよんのやってね言うんなら私もね賛成なんですけど、しかしですね、さっき矢野議員も言われたようにね、地元の人たちもね、まだまだ納得できないんであればね、これはやっぱり早く急いであるべきじゃあないというふうに思えますので、その辺ですね最後お願いしたいと思います。

それから高校改革ですけど、私もですね一応県はですね、平山室長なんかとね話す機会なんかもあったりしてるんですけど、どうもですね地域の意見をね聞くといいながらですね、いろいろ疑問を投げかけてもね、意見を言っても何かまるで想定問答集を作ってねそれに応じて答えているちいうような感じでね、本当に真しに受け止めてるという姿勢を見られないんですよ。だからね、言い方悪いけど佐伯市が甘くみられてるんじゃないかという気もするんでね、やっぱり私としてはですね、市長今いろいろ言われましたけどね、これは私だけじゃあないんです。周りのね市P連の方もそうだし、もっとやっぱり市長動いてくれんかなあと、市がね頑張ってくれんかなあというのがですね私だけじゃなくて周りの方のですね思いでありますのでね、やっぱり県と対等にわたりあえるのはね、私はやっぱり市であり、市長じゃないかと思えますので、その辺をですね十分くみ取っていただいてね、市民・世論をバックにしてですね、ちょっとしゃれじゃあないですけどね、県に向かってつばを吐くとね、天じゃないです、県に向かってつばを吐くぐらいのことをですね。そういう姿勢をね見せていただきたいと。そのことをですねお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。超眠たい時ですので眠らんように気合い入れてやりたいと思いますのでよろしく申し上げます。もう私の年代になりますと辞める方がちょうど多くなっておりまして、これを最後に同級生がいなくなるかなあというその時期に当たっております。一人だけ例外がおるんですけども、この人とはまた付き合っていかなといけんかなと思っております。どうも御苦労さんでした。御苦労さんでしたと言うんだけど、まだ勝負が残っておりますので、よろしく願いいたします。

1番目としまして、港湾計画の変更についてお聞きいたします。港湾計画の改訂作業が進んでおります。執行部の答弁によれば、平成20年代前半に改訂が行われると伺っております。既に環境アセスメント等の基礎調査が終了し、経済調査、関係企業の個別移行調査、市民アンケート調査の段階にあると思われます。港湾計画策定の幹事会や委員会において検討を実施するものと思われますが、幹事会や委員会ではどのような人が委員となっておられるの

か説明してください。また、経過報告及び今後の手続きについて説明してください。石間埋立て、すなわち大入島東地区廃棄物埋立護岸整備事業は、平成9年度に事業認定され、それから13年間にわたり事業が停滞しております。その最も大きな原因は東地区の漁業者及び石間区の住民の了解が得られていないことです。執行部及びマスコミ等が反対運動に対して言葉を使うとき、一部の漁民、一部の住民という表現を用いておりますが、この言葉によってほとんどの人々が賛成していると言いたいのかもしれません。しかし、最も重要な問題を見落としているように思われます。それは単に一部の漁民や住民の反対ではなく、正式な法的手続きによった直接の利害関係者の反対であるということです。前々回の一般質問で港湾計画及びそれに基づく廃棄物埋立事業で、大入島東地区に埋立区域が掛かっていたことが、大入島東地区すなわち、荒網代区の漁民が反対していた根本の理由であると述べたことに対し、市長はそうではなく、それ以前から東地区に掛かるのはおかしいという話があったので、その時点で市の方もやり変えて西地区の同意で範囲が変わったという趣旨の答弁をしております。つまり間違っていたのでやり変えたということだと思います。しかし、市民の生活に重大な影響を及ぼす佐伯市でもまれな巨大大事業をやっていったわけです。そのことには目を向けず、悪いところは切り離せば済むと考えているところに根本の問題があるように思われます。この事業は平成9年4月に国によって事業採択されたものですが、当初から大入島東地区と大入島西地区の二つの共同漁業権区域にまたがっておりました。したがって、埋立て事業を実施するには大入島東地区と西地区両方の漁民の同意が必要だったわけです。ところが、このことは3年間秘密にされ、平成12年3月26日の東地区総代会で初めて明らかにされたのです。平成5年に佐伯港港湾計画ができたんですが、大入島東地区の漁民には県港湾審議会が終了した3日後に、しかも図面も示さずに説明会をしております。何も意見を聞かず勝手に港湾計画を作ったことになりませんが、その時から数えると7年間も秘密にして事業を推進してきたわけです。この時になって初めて事の重要性を悟ったのか、総代会には市長や県の担当者ら多数が出席し説明会を持ちました。しかし、反対意見が続出し結論が出ず、1か月後に全員集会を開き、再度説明会を開くことになりました。しかし、ここでも反対意見が続出し、同意書を配布することも決められませんでした。しかし、結局は執行部の強い要請でやむなく総代会を開き、漁業法に要求される書面同意を取るようになりました。法律上漁業権放棄には、漁業を営む者の3分の2以上の同意が必要なのですが、156名中わずか42名の賛成しか得られず、圧倒的多数で石間埋立事業が否決されました。本来ならこれで事業は中止です。しかし、執行部は半年後の平成13年2月に再度説明会を求めます。開かれた総代会でも結論が出ず、魚種別の役員会を開き、やっと再度同意を取り直すことが決まったのです。3月5日ごろ全漁民に同意書をまた配布し、再度同意を取り直したのですが、結果は以前より少ない40名の賛成者のみしかなく、またもや埋立事業が否決されたのです。二度も大差で否決された。しかも否決の理由が巨大大事業そのものに対する反対だったわけですから、事業を中止するのが当然です。ところが、県と市は強引に事業を推進する方向にかじを取ります。平成13年5月8日、大入島地区港湾環境整備事業の推進についてという要望書を市長、議長、商工会議所会頭、大入島区長会長の連盟で県知事あてに提出したのです。これがその時の要望書です。この要望書でゴーサインを出したというか、変更した上でゴーサインを出していったということになります。西地区総代会でしゅんせつ工事と石間埋立てが切り離されないと断言しているし、内容はこういうふうになっております。と言っているし、佐伯

市も埋立地を公営住宅と公園にすることは必要だと考えるから、大入島西地区海域で事業を推進してくれという内容になっております。市長が西地区の漁民の同意で変更になったと答弁で述べましたが、この要望書を指しているものと思われます。県はこの要望を受け、東地区に掛かっていた漁業権取り消し、漁業権消滅区域3,600平方メートルを削り、制限区域2万5,800平方メートルに対して漁業補償金990万円、西地区に1億8,000万円を提示し、10月26日漁協の臨時総会を開催させました。大入島東地区の制限区域に対する同意なしに総会を開いたわけです。漁協の理事会に県土木の所長が出席し、制限区域には漁民の同意はいらないと説明し、強引に総会開催を求めました。大入島東地区と西地区両方の同意が必要な事業であるのに、一方だけの同意があるだけで強引に事業を進めていったわけで、極めて危険な手法を選択したことになります。制限区域に住民の同意は不要としながらも、県は当然のことながら東地区の漁民の同意にこだわります。このままでは工事ができないからです。東地区総代会が平成14年5月24日に県・市の強い要請で開かれました。しかし、総代会では既に結論は出ているとして3度目の同意取得は拒否されたのです。それでも県は3度目の同意取得を要求しますが、再度拒否をされます。ここで県は東地区に対して初めて東地区での事業打ち切りを通知したのです。平成14年6月2日のことです。これが県から届いた打ち切り書になります。これでもう東地区の事業はしませんということになったわけです。平成9年4月に国によって事業採択されながら、東地区が漁業権変更区域に掛かっていることを一切説明せず、3年もたって初めて関係漁民に告げたのです。3年間も秘密にされてきたにもかかわらず、先に述べたように漁民は真剣に繰り返し繰り返し議論いたしました。その上で、大差で埋立事業を否決したのです。ところが、否決されるや県・市は全く誠意のない行動に出ます。漁民が反対をしても事業に影響が出ないように、漁業権変更部分だけを切り離すという策を講じたのです。そして事業から切り離れたあとは、少数の反対漁民というレッテルをはり、反対する者の気持ちを力でねじ伏せようとしてきたのです。石間漁民についても同じです。平成5年8月に港湾計画が策定されたのに、住民には5年間秘密にされてきました。平成10年になって石間婦人会からの要望によって初めて説明会が開かれ、埋め立てられることが知らされたのです。説明を受け石間区住民は平成10年4月12日に石間区臨時総会を開き対応を協議します。その結果、投票総数331票中、賛成が93票、反対が231票、中立7票となり、圧倒的多数で埋立て反対が決まったわけです。反対運動はこの決議の下、現在石間区によって行われております。県の立場は一貫しております。事業を推進する上で石間区の同意など不要だと言うのです。石間埋立事業は重要港湾の事業です。国・県の事業だから区が反対しても文句は言わせない。黙って従えという構図になっております。最も影響を受ける住民のことなど考えず、有無を言わず事業を進めていく。このようなことが現在の社会で行われているわけです。どうも手法に大きな誤りがあるように思われてなりません。埋立地を公営住宅と公園にするという目的が何の意義も現在持たなくなっております。また、当初250万立方メートルと言っていたしゅんせつ土砂と公共残土も今では合わせて20万立方メートルにも満たないようになっております。埋立地建設の根拠は消滅しているというふうに使われます。しかも県・市の財政も47億円もお金を不要な建設費に回すほど財政的にも余裕はないはずです。事業計画を見直すべきときにきているように使われます。埋立地の見直しはこれまで何度も提案してまいりました。しかし、港湾計画があるから容易には変更できないという理由で提案は拒否されてまいりました。しかし、今はちょうど港湾計画改訂の作業中です。

事業を見直すことができる絶好の機会ですので、ここで改めて質問いたします。平成13年5月8日に県知事に提出した要望書で工事区域を大入島西地区に限定いたしました。計画も縮小されるのでしょうか。また、県知事は平成16年12月に当初の17.3ヘクタールを約3分の1の6.1ヘクタールに縮小し、港湾計画も見直すと述べておりましたが、今度の計画ではどのように縮小するのでしょうか。女島地先の水深14メートルのふ頭工事では、これまでの一般質問の答弁では、平成20年ごろから埋め立てると伺っております。今年からです。もう決まっているころと思われます。どこの土を利用するのでしょうか。何度も聞いておりますが、ちょうど時期ですのでお答えいただきたいと思います。また、高速道路の残土については、答弁がないままに残っております。佐伯蒲江間の工事残土は何立方メートルと見込んでいるのでしょうか。また、どのように処理されるのかお答えください。既に基礎調査が終了している環境アセスメントについてお聞きいたします。環境調査については1,800ページ以上の資料があります。これを入手して検討いたしました。石間埋立予定地は大量のホンダワラ等が繁茂する藻場になっております。ヒジキも大量に採取されております。約1キロメートルにわたって藻が群生する貴重な場所であり、海水と番匠川との水が合流する大切な場所ともなっております。佐伯湾の生態系を守るためには絶対に埋立てによって失ってはならない場所であると考えております。当然に港湾計画を改訂するときには、影響を受ける場所を調査することになるのですが、藻場調査についてお聞きいたします。平成19年3月に作成された報告書の第3ページ図1の2の2に調査した場所が示されております。興人の導流堤とトオドオ鼻、つまり石間のトオドオ鼻より内側に限られております。なぜこの区域に限ったのでしょうか。港湾区域内の荒網代地区の東島から石間のトオドオ鼻までの間の藻場はどのようになっていると理解しているのでしょうか。貝の調査についてお聞きします。平成15年10月に石間の埋立予定地の周辺で絶滅危く種の貝が発見されました。なぜこれらを調査しなかったのでしょうか。しゅんせつ土砂についてお聞きします。報告書では、底質調査の結果がデータとして示されております。一般項目としてCOD、硫化物等が調査されています。その法的根拠は何かを説明してください。COD及び硫化物については水産用水基準を超えているものもあります。何も問題はないのでしょうか。今説明したところを簡単に図で申しますと、このようになっております。これは港湾計画の女島ふ頭の部分です。これが現在14メートル、マイナス14メートル、水深14メートルのパス、これが5万トンが2台入ることになっております。そして、ここはしゅんせつをすることになっている部分です。実は5万トンが2台入ることになっているんですけども、5万トン1台を今石間埋立てに使うことになっておりますから、この部分しかありません。この部分だけをしゅんせつする。これが佐伯の事業、佐伯の経済にとって非常に重要なものだという事になっているわけです。だから、ここだけ削れば事は済むということになります。で、このここだけ削ればという部分は既にもう登記されております。石間ではなくてもよかったわけですね。既に大分の大在に26万立方メートル、そして彦島に35万立方メートルが入っておりますから、なぜ石間じゃなきゃいけないのか。そこが問題になっているわけです。そして、ここがマイナス12メートル、つまり水深12メートル3万トンパスになっております。ここが8万約8.3ヘクタールあります。ここに60万立方メートルの土砂が入ります。ここと非常に近いということですね。そして、現在ここに鶴谷ふ頭なんですけど県のふ頭になっております。ここに217バイパスの残土が積まれております。そして、今ここが土を入れるのを待っているという状態になってい

るわけです。ほぼ90%近く終了していると思われます。これが、ここが石間埋立地になります。トオドオというのはここです、トオドオ鼻というのはここで、これが導流堤です。この内側だけを藻場の調査をしたということになります。

第2番目に、藻場管理と水産振興についてお聞きいたします。食料自給率を高めることの必要性が食の安全の面から取り上げられております。一方ではえさ代や飼料代の値上げ、石油価格の高騰から厳しい経営実態が訴えられております。一次産業が非常に注目を浴びる状況になっておりますが、今回は港湾計画改定との関係もありますので、海の環境保全という面から藻場の問題に絞って質問いたします。平成9年ごろから佐伯でも磯焼けと称する現象が発生し、鶴見町の大島、蒲江町の名護屋湾、屋形島などで昆布と同じ種類のカジメ、クロメやヒジキと同じ種類のホンダワラ、ガラモ等の大型海藻が育つ藻場が消失したり、極端に減少したりし始めました。海の生態系にとって大きな影響を及ぼすと心配されておりますが、魚介類にとって藻場はなぜ必要なのか、藻場と魚介類の関係を説明してください。佐伯市の藻場の現状はどうなっているのでしょうか。現状を説明してください。現状を知る上で適切な資料は作られているのでしょうか、ありましたら紹介してください。佐伯市では藻場の育成にどのような施策を行っているのでしょうか、説明してください。ナマコの放流についてお聞きする予定だったんですけども、ちょっと項目が多すぎますので、今回はちょっと割愛させていただきます。

第3番目としまして、福祉バスの運行についてお聞きいたします。スクールバスを福祉バスに利用することが南中校区、大入島中校区で採用されると聞いております。どのような点に問題があるのか説明してください。これを書いている時にはまだ大入島の点のご破算になるという、今のところまだちょっとストップが掛かるというようなことを聞いておりませんでしたのでこういう質問になりました。内容がちょっと分かりましたらですね、内容も合わせて説明してください。どのような点に問題があるのか説明してください。また、この方式は合併によって不便となった交通体系をよみがえらせる切り札の一つのように思われます。他の地域へ広げることにはできるのか御説明お願いいたします。最初の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 和久議員からの御質問が私の答弁最後になるかと思います。よろしくお願ひいたします。

議員から港湾計画の変更についての質問にお答えします。佐伯港港湾計画の改訂作業の進ちょく状況につきましては、平成18年度及び平成19年度に港湾計画改訂に伴う環境影響評価のための事前調査を行ったところです。今後は港湾利用者、漁業関係者、地域住民、関係機関等からのヒアリング等を行う予定であると聞いています。どのような人が改訂作業に加わっているのかということですが、港湾計画改訂につきましては、有識者、港湾利用者、漁業関係者、地域住民、関係機関等からなる長期構想検討委員会において改定素案の策定作業が行われる予定であると聞いています。また、この検討委員会は今後設立する予定であるということです。今後は、これからの方々を含め多くの方々から広く意見を収集し、この長期構想検討委員会において改訂素案を策定いたします。その後、大分県地方港湾審議会にはかる予定であると伺っております。次に、石間地区の埋立計画17.3ヘクタールの縮小についての御質問ですが、このことについては現在行われております佐伯港港湾計画の改訂作業の中で検討されていくものと思われます。また、水深14メートル女島ふ頭の埋立てにはどこの土を利

用するのかなどの御質問ですが、大分県の説明では、水深14メートル岸壁整備の進ちょく状況に合わせて埋土を行う予定であり、具体的にはまだ決まっていないとのこととあります。高速道路の残土についての御質問ですが、東九州自動車道の佐伯から蒲江インターに向けた工事により発生する建設残土の量はおおむね約100万立方メートルだと聞いております。現在残土処分場確保に向け、国・県・市ともに真剣に検討しているところですが、何分にも膨大な量であることから、その処分場の確保に大変苦慮しているのが現状です。残土処理場の確保が東九州自動車道の工事の進ちょくに大きな影響を与えかねない状況であり、真剣に取り組んでいるところです。次に、環境アセスメントの御質問ですが、港湾計画の改訂に伴い環境影響評価のために必要となる項目などについて事前調査を行ったものと聞いております。なお、計画改定に伴う環境影響評価の作業につきましては、今回行われました現地調査結果に加え、既往の現調査結果や他機関等において実施されている調査結果なども参考にして作業を進めると聞いております。藻場の調査範囲については、既存調査データの蓄積が少ない箇所を中心として調査を行ったと聞いております。また、藻場の状況につきましては東島からトオドオ鼻を含め、大入島東海岸には広範囲に分布が見られますが、埋立て予定周辺の高藻の分布は疎生であると認識しています。貝類の調査については、平成15年度に調査をしているため今回は実施しなかったと聞いています。しゅんせつ土砂の底質調査については、法的には定められておりませんが、現状の把握のために行ったとのこととあります。また、COD及び硫化物における水産用水基準の数値ですが、これは日本水産資源保護協会が刊行している水産用水基準での数値であり、水生生物の生息環境として維持することが望ましい基準として設定されているものであります。これも法的に定められているものではなく、埋立てに制約を受けるものではないと聞いております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 和久議員の御質問のうち、藻場の管理と水産振興についてということでお答えをいたします。初めに、藻場の必要性についてということですが、沿岸域には干潟や砂浜など魚介類の幼稚仔育成場として機能する場が存在しますが、その中でも藻場は外敵から身を守るための隠れ場所やえさとなる付着生物が多くあることから重要視されております。また、藻場は海藻を好んで食べる磯根資源、特にアワビ、サザエ、ウニなどのすみかとなることから、これらの魚介類の漁場としての機能を持っております。次に、本市の藻場の現状については、県が主体となって実施しました緊急磯焼け対策モデル事業により、平成16年から17年に掛けて詳しい調査を行いました。調査では、佐伯市沿岸部の390か所においてスキューバ潜水により海藻の分布状況を調べました。これによりますと、本市の沿岸部における海藻の分布は、一部ではいまだに濃密な分布が認められているものの、総じて減少傾向にあり、特に蒲江地区においては過去に発生した磯焼けにより海藻が大きく減少し、現在も回復していない状況でございます。藻場の育成につきましては、市内各地の海域において投石による藻場造成を行っております。平成19年度には鶴見の有明・梶寄地区で実施しました。そのほかに、平成20年度から2か年で鶴見、米水津の各所において事業を行う計画をしております。また、県が実施主体となった藻場造成事業についても、平成19年度から平成21年度の3か年で大入島、これは高松浦・塩内浦でございますが、鶴見・中越浦、蒲江、名護屋・みごの浦・葛原の4地区6工区において整備を進める計画でございます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは和久議員の3番目の質問、スクールバスの福祉バスとしての利用に関する御質問にお答えをしたいと思います。スクールバスは対象者を児童・生徒等に限定した交通サービスであります。スクールバスをコミュニティバスとして再編する場合の問題点としましては、一般に次のような点が挙げられます。まず、国庫補助等を受けたスクールバスについては、一般の人を児童・生徒等と一緒に乗車させる形態、いわゆる混乗化を図るには、本来の利用に支障がないことなど、一定の要件をクリアした上で文部科学大臣の承認等が必要となります。また、スクールバスを利用するということから、現在これを利用している児童・生徒等の保護者や学校の御理解と御協力を得ることが是非とも必要となってまいります。さらに、路線の設定に際しましては、できる限り既存のタクシー業者や路線バスとの競合を避ける必要も出てまいります。次に、スクールバスの利用を他の地域に広げることができるのかということですが、本市では平成18年度に策定しました地域公共交通計画において、地域交通の利便性の向上を図るため、既存の交通サービスを有効に活用するという観点から、スクールバスなど利用対象者が限定されたバスについては、これをだれでも利用できるコミュニティバスとしての再編を検討していくこととしており、このような形でスクールバスの利用を他の地域に広げていきたいと考えております。その際、特にスクールバスのコミュニティバスとしての利用に当たっては、保護者の皆さんの間には、一般の人との混乗化による児童・生徒等の安全面を心配する声が強いのが実情であります。そこで保護者等の御理解を得るため、基本的には児童・生徒等の送迎だけを行うスクールバス本来の運行を確保した上でスクールバスとしての空き時間を利用するという形でコミュニティバスの導入を進めていきたいと考えております。なお、このようなスクールバスの空き時間を利用するという形でコミュニティバスの導入案として、まず大入島地区と青山岸河内線を考えました。地元に出向いての説明会の中で、大入島につきましては、渡船業者との御理解がいただけなかったということもございまして、まず佐伯南中学校のスクールバスを利用したコミュニティバス、黒沢・岸河内線の開設につきまして今議会に追加提案させていただくこととしております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 御質問いたします。まず最後の点、福祉バスの運行についてですけれども、非常におもしろい試みだと思っています。やはり競合してる中で、一番問題になるのがですね、やはり現在運行状態にある業者との絡みだと思っんですよね。だから大入島が渡船業者の関係でちょっとできなくなったというのは非常に残念なんですけれども、将来的には渡船業者の方も理解してくれるものと思いますんで、是非ですね根気強くお願いをしていってほしいと思います。特に、田舎の方では現在のバスというのはですね、本当に1便か2便1日にあるだけですね、特に土・日になるともう運行停止とか運行中止になってるのが多いですから、だからそういうところで、特にお年寄りにとって酷な結果になっておりますからですね、そこを是非他の地域にもですね、ちょっとお金は掛かるかもしれませんが、広げていけるようにしたいと思います。恐らく合併が成功するかどうかというのはこれに掛かってるんじゃないかと思っています。だから、非常にすばらしいものとなっていくようにですね、頑張ってくださいと思います。もし何かありましたらお願いいたします。

石間の埋立てなんですけれども、これは佐伯市がお金を出した調査ですよ。佐伯市が1,200万、2,400万に対して1,200万、平成19年度はちょっと内容が分からなかった。恐らくやは

り2分の1は出していると思いますね、だから非常に大金を出してるわけですから、県の言うままというわけにもいかんと思うんですね。やはり、こういう所を調査してほしいというのがあればですね、そこはきちんと要望を出してやっていくのが筋かなと思います。そして、この港湾計画の改訂というのは単に県がやるだけじゃなくって、やはり今言われたようにですね、長期構想検討委員会ですかね、こういうのが恐らく佐伯市が主体になって、県が主体なんですけども、佐伯市がそれに加わるような形でやっていくんだと思うんですよ。恐らくここでほとんどすべてが決まっていくのかなと思いますね。だからこれから決めていくということですので、もしですね、やはり今どう進むか、引くかどうするかという非常に重要な時期に来てると思うんですよ。それがほかの人にもいろいろと差し障りなくできる一番いい時期だと思うんですね、是非ここで何らかの決断をしてほしいと思うんです。それはやはり地域のことも考えながらですね、佐伯市全体のことも考えながら、一体何が重要なのかということをして是非検討した上でいい結果を出してほしいと思います。その一言ありましたらお願いいたします。県の港湾審議会については、これは市長が入るようになってますね、県の港湾審議会だけは市長が臨時の役員として入ると思います。以前は旅客組合の会長とかですね、それとか船舶組合の会長とか佐伯の出身の方がおったんですけども、今どうなっているんか分かりません。市長が出ることは恐らく確実だと思うんで、そういうところも含めてですね、やはり佐伯市の意向というのをその場で言えるように体制をとっておいてほしいと思います。是非解決をしてほしいというふうに思っております。この埋立区域の問題ですね、これもまあ検討委員会ということなんですけども、やはりこれはもう既に県知事が新聞発表してるやつですね、これ県知事がやはり現在の港湾計画は変えるっていうのは先ほど言ったとおりなんですけど、当時の県の土木部長ですね、この県土木部長も埋立計画地、これは藻場についてはまず石を使って藻場を計画地の南側に復元するという形で言ってますね。そして、県や水産庁などのレッドデータブックにある貝類が見つかったが希少種についてもこれは貝類などは移してできる限り保全すると。住民の声を受け止めて埋立面積は当初計画の3分の1程度に縮小、1期工事だけを行うことに決めたと云うわけですね。だから、当然調査もそれを見越しての調査になるかと思うんですよ。仮にやるとしてもですよ。そりゃもちろんやらなければもうそれはすべてなんですけども、もし仮にやるとしてもその所を当然調査をしとかんといけんはずなのにやってないというところが見えるもんですからね、言ってるわけです。それと高速道の関係ですね、高速道でまだ100万立方メートルと言いましたね。これ100万立方メートルなんですけども、これ場所が決まってますよね大体、大まかには決まってると思うんですよ。インターを造る所は埋土じゃないとできない所ですからね、だからインターの計画というのはもう既にできてますから、そこに幾ら入るのか、そこをきちんと答えていただけたらと思います。それと直轄事業、これはもう具体的にはまだですと言うんですけど、本当は後ろにある土を入れたいと思ってるだと思っと思いますね。もう興人がこづんでる土がありますけども、あれをそのまま使いたいと言うんだと思うんですけど、公共事業の土を利用するという主旨に反してきますよね。だからそこでどのようにお考えなのか、そして今野積みされている217バイパスのトンネル残土ですね、あれを当然使うべきなんです。非常に近いですからね。そういうふうに思うんですけども、そのところ一言ありましたらお願いいたします。

それと藻場についてなんですけども、これは先ほどまあ絡みが出てくるんですけども、川

人部長が言われた分とですね、絡みが出てくるんですけども、これはさっき言われた藻場の事業がありますね、結局調査をしとるんですけども、これ藻場が赤の所が皆なくなった所ですね、全滅してる所ですよ、これはホンダワラですね、これ蒲江、米水津なんですけど、この赤になってる部分、これは全部消失してるということですね。これがカジメ類、だからさっきの昆布類のたぐいなんですけども、これも赤の部分がやっぱり消失してる。だから非常に蒲江は水産で持っているところなんですけども、恐らく相当に心配していると思うんですよ。で、石を入れてただ付くもんだったらいいんですけども、そう簡単にはいかん。だから、やっぱり環境をきちっとしてやること。ここがもうすべてだと思うんですね。だから、その環境をどうしていいかがまだ分かっていけばいいんですけども、分からんからいろいろと県が調査してるんだと思うんですよ。県の調査ぐらいではとても済まんもんがあるわけですから、やはり環境保全に十分に注意してほしいと。特に佐伯市につきましては、気になるのがこの大入島の内側ですね、内側の彦島辺り、ここがもう、それと高松の辺り、ここがなくなってきているわけですね、本来ものすごくあったんですよ。四、五年前に調査した時はもう底の藻の中に突っ込んで行けないくらい群生してたんですよ、それが見たらもうペケになってる。つまり全くありませんという形になってる。特に、私がなぜ言わなかったんですかといったこの東側ですね、ここは正に群生なんですよ。だからここで言えば、50%から75%のところがいっぱいあるわけです。で、石間の所はさっき建設部長が言われたんですけども、これは本当にまばらです、まばらじゃないですよここは。これは測ったのはどういうふうにして測ったかという100メートルですね、100メートルでどれだけの率があるかというので測ってるわけですよ。で、石間の場合は急減に深くなっていったわけですよ。20メートル、水深20メートルに一気にいくんですよ、だから場所は非常に狭いんですよ。けれども群生してるんですその区間は。だからまばらとかというのとは全然違いますよね。ちょっと認識が違うんじゃないかと思うんですけど、建設部長の方ですねこれは。関心がないかもしれんけど、関心を持って教えてください。それと希少種の貝、これはまあ先ほど言われたこれ希少種の貝、なぜ私が希少種の貝と言うかということですね、これはレッドデータブックに載ってる貝が幾つも見つかるわけですよ。なぜ大切かという、このようにほかのここでは生息できない貝がすんでるということが重要なんですよ。つまり、非常にきれいなその貝がすむのに生息するのにものすごくいい場所だということを示しているわけですよ。だからなぜここを埋め立てるんかというのが一番問題になるのです。その藻場の問題、藻が生えるということももちろん非常に重要なことなんですよ、環境がいいってことは。それに加えて、さらに希少種の貝がすめるような場所であるということ。だからもちろんここには伊勢エビもおります。天草があれば伊勢エビが食用にしますからここにすみますよね。だから非常に重要な所で、特に白浜海岸あそこだってアマモがおりますね、ジュゴンのえさになるようなアマガが群生してるここ書いてますよね。だから、非常に東側というのはものすごく重要な所なんで、やはり環境として、佐伯の恐らくゆりかごになると思うんで、是非残しておいてほしいと思うんですよ。先ほど河野部長は、食用等アワビ等のえさになるということ言われたんですけど、実はこれはもちろん生物の産卵場所ですね、育成場所になりますし、そしてこれ光合成をしますから光合成で炭酸ガスを閉じ込めますよね。そして酸素を出す、そしてそこで魚が生きていける。魚介類が生きていける場所を作り出すということですね。そしてさらにチッソやリン、これも全部吸収していきますよね。だから環境の

浄化、海の浄化にものすごく役立つ。そして、さらにいろんな生物がすめるような環境になるということで生物の他面な多様な生物を生存できる場所になるという。非常に藻場というのは海の環境にとって、私たちが管理できない、なかなか管理できないもんですから、せめて藻の管理をすることによって、そして生態系を守っていかうと。そして藻がなくなったときは何か異常があると。そういうふうを考えていくんがいいんじゃないかと思うんですよね。海の管理もそうですし、水産の方の管理もそうですし、是非建築の方も建設の方もこういう所をつぶさないでほしい。そこに対して一言お願いいたします。次に、水産用水基準ですね、これは前から興人のあそこはヘドロがたまっているといわれてたんですけども、正にそれは硫酸で処理したやつですよ。硫酸で木を処理して、そして繊維を取り出す。そしてそれをナトリウムを入れて、ナトリウムとアルカリ分を入れて中和して、そして海に流すという非常に汚いものになって出ていくんですけども、そのためにイオウ分というのがものすごく多いんですよ。だからヘドロすくって臭ったら分かると思うんですけども、正にもう本当に鼻をつくような硫化水素の臭いがしてくるわけです。もう硫化水素が出たらもう魚は死にます、即死ですよ。で、イオウ分があるということ、これも是非気にとめておいてほしい。そして、CODこれは水産用水基準というのはCODは、1グラム中20ミリグラム以下となってるわけですね。そして硫化物というのが1グラム中0.2ミリグラム以下、でこれももう既に超えてるわけです。0.26とかCODについて言えば22とか21、26、こういう値を示しています。ということは、このしゅんせつヘドロが流れ出たときに、ほかの魚にもものすごく影響を与えるだろうと。私は先ほど彦島がなくなっていると言いました。もう消えてしまってるんです。正に指夫^{ささぶ}であそこはヒジキが群生していたんですよ。そこが埋立てと称して、藻場と称してそこに入れました。その興人のしゅんせつ土砂をですね。その時にもう真っ白になりました。貝殻のあとだけが残って真っ白にそれこそ何百メートルにもわたってなっていました。そういう状況というのが出てくるもんですから、その心配してるのはやはりみんな工事とか何とかでみんな心配してるんですよ、そのこのところの気持ち、それも是非きちんとくんでおいてほしいと思いますね。以上です。よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 再質問にお答えいたします。いろいろ項目がありまして、ちょっとまとめ切れてないかもしれませんが、ひととおり答えていきたいと思っております。まず、港湾計画の改訂に伴って各種委員会が開かれますけれども、その委員会のメンバー、和久議員が言われますように、市長はもちろん入ってまいります。その改訂前の検討委員会等の中で、今後将来の港湾計画が策定されてまいりますけれども、議員おっしゃいますように大変これは重要な会議になろうかと思っております。慎重な決断をもちながら、その会議の場で将来の港湾計画の策定に臨むよう、建設部といたしましても要請していきたいと思っております。それから、県知事が縮小を計画をしたということでございますけれども、現在の港湾計画の17.3ヘクタール、これはまだ生きておりまして、そのうち1期工事として3分の1程度に減らすという方向性を決めたという解釈だと思っております。正式には今後の港湾計画でないで縮小という言葉は出てまいりません。それから、東九州道関係にかかります残土の量でありますけれども、ある程度もう想定が決まっているんじゃないかというお話ですが、具体的にどこどこに何立米ぐらいということまでは決まっております。例えば、堅田地区の追加インターとか、蒲江地区の方ですか。私は具体的な場所で何立米とまだ聞いておりませんが

も、全体的な話でいきますと、東九州道とそれに関係アクセスする大分県事業関係合わせて130万立方ほど残土が出る想定になっております。東九州道から100万、県関係から30万、合わせて130万ぐらい。そのうち、ある程度受入れ態勢の見通しがつきそうな所が、そのうち70万立米ほぼ決まってる状況でございます。残りの60万立米について、今後新たに探していかなければならない状況にあるということを伺っております。それから女島地区のマイナス14メートル岸壁の背後の埋土、どこからかということでございますけれども、先ほど申しましたように、大分県から聞く範囲においては、今現在でははっきりとした計画がまだ分からないということでございます。

藻場が大入島沿岸地域で藻場がかなり私疎生していると申しましたけれども、県の農林水産部の方で、平成16年、17年に調査をしてございますけれども、それを参考に申しますと大入島と八幡地区の間、彦島・福良地区の間、この海域についてはかなり藻場は少ない状況でございます。それから大入島の東海岸から上浦方向に掛けてはかなり藻場は全体的には密生しているところがございます。その東海岸域全体の中で見ますと、この大入島東地区と申しては、石間地先の東側については、その中ではやや疎生の状況であるという意味で私は申したつもりです。希少種の貝等があるのでこのまま保存するという方向で計画していただきたいと思いますというお話でございますけれども、そういった貴重な御意見も伺いしながら、今後の検討委員会の方に訴えていきたいと思っております。それからあと、水産用水基準についてでございますけれども、これにつきましても、確かにその水産用水基準でいきますと硫化物をまたCOD等一部においてはこれを超えた数値が出ておりますけれども、公有水面埋立てにかかわりますその基準で申しますと、この水産用水基準は適応しなくてもよいと私県から聞いている状況でございます。あと、そのほか漏れがありましたら再度お願いいたします。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは和久議員の再質問にお答えしたいと思います。と言いますか、このコミュニティバスの導入につきましては、十分御理解いただいているというふうに私も思っております。本来、広大な地域になりましたんで、公共交通機関の空白地域にこのコミュニティバスを導入したいということが狙いでありまして、今回導入します黒沢岸河内線の検証を十分しながら、今後年次計画でもって他の地域にも導入していきたいと。そういうことにより、市全体の交通体系を再構築したいという考えでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 港湾計画について言っておきますけれども、現在やはり石間埋立てをどうするかというのが今非常に重要な問題になるということなんですけれども、やはり石間埋立ての意義というのは私はもうなくなってると思います。それはなぜかということ、やはりあそこに公共残土としゅんせつ土砂を捨てるというのがもう基本なんですよね。じゃあその公共残土はというと、もう既に埋め立てる予定だったものはほとんどなくなっているわけですね。217バイパスこれはもう今言ったようにわずか六、七万残っているということですね。佐伯津久見線、これはもうすべて終了しました。で、大入島林道工事これは全く計画がありません。で、大入島の下水工事これももう既に終了してます。で、佐伯市周辺の出る残土、これは一般的ないろんな物なんですけれども、これは12、13、14ですからもう既に終了してます。つま

りすべてもう終了してるわけですよ。だから、残っているのは正に217バイパスのトンネル残土の工事、これをどうするかという、これだけしか残ってないんですよ、このあそこに入れる物としては。そして、私はちょっとあそこの海を船で水深を測りながら見たんですけども、もうほとんどですね実は今直轄事業をやってますね。マイナス14メートルの工事をやってるんですけども、マイナス14メートルの工事をやってる前は相当掘り込まれているんですよ。だから、もう同じ工事をする時にそこだけじゃなくてずっと前までやってまして、もうほとんど残ってないんじゃないかと思うんですよ。それを一度調査してほしい。恐らく10万を切るんじゃないかと思います、33万と言ってますけども。もう10万を廃棄するそれだけで石間をわざわざ40何億、50億、70億掛けてやらんといけんのかということなんですよ。もし可能だったらそれを今まで26万大在に持って行きましたけども、お願いしてまた大在の方にもうすべて漁業権を放棄している所に捨ててきたわけですから、それをやればもうそれで済むんだと思うんですよ。それだけでマイナス14メートルの岸壁ができます。だから、そこをきちんとやってほしいと思います。是非お願いします。そして、住宅地なんですけども、これ住宅地はもうこれは公営住宅30戸を建てる予定なんですよ。約70坪で公営住宅30戸、そして広さは1万1,217平方メートルなんです。道路の幅が9メートルと11メートルを入れて住宅地を造る。そしてそれを佐伯市に売却する。住宅用地として売却する。佐伯市は公営住宅として貸し出す。ところがもう公営住宅はストップすると言いましたね。公営住宅はもう造りませんと言うたでしょ。何の意味ももうなくなってるんですよ。そしてさらに、あそこはもう公園ってあれは県立公園ですよ。県立自然公園なんですよ。わざわざ何でそこを埋め立てて公園にせんといけんのですか。そして、海人夏館の方もテニスコートとかありますけどもほとんど利用されてないですよ。同じような結果が生じるんじゃないかと思います。公共残土及びしゅんせつ土砂、そしてさらに住宅地、公園もうすべてその目的はなくなると私は考えます。そのことをちょっと一言最後によろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 埋立地の跡地利用についての御質問でございますけれども、現在公有水面埋立ての申請の中では、住宅用地と緑地ということになっております。この住宅用地でございますけれども、ここが全体が公営住宅用地だったかそれとも将来的にもう個人、民間に貸付けできる住宅用地だったか、売却できる住宅用地だったのかそこらちょっとあとで確認してみたいと思います。あと、全体が県立公園とかなっているということで、その問題はないのかということと、現時点ではそういった計画や目的はもう必要なくなったんじゃないかという御意見でございますけれども、こちらについても港湾計画策定の中で検討していきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

これより10分間休憩いたします。午後3時10分より開会いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時12分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員、自民党会派所属、河野豊でございます。お疲れのところと思います

が、もうしばらくお付き合い願いたいと思います。早速、通告に従い質問に入りたいと思います。大きく3点に分けて今回質問を通告しておりますが、まず第1点目は、市の総合計画についてということで、これはまあ今審議中でございますが、その中でも大きな市民の関心事である建設事業について、三つに分けて聞いていきたいと思います。まず第1点目、市役所庁舎の建設についてでございます。現在どのような議論等がなされておるのか、審議会の意見、場所、規模、事業予算、建設スケジュール等を今日までの経過をお聞かせ願いたいと思います。なお、先日ですね、通告後であります、大分合同新聞に第1回目の審議会の答申が若干載っておりますので、それがこの質問の主旨と答弁になっている部分もありますが、これは市の50年に一度の大型プロジェクトでございますので、広報の意味を込めてお聞かせ願いたいと思います。さらに2点目でございますが、これも昨年一度聞いておるんですが、文化会館をどのようにしようとするのか。毛利家との借地契約期限、平成23年度末までという昨年の答弁の中で出ましたが、こういった中、どのように考えておるのか見解を伺いたいと思います。質問の内容は、庁舎と同じようなことでございます。さらに3点目でございますが、歴史資料館建設計画、これも今日まで二転三転というか、私が一番最初に耳にしたのが、平成9年ごろの話です。現実味をおびてきたのが平成14年ごろ、さらに17年、18年ともう既に平成20年になりましたが、一向に現実的な形となってまだ現われておりません。ちまたではいろんな話が一人歩きしておりますが、この辺についてどのように検討委員会とか立ち上げておるのか、審議会あるいはそういったもので議論されておるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

大きな2点目でございますが、高校再編計画について、これは先ほど日本共産党の高司議員から同じような質問が出まして、ただ先にお断りしておきますが、私と入り口が若干違います。その中でさっき熱心に市長がじかじかに答弁しておりましたが、その答弁の中である程度私も納得した部分がありますけど、私はある意味肯定の方から入っております。先ほどの中では3校存続といったような形で日本共産党高司議員は入っておりましたが、私はある程度これ時代の流れというか、佐伯市にとってある意味大転換期、プラス方向でですね、そういった意味でいい時期じゃないかなあと、そういった意味から聞いてまいりたいと思います。まず第1点目は、これは先ほどの質問と答弁とほとんどダブると思いますけど、県教育委員会、要するに後期高校再編計画の答申では、佐伯豊南高校と佐伯鶴岡高校が併合されると、この問題を要するに市執行部、市長が市民の声をどのように受け止めておるのか。その辺のところを若干さっきの答弁の中にもありましたけど、伺いたいと思います。さらに2点目でございますが、併合後は重点校として1校が残るといような形で、あと鶴岡と豊南高校が併合されて、鶴岡高校の校舎を利用するといようなことで伺っておりますが、そうすると豊南高校の広大なグラウンド、施設そういったものが空く事態が想定されるわけでございます。これを市はどのような見解を持っておるのかといような、これは質問であります。先ほどまあさすがと思ったのが、市長の答弁の中に、専門的な施設あるいは短期大学等も佐伯市に誘致できるんじゃないかとい、そういった考えを述べておりましたので、多分この空いた分を利用してそういった方向に考えておるのかなといことで、念のためお伺いをしたいと思います。三つ目でございますが、これも昨年この場で意見書を採択しまして、さっきの質問の中に出ておりましたが、この件について私はこれをどういふふうにご教育長は扱ったかと、県の方に意見書をどういふふうにご反映してくれたんかといような質問の

内容ですが、先ほど市長が一生懸命やったということで、今分かりましたんで、この件については割愛させてもらいたいと思います。

それから大きな3点目でございますが、佐伯市に残る戦争遺跡について伺ってまいりたいと思います。まず1点目、市民団体より、現在海上自衛隊佐伯基地分遣隊が使用してある旧佐伯海軍航空隊庁舎の保存に関する陳情書が提出されております。この件について、ここに平成20年2月22日付で陳情書が提出されており、議員の皆さんも見たと思いますけど、この件について、市長はどのような見解をもたれておられるのか、お伺いをしたいと思います。さらに2点目として、長島山・濃霞山等に残る戦争遺跡を今後どのような位置付けとして見ておられるのか。これは市長の所信表明の中にも、今後保存、活用に向けて必要な措置をしていくというような所信表明の中に載っておりますけど、私が聞かんとするのは、その位置付けという意味がですね、ことごとく佐伯市のこういった遺跡は今教育委員会の社会文化課がもってますよね。昨年度これもですね、民間の方からパブリックコメントで、市政にあなたの声をお寄せくださいといった中でですね、歴進会会長檜垣氏からですね、檜垣会長から提言を提出しております。主旨は海軍遺跡公園の造成、そして海上周遊コースの開設といった提言がなされてですね、こういった提言に対して市の文化課担当者から大変な貴重な意見ありがとうございました。検討させてもらいますといったような返書が届いてるわけですけど、果たしてこういったのがですね、単なる、私が言わんとするのは教育委員会の社会文化課で受け持つものかなあと。これはですねこういったものがどういった形で、せっかく市民の方からこういった貴重な意見を寄せられたのをですね、例えば、企画商工観光課そういった方々と協議した上で、こういった返答をなしておられるのか、その辺のところの位置付けという意味です。その辺で見解を伺わせていただきたいと思います。さらに3点目でございますが、佐伯市も合併して903平方キロと、かなり広大な地域になったわけですが、佐伯市にはまあ御存じのように、豊予海峡要塞という形で蒲江仙崎砲台ですね砲台跡、それから鶴見の方に行きますと鶴御崎砲台、あるいは丹賀砲台、米水津に行きますと海上、特攻震洋の基地、そういった軍事施設が点在しとったわけですね各自治体で。それが合併により網羅されたと、一つのエリアの中にこれだけの軍事施設が史跡として残っておるわけでございます。なおかつ佐伯市には、旧佐伯海軍航空隊、あるいは防備隊、先ほど言いましたように長島山・濃霞山等にさまざまな戦争遺跡が点在しておるわけでございます。こういうのはですね、全国的に見ても珍しい地域なんです。これは戦争遺跡フォーラムというのが全国規模で毎年持ち回りで行われております。4年前に宇佐でありました。それに我々私も参加したわけですけど、佐伯市南郡にとってですね、ものすごくほかの、例えば北海道、青森、要するに北は北海道から南は沖縄まで全国から集まるわけですけど、そんな方々が歴進会会長檜垣会長が意見発表したわけですけど、佐伯市にものすごく潜在的なですね資産が眠っておるといったような形でうらやましがるわけです。ましてや佐伯市は平和祈念館やわらぎも建設しとるというですね、ものすごくそういったものにクローズアップしておるといった形で、宇佐市あたりはですねものすごくうらやましがるわけですね。これは佐伯市にとってですね、私は貴重な資産を保有しておるといったふうにとらえております。もちろんほとんどの方がそういうふうには思っておると私は理解しておりますけど、こういった資産をですね、先ほどの市民の声で提言したようにですね一つの自治体のエリアになったわけですから、これをですね今マリノカルチャーセンター、これ民活でもものすごく県北あるいは県央からバスを連ねて、ある意味

、観光客とかですね、研修の方々がもれ聞くとところによると右肩上がりですね、増えておると、そういったように聞いておりますが、そういった方々の例えば研修ルートとかですね、戦争遺跡、要するにこれを観光とかそういうものに結び付けることが簡単に要するに負の遺産、戦争を体験した方々の思いからすると、ある意味不謹慎かなという気持ちもありますけど、これは先ほども言いましたように、私は貴重な資産と思えばですね、こういったのも点を線をつないでですね、海あるいは陸からこういったものの周遊ルートとして佐伯市をアピールしていくといったようなこともできるのではないかなあと。そういった意味で先ほど言ったように位置付けというのがですね大変重要になってくると思うんですけど、要するに何をどういった位置付けでこういうものをクローズアップしていくかといったときに、単なる社会、要するに教育委員会社会文化課の担当でいいのか。そこら辺を私は危ぐするところですけど、要するに商工観光課辺りがですね、食文化で寿司あるいはごまだしうどんかね、そういったものを一生懸命PRしとる。これはまあ敬意を表するわけですけど、ある意味ソフト面のことと思うんですよ。ところがハードとしてですね、こういった貴重なものが残ってるわけで、これを十分に活用してですね、今年度は大分国体で佐伯にもそういった方々がこられるんですね、来て、じゃあもし余暇ができたときに、どこにどういう案内をするのかといったときに、大いにこういう所がですね、非常に見栄えちいいうかですね、これはそれぞれの考えがあると思いますが、私は十分にこういうのが活用できると考えておりますので、そういった意味で見解を伺いたいと思います。なお、答弁は手短にお願いたします。早めに終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の御質問に答弁申し上げたいと思います。3点ございます。市の総合計画について、また高校再編成について、佐伯市に残る戦争遺跡についてということですので、それぞれの中から私の方から答弁できる分をしたいと思います。

まず、市の総合計画についてということですが、この中で市庁舎の建設計画ということですが、これにつきましては、議員も先ほど述べておりましたように、いろんな一般質問、また全員協議会でもこれはいろいろお話をしております。また、地域開発調査特別委員会でも答弁や報告をしておりますが、また先般も審議会等で新聞等に載っておりますので、ちょっと詳細になりますので、これは担当部長に答弁させていただきたいと思います。

2番目の高校の再編成については、高司議員と違った立場ということになれば、先般の意見書は全会一致だったので、私の方に対しますと三つ残せというのか、二つでいいのかという論議になりますので、非常にちょっと答弁に迷う部分ですが、先ほど私の言いましたような状況で私は進めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。2番目につきましては、またのちほど担当の方からも御答弁させていただきたいと思います。

大きな3番目になります佐伯市に残る戦争遺跡についてということですが、先般河野議員を始め、檜垣歴進会会長より私の方に要望がまいりました。私どもにとりまして、これは非常に周辺に残されてる戦争遺跡としての整合性もかんがみ、また施設の所有と、そういう形で見た場合、非常に私は重要な歴史遺産だと思っております。そうした中で海上自衛隊に対しまして、その後佐伯の分遣隊の隊長さんに会いまして、一応内示的なものであるんで、もう少しちょっと即答っていうのはできないと。それからその後、佐伯市の選挙区を持ってます元防衛長官の方にもちょっとお話をさせていただきました。国会の方でもいろいろやり取

りがあつとるんですが、この前ちょうど日曜日、会ってもう少し突っ込んでお話す予定だったんですけど、時間が取れなくてですね、話ができなかったんですけど、そうした中で、再度調査をしてみると。これは国レベルで残していただけるものかということで、私はこうした貴重な財産だと思っておりますので、是非とも国レベルで残していただきたいと。また、そうした中で先般お見えになっていただきました時に、会の方々にやはり市民をですね挙げた形でのですね運動展開をするようにやっていただきたいと、やはりその方々によっては負の遺産だという方もおりますので、そうした世論等もないような状態にですね、私は持っていきたいと思っておりますので、その点は是非ともお力添えをいただきたいと思っております。その他につきましては、担当部長より、また次長より御答弁申し上げます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 河野議員の御質問の高校改編についてであります。先ほど市長が述べましたが、答弁を用意しておりますので、答弁したいと思います。佐伯市PTA連合会が中心となって組織した佐伯市高校改革プロジェクト会議の行った児童・生徒、保護者へのアンケート調査によると、多くの子どもや保護者は地元の高校へ進学を希望しており、市内の県立高校3校の存続を強く望んでいますが、25%程度は統合もやむなしと考えているようであります。しかし、佐伯市のまちづくりを担うべき高校生が地元の高校で仲間と共に学ぶことは、ふるさとを愛する心を醸成する上でも大変重要なことだと考えております。2については、2の統合後のことではありますが、現在高校再編計画の素案が示された段階でありますので、思いは先ほど市長が述べましたとおりであります。現在、具体的には検討しておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 河野議員の御質問のうち、市庁舎の建設計画にかかわるこれまでの経過についてお答えします。庁舎の建設に関しましては、これまでも何人かの議員さんから御質問をいただけてきましたが、特に河野議員には積極的な御提言をいただき、これはむしろ後押しと受け止めて大変感謝しておるところでございます。まず、平成18年4月26日に市の課長級で構成する佐伯市庁舎等建設内部検討委員会を設置し、建設場所、規模、事業費、スケジュール等につきまして検討を行ってまいりました。その後、平成19年6月19日に副市長を委員長として部長級で構成する佐伯市庁舎建設検討委員会を設置し、先の内部検討委員会の検討結果の検証を行い、市の内部では建設するという結論に達したところでございます。庁舎建設につきましては、市民の各界各層の意見を幅広く聞く必要があるため、有識者や各種団体、地域の代表による佐伯市庁舎建設審議会を設置し、去る2月27日に第1回の審議会を開催したところでございます。当日は、特に建設の必要性を中心に審議をいただき、委員からはそれぞれの立場で多数の意見が出ましたが、老朽化、耐震性などの防災上の面や財源の確保などの財政的な面から見ても有利な合併特例債の適用期間内に庁舎を建て替える必要があるとの審議結果となりました。ちなみに、合併特例債の適用期間を過ぎますと、すべてが一般財源で賄わなければならない大変不利な状況になります。今後は、建設場所を始め新庁舎に対するビジョンや建設の規模、事業費等につきまして審議会で慎重な審議を重ねていただきながら進めてまいります。なお、この審議の経過等につきましては、適切な時期にそれぞれ議員の皆様にも報告していきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） まず、総合計画の中における文化会館の建設についてお答えいたします。佐伯文化会館は開館以来36年が経過し、維持管理が難しくなっておりますので、現在建て替えについて調査・検討を行っております。新市にふさわしい機能・規模はどの程度か、また建設場所等課題がたくさんございますが、佐伯市の文化の殿堂として市民が誇れる施設にしたいと考えております。また、毛利家と締結しています佐伯文化会館敷地の賃貸借契約につきましては、契約期限が平成23年度末で切れます。それ以降の取扱いにつきましては、新文化会館と歴史資料館の建設計画と併せて毛利家と話を進めてまいりたいと考えております。歴史資料館の建設につきましては、厳しい財政状況もありますが、佐伯市長期総合教育計画や中心市街地活性化事業の中で建設を課題として取り上げております。本市には、毛利家資料以外にも多くの文化財がありますので、検討委員会を立ち上げ、他施設との併設や既存施設の活用も視野に入れた建設を進めていく所存です。

次に、佐伯市に残る戦争遺跡について、長島山・濃霞山等に残る戦争遺跡、これについてお答えいたします。長島山や濃霞山周辺には戦争中の地下壕等がほぼ良好な状態で数多く残されておりますが、これは全国的にも珍しく、佐伯市の戦争の歴史を理解する上においても大変貴重な遺産であるといえます。これら一連の遺跡は戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える目的を掲げた平和祈念館と深いかわりをもつものでありますが、防災上危険な施設も多く、一部が民間所有であることからすべてを保存することは厳しいのが現状です。今後、関係部署とも協議を行いながら、20年度に予定しております地下壕等の詳細な強度調査と併せて、遺跡の活用についても専門家等を交えた形で具体的な研究を行ってまいりたいと考えております。また、市内に点在する戦争遺跡を周遊ルートとしてアピールしてはとの御質問ですが、昨年度常設展示替えを行いました平和祈念館におきまして、導入コーナーにおいて市内に点在する戦争遺跡の所在をパネルで表示し、平和祈念館を起点とした周遊ルートを紹介しております。このことは議員御指摘のとおり、市内の戦争遺跡を有機的に関連づけ、広域的に遺跡の活用を図る上で大変重要なことだと思っております。市内に点在する戦争遺跡を周遊コースとして、パンフレットの作成等も検討し、これまで以上にマスコミ、JR、雑誌社等の関係者に遺跡を紹介してまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） ちょっと整理しながら再質問という形になるかと思いますが、まず庁舎の件は答弁大変よく分かりました。これ市民に公表の意味も含めておりますので、そういった形でその都度聞いてまいりたいと思いますが、先ほども言ったようにですね50年に一度の大型プロジェクトですよね。100年の大計を立てるといったような意味からもですね、大きな問題であろうかと思えます。これは是非ともトップの市長、リーダーシップを発揮してですね、より良い方向にもって行ってほしいなあと期待しております。これは再質問ありません。文化会館の件であります。これは今、きのう土師議員の質問の中にもありましたように、建設の計画等は白紙であるといったような言いましたよねきのう。そういった意味でもこれ平成23年度末で毛利家との賃貸契約切れると、それとなおかつ恐らくこういった大きなプロジェクトは合併特例債を使ってやるべき事業であろうと思っておるわけですけど、そういった期限も平成26年で切れるわけですね。となると私らが危ぐするところはですね、例えば、必要性からいうと確かに庁舎辺りの方が必要性高いですね。文化会館辺りは文化施設としてそんなになくちゃならんといったようなもんでないからですね、ただ、毛利家との期限が

切れた場合にですね、こういった対応をするのかなというのが危ぐするところです。というのが、私が毛利家側としたらですね、恐らく切れて、切れるのはまあ分かってるわけじゃけど、そのまま継続するという形があると思うんですけどね、そこにまた新たに建てるとなったらですね、必ず、私やったら条件付けるわけですね。今の倍ぐらい借地料をもらえませんかとかね。そういったところを、こりゃいらんしんしゃくかもしれんけどですね、どのように考えておるのかね、その辺のところは今からもうはっきりね、あそこに建てるのか、文化会館をほかに移して、大手前開発等の中にも青写真ができてますよね、そういったものに添うてこっち側に出して、あそこにはこの歴史資料館を持っていくとかね。そういうふうなもうある程度の決断をするべき時期に来るとるんじゃないかなと思っておりますので、その辺のところを今ここで言うべきかどうか迷うところであろうけどですね、個人的な考えでいいですから、聞かせていただければなと。それとですね、歴史資料館もそのことで聞かせていただければなと思います。

それと、高校再編計画については、市長意見書の件で私、日本共産党高司議員と方向が違うと言ったのはですね、意見書はこの場で昨年12月議会で採択したんですよ。ところが答申は今年の1月9日にあったですよ。その答申については、私はある程度肯定的だという意味で高司議員と入口が違うと言ったわけでございます。高司議員はあくまでも意見書に沿った3校存続を願うといったそれが佐伯市のPTA連合会、若しくは父兄の総意ではなからうかといったような形で質問しておりますけど、これは質問はいろんな角度からすればいいわけで、私はそういった意味でその答申は私は肯定できるなと思っております。というのが、進学校が存続すると、進学校、重点進学校ですね、それは存続するといったような情報、これは確かかどうか、今年の秋口にそれがまあある程度方向付けされるということですけど、まあまあプラス思考で考えれば、さっき言ったように専門的な学科をつくる。市長の所信表明の中にありますよね。そういった意味では転換点にきとるからですね、そういったものを鶴岡高校側にいった場合にですね、もっと密度の濃い専門の、今土木とかですね建築学科なんかあまりないですよ、そういった方向に専門的な分野をそういう方向にもっていく、ある意味チャンスじゃないかなと、さらにさっき市長が高司議員に答弁しておったように、専門的な短期大学とかね、そういったもんも空き校舎の方で利用できるんじゃないかなと思うし、またこの空き校舎が出るちいうこと自体もですね、今から考えていかないかのじゃないかなと思うし、それはまあ先ほど言ったように、なおかつきのうから全県一区で初めての、そういった時代に突入したですよ。きのう高校入試が行われており、今日面接かな、今正にそういう新しい時代に大分県も突入したということで、考えようによってはいい高校があれば、どこからでも来るわけですよ佐伯に。佐伯市民だけを思えば3校あってうんぬんの時代なのか、それともいいそういった施設を利用して進学校にしてもそうですけど、内容のある高校等になっていけばおのずと、逆に大分から佐伯に来る場合もあろうしですね、どこに受験してもいい時代になったわけですから、そういった意味で私はプラスの方向にね、教育長辺りもそういった方向で教育行政をやってほしいなと思ってます。そういった意味で何か市長、見解があれば伺いたいなと思います。

さらに戦争遺跡についてはそういったことで、先ほどの答弁でほとんど納得いたします。川島次長の答弁には納得いたします。ただですね市長、納得せんちいうわけじゃないけど、保存の件ですね、これは市長も代議士と会われて、防衛省の方からのある程度の答申という

か、情報を耳にしたんかなあと思うんですけど、一応見直すといった形を漏れ聞いておりますんで、これもどういう方向に行くのか分からないけど、先ほど世論に訴えるうんぬんもありますけど、これはありがたいことに、大分合同新聞あるいは朝日新聞ですね、この件を大きく取り上げていただいて、今正に大分県下からそんなに多くはないですけどね、情報が集まっております。是非こういったものは残していく方向に我々も協力しますよといったことですね、力を得るところであります。そういった意味で大きな佐伯市の資産にといった形に残していけたらなあと思ってるわけです。そういった意味でこの件については、ただねえ実はあんまり対したあれはない、答弁はもらえんかなあと思っとなでね、次の質問ちゅうかですね、ある程度、この分についてはシナリオを考えちゃったんですよ。何ゆえ旧日本軍がですね佐伯港を軍港として利用したかといったようなところですね、佐伯市の根幹がですねあるし、こういったもんが実は企業誘致とかですね、そういったもののヒントにつながるのではないかなと。余談ですけど、佐伯市は海で栄えたまちで、実は合併前の以前にですね、平成14年から15年ごろのあれですけど、上浦町にハーベストジャパン、マリンハーベストスジャパンというオーストラリアの会社ですね、これはちょっと余談ですけどね、世界第2位の水産加工のシェアを持っていますよね、要するに根が大きい会社ですね、こういったものが来とるわけですね。これは本来企業誘致のカウントに私はなるんじゃないかと前上浦町に問い合わせたことがあるけどですね、佐伯市の水産会社が本質的に出先としてかわっているからですね。カウントにはならんとかいうことでしたけど、海をこういったさっき言った海の周遊ルートとかですね、そういった意味から考えると鶴見町にも日水という、これも日本有数の研究施設がありますよね。こういったもんもなぜここに来るのかちゅうのがですね、大きな企業誘致のヒントになるんじゃないかなと、そういった意味で大いにこの周遊ルートという意味がね、そういったもんも踏まえて考えていただきたいなと思います。再質問したかな、一応資料館の件、文化会館の件、その辺の見解を一つ質問したよな、でありますんで、答弁願えればと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再質問にお答えをしたいと思います。私は先ほど議会の意見書のお話をして、それが12月に全会一致で可決された。1月9日に出た場合は私はこうですよという話ですけど、私にとってもみればやはり意見書というのは全会一致で一つの原則です。そしてこれは基本的には3校を残すということの中で私もそうした中で建議というのを作りました。こうした中で容認を私はする必要はないと思うんです。5年生高校、これはドイツ辺りがやっております。そうしたことが、先ほどもちょっと見せましたが、こうした職業高校の問題とか、県南には短大もありませんし、そして先般、豊後大野市の場合は後藤学園ですか、そうした専門学校をですね挙げたりしとるけど、そうしたことってというのはあとの結果で、私どもとすればこうした県立高校がまずどうやって位置付けをするのかと、先ほど高司議員にお話をいたしましたように、合併をするということが単なる数合わせにするべきじゃあないと。これからの高等学校教育はどう考えるべきかということで、1月7日に県の教育委員会に行きまして、これからの高校教育の考え方をやっていくべきじゃないかと。数年前というよりも昨年の時に豊南高校の総合学科制度の話をしました。総合学科ということで豊南の方もお見えになりまして、今佐伯でやってる豊南の総合学科は大分県の三つのうちに非常にすばらしく結束もいいんだという学校の中で、この意見書の中に総合学科という言葉は載ってな

いと、総合センターが載ると、これについて豊南としては非常にちょっとおかしんじゃないかと、また豊南高校が消えるということはおかしんじゃないかと。私たちが見るのは豊南も鶴岡も鶴城もみんな県立の中の、これからの子どもの勉強する場所として、これからの位置付けをしてあげることが大事だし、先ほど申し上げました短期大学とか、高専科ですね5か年の、こうしたことに位置付けをしながら3校存続の中にどうした位置を持っていくかということをしなければ、ああ2校でいいですよと、あとはこうですよということでは交渉にならないと思うんです。やはりある意味では交渉ごとだと思うんです。そしてそのための佐伯市の高等学校のあり方、そして豊南は豊南として商業系高校の短大科すればいいし、逆に鶴岡高校は学校の名前は同じになってもいいと思うんです。農業や機械、工学とかいろんな形の中の短大科になってもいいと思うんです。それはこれからの過程の中で新しい高校を目指す一つの私は改革だと思ってる。だから単純的に3校を2校にしますよという論議ではないということで1月7日の日に私は県の教育委員会、市長として行ったのは初めてと聞いております。だから積極的にそうした踏み込みをしながら、鶴城は鶴城として専門の普通科高校としてですねやっていく。その三つの学校の特色を持ったそれぞれの道筋をちゃんとつかめる必要があるということですので、肯定的な意見ちいうよりもむしろそうしたことで、一致団結してですね、新しい子どもたちの進学先、これからの高等学校のあり方ということと一緒にやっていただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 文化会館の建て替えにつきましては、議員がおっしゃいましたように、毛利さんとの契約期限が平成23年度末、特例債が26年度ということで教育委員会としても大変なプレッシャーであります。現在、中心市街地の中で文化会館がその中にありますので、文化会館をどのように動かすかっていうのもまた今度そちらの方からのプレッシャーもございます。ただ文化会館は、ある程度の大きさが必要です。座席の数もありますし、また高さも大変高くなります。それが現に駐車場もたくさん必要となってきます。かなり大きな面積、建物になりますけれども、それを現在の所でどこに配置するか、大変そういうところも課題を多く持っておりますので、ここで詳しく計画があまり具体的に進んでないっていうような報告しかできないことを大変申し訳なく思っております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 高校再編の件に市長がそこまで強い意思を持っておるとはお見それしたというか、感心しております。確かに意見書は私も尊重しておりますけど、先ほど言ったように容認、こういう意見もあってもいいんじゃないかなという意味で言いましたし、そういう意見は意見として私は私なりの意見を言ったままで。是非そういった形で市長の意思ですね、貫いてほしいなと思っております。これはもうそれで納得いたします。

文化会館の件も大変プレッシャーを感じておるということで、この3月末をもって退職されるわけですけど、同じ同級生で大変心残りであろうと思いますけどね、是非退職されてもね、こういったことに関しては助言等をですねいただきたいなあと。また一緒になってこういったもん活躍を期待しております。以上です。大変答弁ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に19番、村尾清一君。

19番（村尾清一） どうもお疲れさんでございます。本日の最後でございます。さらっと終わり

たいと思いますので、よろしく申し上げます。19番、米水津選出、あまべの会、村尾清一、通告に従って2点について伺います。まず、米水津地区認定こども園の設立と預かり保育について、認定こども園については3回目の質問でございますが、今回再度お尋ねいたします。よのうづ幼稚園では、2月1日より午後5時30分までの預かり保育が開始され、認定こども園の発足に向けて第一歩を踏み出したと理解しています。これも市長を始め、教育委員会皆様方の御理解・御協力のものと厚くお礼申し上げます。米水津地域にとっては今までになかった施設だけに父兄はもとより、地域の人たちも感謝しており、特に働きながら子育てをしているお母さん方は、工場の終了時間まで安心して働くことができると喜んでおります。今後も米水津地区の子育て支援の充実のために、市長の発言したモデル事業として認定こども園の設立実施に向けて対策・検討をしているのか、それとも今後も幼稚園預かり保育で進んでいくのか2点について伺います。

次に、行政改革について伺います。行財政改革推進プランの下に、職員の300人の削減を目指しているが、達成できれば厳しい財政の中で経費の大きな削減となるが、それだけにあるような弊害も予想される。さまざまな事業の下に300人削減した時点での組織機構や職員構成の大綱はできるのか伺います。また、一昨年それぞれ振興局に必要な分室を廃止し、設置し、各地域の振興に取り組むとしてきたが、今年で建設農林水産分室は廃止を決定している。今回私は、各課分室の中で農林水産分室の廃止について伺います。現在、国・県では農林水産業の振興重点項目に上げ、関連事業や新旧事業の助成、補助金を出し、農林水産業の振興に力を入れ取り組んでいる企業誘致もままならぬ今、一次産業である農林水産の振興に佐伯市も取り組む必要があるのではないかと。そのためにも、農林水産分室を残し、農林水の担当職員を配置して現場の状態を把握し、地域の人たちと話し合い、相談する中から地域活性化が生まれてくるのではないかと。そのようなことから、農林水産分室は必要だと思うが、今回なぜ廃止なのか。以上2点伺います。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 村尾議員の米水津地区認定こども園の設立についてにお答えいたします。今回の預かり保育の実施につきましては、保育所のない米水津地区での保護者の就労支援策の一つとして幼稚園舎を利用し、試行的に取り組んだものです。期間を2年間と定めております。米水津地区での預かり保育を進めていくのか、それとも認定こども園を設置するのかのお尋ねにつきましては、預かり保育を始めただけですので、今後の預かり保育の利用状況や米水津地区で運営されている放課後児童クラブの実施状況等を参考にしながら、米水津地区に適した子育て支援のサービスを模索したいと考えております。また、よのうづ幼稚園では、保育に欠ける子や保育に欠けない子にかかわらず、預かり保育を始めましたので、実質的には幼稚園型のこども園を実施していると考えております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） それでは私の方からは、行財政改革についての御質問に関してお答えいたします。平成20年度当初の職員数は、現時点で1,106人の予定でありまして、これは合併時と比較すると188人削減された数になります。したがって、行革の方針であります平成21年度末の数を1,100人以下にするといった当面の目標は確実に達成できるものであります。また、300人の削減につきましては、あと差引き112名の削減であります。この現在のペースからすると、この達成もそう遠い将来ではないだろうと考えております。このように人員

の削減についてはかなり早いペースで成果を上げておりますけども、肝心の組織機構はまだまださまざまな事情で流動的な状況が続いております、300人削減をした時点の適正な姿を描ききれない状況であります。今後は引き続き行財政改革を推進していくとともに、21年度中にその作成を始めることとなります第二期行革プランの中で、組織と人員配置のあり方を皆さんの御意見を聞きながら幅広く検討して、より適正な将来像を示していきたいと考えております。次に、農林水産分室の廃止につきましては、18年度から採用したこの分室体制が振興局管内に一定の職員を常駐できる等のメリットがある反面、人員が分散されることで事務の効率が悪いことや分散によって、全体的に技術力が低下する等のデメリットが浮上してまいりました。さらには人員削減が進む中、限られた職員の人数でいかに効率的、かつ機能的に行政運営をしていくかが常に問われ続けていることから、今回、農林水産分室と建設分室を本庁に集約することにいたしましたものであります。今後はこの組織の改編が農林水産業の振興にマイナスの影響が絶対出ないように、十分に検証しながら推移を見守っていくことをお約束いたします。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 大鶴部長、行財政改革についてお伺いいたします。再質問を行います。21年度末には第二期行財政改革を進めるそうですが、今300人を削減した時点で、国が示す職員数の基準は市民100人に1人といわれております。改革ではそれを目標にしているのじゃないかと思いますが、九州一広い広大な面積佐伯市では、行政運営に無理が生じてくるのではないかと思います。組織と人員の配置について検討する必要があると思いますが、その点についてどう考えているのか。また、農林水産分室については、ただ答弁の中では、職員の構成ばかり考えて地域のことはあんまり出てきてないのでございます。私は地域に農林水産分室が必要だと言っておるのでございます。市長は前回、渡邊議員の答弁の中で、山・川・海は本市の基本的かつ重要な構成要素であり、これらが荒廃しては本市健全な育成はありません。いい山、いい川、いい海の実践が保全に取組、この豊かな自然環境を前提として元氣な農林水産業を育成すると答弁しております。その中から、やはり今、山間部、宇目・直川・本匠・弥生と山間部に行ってみますと、スギ、ヒノキなどの伐採したあとの荒廃した産地、大雨が降れば災害が起こりそうな山肌、また担い手もなく放置されてる水田や畑、また海では磯焼けによる海岸の荒廃と農林水産業の源が荒廃している現在、またそのほかにもさまざまな課題を抱えている今、高齢化の進む中、本庁までとなると距離も時間も掛かりすぎる。やはり地域の人たちは地元の振興局に気軽に行きやすく、相談に行きやすい早い時期の対応・対策ができるためにも農林水産分室は是非必要と思っております。また、現場の状況を見るなかから、関連事業や新規事業、助成補助金のあり方も指導・助言することにより地域の活性化につながるとは思います。そのためにも農林水産分室のあり方について今一度伺います。

それから、認定こども園についてですが、私は再度質問しておりますが、もちろん子育て支援が目的で認定こども園の設立のお願いするわけですが、米水津ではもう一点地域の活性化のためをお願いしているわけでございます。米水津地区には、平成19年4月1日現在、0歳から5歳までの乳幼児が91名います。御存じのように米水津地区では、多くの加工場があり、女性を中心とした多くの職場があります。その加工場の現在は人手不足になっており、そのために今年1月より中国から10名の人たちが来て働いております。また、4月からは10

名ほど来るそうです。認定こども園が設立されても全員のお母さんたちが働けるわけではないのですが、しかし数名の人は働き、幾らかの人手不足の解消につながり、それが地域企業の発展につながると思います。そのためにも質問しますが、今回もあまり良い回答は返ってきませんが、しかし預かり保育の開始については重ねてお礼申し上げます。市長はモデル事業ということでございまして、モデル事業を始めるということは、新しい制度なので試行として試しに行くということではないですか。それが最初から、最初に設定したことはのちのち影響してくる。米水津の子どもたちだけでなく、佐伯市全市の子どもたちのことを考えているということで、あまり認定こども園については話が進んでないような感じがいたします。これは修正していく中から全市の子どもたちのためになるような施設が完成するのではないかと。また、モデル地区と発言した米水津では預かり保育で、今度は宇目の認定こども園を検討しているということについてどのように考えているのか。この点を伺いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 村尾議員の再質問についてお答えいたします。米水津の預かり保育については、これは試行ということで2か年で、どういうふうな利用状況があるか、そういうことを探っていくものだと私たちは思っております。先ほどおっしゃいました宇目の認定こども園の方ですけど、宇目の場合はですね米水津と違いまして、ベースが保育所であります。保育所の中に幼稚園の機能を加味する。ですから保育所型の認定こども園という形になります。よのうづ幼稚園の中に宇目と同じような形で持って行くということはこれは不可能であります。村尾議員がおっしゃるのは、例えば、米水津の預かり保育の中で夏休みとか、長期休みのことではないかと思われませんが、米水津の認定こども園を始めるまでにですね、地区の方と、それと特に幼稚園のお母さん方とですね協議を重ねてこの開始の日を迎えました。その中で、まず今私たちがすぐできることとしては、幼稚園の預かり保育をするということで、幼稚園の開園日に預かり保育をするということのお約束でまずここの試行のところでたどりつきました。今後ですね、幼稚園とそれから保育所の幼保一元化という問題は、佐伯市の大きな問題だと思います。長期総合教育計画の中にも幼保一元化、保育所と幼稚園の連携ということを取っております。その長期総合計画を具体的にしていくために、平成20年度ですが、佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会を立ち上げます。その中で具体的に検討していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 2点について再質問があったと思いますので、まず1点目の100人に1人というその数で将来やっていけるのかどうかということですが、これまでも何人かの議員の皆さんから御質問いただきまして、お答えしたんですけども、例えばですね、人口推計、私が持ってる人口推計では2015年に、この前から言われております7万1,000人ぐらいの人口になるんじゃないだろうか。それから2030年には5万人に減るんじゃないだろうかというような推計が出ております。じゃあ2030年には、じゃあ500人の普通会計の職員でいいかといいますと、そうはいかないだろうというふうに思っております。先般申しましたように、国がそういった部分も含めまして、今定員管理の指標をまた改めて検討をし直しておりますので、その指標に従いながら、この佐伯市の将来の適正人員についてはまた再考していこうと、そのように考えております。それから二つ目の農林水産分室を是非置いてもらいたいという

ことの御質問ですが、これはまあ非常に挑戦的な言い方になって申し訳ないんですけども、分室を持たないと水産行政をやれないということではないというふうに考えます。本庁に集約するというので、これで各地域の農林水産業の振興をやらないということではなくて、組織的な問題でございまして、これまでとかくデメリットが多かった部分をとにかくそれを解消しながら、集約してやっていこうということですので、結果的には私は各地域の振興のためにはメリットが多くなるんじゃないかというふうに信じておりますので、先ほども申しましたように、この状況を検証しながら、とにかくこの1年間これでやらせていただきたいとそうように考えます。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 最後に再々質問を行います。次長、私は別に宇目と同じでこども園を作ってくれというんじゃないんですよ。市長自らが何年か前にモデルとして認定こども園を考えるとと言うから、我々はその気になったんです。ところが、それ以来何のたいした進歩のないと我々は感じております。現にこういうぴしゃっとした書類というんですか、このような子育て支援の説明会になるようなこの詳しい資料なんか我々はもらったことはないんですよ、はっきり言って。ここまでしてもらってああそうか、じゃあうちは無理じゃなということになるんですけど、ただほかの地域にないから米水津だけというのはちょっとおかしい答弁ではないかと私は思っております。悪口ばかり言って悪いんですけど、最後にまあ言えば、ついでに無理なお願いをしようと思っております。というのは、今次長の言うように、預かり保育をしていただいております。これは今ここまでくると欲が生まれて、長期休暇中にもお願いできないかというのが父兄の要望でございまして、この点をひとつ検討をお願いしたいと思っております。

それから大鶴部長、私は職員の削減、組織の改編もでき人件費も削減し、財政は確実に改善されたが住民サービスはおこたり、市民からソッポを向かれる行政運営にならないよう、特に振興局の組織人員配置には慎重に対処していただきたいと思っております。最後に、職員構成の中で一言質問いたします。各振興局長さんには大変失礼な発言となりますが、ほかの地域から着任し、地域の実情が少しは把握できたかなあというその1年の間に、また異動・退職していく、これから地域振興局のために頑張ろうと思っている振興局長さんについて何かいつまでもこういうやり方でいくのか、最後をお願いして終わりたいと思っております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 振興局長のポストを1年だけでどうしてこうどんどん変わっていくのかということの御質問かと思っております。ちょっとお答えにならないかもしれませんが、お答えいたします。私自身の経験からも確かに1年だけではその地域、また地域の住民の方々を完全に掌握できないし、最低2年以上そこに勤めるのがベターであろうかというふうには考えております。しかし、なぜ1年で異動せざるを得ない場面が多いのかというのはですね、これには事情がございまして。現在行革の流れの中で、御承知のように多くの職員が退職しております。例えば今年度、19年度末に退職する部長・局長クラスの20人、これポストがあるんですけども、そのうちの半分の10名が退職なさいます。そうすると新年度は新たに10名の新しい部局長を加えまして、この20のポストの新たな人事配置をしなければなりません。当然ながらそのうち、かなりのポストを動かしていかなければならなくなることは御理解いただけるんじゃないかと思っております。その流れの中でどうしても振興局長も1年で異動させなけ

ればならないという状況が出てまいっているところでございます。どうぞ御理解のほど、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、村尾議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時22分 散会

平成20年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第6号 3月13日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成20年3月13日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	村松	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農上	市市育務部	長	西木	嶋許	泰政	義信	教 育	次	長	川高	島橋	ふみえ
副教	市市育	長	木塩	許月	政厚	信博	消 防	局	長	大加	鶴藤	忍信
総財	務部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上 浦	局	長	御手	洗宮	義二
企市	務部	長	久保	田原	成信	太行	弥 生	局	長	曾安	藤高	清美
市福	観光部	長	三田	崎	信	誠邦	本 直	局	長	戸高	治玉	徳郎
建農	生活部	長	菅川	人野	俊宣	行生	宇 目	局	長	高児	田	康文
上	保健部	長	河 戸	高 公	人	人	鶴 見	局	長	本 田		
	設 部	長					米 水	局	長			
	産 部	長					江 振	局	長			
	道 部	長					浦 選	局	長			
							挙管	局	長			
							管理	局	長			
							委員	局	長			
							会事	局	長			
							務局	長				

議事日程第 6 号

平成20年 3月13日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 一般質問
 - 第 2 議案質疑
 - 第 3 議案等の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
 - 日程第 2 議案の上程（提案理由説明）
 - 日程第 3 議案質疑
 - 日程第 4 議案等の委員会付託
-

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） 本日の平成20年第 1 回佐伯市議会定例会第11日目は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

議長（児玉忠義） 日程第 1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1 番、矢野精幸君、2 番、吉良栄三君、3 番、小野宗司君、以上の順序で順次質問を許します。

11番、矢野精幸君。

11番（矢野精幸） おはようございます。11番議員、矢野精幸でございます。いよいよ今年年度の最後の議会となりました。また、本日は一般質問の最終日となりました。今回も24名と多くの議員の皆さんが新佐伯市の将来の姿を夢見ながら、より住みやすいまちをつくるべくいろいろな角度からいろいろな課題を提案し、熱心に取り組んで一般質問をされております。執行部もしっかりと受け止めていただきたいと思いますのであります。また、この3月で退職をされます53名の職員の皆さん、長い間本当に御苦労様でございました。これからは一市民として長い間の経験を生かし、今後の市政発展のために御尽力をお願いしたいと思います。

それでは質問に入りたいと思います。今回は大きく分けまして2点質問させていただきたいと思います。その大きな1点目は、文化会館と三余館についてであります。今年度から徐々に始まる予定の消防署や市庁舎、文化会館等の重要建築物の建て替えは半世紀に一度あるかないかの大事業であります。後世により良い財産として残すためには、その場所の選定や設備の効率的な機能や建設コストなど、費用対効果はもちろん、あらゆる角度から十分に精査、検討しなければならないと思います。人口の減少、地元企業の停滞、一向に進まない企業誘致、市の財政状況等の問題を考えると、これら多くの複雑な関係をつなぎ合わせ将来的にもどうすれば問題改善ができるかということが重要であろうかと思えます。まちづくりの

専門家による意見等を幅広く集め、複数のまちづくり案を比較し、その中から市民の世論を最大に尊重し、いわゆる箱物を造ることにより、後世に少しでも負担の掛からない方法を選択すべきと思うのであります。そこでこの一連の建設の重要な意味を持つ文化会館についても当然のことながら、場所、建設費用、設備機能など、これから考えなければならないことが数多くありますが、基本的には市民の皆さんがいかに利用しやすいか、いかに建設コストが安く仕上がるか、維持管理費を抑える工夫等が盛り込まれているかが検討しなければいけないと思います。同じような機能を持つ施設について、それがばらばらに建設されると費用対効果のバランスがとれないのは歴然で、まちづくり構想の一環としての文化会館建設は全体的なまちづくりの中での位置にあると考えられます。このような観点から、新しくできる文化会館は他機能を備えた複合施設にすべきと思うのであります。それについてどのように考えているのかお聞きをいたしたいと思います。2点目としまして、今後のことでまだ公表はできないものがあるかと思いますが、あくまでも方向性で結構なのですがお答え願いたいと思います。大ホールの座席数は現在1,303席と聞いていますが、どのくらいを考えておられるのか。また、それによって大きく変わってくると思いますが、建設費用はおおよそどのくらいかかると予定されているのかをお聞きしたいと思います。また、現在の文化会館は毛利家との間で平成24年3月までに年間1,156万1,160円の借地契約をしていると聞いていますが、期限はあと4年しか残っていないが、その後はどのようにしようと考えておられるのか。また、このまま借地契約を更新するのか。また、買収をしようと思ってるのかお聞きをいたします。次に、三余館についてお聞きいたします。この三余館は建設当時は随分市民の皆さんに利用・活用されていたように見受けられました。ほかにこのような施設がなかっただけに大変重宝されていたと思いますが、築何年になるのか。また、現在職員の人数とその人件費、年間の維持費はどのようになっているのかお尋ねをいたします。また、この三余館の年間の利用者数は延べ何人くらいあるのか。それにつれての使用料はどのくらい上がっているのかお尋ねをいたします。和楽ができてから既に三余館の機能はそちらにほとんどが移っていると思われそうですが、また新しい文化会館ができれば現在ある機能をそこへ移せば維持管理費も全く違ってくると思われるが、それについてどのように考えておられるかお聞かせ願いたいと思います。また、そうすることにより、この跡地の有効活用が考えられると思いますが、何か不都合なことがあるのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

次に、大きく分けて2点目であります。コンパクトシティについてお尋ねをいたします。平成18年6月に改正されまして、7月から施行されている改正まちづくり三法は都市機能を中心部に集約したコンパクトなまちづくりを目指すとなっております。規制緩和により、平成12年に大店法は廃止され、変り施行の大店立地法により大型店の出店が原則自由となり、全国で1万平米を超す大型店が郊外に相次いで出店をいたしました。これにより中心市街地の空洞化現象に一段と拍車がかかったのであります。急激に始まっている人口減少と高齢化社会に対応したまちづくりが必要となってきました。こうした時代のニーズに合ったまちづくりがコンパクトシティ構想であるといえます。そこでお尋ねをいたします。過去に私の一般質問の中で何度か市長は、佐伯は既にコンパクトシティであるかの答弁をされたと思いますが、今一度考え方をお聞かせ願います。その2としまして、国・県からの補助金を得るためには、まちづくり三法による基本計画の策定が不可欠であります。当市も今その準備中と思われるのですが、その中で国もコンパクトシティの理念に基づいたまちづくりを推し進めてい

ます。これについて、市が今考えている方向性はどのようになっているのかお尋ねをいたします。その3としまして、コンパクトシティの基本的な考え方は、商業にとどまらず、交通、住宅、教育、医療、福祉、環境、防犯など、まちづくりにかかる広範な事項が含まれる。すなわち商のみならず行政を含んだ住・食・学・遊等の機能をまちなか中心部にコンパクトに集積することで中心市街地の活性化を図ろうとするものであります。歩いて、若しくは自転車で用事が達せられる範囲内にあらゆる機能を求め、利便性を重視した極めて効率的な市民に、また環境に優しいこれからのまちづくりだと思われませんが、これについてのお考えをお聞かせください。その4としまして、この先進地として青森市や北海道の伊達市が全国的に大変有名となっております。私もテレビ・新聞で幾度となく拝見をいたしました。この両市のまちづくりについて、どのような感想をお持ちかお伺いをいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 矢野議員の再質問、再々質問がなければこれが川島最後の当番となります。小さな声での下手な答弁を皆様温かく受け止めてくださったことに対し、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

矢野議員の質問に通告に従ってお答えいたします。文化会館の借地契約につきましては、河野議員の答弁にも申し上げましたとおり、平成23年度以降については、まだ毛利家と具体的な話をしておりません。今後、新文化会館と歴史資料館の建設計画の推移に合わせて毛利家との話を進めてまいりたいと考えております。文化会館の移転建設や内部の機能についてですが、現在の文化会館は老朽化が著しく、近年の芸術文化活動の多様化と高度化に対応していくことが難しい状況となっておりますので、建替えについての調査・検討を行っているところです。しかし、どこに建設するかも含めて全体の計画は未定であり、機能・規模等の決定についても審議会等で十分な検討を行っていくことが必要だと思っております。現在までの調査、研究では、本市と同規模程度の自治体の施設では、建設費40億から50億ぐらい、座席数は1,000席ぐらいが適当ではないかと考えております。建設するとすれば、優れた文化芸術の鑑賞の場となり、音楽や舞踊、演劇など市民の文化活動の拠点となる文化会館、また障がいのある方にも利用しやすい文化会館を建設しなければならないと考えております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） おはようございます。それでは矢野議員の三余館についての御質問にお答えをしたいと思います。まず、議員御承知のとおり、三余館の経営状況につきましては、地方自治法の規定に基づきまして毎年6月におきまして報告をしておりますが、数値につきましては、現時点での決算見込みで答弁をさせていただきたいというふうに思います。まず、三余館は築何年経過をしているのかということでございますけれども、これは昭和63年11月7日に雇用促進事業団、現在の雇用能力開発機構が建築したものでありまして、築後20年を経過をしております。次に、三余館には現在職員は何名で、その人件費、維持費はということでございますが、三余館には開館当初に財団の正職員として採用されている職員が1名、それから嘱託職員が2名、臨時職員が3名の6名となっておりますが、議員御指摘のトレーニングルームが和楽にできてからは、正職員1名を和楽に派遣をしております。したがって、実質は5名で三余館の運営に当たっております。なお19年度の人件費につきましては、6名分で1,371万4,000円の見込みであります。また維持費につきましては、市の支出分が248万1,000円に財団の管理費として、人件費を除きまして866万7,000円の見込みで

ございます。和楽からは年間211万2,000円の機能訓練室管理委託料を財団に支払っており、これは三余館のサウナ室とトレーニングルームを和楽に移した時から始まっております。次に、三余館の年間利用者等についてでございますが、利用者は平成18年度実績ベースでは6万8,779人で、平成19年度もほぼ同じ数字で推移をしているところでございます。また、利用料につきましては講座受講料と施設利用料に分かれますが、平成18年度が講座受講料1,699万2,000円、施設使用料570万4,000円であり、今年度もほぼ同額の収入を見込んでおります。次に、三余館の機能についてですが、前にお答えしましたように、和楽の完成後も多くの市民に幅広く利用されているのが現状でございます。したがって、その機能ないし意義は市民ニーズに対応したものと十分発揮されており、和楽に取って代わられたものとは考えておりません。また、現時点では新文化会館にその機能に移すことは考えておりません。次に、三余館跡地の有効活用についてでございますが、大手前地域の開発に関連して三余館の建物をどのように有効に活用するかについては、現在検討を進めているところでございますが、いずれにしても、現在の三余館の建物を取り壊して敷地を利用するというようなことは考えておりません。以上でございます。失礼しました。

次に、2点目のコンパクトシティについての御質問にお答えいたします。まず、コンパクトシティの考え方から見た本市のまちの構造についてですが、一般にコンパクトシティとは、都市機能の無秩序な拡散を防止して、市街地のスケールを小さく保ち、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指す考え方を指しているというように思います。ここで、コンパクトシティにいうコンパクトの範囲の一例としまして、公共・公益施設等がおおむね半径2キロメートル内外に配置をされている事例が紹介されております。一方、平成12年に公表しました本市の中心市街地活性化基本計画のエリアも駅周辺から大手前周辺までおおむね2キロメートル内外となっております。そうしますと、この事例に基づく限りでは、本市の中心市街地は基本的にはコンパクトシティの要請も一応満たしているものと考えております。次に、本市の中心市街地活性化基本計画の作成と国の方針との関連についてでございますが、御存じのように本市も新基本計画を作成するとともに、国による認定を受けることを目指して取り組んでいるところでございます。新基本計画につきましては、本市も国が定めた中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に沿った考え方で、これを作成していきたいというふうに考えております。次に、コンパクトシティの基本的考え方についてでございますが、これは基本的には、自ら自動車を運転して遠くまで出かけなくても、歩いて行ける範囲に快適な生活を送るための都市機能が整っているまちというイメージであると考えております。ただし、この場合の歩いて行けるまちという言葉は、都市機能が無秩序に際限なく拡散したまちという言葉に対するイメージとして用いられているものです。コンパクトシティのイメージとしましては、単純な徒歩だけでなく、自転車や公共交通の適切な利用なども想定をされております。したがって、ただ単に徒歩だけで日常生活が満たされることを要求した考え方ではないものと考えております。次に、青森市・伊達市のまちづくりについてでございますが、青森市は国による基本計画の認定を全国で最初に受ける一方、伊達市におきましてはテレビ等で成功事例として取り上げられており、それぞれコンパクトシティの考え方に基づくまちづくりをしっかりと実践をしている先進事例であるというふうに考えております。ただ、一口にコンパクトシティといっても、その実現の仕方は現実のままのありように応じてさまざまであり、要はそれぞれのまちの基本的な構造等に照らし、実情にあった

形での取組を進めていく必要があるものと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 再質問を行います。川島次長、最後になります。再質問を行います。先ほど毛利さんとの借地契約ですね、これが平成24年で3月でから一応切れるということなんです。きのう河野豊議員も質問されておりましたけど、もう一度おさらいの意味で質問させてもらいたいと思います。実は私ここにですね、以前この毛利さんとの契約をする時にですね、でもう30年ほど前の話ですけどね、二十数年前の話です。その時に仲介をした方が私ここに見えましてですね、ある方がですね。その方が私が議員をしておるということで、私も親しくしておりますもんですから、このことの話が出ましてですね、毛利さんとの契約がもうすぐ切れると思うんだが、全然そういう話もう十分にもうないんだからね、早いうちにした方がいいと思うんだと。いうのは毛利さんも元気がいいんでしょ今のところね。ですからあの方は何か子どもさんがいないとかいう話なんですね。ですからあとの、まあ何ち言うか遺産の相続になりますとね、いろいろ問題が出てくる可能性があるということで、やはりお元気なうちに交わしとるほうがですねいいんじゃないかなあという話をされておりました。ですから、私ちょっとそれが気になりますもんですから、今日こう一般質問させてもらったんですけど、あと4年ですからですね。市長、我々の任期が来年の3月、4月ですね終わるんですが、もうすぐこりゃ3年、4年とはすぐ来ます。やはりそういう意味からもですね、やはりそういう方が、また仲介した方がお元気であるし、その方も高齢ですから、やはりお元気な時に、また先方さんもそういう事情でしたらですね、やはり早いうちにそういうことも手がけている方がいいかなあという感じがですねしましたもんですから、そういうことで、お願い方々質問させてもらいました。それとその辺につきましてちょっと市の方の方向性ですね、どのように考えているのか、もう一度答弁お願いしたいと思います。それとですね、先ほどの文化会館のことでありますが、文化会館の今建設の場所・時期が今いろいろと話題になっておるようであります。この文化会館ですね、建て替える場合にどこに建て替えるのがいいかなあということになると思うんですが、皆さんもこれは私たちもよく市民の方から耳にするのは、今の位置はやはり景観上ふさわしくないんじゃないかなあと意見が大半を占めております。ですからまあ、あっこに今から建て替えるのはちょっとどうかなあという感じがいたしております。恐らく市民の方も賛同はする人が少ないんじゃないかなあという感じが私はいたします。また、この文化会館をですね、先ほどの私の質問の中にありましたけど、ただ今までのように文化会館だけを単独で造るということは私は考えた方がいいかなあという感じがいたしております。というのはやはり先ほどの次長の答弁の中に、大体同じ規模の会館を造れば、40から50億ぐらい掛かるということのようであります。と言いますともうこれは市庁舎と変わらない、市庁舎以上の金が掛かるようになると思うんですね。ですからやはりこういうものの多額の投資をするわけありますから、これはまあ文化施設ですから、それはあとあといろんな金がいる。それを基に商売をするというわけじゃありませんから、それは当然維持経費も掛りますし、また建築費もそういう形でばく大に掛りますけど、やはり私たちはもうどっちか言いますと、やっぱり商売の感覚でこれはものを言うんですけど、やはりその40も50億も掛けるんでしたらですね、その金がまたあとで金を生むような形のもんがでんかなあという感じはあります。ですからそうなりますと、やはりその文化会館ではなくですね、その中にいろんな機能を備えた商業施設、事務所等、いろんな病院

とかですね、そういうそのいろんな施設をですね、その中に入れ込むことによってから、その使い方がまた今までの文化会館とは違った形で使えるということで、しかもそこからまたうまくいけば家賃が入るということであります。ですからその1階の一番いい部分をですね、そういう形にまあ貸出しをするといいますが、となりますとそれから上がる地代もばかにならんかなあという感じがいたします。ですから、そうなりますとこの位置が問題になってくるわけではありますが、今の場所ですとそういうことはしても到底その中に入る方はあまりないと思います。それはまして、やはりまちなかの人の往来をする所にですね、やはりするほうがよりベターかなという感じが私はいたします。その辺もひとつお考えをその中に入れていただきたいなあというふうに思っております。その辺についてのお答えをひとつお願いしたいと思います。それと三余館とですね、和楽の関係なんですけど、先ほど部長の答弁の中で、十分三余館は本来の機能をしているという感じの答弁がございました。確かにそうだと思います。その中の一部が和楽の方にも移っているものもあるようにありますけど、三余館は三余館として今十分に役目を果たしているなあという感じはいたします。ちなみにですね、ちょっと先日担当の方から資料をいただきまして、利用者の比較をして見ました。大体三余館の方は年間利用者が6万8,000人ほど利用されているようであります。ちなみに和楽の方は18万7,000人、約18万8,000人ほど年間の利用者があるようであります。ただ私が言いたいのはですね、先ほどの文化会館との兼ね合いでありますので、その場合に三余館の利用者は激変しちよるからそれを文化会館の中に、新しい文化会館の中に入れ込んだ方がいいんじゃないかということではなくですね、三余館の機能をですね、新しくできるその文化会館の中に入れ込んだらどうかということなんです。というのは、あそこの敷地がですね、ちょっともったいないなあという感じが私はいたします。あの敷地の有効利用をですねする意味からそういうことは考えられんかなあという感じであります。その辺のこの答弁をひとつお願いします。

それとコンパクトシティについてのお話でございますが、先ほど部長の答弁の中で、コンパクトシティは、歩いて若しくは自転車という。それで範囲内に半径2キロメートルの中に入らな施設を入れ込むということで、定義がとにかくその半径2キロメートル、半径2キロと言いますと30分、歩いて30分ほど掛かるんですね。この私もいろいろ調べてるんですが、半径2キロと言いますと、直径にしたら4キロですからですね、これは端から端まで行ったら1時間かかるわけなんです、田舎の方と都会の方とは随分この辺のニュアンスは違うと思うんですが、我々もたまに都会の方に出張しますと、30分、1時間と言えは結構歩きますねえ、割と都会の方はその30分ぐらいの歩くというのはあんまり抵抗がないような感じがいたします。しかし、まあ私たち田舎のもんはですね、車をしょっちゅう使ってますもんですからあんまり歩きません。ですから今言いますように、30分ほんなら歩けといたしましてもちょっとこれ30分はどうかあという感じがいたします。実は私もどうしてもこの辺が納得いかんかったもんですから、先日1月の8日・9日にですね、行政視察でから北海道の伊達市に行ってまいりました。その帰りに青森市にも行って寄って帰りました。伊達市がテレビで何度か放映をされております。コンパクトシティの成功例としてですね結構注目をされています。もう行政視察は随分しょっちゅう毎日もう何組もあるそうであります。私も行って納得をしたんですが、伊達市の場合北海道という地域柄ですね、大変もう耕地というか広いですね、全体の敷地が広いです。ですからもともとですね、小さい時から北海道の方は

歩くことについては結構慣れてるというわけですね。ですから30分ぐらいやったら平気で歩くということなんですね。ですから北海道の伊達市の場合は、30分要するに半径2キロ圏内ということで、その範囲内にいろんな施設を集約しているということなんですね。ですから、私が行ってその話をしまして、私たちはとにかく半径2キロも歩かんですね、30分も到底歩きませんねって言ったら、担当者の方が笑いながらそのようにですね、我々は子どもの時からそういう形でもう歩くの慣れてますんで、もう隣でも500メートルもどうかしたら1キロもあるそうですね。ですから学校に行くんでも結構30分、40分掛かって歩いて行ってきましたということで、そういう歩くことについては、今言う2キロぐらいは何でもないという感じでありました。ですから、そういう形のまちづくりということで半径2キロということは、そこから出た感じの話をされておりました。また、ちなみにこの伊達市の場合は、とにかくあそこは温暖な気候ですね、住みやすいという。佐伯とまあよう似とんですけど、住みやすいというまちのようであります。ですからそういう形で、雪は北海道ですから降りますけど、北海道では温暖な気候ということで、住みやすいということで。この住むということに対してコンパクトシティということの定義付をしているようであります。いかにあそこにまちに住ませるかということの施策を、いろんな施策をやっております。大変勉強になりました。それとコンパクトシティの定義付といえますかねえ、実は北海道から帰りに青森に寄りましてですね、実は1月の22日に佐伯商工会議所の主催で講演会がございました。私ちょうど1月8日か9日に青森、伊達に行きましたもんですから、たまたまその講演に来る方の加藤さん、加藤博さんという方が講演に見えたんですけど、その方にお会いをしまして、1時間四、五十分お話をいたしました。あそこの青森市がコンパクトシティの何と言いますか、全国に先がけということでですねやっております。その方ともいろいろ話をする中に、このマスタープランの中にですね、このコンパクトシティ構想を打ち出して、それ以来このまちづくりの指針としてやってきたということであります。これは加藤さんの本であります。私が向こう行つとる時にこれいただきましてですね、この中に一説に書いております。とにかくこの青森市もまち中にいかにして人を住ませるか、段々あそこは中心地から人がですね郊外に流れて行ったということで、その何とか呼び戻さないかんということでとにかく人をまち中に住ませるといことの施策をとっているようであります。そういうことでひとつ、その辺につきましてですね、佐伯市の場合、さっきの部長の話ではもう既に佐伯市はコンパクトシティの様相に合つるとい感じの話がありましたけど、それじゃあこのままで佐伯市がずっと今のままでいいんですかねあということになるんですが、その辺をひとつまあ答弁をお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 矢野議員の再質問にお答えいたします。文化会館の建設についてですが、昨日のお答えしたのとちょっとダブリますけれども、文化会館は単独施設でありまして大変大きなものになります。高さも大変高いものになろうかと思えます。広い駐車場も必要になります。中心市街地の事業計画とも絡んでまいりますので、どこに建てるのが一番いいのか、これ大変大きな課題であろうかと思えます。これに複合施設ともなりますと、さらに施設では大きなものになります。そうするとまた、設置する場所について大変大きな課題になろうかと思えます。市民の皆様からの御意見もたくさん聞かないといけなくなるんじゃないかと思えます。そういうことで文化会館の建設については大変私たちも頭を痛めており

ます。この文化会館の建設、新文化会館の建設計画がある程度固まりましたのちに、毛利さんの方とお話を進めていかないといけないんじゃないかと思えます。今の文化会館が建っております土地の利用計画、それが新しい文化会館の建設もしくは中心市街地の計画がある程度固まりまして、それを持って毛利さんとお話の方にかがうというふうには私たちがの方は企画しております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは矢野議員の再質問にお答えをしていきたいと思えます。まず、1点目の三余館の機能を新しい文化会館の中に取り入れてはというような御提案でございます。現在、中心市街地の活性化に向けて、特に大手前開発について今協議を進めているところでございますけれども、先ほどもちょっと答弁を申し上げましたけれども、三余館についてはそういった機能が十分今備わっているのを取り壊すのはどうかという部分もあります。あるいはこの施設を市がもらい受ける際に、雇用能力開発機構と契約を取り交わしております。その中に、平成30年の11月までは今の機能を残すようにというようなことが条文の中に規定されておりますので、事前にそういった部分を取り壊しての勤労者への提供はできないということになりますと、違約金という部分も発生してくるんじゃないだろうかというような思いもしておりますので、いずれにしましても、今後の協議の中でまたそういった部分も検討してまいりたいと。また数字的な部分もはっきり出していきたいというふうに思っております。

それから次に、コンパクトシティの考え方につきましては、これまで市長も答弁をしておりますように全く変わっておりません。現在、私どもの職員の中でも新しい基本計画の策定に向けまして組織を立ち上げております。担当者で構成します作業部会、あるいは部課長で構成します策定委員会というものを立ち上げておりますし、こういった協議の過程を踏まえ、基本的にはまちづくりに対する地元の推進協議会、あるいはまちづくり協議会、活動メンバー会議という大きな団体がありますけれども、そういった部分での協議を踏まえながら市民の声を十分にお聞きしながら、一つの構想案を積み上げていきたいということを考えております。したがって、地元とあるいはそういった市民団体との協議を十分に踏まえた中で基本構想あるいは協議会の中でも当然協議をしてまいりますけれども、そういった流れの中で一つの整理をしていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） あともう要望としてお願いしたいと思えます。今部長がですね、とにかく基本構想を作成するに当たりまして、まちづくりメンバーまた地元の推進協議会との話し合いをやっていながら進めていきたいということのようであります。是非ですね、その辺は私もお願いしたいと思えます。それと最初にですね、その辺が行き違いができますとですね、あとあと影響をしてくると思うんですね。十分にその辺はですね、あとあとしこりの残らんようにですね、十分な地元との話し合いを私はやっていただきたいということを切に要望をいたしまして終わりたいと思えます。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

次に34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 今議会一般質問も本日がフィナーレとなりました。ラスト前を努めさせていただきます。34番、吉良です。よろしくお願ひします。通告に従いまして一般質問を行いま

す。今回の質問は、議員定数についてと選挙の投票率についての2点であります。今回の質問に当たりまして、正直私も通告を出したんですが、こういった質問が一般質問にふさわしいのかなあという思い、正直私もそういった思いがありまして、通告を出したあとも胃の痛い思いをしながら今日まで至ったわけなんですけれども、こういった質問が佐伯の明日につながればいいなあと思ひまして、質問をしたいと考えました。私も恥をかくかもしれませんが、若者の青臭い質問ということでお聞きをいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは1点目の質問の議員定数について入ります。現在、佐伯市議会の議員定数は44名で、これは1市5町3村による合併協議会で方向性を示し、当時それぞれ関係する議会で議決をされて合併協定として決定した合併特例による定数となっております。本来、佐伯市の自治体規模でいきますと、地方自治法第91条に人口5万人以上10万人未満の自治体については30名を超えない範囲で定数を定めなければならないと規定をされておりまして、ここ佐伯市におきましては、合併時の取り決め事項として新たに設置する佐伯市議会の議員定数は30人とすると決められております。そんな中、昨年10月に市の自治委員会連合会より佐伯市議会議員定数削減に関する要望書が議長あてに提出をされました。現在議会としても議会運営委員会の中で協議をされているところであります。私は議会運営委員会の委員ではありませんが、1議員としてこの議員定数について、定数だけには限りませんが一人無党派であります。議会の中でまた市民の皆さんに私なりの見解をお示しすることも議員としての責務であるのではないかと考えております。平成17年3月の1市5町3村の合併により、佐伯市は九州一の広さを有する広大な自治体となりました。合併してから周辺部の声が届きにくい。振興局にはだれもいなくなるのではないかと。市役所が遠くなったといった声をよく聞きます。市民とのパイプ役であります議員の数が減れば、これらの不安の声がますます膨らむといった懸念も今後予測されるのではないのでしょうか。しかしその反面、合併時に比べて改善はされておりますが、依然厳しい佐伯市の財政状況でありますし、行財政改革も進められております。また、10年後の佐伯市の人口は約7万1,000人と予測をされております。そういった事情を加味しながら佐伯市にとって適正な議員定数は何人なのかを考える上で、自治連合会からの意見も出ておりますし、私なりに他市の事例等も調べてお話し伺いをしました。そして今回、市長の見解を聞きたいなあと考えました。市長はこれまで長きにわたりまして議員として市政に携わり、経験豊富であります。また、議長もされております。また現在では、佐伯市の未来へつなぐべくかじ取りをするトップリーダーの市長でもあります。佐伯市にとって適正な議員定数について、議会の先輩としてまた有識者としての考え、もしくは行政部局の意見としてでもかまいませんので、この機会にお尋ねをさせていただきたい。そして市長の所見をお聞かせいただければと思います。

次に2点目として、選挙の投票率についてお聞きをします。合併後の選挙について、市長選・市議選から始まり幾つかの選挙が行われてきました。ちょっとそのデータを調べておりますので、選挙の投票率と掛かった選挙費について大まかではあります。ちょっとここで述べたいと思います。平成17年4月17日、佐伯市長選挙、佐伯市議会選挙が行われました。市長選挙投票率が82.59%、市議会選挙が82.6%、選挙費用として市長選が約3,800万、市議選が約2,800万となっております。続いて平成17年9月11日、衆議院の小選挙区と比例選挙、また最高裁判官の国民審査が行われております。衆議院小選挙区、投票率が70.8%、比例

代表、投票率が70.77%、選挙費用がすべてで5,800万円と、約5,800万となっております。続いて、平成19年4月8日、大分県知事選挙、同日大分県議会議員選挙、知事選挙の投票率は70.75%、県議会の選挙の投票率が70.72%、これはまだ途中ではありますので選挙費用が約4,000万ということであります。続いて、平成19年7月29日、参議院選挙と比例選挙、大分選出参議院選挙が67.41%、比例代表が67.40%となっております、選挙費が約4,900万円となっております。この投票率につきましては、投票率が高いと思われる人もいますし、低いと思う人もいるかもしれませんが、しかし、この投票率というのは本来であれば100%が望ましいわけでありまして、しかし、100%というのは現実として難しいのではないかと考えますが、それでも100%に近づける努力は必要ではないかと考えます。選挙管理委員会としてもこれまで選挙の投票率を上げるためにさまざまな御尽力をされてきたと思います。そこで投票率を上げるための取組はこれまでどのようなことをされてきたのか。また、今後投票率を上げるための施策等何か考えをもっていましたらお聞かせいただきたいと思っております。以上、2点につきまして質問をいたしますので、答弁の方よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。今日は吉良議員の御質問の中で、議員定数について、市長は経験豊富だから考え方をということですけど、本来これは私ども執行部にとりましても、議会にとりましても本来答弁するにはふさわしい私は質問ではないと思っております。そうした中ですが、議会の方から市長としての答弁を求められましたので、あえて私の方としてこれについて考え方を述べさせていただきたいと思っております。先ほど吉良議員から申されましたとおり、議員定数についてはこれは本来は議会立法ということで、議会で定数を決めていただくということでございます。こうした中と私は認識しておりますし、またそれを踏まえてのことですが、現在吉良議員の御質問の中にありましたように、合併後は定数特例を適用して44名で議員定数が定めております。この特例期間という形で経過するのが次回の選挙ということになってます。この期間は在任特例の場合だったら2年、定数特例ということで4年ということになります。そうした中で、次回の選挙では30名が定数とされております。当市においてその定数が妥当であるかというのは非常に私は難しい問題だろうと思っております。と申しますのも、合併をする前には議員在任特例だったら約120名の議員が2年間をするということで、定数特例ということで44名でございますので、これが今3年間たっています。議員の皆さんもこの状況の中で活動された経験を生かされて、これからの佐伯市にとってあるべき姿を私は議員皆さんの慎重なる御審議をお願いし、私から何人と言うことでなくてやはりこれは自ら議会で十分それぞれが立候補し、また市民の代表となっただいておりますので、そうした中の御審議をお願いしたいというのが、私の考えです。以上です。

議長（児玉忠義） 本田選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（本田忠文） おはようございます。選挙管理委員会事務局長の本田です。吉良議員の選挙の投票に関する質問にお答えいたします。合併後の選挙ですが、平成17年4月佐伯市長選挙、市議会議員選挙、同年9月に衆議院議員総選挙、19年4月に大分県知事選挙、県議会議員選挙、同年7月に参議院議員通常選挙が執行されました。合併後の選挙で本市で最も投票率が低かった参議院比例代表選出議員選挙でも13市中、日田市がちょうど市長選挙と重なりましたので日田市を除いておりますけれども、その13市中でも豊後大野市

、豊後高田市に次いで3番目の高さで、大分県の投票率の63.03%を本市が4.37%上回っている状況であります。選挙管理委員会の投票率を上げるための取組につきまして、選挙時啓発と常時啓発とがありますが、まず、選挙時の啓発活動といたしましては、佐伯市報への掲載、公用車に選挙名と投票日を大きく書いたステッカーをはっての啓発、それから大分県でも最も先駆的な取組であると言われております清掃車でのマイク放送等の広報活動、それから国道217号に横断幕、市役所に懸垂幕を掲示しております。5点目に、ケーブルテレビでも文字放送で流していただいております。6点目に、選挙管理委員と新有権者として棄権防止の街頭キャンペーンを実施しております。次に、毎年恒例の常時啓発活動といたしましては、成人式の時に新成人に選挙啓発のパンフレットを配布しております。また、小・中学生及び高校生を対象にして、明るい選挙の啓発ポスターの作品の募集を行っております。今年中学生が県下で優秀賞を取っております。さらに、期日前投票所の取り扱いにつきましても有権者の利便性を考慮して午前8時半から午後8時まで9か所、これ大分県でも最も多ございます。9か所で選挙人の投票しやすい環境を整えて実施しているところでございます。今後も各振興局から絶大な支援をいただいておりますけれども、今後とも振興局との連携をより一層強化して、室外では防災行政無線及び有線設備による放送を活用しながら、室内ではケーブルテレビでの文字放送及び告知端末機を利用して棄権防止の啓発を推進し、投票率の向上を図っていきたくと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） それぞれ答弁をいただきました。正直市長が答弁してくれてありがとうございますというのが私の、答弁してくれないのかなあと思いつつも質問をしたんですが、していただいたということでその件については、私自身うれしいなあと感じております。しかし、先ほど市長が議会で考えることだということで答弁をいただいたわけなんですけど、議会としても私冒頭で言いましたように、議運を中心として定数についても考えているという状況の中で、私はあえて一人会派でもありますし、私としても冒頭に言いましたように、やはり見解を示したいと。そのためにはたくさんの御意見を聞きたいという思いで今回あえて質問をさせていただいたところを市長酌み取っていただきたいなあと感じております。市長答弁の時に今、私の方は見ずに上の方を見られて答弁をしていたなあと感じたんですが、私個人がですね是非聞きたいということでした質問でありますので、そういったところの答弁をいただきましたかたなあと感じております。正直こういう質問をですね本当市長言われるように、こういう形で市長にぶつけるというのも確かにふさわしくないのかもしれませんが、そこをあえてお聞きしたかったというところを感じてほしかったなあと感じております。この件についてはですね、あまりいろいろ言ってもここでは悪いのかなあと思いますが、穏便に再質問をさせていただきたいなあと思っていますので、よろしく申し上げます。今回この議員定数について30名ということで定められております。その中で30人が多いとか30人が少ないとかいった議論を、そういった視点の話になっているのかなあと思っている中で、やはり佐伯市にとって将来に向けた適正な数、将来に向けて適正な議員定数は何人なのかと、それが30が多い、少ないじゃなくて、じゃあ将来何人が適正なのかと。やはりそういった視点のやはり議員定数を考えていく必要があるのではないかなあと思っています。市長言われましたように、合併時の話をしましたが、合併して確かにいろんなスリム化をされてきました。また、行財政改革を行う中で大変な調整、スリム化を行ってきております。しかし、やはり考

えなくちゃいけないのが将来佐伯市はどうあるべきだと、総合計画等も策定されておりますが、財政面からいくと合併してから10年間は合併特例債380億円、また交付税の措置、優遇措置等もあります。現在そういう中で進められておりますが、平成26年度以降10年たったあとは、そういった特例債も期限切れ、そして交付税の措置等もやはりなくなっていくという中で人口も減る、学校も統廃合されていくという中で考えたときに、10年後を見据えれば非常に厳しい佐伯の台所事情になるのではないかと思います。そういった将来を見据えたとき、この定数問題といいますが、この定数について考えたときに、議員定数あるいは職員定数が何人が妥当なのかという考えをしたときに、私は少数精鋭であるべきかなあと考えております。議員定数についても、職員数についても少数精鋭で機能する組織体制を構築していかなければならない。そのための今期間ではなからうかなあと考えております。しかし、ただ少なくすればいいというだけではない。やはり機能を損なわない最大限の少数精鋭が望ましいのではないかなあと考えております。市長は2期8年ということを言われておりました。佐伯市が厳しくなるのはその2期8年以降、10年以降が大変厳しい佐伯市の台所事情ではないかなあと思います。その厳しさを乗り越えるための対策や整備を今の行政、そして議会、そして地域が意識をして取り組んでいかななくちゃいけない。そして10年後も安定した佐伯市の財政状況、佐伯市の行政運営が迎えるような取組を現時点で、やっぱそういったところを見据えて行っていかななくちゃいけないのではないかと考えております。2月2日に市長互例会がありました。あの時に私も出席をさせていただきました。あの時、顧問の方からあいさつがあったのを市長覚えてますか。あの時ですね、こういった職員定数の問題、議員定数の問題はいつまでもずるずると引っ張るもんじゃありません。早急に方向性を示して解決をする問題ではないのかというふうな顧問さんの言葉だったと私は記憶しております。あれは市長、だれに向かって言った言葉だったのでしょうかね。私は西嶋市政に将来の西嶋市政に期待をして言われた言葉ではないかと受け止めました。あの言葉を聞いて私もこの定数、議員定数ということに対して市長に聞きたいなあとという思いがあって今回質問をさせていただいたわけがあります。この場でそういう質問はそぐわないと言われましたが、せっかくならばもっと早い段階でそういう、ここに立つ前にそういう話を私にさせていただければそういった話もできるのかなと思ったんですが、そこをです踏まえて、ということでもありますので、将来の適正数という視点でおいてですね、市長もう一步踏み込んだ答弁をいただけないかなあと思いますので、ちょっとおかしいかもしれませんが、お答えいただけないかと思って質問させていただきたいと思っております。

そして、この選挙の投票率についてであります。選挙の投票率については、これまでたくさんの方の取組をされてきたということでもあります。その中で、選挙の投票率を上げるための対策として取り組んできたということでもあります。実際に投票率が出ておりますが、選挙に行かなかった人の意見を聞きました。その時どういう意見があったかということ、候補者の施策や考えが分からないのに投票はできないと。また、だれに入れていいのか分からないと。そういった声が聞こえました。合併して広くなりまして、今後そういった声がますます聞こえてくるかもしれない。それがまた投票率ダウン、投票率の低下につながるのかなあという心配も考えられます。その中で、現在佐伯市も市民有志の方が中心となって公開討論会もしくはシンポジウム等も開催をされました。大変私はいいいことではないかなあと考えております。その中で、大変いいそういう取組が行った中で一つ残念だなあと思うのが、どうし

てもやっぱそういう有権者の考え、声を聞く場をつくってもなかなか会場に行った人でないと聞くことができない。やっぱそのほかの多くの有権者はなかなか佐伯も広くありますし、高齢化も周辺部は進んでおりますし、なかなかそういう声をそういう会に行きたくても行けないという人もたくさんいるんじゃないかと思えます。その中で、現在佐伯市はケーブルテレビが全地域で整備をされております。また、そういうケーブルテレビが整備されておりますし、4月から今年度の4月からケーブルテレビも一本化をされるということでありますので、是非ですねそういったケーブルテレビ等を使ってそういったシンポジウム、公開討論会を放映していけばどうかと。そうすればその会場に来れなくても家でそういった候補者の考え等が聞ける。また顔が見えると思えますし、一つの有権者に対しての共有ですね、情報の共有、そして選挙に対しても感心も高まるのではないかと、そしてそれが投票率につながってくるんじゃないかなあと思えますので、そういう取組はできないかお尋ねをしたいと思います。もう全国的にですね、たくさん事例が出ておまして、そういうのをケーブルテレビで放映をしたり、またインターネットで配信をしたりといった取組がもう既に全国的に行われております。佐伯も市民有志の方の取組でそういった会ができておりますので、是非ケーブルテレビ等を活用してそういった部分をもっと広く市民に伝えることはできないかなあと思えます。それは私は最大の一つの投票率を上げる効果になるのではと思っております。選管としてはその点どう考えるでしょうか。効果があると考えるでしょうか。また、今後取組はできないでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 暫時休憩します。

午前11時7分 休憩

午前11時14分 開議

議長(児玉忠義) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西嶋市長。

市長(西嶋泰義) 先ほど吉良議員の御質問の中に、私最初に御答弁申し上げました。ふさわしくない質問だということで、本来ならば再質問すべきでないと思っておりますし、このことについては、先ほどの答弁と全く同じでございます。以上です。

議長(児玉忠義) 本田選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長(本田忠文) 吉良議員の再質問にお答えします。吉良議員の御指摘のとおり、全国的な動きは選挙管理委員会事務局といたしましても承知しておるところでございますが、立候補予定者の公開討論会は公示日、告示日前に中立・公正に政治活動として開催されること自体は全く問題ありませんし、市民の皆さんに政治に関心を持ってもらい、各立候補予定者の政策やビジョンを聞くことによって選挙に関心が高まり、投票率の向上にもつながるよい方法だと考えております。そして、公開討論会の討論内容をケーブルテレビ等で放映することは会場に足を運べない多くの有権者に公開討論会の内容を提供する点でも極めて意義あることだと考えております。しかし放映する、放映しないといったような直接的な権限を持たない選挙管理委員会といたしましては、行政を始めケーブルテレビ等、関係諸機関と積極的に話し合いし、十分検討を協議し投票率の向上に努めていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） すいません御迷惑掛けました。市長の考え十分良く分かりました。そぐわな
いということではありますが、せっかくだったら通告書を出した時点で、ここに上がる前の段
階でそういう話を本当していただければよかったかなあと思うんですけど。この件について
はもう議会の方で十分協議をしていくことと思いますので、よろしくをお願いします。

次の選挙の投票率について、大変前向きな答弁をいただいたとっております。全国的に
もそういうケースが多くなると。できないことはないということに進んでるということ
でありますので、是非佐伯市でもですね実現すればもっとより良い有権者に対する配慮に
なるし、それが投票率に上がるのではないかなあと思います。せんだって、せんだってと言
いますか、将来的に来年のいよいよ私たちも任期が1年となりますが、来年選挙があるとい
うことで、どういう形になるか分かりませんが、まだ期間が1年ありますので、その期間で
すね十分研究していただいて、そういう市民有志の方と協力をしながらですね、できる体制
で是非取り組んでいただきたいなあと思いますので、よろしくをお願いします。この件につ
いては市長もうなずいてくれましたので、ありがとうございます。以上で終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

次に16番、小野宗司君。

16番（小野宗司） 皆さんお疲れ様でございます。前回に引き続きどんじりを仰せつかりました
小野でございます。最後となりますと、今回通告してる質問すでに答弁を大半あらかた聞い
ておまして、ここで皆さんに一言ごあいさつ申し上げて降壇しようかなあというふうに思
ったんですが、それが一番喜ばれるかなと思ったんですけども、それじゃあせっかくいた
いた時間を無駄にするということで、角度を変えて通告はそのまま角度を変えて質問をし
てみたいというふうに思います。その関係上、主役が出る前に前座がかなり登場いたします
。その点どうぞ御了承いただきたいというふうに思いますし、執行部の答弁も非常に完結だ
というふうに期待しております。その分、1回目の質問に時間を掛けますので、御了承いた
いただきたいというふうに思います。どうかよろしくお願いいいたします。

昨年の6月だというふうに記憶をしてございますが、ある法律案というのが閣議決定をい
たしました。この法律は地方公共団体の財政の健全化に関する法律案ということで、20年度
の4月1日から一部施行され21年から全面的に施行される法律であります。この趣旨は地方
公共団体、いわゆる自治体の財政の健全化を早期に促すもので四つの財政指標を掲げ、その
一つでも基準を上回る場合はペナルティを課するというものであります。この財政指標これは
実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから実質公債費比率に将来負担比率、この四つです
。そして国の定める基準これ二つございます。一つは早期健全化基準、もう一つが財政再生
基準この二つです。例えば、早期健全化基準で言いますと、標準財政規模に比べてという意
味ですけども11.25%から15%、実質赤字比率これが超えますとペナルティを受けること
になります。また、連結赤字比率にいけますと16.25%から20%、実質公債費比率は25%、将
来負担比率は350%これを一つでも上回りますと早期健全化団体ということで指定を受ける
ことになります。もう一つは財政再生基準、これは同じように実質赤字率20%あるいは連結
赤字比率これが30%、実質公債費比率が35%、これを一つでも上回りますと先ほど言いま
したようにペナルティがあるわけです。ペナルティは、それぞれ財政健全化基準、財政健全化
団体ということに指定され、あるいは財政再生団体ということに上回るとなるわけですが

も、こうなりますとそれぞれの健全化あるいは再生計画を国の方に出さなければいけませんし、個別契約に基づく外部監査、これが義務付けられるようになります。さらに財政再生基準、財政団体になりますともう一つペナルティが加わります。予算編成上、国と県知事の監督下におかれるということでもあります。幸いいずれの指標とも佐伯市は基準値以下現状でありますけども、ここで注意しなければいけないのが将来負担比率であります。これは企業会計を含む普通会計の実質的な負債が標準財政規模に比べて何%かという指標であります。純粹にこの地方債の現在高を比べますと、これは980億ありますので、これを標準財政規模でありますと既に400%、これを超している段階であります。めでたく純粹に言えば早期健全化団体ということに指定されることになっておりますが、実質的なこれは負債ということで、この中で交付税措置のあるものは除かれるということで辛うじてこれは免れているのが今の現状であります。その意味でこの趣旨の示すとおり、早期に佐伯市の財政の健全化を促すという意味では、このペナルティの一つ、外部監査契約、個別監査契約に基づく外部監査、この制度を早期に私は佐伯市が導入する必要があるのではないかというふうに思っておりますが、この点についてまずお尋ねをいたしたいというふうに思います。御承知のようにこの外部監査というのは都道府県あるいは政令都市、中核都市は義務付けられておりますが、市町村はこれがございません。であれば、これをするためには条例を改正する必要があります。その点を加えましてお尋ねをいたしたいというふうに思います。さて、佐伯市の平成20年度の当初予算、普通会計ベースで7.9%の前年比対の伸びを示しております。これは全県下の市の中でダントツで1位であります。執行部はこれは積極的な予算だという説明をしたわけでありまして、その根拠になるのは地方交付税のこれが久方ぶりに増額されたこと。もう一つは2月6日に成立をしました地方交付税の一部を改正する法律です。これは地方税の偏在性を是正することによって生じた財源、これを地方の独自の活性化のために使う費用として地方交付税の中に費目として地方再生対策費等が設けられました。これは地方交付税のいわゆる算定基準の中にあります基準財政需要額の中の単位費用、この額を改正するものであります。その総額は都道府県で1,500億、市町村で2,500億、これを市町村の場合測定単位を人口、耕地、林野面積としてそれぞれ算定し、それぞれの自治体に交付する。当分の間交付するものであり、佐伯市としてはこの制度を受ける。当分の間6億円というものが交付税の中に算定してかえってくる。これが根拠だというような説明をしたわけでありまして、予算編成上、それをうのみにしていいのかという話になります。つまり、国の財政が豊かで税収が前年度対比伸びていてこういうような措置をしたのかということと全く違うということ。これを考えていかなければなりません。この地方交付税の一部を改正する法律、改正地方交付税、もう一つ大きな特色があります。19年度当初国が見積もった税収、これは大幅に小とすることになり不足したわけでありまして、これを不足を補うためにこの法律を改正をいたしました。そして一般財源から不足分の2,992億円を補てんすることにしたわけですが、しかし、これでも足りないということで5,800億余り、このお金、これは地方交付税の特別会計分、これの20年度、21年度の償還分であるわけですが、これを26年以降に繰り延べたわけでありまして、しかし、これでもまだ足りないということで、地方財政法を改正いたしまして、建設事業費以外の経費にも減収分の補てん債を認めさせたわけでありまして、これだけ、これだけの措置を講じて当初決めました地方交付税の総額というものをやっとなんと確保したというのが国の現状であるわけでありまして、なぜこのようなことになったか。御承知のように地方交付税と

というのはその原資というのは国税五税、これの一定比率これが地方交付税の原資であるわけであり、これが目減りをしたということ。つまりアメリカ経済にみられますようにサブプライムローンこれが発生しましてアメリカ経済が失速をしております。アメリカのドル、これが各国の通貨に対して切り下がっております。対円に対しても切り下がりがまして円高になっております。対円とドルの関係で言いますと、損益分岐点は実は106円なんです、今日はもう101円の前半の円高になっておるわけで、今の日本の景気を下支えしてきた輸出企業、これは円高によって大変な打撃を受けているということ、これが一つ。それとさらに将来危くをされるのは来年あるいは再来年、アメリカの経済というのは失速ではなくマイナス成長、つまり不況になるというふうに予想されている。これはさらに円高に振れるということである。さらにもう一つドルキャリーという制度なんです。これは低金利政策にするアメリカ、ここを嫌って投機マネーこれが高金利を続けるオーストラリアのシフトしている。この関係上さらにアメリカのドルは各国の通貨にして値が下がる。つまり日本の円がまだ上がる。つまり輸出企業がそれによって大きな打撃を受けるということが一つある。それともう一つは化石燃料の高騰で、あるいはまた化石燃料の代替エネルギーとしてのバイオエタノール、バイオディーゼル、これらの台頭で穀物事情、市場が変化をしております、卸し者、消費者卸物価指数がコンマ8%上がりました。これは家計を握る家計、これを直撃しているわけであり、加えて税負担、これが非常に多くなりまして可処分所得非常に少なくなった。つまり、内需と外需の両方で経済を圧縮してる。これから圧縮してる可能性が高くなっている。先ほど言いましたように地方交付税の原資は国税五税その大本である消費税あるいは所得税、法人税というのがこれから更に細る可能性がある。そこを見通して実は予算編成をすべきであったはずであります。その根拠が希薄な部分で、この積極的な予算を組んだということは21年度以降反動を私は非常に気がかり、気にしているわけであり、佐伯市がといいますより、17年度までに合併した市町村は一定の期間を見据えて行財政改革プランを作らなければならない。その期間というのは何か、17年度末までに合併した自治体はいわゆる合併特例法により、合併特例措置というものがああります。これは仮に市町村が合併しなかった場合に交付される交付税の額を算定し、この合算額を10年間保障するというものであります。そのあと5年間0.2ずつ0.9、0.7、0.5、0.3、0.1というふうに減少して16年目に一本化算定、つまり算定替えをする。その時に佐伯市に入ってくる交付税は今の2割以上減、減らされるという想定をされております。つまり30億以上減らされる。ではそれを見つめて15年間で30億以上減らされたときに行政運営ができる体制をその15年間という期間を掛けて作っていかなければならない。これが基本になるわけであり、その意味で佐伯市は17年度から21年、5年間の中期的な財政改革これに集中をしております、そこで経常経費の削減を一気にやっております。その反動で投資的経費これが押さえ込まれずそ野の広い建設事業、これ非常に痛手を受けております。それを何とか修正をするということで、改革を一時中断をいたしまして今回の積極予算ということになったわけですが、根拠が希薄なだけに、先ほど言いましたように21年度これのマイナスの影響が出てこないか非常に心配してるわけであり、さて、自治体の財政、これの健全性を計る指標として経常収支比率これは最も信頼に足る私は指標だと思っております。なぜかと申しますと、この中にはほかの財政指標の基礎になるものこれが含まれて、例えば公債比率、公債費負担比率、あるいは財政力指数、あるいは標準財政規模これらが含まれているからであります。この経常収支比率という

のは分母これは経常的に入っている一般財源、地方税、地方譲与税、地方交付税等、分子に経常的な支払られる人件費、あるいは扶助費、あるいは公債費、物件費等があるわけであり、通常、この適正值というのは町村では70%、都市部では80%とっております。であれば15年間を掛けてこの経常収支という観点から見れば、15年間を掛けて適正と言われる70%と80%に佐伯市の経常収支率を落としていかなければならない。逆に言えばその数字に落とし込むことができれば30億、40億交付税が減らされてもそれに耐えうる、いわゆる組織体制ができていくということになるわけであり、そこでこの経常収支比率というものを見据えながら幾つか質問してみたいというふうに思います。この経常収支を減らせていくには分母を増やす、そして分子を削減する。これに尽きるわけでありますが、分母の地方交付税は先ほど言ったように減少の一途をたどる、そうであれば自主財源ここを増やしていくしかないわけであり、私はこの席でかつて西嶋市政の行財政改革は片手落ちだというふうに言いました。それは経常経費これを削減する。そこに集中して一方の有である地方税の増収策というものが考えられてないということをお願いしたわけであり、そこからかなり時間がたちました。この点お気づきいただき、こちらに種をまきもう既に芽が出かかったのではないかと期待を込めて質問をいたしたいというふうに思います。消極的にはこの地方税を増やす。これは滞納のいわゆる現年度分これを増やさない。そして過年度分を効果的に徴収するという。そのためには債権管理条例等をつくり差押えあるいは強制執行なんか明示し、予防手段を講じるということこれをしなければならぬ。しかし、積極的に増収方法を講じなければならぬ。その一つが企業誘致であります。そこで企業誘致について市長の基本的なお考えをお聞きしたいというふうに思います。これは、この件に関しては既に何人かの議員さんがお尋ねになられておりますので、基本的な部分だけお尋ねをいたします。テレビ等で拝見しますと市長はこの企業誘致、これが佐伯市になかなか実現しないのは高速道路が開通してないのが最大の原因だというふうに公言をされております。その待望久しい高速道路は6月にいよいよ供用開始されるわけですが、では高速道路が佐伯市に来たら企業誘致、企業は来るのでしょうか。あるいは企業が来る確率は格段に高まるのでしょうか。全国津々浦々にあります自治体すべてすべからずこの企業誘致は望んでおりますが、希望どおり企業誘致はなかなかなされてない。この最大の原因は何か、原因があるわけですか。それは企業立地を要請する自治体側といわゆる企業される誘致を希望される企業側に企業誘致に対する意識の乖離があり、その乖離がうまらないということです。行政側は行政管理つまり企業誘致することによって雇用を増やし、固定資産税等により増収を促すということに意識が集中しております。ところが企業側はそうではなく持続的に収益・利益が上がることを、これしか考えていないわけであり、企業側の観点、視点に立って考えれば持続的に利益が上がればどこでもいいということになるわけであり、佐伯市側は持続的に利益があがるような措置というものを講じ、積極的にそれを企業側に提案をしていかなければ企業誘致というのはできないという結論に落ち着くわけであり、高速道路が通れば企業が誘致できるというのはそんな単純なものではないわけであり、要は高速道路、あるいは言われている企業用の用地、さらには優遇措置こちら側の総合力がためられているのが実はこの企業誘致であるわけであり、そこででは佐伯市、企業誘致するためにはどうするのか、今佐伯市が持っている総合力、つまり企業の用地ということが問題になっておりますが、それほど広い用地が用意できないのであれば、広い用地を要しないような企業

、それを精査しそういった企業を積極的に働き掛けるべきであります。さらにそういった企業を精査し、アプローチを掛けその企業が実際来れるための土壌づくり、つまり総合力を高めるために一定期間の時間を要し、その基礎づくりをするためにいわゆる行政内にプロジェクトチームをつくり、当初から相当の予算をかけるべきだというふうに思っております。また、企業誘致を成功した自治体の例で見ますと、県の協力これは不可欠なものになっております。佐伯市がその企業誘致に関して県の協力を積極的な協力をもらうためには解決しなければならない問題があります。それは埋立て問題であるわけです。積極的に自らがこの問題に当たり、解決の糸口これを見つけて解決をする。その姿勢が県の方に見せられなくてどうしてこの問題に関して県のメンツを担保することができるのでしょうか。市長は、市長就任以来、自ら先頭指揮に立たない、陣頭指揮に立たないこの問題に対して副市長に責任を預けている。このような姿勢で結果が出るわけがないわけでありまして。その意味でもしこのことが遠因直接的な要因になり、今後県の積極的ないわゆる手助けをいただけないとすれば、さかのぼって3年間市長のこの問題に対する不作為極めて重い責任が私はあるというふうに思っております。逆に言えば、県の積極的な協力がなくても市長自らの力で企業が誘致できるというふうにおおもいになっているんであるうなと、いうように思うわけでありまして。であればよけい市長のこの企業誘致に対する基本的な考え方をお伺いしなければなりませんので、この点をお尋ねをいたしたいというふうに思います。さて地方税を増収させる。地方税ということではないわけですが、歳入を増やすという意味では朗報というものが届いてまいりました。これは先日も一般質問がございましたが、ふるさと納税制度の導入が間近というふうに言われております。この制度はふるさとに自分が今居住している自治体に払う住民税の一部、これを納付するというものですが、この住民税というものは受益と負担の関係で成り立っております。つまり、その住んでる所の行政サービスを受ける対価として税金を一部払っているわけでありましてから、その受益がない、いわゆるふるさと納税というのは税法上で非常に問題があるということで、これはなかなか難しいということで出てきたのが寄附金による寄附金税制という考え方でありまして。これは94年に創設をされました。つまり、自治体に対する寄附金のいわゆる住民税からの所得控除という考え方、これを拡充しまして住民税からの税額控除これを創設するというものであります。このことにより、寄附金というものをこれが自分のふるさとにいわゆる財源という形で移転することが可能になりました。ただ与党の税制改正大綱ではこの税額控除を受ける寄附金の額は5,000円以上、税率は10%になるというふうになっておりますが、これを受けて今年の1月1日以降の寄附金に対して、国総務省は積極的にこの考え方を導入するということで検討に入っております。今これを受けて各自治体では、この寄附金の獲得に非常に熱を入れております。それはそうです。地方交付税という財源が細る。その中で寄附金で新たな財源として非常に期待をされているからであります。ところが、執行部の答弁ではこれに対して何も具体的な行動を起こしていないということでありまして、2月現在既に32にのぼる自治体がこの寄附金を獲得するための条例を既に制定し、この獲得のために非常な努力を今しております。つまりその条例というのは何か、これは寄附による投票条例という条例です。具体的に言いますと、行政側が、例えば佐伯市の出身者の方、あるいは企業に具体的な複数の施策というものを提案します。そして、その方たちからその施策というものに関心を示し同意を得た場合にその寄附をしていただけるわけです。一般論で言いますと、この寄附金というものは一般財源に組み込まれた

、ですから寄附者のいわゆる同意にかなわないような使われ方をしたわけですが、この条例でいきますと、自分がいわゆる施策というものに、この施策のために使ってくださいよということで寄附をするわけですから、寄附金を通じて間接的にはありますけども自分の意思が反映される。つまり直接的ではありませんが、間接的にこの市政の運営に参加できるという意味では寄附者の希望がかなうということで、寄附する側も従来と違ってやりやすいというふうに言ってるわけで、是非とも佐伯市としてはこの対策をしていただかなければならない。早期にこの条例を制定して寄附金を募らなければならない。インターネット上でこの複数の施策というものを公開しなければならないというふうに思いますが、この点についてどのようにお考えになっておられるのかをお尋ねをいたしたいというふうに思います。さて、経常収支比率を下げるためには、自主財源を増やす、その一方で経常経費である人件費、あるいは扶助費・公債費・物件費をこれを下げる必要があるわけであります。ただ、扶助費これは生活維持をするための社会保障の経費でありますけども、これは高齢化が進むにつれて年々この上昇を抑制することは難しくなっておりますし、公債費これも先ほど言ったように一気にやりますと、すそ野の広い建設業界非常に打撃を受けるということで一気ににはできないということ、どうしても白羽の矢が立つのは事務的経費の中で最大の規模を誇る人件費ということになります。ただこれも執行部の答弁にございましたが、佐伯市903平方キロ、いつも言われております九州一広い自治体、その浦々からあるいは山の端々まで住民の方がお暮らしになられておる。行政の責任の最大の責任はこの方々一人一人が中心部で暮らす市民の方々と同じように公平で平等な行政サービスを受ける。行政側からすれば公平で平等な行政サービスを与えるということが最大の責務であります。また、一方で限界集落という言葉が言われておりますが、この限界集落ということのを未然に防止するためには一次産業を活性化し、若者の雇用の場を確保し定着率を高めなければならない。その最前線の基地になるのが振興局であります。佐伯市はそれだけ広い、だから言われているように住民100人に対して職員1人というそういったものには馴染まないというような総務部長の答弁があった。私も正にそのとおりだというふうに思う。ではなぜそれだけ人間が必要なのか、それは先ほど言った二つの市が持つ責務というものを果たさなければならないからである。果たすためには振興局の機能、これを縮小ではなく拡大しなければならない。拡大しなければ先ほど言ったような、例えば周辺部に暮らす住民の方に公平な行政サービスを提供することができないし、振興局が核にならなければ一次産業の活性化というものも難しい。であれば職員の相当数というものは振興局にこそ割り当てられるべきで、あなた方が言われているのは正に言ってることとやってること、それが逆行しているという、その矛盾に気づいていただかなければならない。振興局の機能を縮小してでは相当数の職員はどこにでは配置をするのか、ここを感じていただかねばならないというふうに思っております。ただこれはどなたが市長になられたところで最優先でやらなければならないことであります。その意味では消極的ないわゆる財政改革であります。職員というのは、いわれるように佐伯市のシンクタンク頭脳集団であります。この頭脳集団を市民のための市民の利益に資するため積極的に使うこと。これが正に人件費、財政改革の目玉であるべきであります。その意味では分権時代も見すえまして職員の資質を向上するために3か月という期間拘束されるわけでありますが、自治大学校には毎年1人以上出していただきたい。そこで形成能力を高めていただきたいし、町村アカデミーにも出していただきたい。お聞きしたところ町村アカデミーに合併してからたった

1人の職員しか派遣してない。これは何とも寂しいような気がいたします。最大の職員の活用方法、あるいは最大の財政改革、これは人件費というのは行政の最大のいわゆる事業費でありますから、その観点で言いますけども、職員一人一人を、職員は遊んでいるとか言われないようにするためにも、積極的に寸暇を惜しんで仕事をさせるべきです。そのための事業があります。これはゼロ予算事業という事業です。予算がなければ事業はできないのではないです。予算を掛けずともその気になれば寸暇を惜しんで職員は地域住民の利益に資するために事業ができるはずです。このゼロ予算事業、これについて具体的な計画があるのかどうかということをお尋ねをいたしたいというふうに思います。ただ悲観的なのは、先日電算システムの統廃合の時に執行部、行政側の説明としてこれは債務負担行為です。当該年度には予算は計上しません。ただ将来にわたりこの歳出というものは出てきますから債務負担行為、そしてこの債務負担行為はゼロ予算事業でありますというような説明をいたしました。これは認識としては全く間違っておりまして、将来であろうが現年度であろうが、予算がないのがゼロ予算事業でありまして、ここら辺の認識の違いから修正いただかなければこのゼロ予算事業は取り組めないということであれば、非常に佐伯市民にとっては不幸だなというふうに思っておりますが、何はともあれ財政改革のため、あるいは市民一人一人に積極的な利益を資するためにもこのゼロ予算事業は各部各課で毎年一つ以上は必ずやらしてもらわなければならない。これが周辺部の市民から見て合併してよかったなあというように思ってもらえる最大の私は施策だというふうに思っております。その点お尋ねをいたしたいというふうに思います。さて1回目の質問最後になりますけども、今日冒頭で申しました非常に行政の財政というもの、これは懸念される。それであれば徹底して行財政改革というものをやっていたかなければなりません。その意味で市のいわゆる財政状況というものを客観的に把握する必要があります。客観的に把握できなければ行政財政改革を真に改革することができない。その意味で市債、市が発行する債券これを格付機関に頼んで格付を取得してほしいというふうに私は思っております。昨年度末の決算委員会の中で私はこういう質問をいたしました。合併特例債に関してであります。合併特例債これは政府系の資金ではなく、民間からの資金で調達するものだ。その時に佐伯市の財政内容というのは客観的に分かるよと、なぜか。合併特例債、金融機関から借りられた金利の中に金融機関が佐伯市の財政内容というものを物語ってくれる。つまり、佐伯市の財政内容が悪いというふうに銀行が思えば金利が当然高いし、いいと思えば安いわけでありまして。かつて自治体が今ほど財政がひっ迫してない時代、実質収支に黒字が出れば半分にくだらない部分は基金として銀行に預金をしてた。銀行はその預金を預かって運用をし、利益を上げてたわけでありまして、財政がひっ迫してきたこのかた、基金を取り崩しあるいはまた預金にしてもいわゆる入札制度というのが導入された結果、銀行としては非常にうまみがなくなっているわけでありまして。それだけに今までは行政、これはデフォルトを起こすことはないということで無条件で貸し出してきたのがこれが厳しくなってるのが現状であります。交付税が細る中でインフラを整備するためにはこの金融機関からの借り入れというのは将来非常に重要になってきます。その意味で金融機関に安心、あるいは担保を与えるためにも市債、これの格付けというものを取得する必要があるというふうに思っております。こう言いますと、いやそれは市債の格付けなどは、例えば都道府県とか、あるいは政令都市、あるいは中核都市、予算規模の大きいところが機関投資家から資金を調達するためにするものだというふうに思いになるかもしれませんが、そうではあ

りません。市が行っている行財政改革これの信用度を増すためにはこれが必要なんです。その意味で市債への格付を格付機関に是非お願いして取得をしていただきたいというふうに思います。1回目の質問は以上で終わりますが、答弁は完結にお願いいたします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 蒲江の浜にとうとうと寄せては返すような流ちょうな大変な御説明を前置きにしての小野議員の御質問には大変お株を奪われそうな大変な不安な思いで拝聴しておりましたが、前置きは省き、御質問にお答えしたいと思います。

まず、初めに外部監査制度の導入についてでございますが、自治体の監査に関する規定はいまさら申し上げるまでもなく、地方自治法の第199条第6項で監査委員が自治体の長から要請を受けて監査するというようになっておりまして、また同法の252条の41に監査委員の監査に代えて外部監査を求められることができるということが規定されております。そしてまた、昨年度制定されたいわゆる財政健全化法、これは先ほど議員の方からも詳しく御説明がありました。これではこの規定を受けて第26条の第1項に次のような趣旨が規定されております。地方自治法第199条第6項の先ほどの要求に係る監査についてですが、財政健全化法の規定により財政健全化計画、あるいは財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない自治体の長は、同項第6項の要求と併せて理由をつけて監査委員の監査に代えて外部監査を契約に基づく外部監査を求めなければならないとされております。つまり、財政の悪化により財政健全化法に基づく健全化計画、あるいは再生計画、あるいは経営の健全化計画を策定することになれば個別外部監査契約による外部監査を行わなければならないということになっております。なお、自治法の第252条の27及び36の規定では、包括外部監査につきましても、こういった健全の悪化の是非にかかわらず、都道府県等ではもう既に義務付けられておりますが、本市はこの義務の対象とは現在になっておりません。これらのことを踏まえて、当面は外部監査制度の導入は考えずに、むしろ外部監査に委ねなくてすむようにより一層行財政改革を推進し、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。次に、企業誘致に対する基本的な考え方ということですが、これは先日来3人の議員さん方から質問がございましたが、市長がお答えしたとおりでございますので、私の方からは割愛させていただきます。次に、ふるさと納税制度による寄附金の獲得の準備についてということですが、これも先般の村松議員の御質問にもお答えしましたが、目下具体的な準備は進めておりませんが、より多くの皆様から寄附を受けられるためにこの制度に関する内容、動向を注目しながら今後出身者の把握や受け入れの方法、案内等について必要な対策を検討してまいりたいと思います。県も取組を始めて県下の市町村との連携を模索しているところでございますので、取り組んでいきたいと思っております。次に、ゼロ予算事業についてということでお答えします。厳しい財政状況が続く中で、予算措置をすることなく職員一人一人の積極的な創意工夫のもと、技術・知識・資産・情報の最大限の活用や市民との協働・連携により行政サービスの一層の向上と職員の政策形成能力の開発を図る意味でも、このゼロ予算事業の重要性は感じております。本市の近年の例で例えて言えば、これまでも市政の出前講座だとか、あるいは管理職による滞納整理などはもう既に実施してきているところでございますが、特にゼロ予算事業というふうな名目を意識するしないにかかわらず、こうした取組が大変これからも当然のことながら事業の必要性、費用対効果等を常に念頭におきながら取り組んでいきたいと考えております。ちなみに、電算システムについての債務負担を起こしておりますが、これぞ

口予算という意識で取り組んでいたわけではなく、ゼロ市債とうたってしたわけで、今年度の予算はゼロであるが、あくまでも後年に負債は残るという認識は十分持っておりますので、念のため申し添えておきます。それから最後に、市財政の格付け機関による格付けを依頼する考えはないかということについてお答えします。先ほど、釘を刺されるようなこういった回答になるかもしれないがというような御指摘がありました。御案内のとおり、格付け機関による格付けは特に都道府県、あるいは政令指定都市等が公募による市債を募る場合に特に一般の投資家等も含めてですが、場合に特にその市の財政状況を訴える意味で始まったものでございまして、現在佐伯市ではこの市場公募制を考えておりませんので、目下格付け機関への格付けの依頼も考えておりません。以上でございます。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） 再質問をいたしたいというふうに思います。企業誘致に関しては若干でも市長の答弁をいただきましたきっかけであります。この企業誘致から再質問をさせていただきたいというふうに思います。これは市長に是非情報として提供させていただきたいなあと、知ってれば聞き流していただいて結構なんです。市長、岩手県に宮古市というまちがあります。御存じでしょうか。このまちは人口6万弱、世界の3大漁場と言われる三陸沖を控え古くから水産加工業が主産業のまちであるわけです。総面積は700平方キロメートル、さらにいわゆる都心に向かうのに五、六時間は掛かるということで陸の孤島とも言われております。可住地面積は700平方キロメートルの中の約1割70平方キロメートル、非常に山野、山林が多くて平野面積が狭いまちであります。この宮古市が今非常に注目を浴びている。なぜ浴びているかと言うと、金型コネクタという電子部品、あるいは自動車部品、これの集積として東京・大阪に次ぎ全国第3位の出荷数を誇るようなまちに成長しているからであります。このまちがこのような集積地になったきっかけは一つ、いわゆる電気会社、これを誘致したということから始まるわけであります。ここの特徴、企業誘致の特徴というのは、例えばオーダーメイドという話がありますが、企業誘致に関していえばあらかじめ造るという施策じゃあないわけです。あらかじめ造ったのは2か所だそうでした。そこも上下水を配備した、あるいは高圧を引いただけの土地だそうです。大半は企業との話し合いの中で、それが決まった時から造っていくというような手法で、みんな大体2,000坪あるかないかぐらいの土地であるわけです。その意味で平野が狭いまちであれば敷地の広さを要求するような企業ではなくて、敷地の面積にそれほど影響がない。そのような企業を誘致するという方向性がここに見られるわけであります。その成功例がこの宮古市であるわけです。さらに宮古市、企業誘致する上で何が一番大事かと言うと、物づくりこれを中心に人材、これを育成することは何よりも大事だと言う。でそれで実際人材を育成するために取組を具体的になされている。これがまたユニークで宮古市周辺の2町2村、合わせて1市2町2村でいわゆる製造業を中心にして、この技術者のネットワークというのを組んでおります。寺子屋という組織を作っております。ここで工程管理から法律まで教えるわけでありまして、技術の方は自分で自分のヤスリを作ることから始めるそうです。このことにより生産能力が向上し、開発能力が高まり技術力のいわゆるボトムアップが図られる。これが企業から見たら非常に好ましく思われているということで集積が今集まっているわけであります。さらに海には重要港湾の宮古港というものがございまして、ここが連日のようにでき上がった製品というものをコンテナ船のあの貨物で中央部の方に運んでいるわけでありまして、大型貨物船は週に

1回横浜経由で海外の方に製品を輸出をしております。正にこの港湾というものが積極的に活用されてる典型であるわけであります。私はこの宮古市を佐伯市は倣うべきだというふうに思っております。なぜかといいますと、置かれてる環境がこの佐伯市に非常によく似ているからであります。その意味では佐伯市の企業、これは行政側から呼び掛けて寺子屋組織を作って技術のボトムアップをこれは是非図っていただきたい。これがなされれば、先ほど言った総合力というのが格段に高まることになり、企業誘致、企業を選別してる。その上でこの人材のボトムアップが図れば私は格段に企業を誘致する可能性が高くなるというふうに思っております。そして宮古市はこの連携、企業の連携とマッチするように行政側が生産能力、技術がボトムアップしたそれがどのように宮古市の経済に反映されるか、あるいは企業誘致につながるかというシステムを考えるためにそこに加わっております。行政と産業界が正に一緒になって今やってるわけであります。その意味では佐伯市も行政側から呼び掛けてそういった寺子屋組織を是非作っていたいただきたいのと。そこに市がゼロ予算事業を正に組んで今のシステムづくりというものを積極的にやっていただきたいというふうに思います。これをすれば5年後、10年後私は宮古市この全く物まねをしていいというふうに思っておりますが、宮古市になれることができるのではないかとこのように思っております。その意味では是非時間をつくって、職員を連れてこの宮古市、ここを研修していただきたい。そして今日に至る遠隔をたどっていただきたい。必ずヒントがあるはずで。そのことをまず1点申し上げておきたいというふうに思います。さて、中期的には宮古市に倣う、それでいいと思います。しかし長期的には私は佐伯市は日本における第2のシンガポールを目指すべきだというふうに思っております。シンガポールの奇跡、これは何回か前の定例会でも申し上げました。1人の指導者が公用語を英語に変えた瞬間から今日の経済発展は約束されたというお話をさせていただいたわけであります。この英語事情、今の受験システムは変わらない限り日本は英語に対しては非常に弱い国民性、これは変わらないでしょう。そういう中で、仮に日本の全国どっかでその地域が英語をかえするような地域があれば、英語を必要とする企業、これはこちらから言わなくても向こうから来る。私はそのように思っておりますし、企業側からはそのようなことを聞いたこともございます。その意味で既に始まっております小中一貫校、これに私は非常に期待をしております。そこで教育長にこれはお願いですけども、是非小学生の間は話す・聞くということを楽しく学ばせてやっていただきたいというふうに思うと同時に、中学生になっていきなり受験英語にシフトしないように、それはそれとして話す・聞く能力というものは別のプログラムを組んでそこは尊重していただきたいというふうに思っております。これがなされれば私は第2のシンガポールになることは可能だというふうに思っております。また、そのなるためにはもう一つやっていただかなければならないことは、それは何か。こういった地域にいながら世界の情報を寸時に把握するためのインフラ、これを至急に整備していただく。それはブロードバンドゼロ地域をなくすということです。高速のインターネット回線を速やかに可及的、速やかにですね可能な限り、佐伯市の全域に張りめぐらせていただきたい。この二つがなれば私はこのことは可能だというふうに思っております。今まあこの話、笑いながら冗談でお聞き、何をたわけたことをとお聞きになると、それはそれで結構でありますけども、何かこの点に関してですね、御意見があれば承りたいというふうに思います。さて教育長、次長でもいいんですが、再登壇していただいても結構なんですけど、ふるさと納税ですね、この点について何でふるさと納税が自分とこ

に来るかというような顔をしておられますが、これはふるさとに対して寄附金という形で自分の気持ちを伝えるわけであります。このふるさと納税寄附金をより現実にするためには、愛郷心というものが育たなければこれは無理なんです。その意味で、愛郷心というものはいわゆる多感な時期にこの佐伯市で過ごすということが前提になります。つまり竹馬の友と共に汗を流し、泣き笑い、そういった泣いたあるいは汗と共にこの愛郷心というのはイコールで育つという意味では、18歳までは何としてでもこの佐伯に暮らしてもらわなければならない。その意味ではそうすべくいわゆる教育環境をこれを充実させていただかねばこれはかなわないわけであります。今回も県教委によるこの話がありましたが、重大なことが見落とされておざなりにされてると私は思っている。それは何か、18歳までこの佐伯市で過ごすという、その視点に欠けておるということです。それがなければふるさと納税これもおぼつかないし、今後再編にしてもいわゆる県教委、その再編それに弾みをつけるような、そのような結果になりはしないかというふうに私たちは非常に心配しているわけであります。その意味で是非、教育環境を整えてやっていただきたいというふうに思います。それと財務部長、この市債の格付けですけどね、なぜこれを言うかという、それだけの厳格性が今行財政改革の中に求められているという意味で言ってるわけであります。この市債の格付けがなぜ厳格かと言いますと、例えば、レベニュー債というのがあるのを御存じでしょうか。これは特定の事業を営むために債権を発行してその資金を得る。償還財源はその事業が完成したのちに、その事業の収益からその償還財源を充て込んでいる。対して公募債、これは償還財源が一般財源であります。したがって市の財政状況が悪くなれば、この償還がおぼつかないということで同じ市が発行するいわゆる市債でも格付けが違っている。これだけ厳密なのです。その厳格性が私は佐伯市の行財政改革に要る。それが金融機関から見て信用力を担保する、増すものだというふうに思っております。その意味では是非いろいろ言わずに1回これにチャレンジしていただきたいというふうに思いますが、改めて答弁は申しませんが、是非考慮していただきたいというふうに思います。取りあえず再答弁、市長の答弁をお聞きしたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 小野議員の再質問の中で、企業誘致ということに関しまして、私はこれは企業留地という形でとらえております。先ほど宮古市のお話をさせていただきましたが、私どもにとりましてこの予算書の中ですね、32の中に県南地域振興事業ということで取組をさせていただいています。先週の土曜日、これが3年間の成果という形で佐伯市工業連合会、大分県産業創造機構、そして大学等を一緒になった地場企業の技術革新ということで発表がございました。私もこの機会をとらえてその中に入っていました時に、基本的には5S運動という運動を始めてですね、企業の中に対する考え方、職員の人材育成、そうしたものが非常に成果が出てきております。そうしたことでまた今年度第2段としてこの予算を付けさせていただいておりますが、この企業留地に対しては県の方も非常に評価が高く、そうした中で、例えばA社というのがこれに対してはどういうたらいいですかね、扇風機のペラといってもいいんですが、大きいスクリー、この角度にしてもですね日本の超一流企業がそこじゃないと駄目だというオーダーメイドのですね製品を造った事例等の発表をしております。そうしたことでその企業にとりましては、わざわざもう自分が行かなくても、佐伯に注文をですねしにくるとかですね、そうした企業が育ってきているのもこれは企業留地の中の施策で

やらせていただいています。そうしたことが1個ずつ私どもも積み重ねていっているということで、来年度というよりも今年のまた20年度にこの継続した予算を上げさせていただき、皆さんの御理解を賜っていきたく思っています。また、これについては予算の時に担当課より詳しく説明を聞いていただければと思っています。それから先ほどの中で言われておりました、ブロードバンドの関係ですね、これについてはもう既に取り組んでいっております。佐伯市全部がですね、前私コピキタスの話をしたと思います。全市内無線とブロードバンドが聞けるような、いわゆる今で言うデジタル通信方針のですね、そうした形の対策をするということで、佐伯市全部がデジタルの高速ネットワークをつなごうということで、WiMAX^{ワイマックス}というこれはメガ帯になるわけですけど、こうしたのを今造ってありまして、今回一部それを使った防災のセンター、これと供用しながら佐伯市全部をですね、もう本当これだけの地区でこんなことできるんかというのをですね、防災からいろんな形を絡んで、それとワンセグですね、要するにテレビの関係も見ながらですね、全体計画を積んであ佐伯へ来れば世界との情報通信がどこでもいけるやないかと、それが自分の手元でできるじゃないかと。それに福祉・医療を重ねたですね、総合的な計画も今やらせています。これができれば非常に過疎というところじゃなくて、情報先端都市と議員が笑ってるというような中ですね、事実そのの仕事に私は取り組んでいきたく思っておりますので、この点についての御理解をですね、賜りたいと思っています。いろんな中で、高速道路という問題は私は企業誘致に対してまず高速が来ることが一つのレベルにやっと上がってくるんだという意味でお話した状態で、いろんな中で私どももそうした中で地域に対するいろんな企業誘致もさせていただきたく思っています。先ほど宮古市の事例を言っていたいただきましたが、当市としてもそうした事例をしながら、県でも注目されてる部分がございますので、そうした部分もまた担当の方にそういうことで、予算委員会等で質問していただければと思っています。他については担当部長より御答弁申し上げたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） すみません。登壇の機会を奪いまして申し訳ございません。再々質問を伺いたいというふうに思います。冒頭で財政については少し質問させていただきましたが、実は県、これは今後の財政見通し非常に深刻に受け止めております。それはいわゆる依存財源である地方交付税が先ほそる。あるいはまた扶助費の高騰がとまらないということで県財政が非常に圧迫されるという意味であります。そこで二つのシナリオを作ったそうです。成長のシナリオとリスクのシナリオ、成長のシナリオそのままでも2010年度には財政用の調整基金が12億に減少する。リスクシナリオでいけば平成12年には財政調整基金が枯渇するということで2008年度まで一応区切りをつけると言っておりました行財政改革プラン、これをなお継続するというように発表をしております。私はこれはもう当たり前のことだというふうに思っております。佐伯市が積極的な予算を組んだ、これは多分に政治的な色合いの予算だというふうに思っております、それを否定するつもりはございませんが、それだけに、では積極的予算を組んだ21年度、22年度、それ以降の財政状況というものを視野に入れて果たして当該年度で20年度の予算を組んだかと、その継承して組んだかなというような疑問がございまして、もしそれなかりせばこの積極予算の反動は必ず21年度以降に来るというふうに思っております非常に心配をしております。その点、20年度以降、21年度以降更に更に検証していただくことをここで強く要望を望みまして少し時間を余しましたが、私の一

般質問を終わりたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 以上で、小野議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。資料配布を行いますので。

午後0時8分 休憩

午後0時16分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案の上程

議長（児玉忠義） 日程第2、議案の上程を行います。

議案第80号、財産の取得について（情報システム機器備品）、第81号、公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字竹野浦及び大字小浦）、第82号、佐伯市コミュニティバス運行条例の制定について、以上3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第80号「財産の取得（情報システム機器備品）」につきましては、本市の情報システムを更新することに伴い、当該更新に係る情報システム機器備品一式をNTT西日本・^オルゴ共同企業体から購入することに関し、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第81号「公有水面埋立てに関する諮問（米水津大字竹野浦及び大字小浦）」につきましては、地方道路整備臨時交付金事業における市道小竹線の整備に伴う公有水面の埋立てに関し、大分県知事から意見を求められているため、異議がない旨の答申をするに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第82号「佐伯市コミュニティバス運行条例の制定」につきましては、本市内において公共交通機関が整備されていない地域の住民の交通手段を確保するため、コミュニティバスを運行することに関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

平成20年第1回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第80号	財産の取得について（情報システム機器備品）
第81号	公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字竹野浦及び大字小浦）
第82号	佐伯市コミュニティバス運行条例の制定について

日程第3 議案質疑

議長（児玉忠義） 日程第3、議案質疑を行います。

議案第31号から第82号まで及び専決処分の報告第1号、以上53件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第73号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者^{たくちしょうぞう}田口彰蔵）、第74号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者^{たかきまさお}高木雅士）、第75号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者^{よしかわひろし}吉川寛）、第76号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者^{あらかたけし}荒木健）、第77号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者^{のぐちしゅんいち}野口俊一）、第78号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者^{かんざきゆきかず}神崎征一）、第79号、佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者^{みやあきくにお}宮明邦夫）、以上7件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号から第79号まで、以上7件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案等の委員会付託

議長（児玉忠義） 日程第4、議案の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成20年第1回佐伯市議会定例会議案等付託表

議案

番号	件名	付託委員会
第31号	佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務
第32号	佐伯市職員の育児休業等に関する条例及び佐伯市技能労務職員の給与の	総務

	種類及び基準に関する条例の一部改正について	
第 33 号	佐伯市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	総務
第 34 号	佐伯市財政事情の公表に関する条例の一部改正について	総務
第 35 号	財産の無償貸付けについて（葛港埋立地）	総務
第 36 号	佐伯市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例の一部改正について	建設
第 37 号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建設
第 38 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建設
第 39 号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	建設
第 40 号	佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	建設
第 41 号	佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について	建設
第 42 号	市道路線の認定及び廃止について	建設
第 43 号	佐伯市次世代育成支援対策地域協議会条例の制定について	教育民生
第 44 号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について	教育民生
第 45 号	佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について	教育民生
第 46 号	佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について	教育民生
第 47 号	佐伯市後期高齢者医療に関する条例の制定について	教育民生
第 48 号	佐伯市ひとり親家庭医療費助成に関する条例等の一部改正について	教育民生
第 49 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教育民生
第 50 号	佐伯市国民健康保険条例の一部改正について	教育民生
第 51 号	佐伯市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	教育民生
第 52 号	佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会条例の制定について	教育民生
第 53 号	佐伯市立小学校の設置に関する条例等の一部改正について	教育民生
第 54 号	財産の無償譲渡について（敬愛園物品）	教育民生
第 55 号	佐伯市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	教育民生
第 56 号	佐伯市工場設置促進条例の一部改正について	経済産業
第 57 号	佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正について	経済産業
第 58 号	佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正について	経済産業
第 59 号	佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正について	経済産業
第 60 号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正について	経済産業
第 61 号	佐伯市かみうら天海展望台及び佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設を併せて管理する指定管理者の指定について	経済産業
第 62 号	佐伯市丹賀砲台園地条例の一部改正について	経済産業
第 63 号	佐伯市水の子島海事資料館等条例の一部改正について	経済産業
第 64 号	佐伯市地籍調査事業推進協議会条例の一部改正について	経済産業
第 65 号	佐伯市営土地改良事業に伴う換地処分等の評価委員会及び換地委員会条例の一部改正について	経済産業

第 66 号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	教育民生
--------	-------------------------	------

		経 済 産 業
第 67 号	大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経 済 産 業
第 68 号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経 済 産 業
第 69 号	佐伯市鶴見マリンクラブハウスの指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 70 号	財産の無償譲渡について（米水津残滓処理施設機械設備）	経 済 産 業
第 71 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字宮野浦）	経 済 産 業
第 72 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字小浦）	経 済 産 業
第 80 号	財産の取得について（情報システム機器備品）	総 務
第 81 号	公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字竹野浦及び大字小浦）	建 設
第 82 号	佐伯市コミュニティバス運行条例の制定について	経 済 産 業

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会
第 1 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建 設

議長（児玉忠義） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日から各常任委員会を、18日からは予算特別委員会を開いていただき、26日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時 21 分 散会

平成20年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第7号 3月26日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第7号）

平成20年3月26日（水曜日） 午前10時15分 開議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染矢	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
35番	高司	政文	36番	浅利	美知子
37番	河野	周一	38番	玉田	茂
39番	村松	講一	40番	児玉	輝彦
41番	松田	清徳	42番	戸山	盛喜
43番	寺島	孝幸	44番	土師	辰英

欠席議員の氏名

34番 吉良 栄三

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務部	長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道	部	長	戸川	高島	公ふみ	人え
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	木塩	許月	政厚	信信	教消	浦生	道防	局	長	高加	橋鶴	安宗	忍信
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	振生	局	長	長	大御	藤手	宗隆	義二
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	久保	田原	成信	太行	本直	振匠	局	長	長	曾安	宮藤	廣一	清美
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	三田	原崎	信	誠邦	宇鶴	川目	局	長	長	戸高	高治	一和	徳郎
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	菅川	野	俊宣	行生	米水	津振	局	長	長	高児	高治	一和	康
副副教総財企市福建農	市市育務部	長	河野	野	伸	生	蒲江	振興	局	長	長	児	玉	和	

議事日程第7号

平成20年3月26日（水曜日） 午前10時15分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
 - 第2 討論、採決
 - 第3 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
 - 日程第2 討論、採決
 - 日程第3 議案の上程（提案理由説明）
 - 日程第4 議案質疑
 - 日程第5 議案の委員会付託
 - 日程第6 委員長報告（質疑）
 - 日程第7 討論、採決
 - 日程第8 会議録署名議員の指名
-

午前10時15分 開 議

議長（児玉忠義） おはようございます。本日の平成20年第1回佐伯市議会定例会第24日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（児玉忠義） 日程第1、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として、各委員会に付託されました議案63件及び専決処分の報告1件、計64件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、児玉輝彦君。

予算特別委員長（児玉輝彦） 予算特別委員長の児玉輝彦でございます。

本特別委員会は平成20年度当初予算案審査のため今期定例会初日3月3日に設置され、18日から21日までの間の3日間にわたり委員会を開会し、慎重審査いたしましたので、その経過の概要並びに結果につきまして御報告申し上げます。

18日は、委員3名欠席のもとに開会された委員会の冒頭、正副委員長互選が行われ、不肖私が委員長に、副委員長に井野上準委員が選任されたところでございます。

市長のあいさつに続き、執行部から、予算編成に係る基本方針等について概要説明を受けましたので、御報告いたします。

合併後3年が経過し、行財政改革推進の効果が現れ財政状態は徐々に好転しているが、地方債残高を始めとする財政指標は依然として厳しく楽観を許さない状況にある。

一方、平成20年度の国の「地方財政計画」では、地方の再生に向けた一般財源の総額の確保及び地域間格差の是正等を基本にした地方財政対策が講じられた結果、その規模は7年ぶり

にプラスに転じ、地方交付税総額も2.3%の増と、地方へ配慮したものとなった。

これらを背景とした本市の予算編成においては、引き続き行財政改革の推進により経常的経費を極力抑制する一方で、地域経済への影響が大きい投資的経費については、事業効果、有利な財源確保などを念頭に、真に必要な事業に対しては積極的な予算配分を行った。

普通交付税に新たに創設された「地方再生対策費」約5億円を充当財源として生活関連道路及び河川の維持補修費などを中心に投資的経費を大きく伸ばしたことにより、一般会計の予算規模は、422億4,300万円で、前年度比7.9%の増となった。

また、特別会計・企業会計においては、受益者負担の適正化を念頭に、将来にわたる健全な財政運営を見据え、経費の節減・合理化に努めるとともに、一般会計からの安易な繰り入れに頼ることなく「会計独立の原則」を基本に予算編成を行った。

その結果、一般会計・特別会計・企業会計を合わせた予算総額は707億8,427万7,000円で、前年度比7.1%の減となったとの説明がありました。

さらに、一般会計歳入・歳出各款における予算額の変動要因、性質別経費の動向など、詳細にわたり説明がありましたが、当初予算説明資料記載のとおりでございますので省略いたします。

概要説明に対する若干の質疑ののち、議案第1号、平成20年度佐伯市一般会計予算を議題とし、予算説明書により順次款を追って審査いたしました。

歳入・歳出各款において活発な質疑、答弁が交わされ、会議時間は長時間にわたっておりますが、本委員会は議長を除く全議員で構成され審議経過は委員の皆様御承知のとおりでございます。したがって、報告はごく簡潔に行いますので、御了承願います。

歳入1款市税では、徹底した歳入確保への取組が求められる中、予算上の市税徴収率の設定が低すぎるのではないかと質疑に対し、確実に達成可能な数値をもって計上しているが、高い徴収実績を目標に、法的措置も含め、なお一層の徴収努力を図りたいとの答弁がありました。

その他、歳入では、ふるさと納税制度への対応、市営住宅及び各種施設使用料の状況等、歳出では、エコセンター番匠の運転管理費及び収集運搬業務委託の内容、企業誘致への取組などについて、活発な質疑、答弁が交わされ、18日は7款、商工費までの質疑を終了して散会いたしました。

翌19日は、委員全員出席のもとに委員会を再開し、一般会計歳出第8款、土木費から質疑を続行いたしました。

8款、土木費では、臼坪脇線ほか道路新設改良事業の今後の見通し、まちづくり交付金事業の内容及び城山を中心とした公園整備の方針、9款、消防費では、防災情報システム整備事業の具体的内容、県内消防本部の広域再編計画の状況、10款、教育費では、学校用地賃借料の算定基準、学校現場における需用費の状況、通学援助に係る公平性の確保、学校給食センターの運営方針等々、各款において活発な質疑、答弁が交わされました。

その後、引き続き2日間の予算説明書による審査を踏まえ総括質疑を行いました。

委員から、行財政改革を最優先したこれまでの緊縮財政から積極財政へと軌道修正した感がある。大幅に増額した投資的経費のうち防災情報システム整備事業、ケーブルテレビ整備事業、合わせて10億を越す多額の事業費を計画しているが、発注先は中央の大企業が中心で、地元経済への波及効果は期待できないのではないかと質疑がありました。

これに対し執行部から、行財政改革に一定の成果がみられる現状を踏まえ、将来的な健全財政を見据えながら真に市民福祉の向上に有効な事業は積極的に予算計上した。防災と情報化推進を絡めた両事業について、大規模災害へ備え市民の安全を確保することは行政の緊急な課題であるし、少子高齢化社会へ対応した情報化の推進は、行財政改革の目的にかなうものでもある。いずれも必要不可欠な事業と判断した。また、事業執行に際しては、地元の経済浮揚に効果をもたらすよう極力配慮するとの答弁がありました。

そのほか、まちづくり及び一次産業振興に臨む基本姿勢、工業用水の確保を含めた企業誘致の取組、大入島埋立て事業への対応などについて市長の所信を質す質疑が各委員から出されました。

総括質疑を経て討論に入り、一委員から、国や県の制度改革を受けて市民負担は著しく増加する中で、これを軽減するための市としての施策が不十分であるとして反対意見が出されましたが、採決の結果、議案第1号、平成20年度佐伯市一般会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

19日は、一般会計の審査を終了して散会し、3月21日は、委員1名欠席のもとに委員会を再開し、議案第2号、平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計予算から議案第18号、平成20年度佐伯市公共下水道事業会計予算まで、特別会計予算15件、企業会計予算2件、計17件について順次議題とし審査いたしました。

議案第2号、平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計予算については、医療制度改革の内容、一般会計繰入金の考え方及び診療所医師の確保対策などについて質疑が出されたのち討論に入りました。一委員から、国保加入者のうち低所得者の占める割合が高い状況のもとで国保税の値上げを行うことは、ますます厳しい生活を強いることとなる。健康づくり事業による医療費抑制、一般会計繰入金の増額などにより、値上げをしない方法を模索するべきであるとの反対意見が出されましたが、採決の結果、議案第2号は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算については、若干の質疑を経て討論を行いました。委員から、年齢75歳で一律に線引きをして、新たな制度の中に入れ込み、保険料も年金天引というやり方は非常に問題があるとして反対意見が出され、採決の結果、議案第4号は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、平成20年度佐伯市水道事業会計においては、今年度の料金改定による増収見込額について質疑があり、執行部から、当初予算比較において9,450万円の増収を見込んでいるとの答弁がありました。討論に入り、一委員から、料金改定後初めての予算であるが、旧佐伯市を始め大部分の世帯にとっては、水道料金の値上げとなっているため本予算に反対するとの意見が出され、採決の結果、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本特別委員会に付託された18件のうち、ただいま御報告いたしました4件を除く予算案、特別会計・企業会計予算案、計14件につきましては、活発な質疑、答弁が交わされましたが、慎重審査の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら他の委員の補足説明をお

願いたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、総務常任委員長、渡邊邦壽君。

総務常任委員長（渡邊邦壽） 総務常任委員長の渡邊邦壽でございます。

今期定例会において、本委員会に付託されました予算外議案6件につきましては、去る3月17日、21日、25日の3日間にわたって委員会を開会し、慎重審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

17日は、委員全員出席のもと、まず議案第31号、佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。

執行部から、国家公務員の休息時間が廃止されたことに準じ、平成20年4月から職員の休息時間を廃止しようとするものである。現在の昼休みは、12時から12時15分まで当てている休息時間と12時15分から13時までの休憩時間であり、合計1時間となっている。この15分の休息時間を廃止するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第31号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、佐伯市職員の育児休業等に関する条例及び佐伯市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、執行部から、まず佐伯市職員の育児休業等に関する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業した職員の職務復帰後における給料の号給の調整に係る取扱いを改めようとするものである。育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして給料月額を調整できることとしているが、育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして給料の号給を調整できるようにするものである。また、佐伯市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、当該条例において引用する同法の条名を改めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、佐伯市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、執行部から、市長等に随行旅行する際の職員の旅費に関する規定などを新たに設けようとするものである。現在、規則で規定している市長等の随行出張する職員の旅費について、条例で規定することとし、この場合の職員の旅費を市長等が受ける旅費に相当する額とする。併せて旅費の調整について、特別の事情により通常の旅費で旅行することができない場合の加給措置を新たに規定するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、当該条例及びその理由の中に随所に旅行という文言が明記されているが、この文言はイメージ的に誤解を受ける可能性がある。この旅行という文言については適切と考えているのかと質したのに対し、執行部から、地方自治法に旅費が規定されており、旅費とはあくまで旅行という概念であるため、この文言を使わないわけにはいかないと答弁がありました。

関連して他の委員から、この旅行という文言については、今後検討してほしいとの強い意見が述べられたのち、討論、採決の結果、議案第33号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、佐伯市財政事情の公表に関する条例の一部改正については、執行部から、佐伯市の財政事情の公表の時期を改めようとするものである。地方自治法第243条の3第1項の規定により、市長は条例の定めるところにより、毎年2回以上財政事情に関する事項を住民に公表しなければならないこととなっている。本市では、この公表を毎年5月1日と11月1日に公告により行っており、11月1日の公表においては前年度の決算の状況も明らかにすることとなっている。例年、決算特別委員会が11月中旬に開かれることから、前年度の決算の状況を公表する時期は11月中旬以降が適切であるので公表の時期を決算特別委員会審査後の12月とし、これに合わせて5月1日を6月とするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第34号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、財産の無償貸付けについて（葛港埋立地）は、執行部から、当該土地は佐伯港改修事業による港湾の埋立てによって取得したものであるが、工事に着手する際、工事完了後は護岸敷きを除く埋立地の2分の1を株式会社山作に売却する覚書を平成2年2月に締結していた。しかし、この地域が当時大入島架橋の取付道建設予定地となる可能性があったため、山作との協議の結果、平成10年2月6日に湾埋立てに伴う機能補償措置として、株式会社山作に無償で貸し付けることで3者が合意した経緯がある。港湾埋立て前においては、株式会社山作が護岸に車両を横付けし、石油製品の積卸作業を行っていたが、港湾埋立てにより、この作業が不可能となったものである。当該土地は、平成15年第2回佐伯市議会定例会において無償貸付けについて可決され、その期限が平成20年3月31日となっている。よって、今回これを契約変更しようとするものである。当該土地は、佐伯市葛港12431番4の宅地500平方メートル。株式会社山作への貸付期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間であるとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、大入島架橋が現実的となった場合、機能補償はどうなるのかと質したのに対し、執行部から、そういう事態になればほかの機能補償を考えざるを得ないとの答弁がありました。

これに対し同委員から、市の方針としては貸付けでなく売却が望ましいのではないかと質したのに対し、執行部から、話し合いは持っていない。契約した条件が変わってない以上、継続して無償貸付けを行うべきと考えている。貸付期間の更新については、土地賃貸借仮契約第3条第2項に、貸付期間の延長を希望するときは当該貸付期間の満了の日から30日前までに申込書を市に提出しなければならないとうたっているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号、財産の取得について（情報システム機器備品）を議題とし、審査いたしました。

執行部から、本市の情報システムを再構築することに伴い、情報システム機器備品一式の所有権を佐伯市が取得する必要があるとあり、当該機器備品の購入に当たり佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出するものである。購入予定財産は、情報システム機器備品一式。購入の相手方は、大分市長浜町三丁目15番7号、NTT西日本・OLGO共同企業体、代表構成員、西日本電信電話株式会社大分支店、支店長、須川誠司。購入予定価格は、4億8,537万1,500円。購入の方法は、随意契約である

。本議案を提出する前提として、昨年12月議会において平成19年度から平成27年度までを期間とする佐伯市情報システム整備事業の債務負担行為19億9,325万1,000円の議決を得ている。これを踏まえ、当該業務委託契約を行うに当たり公募型プロポーザル競技の公告を行った。その後2月19日に提案説明会を行い、選定委員会において最優秀提案者にNTT西日本・OLGO共同企業体を選定し、3月11日に仮契約を締結した。この仮契約は、8年間の包括的アウトソーシングを前提とする平成20年度から平成22年度までのシステム再構築に係るものであり、この仮契約額は7億5,369万円である。このうち、機器備品に該当するものが今回提案している購入予定価格4億8,537万1,500円であり、その差額の2億6,831万8,000円はシステム設計等の費用である。なお、このシステム再構築業務については、合併特例債の財源を充てることとしているとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、最優秀提案者となった当該共同企業体については、他の者と比べて何がどのように良かったのかと質したのに対し、執行部から、業者選定委員会の競技内容については非公開である。最優秀提案者の選定基準については、あらかじめ公開しており、その中に掲げている評価基準に基づき、本市の調達仕様書に沿った提案となっているか項目ごとに業者選定委員が集計した結果、当該共同企業体を選定されたものであるとの答弁がありました。

また、他の委員から、将来を見通した確たる経費削減の考え方について質したのに対し、執行部から、システムを再構築することにより約4億2,000万円の経費が削減できると説明してきた経緯があるが、今後8年間のアウトソーシングをしていく中でオープンソースソフトウェアが主流になってくると確信している。その際には、今以上の経費が削減できるものと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員から、パソコン1,000台を分離発注することは考えなかったのかと質したのに対し、執行部から、分離発注については、8年間の包括的アウトソーシングにより一業者に一括して委託する方がトータルで考えたときは安いという見積結果が出ている。また、パソコン及びプリンタの見積りに当たっては、平成27年度までの運用・保守を含む仕様書に明記しているため、分離発注はできないという考え方に立っているとの答弁がありました。

これに対し委員から、納入予定のパソコンの機種は何かと質したのに対し、執行部から、パソコンの機種については、メーカー指定の形をとっておらず仕様書にうたっているスペック以上の条件を満たせばよいという形式をとっている。そのため業者が見積もった機種については、資料が手元になく問い合わせをさせていただきたいとの答弁がありました。

これに対し同委員から、分離発注及び価格の妥当性の観点から、業者が見積もった機種のパフレットについてその関係資料の提出を求める動議があったため、委員会として執行部に資料の要求をいたしました。

その後、若干の質疑、答弁が交わされたのち、執行部からの資料提出が遅れていることが要因となり、委員会が紛糾したため一旦休憩し、委員会協議会において議案第80号に対する取扱いを協議いたしました。

協議会を終え、再開後、本委員会は本日の議案第80号に対する審査（質疑）を中断し、21日の全員協議会終了後、改めて審査を行うことに決し散会いたしました。

21日は、委員1名欠席のもと、議案第80号、財産の取得について（情報システム機器備品

)を改めて議題とし、17日に引き続き審査いたしました。

前回の委員会において、疑義が生じている点が多かったことから、要求資料等をもとに説明を求めました。

執行部から、備品等を一括調達とする考え方については、本事業を一括で調達することにより、現在市職員で行っている連絡調整・故障切り分け等が必要なくなり、そのための人員配置が不要となる。また、システムの不具合における原因究明・責任追及が難しい等々の問題点があったが、一括調達とすることにより保守側に対しても責任追及が明確となり、責任を持った対応を要求できるメリットがある。なお、本事業ではシステム運用を担当する市職員を減らすために、受託者によるヘルプデスクを設置し、故障対応・運用・問い合わせ等を一括して受付けを行うこととしている。その上で、サービスレベル協定書を結び、確実に運用・保守業務を履行させる体制を取るものである。

前回指摘を受けているパソコンの分離発注については、保守を別契約とする必要があることから、連絡調整・故障切り分け等に市職員の関与が必要となること、障害時における各々の責任範囲が明確にならないことから障害復旧に時間を要すること、ヘルプデスクでの受付がスムーズに行えないこと等の問題がある。よって、本事業におけるパソコン調達については、一括調達とすることが適切であるとの説明がありました。

次に、提案見積に係るパソコン価格の妥当性については、執行部から、平成19年6月に本市が行った指名競争入札におけるパソコン1台当たりの価格をもとに、セットアップや盗難防止ワイヤーに係る費用を積算すると、当該共同企業体の見積価格を上回る結果となる。さらに、今回のサービスレベルを遵守するためには、通常メニューに6年間という長期間の保守契約設定がないため、別途保守費用を見積もり上乘せする必要がある。これらのことを踏まえ、パソコンの価格については妥当と判断しているとの説明がありました。

引き続き、公募型プロポーザル競技の選定経緯及び業者が見積もった機種のパフレット等についての説明がありました。

質疑に入り、委員から、パソコンの調達は平成21年度と22年度と説明しているが、当該共同企業体が見積もったパソコンは、もうすぐ製造中止になるはずである。これが本当に調達できるのかと質したのに対し、執行部から、提出したパソコンの機種については、当該共同企業体が見積もった機種であり、実際には調達する時期において直近の最新のパソコンを導入すると仕様書に明記しており、納入に当たっては、当該共同企業体と協議することになっているとの答弁がありました。

また、他の委員から、仕様書に明記しているスペック以上の条件を満たせば機種は何でもよいということは理解できたが、その仕様においてメモリを例に挙げれば、1ギガバイト以上あればこの製品でもよいと読み取れる。同じ1ギガバイトのメモリでも金額にかなりの差があり、1万円の差があれば1,000台で1,000万円違うが、そのような確認をしないで発注するのかと質したのに対し、執行部から、仕様書には純正品と明記していない。その理由は、事業全体として構築から運用・保守まで一括して発注する中で、純正品のメモリを入れてメーカー保障を受ける形で保守を行うか、若しくは社外品のメモリを入れてメーカー保障を受けない形で保守を行うか、この双方の方法については、受注者に選択の余地を残しているとの答弁がありました。

これに関連して他の委員から、部品が故障した場合の対応について質したのに対し、執行

部から、部品の交換については、当該共同企業体が保守の中で行うものであるとの答弁がありました。

また、他の委員から、パソコン等の導入は平成21年度、22年度となっているのに急ぐ理由は何かと質したのに対し、執行部から、この事業は合併後5年以内にシステムを見直すという方針が決まっていた。その期限を守るため、忠実に計画に沿って進めてきたもので、平成22年4月から運用業務を行うためには、平成20年度当初から再開業務をスタートさせる必要がある。これが遅れるとシステム設計等の作業にリスクを伴うと判断しているとの答弁がありました。

また、他の委員から、これほどの多額の事業費であるにもかかわらず、公募型プロポーザル競技に2社の応募しかなかった理由について質したのに対し、執行部から、実際に実施要領を取りに来た会社はあったが、この金額では応募できないと言われた経緯があるとの答弁がありました。

また、他の委員から、議会内で度々取り上げられているキヤノン製品の導入について質したのに対し、執行部から、機種については指定がないため、できれば導入の方向で当該共同企業体と協議したいとの答弁がありました。

また、他の委員から、パソコンについては、最新の機種を導入すると言っているが、その保障はあるのかと質したのに対し、執行部から、仕様書の中に「導入においては、本市と協議の上、提案時の見積価格を参照した同等品以上の仕様に変更できるものとする。」という文言が調達時期における最新のパソコンを導入するという担保であるとの答弁がありました。

これに対し、他の委員から、仕様書に最新機種を明記していると答弁しているが、どこに明記しているのかと質したのに対し、執行部から、契約書の中に、第13条（契約内容の見直し）において、「情報関連技術のめざましい進歩が今後も予想されることに鑑み、その進歩にふさわしい契約内容を確保する観点から、甲乙協議を実施した上、毎年度必要に応じて、本契約書及び仕様書並びに協定書の内容を変更することができるものとする。」としており、また第14条において、経済事情の激変等によって契約金額を変更することができる旨を規定している。なお、実際に調達する時点においては、この金額を参考にして、仕様書に基づいた項目となっているかチェックを行うこととしているとの答弁がありました。

この答弁に対して、議事整理権に基づき委員長から、最新機種の明記について明確な答弁を求めた結果、執行部から、文書において「最新機種」を明記するとは確認していないが、口頭で確認をしているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、契約の適正な履行の観点から、口頭での確認は議員として納得ができないとの意見が述べられたのち、一旦休憩し、この問題に対する取扱いを双方において協議いたしました。

再開後、委員全員の意思が統一していたため、委員長発議により、契約の条項に「最新機種」を明記することはできないのかと質したのに対し、執行部から、当該共同企業体の担当レベルにおいては、確認を得ている。これまでも契約交渉をする中で随時その確認をしており、文言が大きく変わることはないとの答弁がありました。

ここで再度休憩し、今会期の閉会日が迫る中、委員会として、契約書に明記する文言について確認を要するか、若しくは採決にふみ切るか調整を行いました。

再開後、本委員会は本日の議案第80号に対する審査（質疑）を中断し、25日の午前9時30分から、改めて審査を行うことに決し散会いたしました。

25日は、委員1名欠席のもと、議案第80号、財産の取得について（情報システム機器備品）を改めて議題とし、契約の適正な履行を確保する観点から、委員会が質していた事項について答弁を求めました。

執行部から、当該共同企業体との間において、平成20年3月11日付けで締結した再構築業務仮契約について、次のとおり確認書を取り交わすことで合意を得た。

第1条、本件仮契約において、整備する情報システム機器については、甲が指定した仕様を満たすもので、甲が指定した納入時期における最新機種とする。

第2条、本件仮契約において、職員に配備するパソコン及びプリンタの調達については、佐伯市内業者との間で調達金額等の条件の合意が得られれば佐伯市内業者から調達するものとする。

なお、この確認書は、本件仮契約が佐伯市議会の議決を得たのち、佐伯市が当該共同企業体に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をした時に確認書としての効力を生ずるものとなっているとの答弁がありました。

その後若干の質疑を経て、3日間にわたる質疑を終結し、討論、採決の結果、議案第80号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をよろしくお願いいいたします。終わります。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） おはようございます。建設常任委員長の三浦渉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案8件、専決処分の報告1件につきまして、去る3月14日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第36号、佐伯市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例の一部改正についてを議題とし審査いたしました。執行部から、本市が実施する急傾斜地崩壊対策事業に市単独急傾斜地崩壊緊急対策事業を加え、同事業について受益者から徴収する分担金の率を事業費の10分の2の割合とするとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、佐伯市手数料条例の一部改正についてを議題とし審査いたしました。執行部から、平成20年4月から、知事の権限に属する租税特別措置法の規定に基づく優良住宅新築認定申請及び優良宅地造成認定申請に対する審査事務が市に権限委譲されるため、その審査事務の手数料の額を新たに定めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、佐伯市市営住宅条例の一部改正について及び議案第39号、佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを一括して議題とし審査いたしました。まず、執行部から、議案第38号、39号の2議案については、平成19年6月、国土交通省から各都道府県知事を通じて公営住宅における暴力団排除の適正な対応を実施するよう通知が出され、その実

効性を確保するため、市営住宅の入居者の資格に関して、入居者又は同居の親族が暴力団員でないことを条件とする規定、同居の承認に関して、入居者が市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者の同居承認を受けようとする場合にその同居させようとする者が暴力団員であるときは承認しない旨の規定、住宅の明渡請求に関して、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは住宅の明渡しを請求できる規定などをそれぞれ新たに加え、市営住宅に暴力団員を居住させないこととする規定を追加しようとするものであるとの説明がありました。これに対し委員から、本市に居住している暴力団員の人数は把握しているのか。また、市営住宅の申請書類が提出されたとき、どのようにして暴力団員と判断するのかと質したのに対し、執行部から、本市に居住する暴力団員の数は把握していないが、県下の暴力団勢力は20組織で約435人である。このうち当該法律により指定を受けた暴力団の組織は、19組織で構成員数は約150人にのぼる。また、暴力団員の確認については、申請書類に同居者及び同居する親族が暴力団員でない旨の誓約書の提出を求め、疑わしい者については、警察に照会を行うとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁ののち、討論に入り、採決の結果、議案第38号、39号、以上2件については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部改正については、執行部から本匠番ノ原簡易給水施設、本匠岩屋簡易給水施設及び本匠岡飲料水供給事業を統合し、新たに本匠小川簡易水道を設置することに伴い、関係条例において所要の改正をしようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第40号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正については、執行部から弥生切畑地区農業集落排水処理施設が完成したため、平成20年度から一部を供用開始するにあたり、所要の改正をしようとするものであるとの説明がありました。これに対し委員から、これまで供用開始をしている弥生の谷口、井崎地区農業集落排水処理施設の加入率を質したのに対し、執行部から、谷口については97.8%、井崎は98.2%であるとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁ののち、討論採決の結果、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、市道路線の認定及び廃止については、執行部から、府坂棚野線は、現在の起点と終点の間を一旦廃止し、新たに整備された区間を加え、再度認定する。岸河内竹角線は、林道を市道路線として認定する。古市1号線は、道路網整備で整備されたため新たに市道路線として認定する。板屋横手線及び横手線は、この2路線の終点を結ぶ路線が整備されたことにより一旦それぞれを廃止し、全体を板屋横手線として改めて認定する。江平線は、新設道路の旧道部分に当たるため廃止するとの説明があり、慎重審査の結果、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号、公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字竹野浦及び大字小浦）は、執行部から、地方道路整備臨時交付金事業による、米水津地区の市道小竹線整備に伴う公有水面埋立てに関し、公有水面埋立法第3条第1項の規定により大分県知事から意見を求められているので、異議がない旨の答申をするに当たり、同法第3条第4項の規定により議会の議決を求めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第1号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定については、執行部から、地方自治法第17条第1項の規定により、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので報告し、その承認を求めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、専決処分の報告第1号については原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 次に、教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） 教育民生常任委員長の浅利美知子でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案14件につきまして、去る3月14日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第43号、佐伯市次世代育成支援対策地域協議会条例の制定については、執行部から、平成17年3月策定のさいき子ども育成支援行動計画において、平成26年度までの子育て支援社会づくり推進のための基本的な方向性とその必要な施策について定めているが、平成21年度に行動計画の見直しが必要となる。本計画の見直しに当たり広く住民の意見を反映させるため佐伯市次世代育成支援対策地域協議会を設置しようとするもので、委員は15人以内、任期は5年などの規定について、新たに条例を制定しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正については、執行部から、現在直営で運営している、なおかわ児童クラブ、小野市児童クラブ及び重岡児童クラブの管理運営を平成20年4月から地元運営委員会に業務委託することに伴い、改正しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、クラブ会費の減免のうち、指定管理者が特別な事情があると認める世帯についての財政負担はどかが担うのかと質したのに対し、執行部から、指定管理者となる地元運営委員会の負担で市からの助成は今のところないとの答弁がありました。この答弁に対し、委員から、市として今後財政的な配慮を検討できないかと質したのに対し、執行部から、今後検討していきたいとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正については、執行部から、平成18年度佐伯市地域介護・福祉空間等施設整備事業により、木造平屋建て、延床面積437.67平方メートルの佐伯市弥生生活支援ハウス新棟が完成したため、その位置、名称及び定員を定め、さらに旧棟の名称を改めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正については、執行部から、本市の食事療養費を除く乳幼児医療費に関して、家族の負担軽減並びに少子化対策のため、平成20年4月から全額助成を行う対象年齢を現行の3歳未満児から小学校に入学す

るまでの未就学児までに拡大しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、医療機関窓口での支払いの有無について質したのに対し、執行部から、原則県内の医療機関では、支払いはないが、県外の医療機関では、償還払いになるとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、佐伯市後期高齢者医療に関する条例の制定については、執行部から、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から導入されるに当たり、本市において行う事務、保険料を徴収すべき被保険者、保険料の納期・手数料、延滞金、過料など必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員外議員から、第3条の2項から4項で規定されている事例について質したのに対し、執行部から、県外の他広域連合の病院等に入院をして病院等所在地に住所を変更した場合には、県外の広域連合ではなく、佐伯市の広域連合の被保険者になるという住所地特例の規定であるとの答弁がありました。

その他、保険料の負担額に関する質疑等があり、討論、採決の結果、議案第47号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、佐伯市ひとり親家庭医療費助成に関する条例等の一部改正については、執行部から、平成20年4月1日に施行される健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法の題名が改称され高齢者の医療の確保に関する法律となる。これに伴い本市が引用している六つの条例について、条文整備をしようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正については、執行部から、後期高齢者医療制度の創設及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をし、並びに国民健康保険税の税率を改めようとするもので、その主な改正の内容は、国民健康保険税に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともにその算定額基準等を定めること、課税賦課^{ふか}限度額について基礎課税額を56万円から47万円とし後期高齢者支援金等課税額は12万円とすること、介護納付金課税額及び後期高齢者支援金等課税額の所得割、均等割及び平等割を改正及び追加すること、年金受給者に係る特別徴収の方法による徴収の規定を加えること、国保税の減額について特定世帯の平等割を2分の1に減額しようとするものであるとの説明とあわせて執行部から、厳しい運営が続く国民健康保険については、保険税の大幅な値上げをせざるを得ない状況であるが、被保険者の急激な負担増を軽減するために、一般会計から2億円の基準外の繰り出しを行うことで医療分については、改定せず値上げ幅を抑えようとしているとの説明もなされました。

これに対し委員から、各ケースに応じた負担の増額幅について質したのに対し、執行部から各ケースについての答弁がありました。

また、委員外議員から、今回の値上げによって滞納者の増加が危ぐされる。減免制度の創設や更なる一般財源投入の検討はできないかと質したのに対し、執行部から社会保障に掛かる財政負担が増えている中で更なる一般財源の投入は難しい、今後全体の財政運営等を考慮しながら検討していきたいとの答弁がありました。

その他、介護納付金のあり方、口座振替推進の取組等、活発な質疑、答弁が交わされ、討

論に入り、本議案に賛成の立場で、一般財源から2億円繰り入れて被保険者の負担軽減を図っている。収納率の問題等、見直すべき課題は多いが今後も国民健康保険特別会計の健全化を進めてほしいとの意見が述べられました。

さらに、他の委員から、賛成の立場で、今回の値上げについては理解できる。しかし、前提として全市的に医療費が削減できる施策、例えば老人が憩うことのできる施設の充実などの視点が必要で、さらに今回の値上げによって収納率が低下しないよう注意してほしいとの意見が述べられ、採決の結果、議案第49号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、佐伯市国民健康保険条例の一部改正については、執行部から、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもので、その内容は、退職者医療制度の廃止に伴い、国民健康保険運営協議会の委員から被用者保険等保険者を代表する委員1人の規定を削除するが、本削除規定はその経過措置期限が到来する平成27年4月の施行とする。また、葬祭費の支給に関して、被保険者が死亡3か月以内前に他の健康保険の被保険者であった場合は、その保険者から支給を受けることとする調整規定を設ける。さらに、保健事業に関して、国民健康保険法に規定する特定健康診査等を行うこととなることから既存事業の見直しを行おうとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、佐伯市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、執行部から、平成17年度の税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する者について平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を更に平成20年度も引き続き講じるため、条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。

質疑の後、討論に入り、賛成の立場で国の制度そのものには問題があるが、この激変緩和措置については理解ができるとの意見が述べられ、採決の結果、議案第51号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会条例の制定については、執行部から、本協議会は平成19年3月策定の佐伯市長期総合教育計画で十分に議論できなかった問題について調査及び審議するために教育委員会の諮問機関として、委員25名以内で設置しようとするもので、その委員は学識経験者などから教育委員会が任命し、さらに委員の任期はそれぞれの諮問に係る調査及び審議が終了するまでの期間で、その他協議会の運営等に必要な事項などを規定する条例を制定しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、課題としてはどのようなものがあるのかと質したのに対し、執行部から、幼児教育あるいは幼保連携等の課題を議論していきたいとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、佐伯市立小学校の設置に関する条例等の一部改正については、執行部から、学校教育法の一部改正に伴い、本市の関連する三つの条例においてそれぞれ引用している学校教育法の条ずれが生じていることから、新法の条番号にそれぞれ改正しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、財産の無償譲渡について（敬愛園物品）は、執行部から、現在、敬愛

園の指定管理者である社会福祉法人双樹会が弥生井崎に建設中の養護老人ホームに平成20年4月からその運営が移管されるため、敬愛園で同法人が管理している市所有の物品91点を同法人に無償譲渡し、有効活用を図ろうとするもので91点中7点以外は耐用年数を経過しているとの説明並びに物品一覧リストの資料配付も受けました。

これに対し委員から、無償譲渡の条件について質したのに対し、執行部から、社会福祉法人双樹会とは転貸しの禁止などの物品譲渡契約を締結予定であるとの答弁がありました。

その後、討論に入り、賛成の立場で以前と同様に今後も大切に使用してほしいとの意見が述べられ、採決の結果、議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、佐伯市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については、執行部から、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律が一部改正されたことにより、戸籍や住民票の写しの交付事務などの事務を郵便局において取り扱わせる場合の手続が改正され、その指定については、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととなった。そのため以前から当事務を行っている宇目郵便局及び木浦鉦山郵便局を改めて指定しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、他の地域では同様の事務に対する要望はないかと質したのに対し、執行部から、現在のところ要望はないが、要望があれば費用対効果等を踏まえて検討していきたいとの答弁がありました。

また他の委員から、旧宇目町では納税証明の発行事務も含まれていなかったかと質したのに対し、執行部から、本事業は平成14年に旧宇目町が始め、当初は納税証明の発行事務も行っていたが近年では発行数がゼロ件に近い状況になった。そのため新市発足時に廃止したとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会所管の部分について、審査いたしました。執行部から敬愛園条例については、平成20年4月から養護老人ホーム敬愛園を民設民営化することに伴い、条例を廃止しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第66号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 次に、経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） 経済産業常任委員長の矢野精幸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案18件につきまして、去る3月17日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第56号、佐伯市工場設置促進条例の一部改正については、執行部から、新たな産業に関する分類の名称及び分類表を定める総務省告示の制定に伴い、本条例において引用

している同告示の発令年番号を「平成5年総務庁告示第60号」から「平成19年総務省告示第618号」に改めようとするものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正については、執行部から、議案第56号と同様に、新たな産業に関する分類の名称及び分類表を定める総務省告示の制定に伴い、本条例第3条の利用対象者について「総務庁平成5年10月4日改訂日本標準産業分類の告示による製造業」を「日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に定める製造業」に改めようとするものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第57号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正については、執行部から、直川憩いの森公園のバンガロー改築工事及び多目的体験交流施設建築工事の完成に伴い、バンガロー1種1棟を撤去し、3種1棟を設置するとともに、新たに多目的体験交流施設の木造平屋建1棟を設置したため、これに合わせて施設の区分及び構成の別表と利用料金の別表を改正しようとするものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第58号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正について及び議案第60号、佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正について並びに議案第61号、佐伯市かみうら天海展望台及び佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設を併せて管理する指定管理者の指定については、議案審議を行う上で関連してくる部分が多いと思われることから、以上3件を一括して議題とし、審査いたしました。

まず執行部から、議案第59号と第60号について、議案第59号の天海展望台及び第60号の簡易宿泊施設は平成5年マリノ科学事業において建設した施設であり、その運営をこれまで直営で行ってきたが、夏場の利用は多いもののそれ以外は余り利用されていない。そのため、今後通年にわたって利用を図るため、民間事業者の経営を生かした運営を期待し、指定管理者制度を導入したいことから所要の改正をするものである。その主な改正点として、利用料を利用料金とし、その利用料金は指定管理者の収入として収受させることができ、また利用料金の額は別表の定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承諾を得て、指定管理者が定めるものとする。また、天海展望台の開館時間を午後7時から午後6時に1時間早め、瀬会公園簡易宿泊施設については、利用時間を午後2時から翌日の午前10時までとすることに改めるとともに、年中無休とし、指定管理期間を両施設とも3年間とするものである。

次に、議案第61号については、佐伯市かみうら天海展望台及び佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。指定に当たっては、公募を行い、2団体からの応募があり、申請書の審査及びヒアリングを実施したのち、指定管理者としての適性について総合的な検討を行った結果、選定委員の総意によって、佐伯市上浦活性化推進協議会を選定した。指定期間は平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間であるとの説明がありました。

これに対し委員から、議案第59号、佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正において、現行の条例別表中、1、未就学児については無料とする。2、市内小中学生が学習活動として利用する場合は減額し、又は免除することができるとする減額、免除規定を明記しているが、この改正案においてはその規定がすべて削除されており、また同規則においても明

記されないようになっている。行政として今までこの施設を教育活動の場の一つとして位置付け、より多くの子どもが学校教育活動に利用してもらおうと考えていた中で、指定管理者の指定を行うことにより、今後の子どもたちの教育活動の場を減らす結果となることについての執行部の考え及びこの規定を削除した理由について質したのに対し、執行部から、未就学児に対する入館利用料金は、別表中に記載していないことから、今までどおり無料である。また、市内小中学生の学習活動における減額、免除規定については、この施設を指定管理に移行するに当たり、指定管理料を支払わず、指定管理者が独立して経営を行わなければいけない中で、指定管理者の経営の中の立ち上がった部分になることから、難しい面がある。また、現在の教育活動における利用実績は少ない。しかし、今後も地元の子どもたちの学校教育活動を考えるとき教育活動の機会、意欲を減退させる懸念もある。このような中で、市内教育関係者からの利用料金減免等の要望等があれば指定管理者の方に伝え、協議をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

これに対し委員から、子どもの教育活動に係る減免規定については、この条例改正案の中で規定はなくても施行規則等何らかの形で明記するような方策を講じてもらいたいとの強い要望がありました。

その他、施設の利用状況、未成年者だけでの夜間利用に関する規制等についてなど、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第59号から第61号まで、以上3件については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、佐伯市丹賀砲台園地条例の一部改正については、執行部から、平成20年4月から開場時間については、現在午前9時から午後5時までとしているが、午前8時30分から午前9時30分まで及び午後4時30分から午後5時までを施設の清掃及び点検時間とするため、開場時間を午前9時30分から午後4時30分までとし、休場日については、現在、年中無休としているが、効率的な施設運営の観点から、休場日を毎週火曜日と水曜日、ただし当該曜日が祝日の場合その翌日に、また12月29日から翌年の1月3日までの日とするとの説明がありました。

これに対し委員から、夏休み、ゴールデンウィークなど観光客が多く訪れる繁忙期に火曜日、水曜日を休場日にした場合、訪れた観光客に対する対策について質したのに対し、執行部から、休場日に訪れた観光客の対策については現在考えていないが、今後検討し、なるべく希望をかなえるような方向で進めていきたいとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論に入り、委員から、賛成の立場で、現在、本市は観光を目玉としようという流れの中で、一番観光客の多い夏休みの休場日の観光客対策を講じるとともに、休場日の周知徹底を図るよう要望し賛成するとの意見が出され、採決の結果、議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、佐伯市水の子島海事資料館等条例の一部改正については、執行部から、平成20年4月から開館時間については、現在午前9時から午後5時までとしているが、午前8時30分から午前9時30分まで及び午後4時30分から午後5時までを施設の清掃及び点検時間とするため、開館時間を午前9時30分から午後4時30分までとし、休館日については、現在、年中無休としているが、効率的な施設運営の観点から、休館日を毎週火曜日と水曜日、ただし当該曜日が祝日の場合その翌日に、また12月29日から翌年の1月3日までの日とするとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第63号については、原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、佐伯市地籍調査事業推進協議会条例の一部改正については、執行部から、平成19年度の組織改編により、農林水産部国土調査課を廃止したことに伴い、佐伯市地籍調査事業推進協議会の事務局を同部耕地課に置くため、本条例第7条の事務局に関する規定において、「国土調査課」を「耕地課」に改めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、佐伯市営土地改良事業に伴う換地処分等の評価委員会及び換地委員会条例の一部改正については、執行部から、平成20年度の組織改編により、農林水産部農林水産総務課を廃止することに伴い、佐伯市土地改良事業に伴う換地処分等の評価委員会及び換地委員会の庶務を同部耕地課において処理することとするほか、県営事業で行う土地改良事業のうち換地処分等に関する業務は、市に委託され、同委員会にて処理しているが、現行の条例では佐伯市が行う土地改良事業に限定されているので、条例の題名中「佐伯市営」を「佐伯市」に改め、第1条中の「本市が行う土地改良事業について」を「本市の区域内で行う土地改良事業について」に改め、委員会の庶務を「農林水産総務課」から「耕地課」に改めようとするものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正を議題とし、本委員会所管の部分、すなわち佐伯市特定農山村地域総合支援基金条例、佐伯市宇目農業経営拡大資金条例及び佐伯市米水津残滓処理施設条例以上3条例について、審査いたしました。

まず執行部から、佐伯市特定農山村地域総合支援基金条例については、平成19年度をもって本市における特定農山村地域総合支援事業を終了することに伴い、基金条例を廃止する。佐伯市宇目農業経営拡大資金条例については、原資金額と佐伯市全体の農業者からの需要金額を考慮したときに、経営資金の貸付けが有効に行われることが困難となったことから、条例を廃止する。佐伯市米水津残滓処理施設条例については、残滓処理施設を出荷資材の保管を目的とする行政財産として管理することに伴い、条例を廃止するとの説明がありました。

これに対し委員から、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第66号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、大越辺地の総合整備計画書のうち、林道船河内3号線及び林道土屋原線の整備規模の拡大に伴い、事業費の額を林道船河内3号線は1億1,157万9,000円から2億5,387万5,000円に、林道土屋原線は7,000万7,000円から1億3,560万円にそれぞれ増額し、同辺地の計画書を変更しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、林道船河内線ののり面改修について等若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、小川辺地の総合整備計画書のうち、小川地区簡易水道施設の整備事業実施内容の変更に伴い、その事業費の額を1億2,830万7,000円から1億4,355万5,000円に増額し、同辺地の計画書を変更しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第68号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、佐伯市鶴見マリクラブハウスの指定管理者の指定については、執行部から、同施設を管理する指定管理者の指定を行うに当たり、公募をしたところ、応募した団体が丹賀地区の1団体であったため、この団体について申請書の審査及びヒアリングを実施したのち、指定管理者としての適性について総合的な検討を行った結果、選定委員の総意によって、丹賀地区に管理させることが適切であるとして選定した。指定期間は平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間であるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第69号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、財産の無償譲渡について（米水津残滓処理施設機械設備）は、執行部から、米水津残滓処理施設を出荷資材保管施設として使用することに伴い、同施設の機械設備の有効利用を図るため、同設備を大分県漁業協同組合に無償譲渡しようとするものである。残滓処理施設を出荷資材保管施設として使用するに当たり、施設の機械設備は不要となる。市において他の利用方法がないこと、同施設の処分制限年限を経過していることから、これを大分県漁業協同組合に無償譲渡し、有効活用を図ろうとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字宮野浦）は、公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。埋立ての場所は、佐伯市米水津大字宮野浦字ウバメ山下周辺地先の公有水面埋立地。編入する字は、米水津大字宮野浦字ウバメ山下。埋立地の用途及び面積は、漁港施設用地で9,747.06平方メートルであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字小浦）は、公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。埋立ての場所は、佐伯市米水津大字小浦字柏ノ浦周辺地先の公有水面埋立地。編入する字は、米水津大字小浦字柏ノ浦。埋立地の用途及び面積は、漁港施設用地で1,275.18平方メートルであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号、佐伯市コミュニティバス運行条例の制定については、執行部から、市内の公共交通機関が整備されていない地域において、当該地域住民の交通手段を確保し、公共の福祉の増進を図るため、コミュニティバスの運行を行うことに伴い、条例を制定しようとするものである。運行する路線名は、黒沢・岸河内線。運行区間はトキハイダストリー佐伯店から青山黒沢地区までの間で、1日3往復。運行日は、月曜日から金曜日の平日で、土・日・祝日は運休。運賃は1回の利用につき100円、ただし、未就学児以下は無料とする。運行開始日については、4月1日からとし現在準備を進めているが、国への登録が必要になるため、現在、運輸局との作業を行っており、仮にその登録が遅れた場合には、附則において、この条例は交付の日から起算して3月を超えない範囲内で規則で定める日から施行することとしているとの説明がありました。

これに対し委員から、このコミュニティバスの運行に当たり、どのくらいの利用者を見込んでいるのかと質したのに対し、執行部から、年間で6,650人、1日約30人前後の利用者を見込んでいるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第82号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（児玉忠義） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第1号、平成20年度佐伯市一般会計予算を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番議員、日本共産党の高司政文です。私は議案第1号、平成20年度佐伯市一般会計予算に反対の立場で討論を行いたいと思います。

市民は今、政府のアメリカのいいなり、大企業中心政治の下、税金や年金、医療、介護などの負担増と、賃金や生活保護費などの給付引き下げの下、ますます苦しい生活を強いられています。このような中、地方自治体は、国・県のいいなりに市民直結の予算を削っていくのか、それとも財政が厳しい中でも、やりくりをして、暮らし、福祉の予算を増やし、市民の暮らしを守っていくのかが問われていますが、現状ではその役割を果たし切れているとはいえません。西嶋市政は障害者自立支援法や、介護予防施策、あるいは乳幼児医療費の助成などに市独自の積極策は見えるものの、全体としては市民の負担軽減策が不十分であります。逆に予算では、高齢者非課税措置の廃止、国民健康保険税の値上げ、水道料金の値上げ、そして、後期高齢者の医療制度の創設など、昨年度に引き続き市民の負担増が目立ちます。この市民負担増に伴う市の歳入増及び歳出減については、少しでも市民の負担軽減のために使い、市民に返すべきだと思えます。次に目的別歳出の問題です。総務費、民生費については要介護者への障害者控除など各種控除などの徹底を図り、住民税の軽減につなげるとともに、国保税や介護保険料、利用料の減免制度、障害者自立支援法に対する独自支援策等を充実してもらいたいと思えます。衛生費については、ペットボトルのリサイクルは、ごみの減量化への第一歩として、評価しています。今後も家庭ごみの有料化の見直しと、リサイクルによるごみ減量化を随時進めていただきたいと思います。農林水産業費については、木造住宅建設補助事業については、林業振興策として、歓迎したいと思えます。農業では国のいう大規模集約化や品目横断的な対策ではなく、零細農家への直接支援や農産物の価格保障等の単独事業の充実、学校給食などの地産地消による農業振興の自給率の向上。林業では、災害から山を守る施策、林産物の付加価値を高める支援。漁業では、栽培漁業や漁業者への直接支援を行うことを求めたいと思えます。土木費の問題では、地元住民が反対をしている大入島の埋立事業はきっぱりあきらめ、港湾計画の改定に際しては、過大な計画はやめ、佐伯港

の実態に見合ったものにするために、市がイニシアチブを発揮することを要望します。消防費の問題では、県の進める広域再編については、佐伯の地域性を考えた対応を望みます。また、教育関係では、給食センターの統廃合は、地元や子ども、保護者らの声を十分聞き、慎重に行うことを要望します。合併した直後は、市政を安定させるために、市長としてもなかなか満足いく予算を組めなかったと思いますが、4年目に入り、新市も安定してきました。西嶋市長としても市民にわかりやすい政治などのキャッチフレーズ的なものだけではなく、佐伯市は、なんで生きていくのかという特徴、まちづくりの展望を示していただきたいと考えます。私は将来を見据え、佐伯市は農林水産業を中心にまちづくりを進めるべきだと考えます。第一次産業を支援することが二次製品としての加工業を生み出し、販売業や観光の発展につながり、雇用を生み、周辺地域の定住促進にもつながります。税収面から見てもそのことが財政基盤の確保につながると思います。市長の一期目では、成果は出ないかもしれませんが、長い目で見て今後はそういう予算編成をお願いして、反対討論を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番、高司政文です。私は、議案第2号、平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で意見を述べたいと思います。国民健康保険会計は、合併時に持ち寄った基金が少なかったために、当初から厳しい財政運営を続けていました。後期高齢者医療制度創設に伴い、これを機に税率の見直し、つまり値上げを行ったものであります。市民はそれだけでなく、高い国保税に苦しめられているのに、それに追い打ちを掛けるような値上げ、しかも10月からは国保税を年金から天引きすることになっており、このままでは市民の生活は本当に成り立たなくなるおそれがあります。国の社会保障は抑制政策のため、市民の負担は増えるばかりであります。国保の加入者は、課税所得がゼロの世帯が三分の一を占めるなど、所得の低い方が多く、国保は国民皆保険を支える最後のとりでとなります。歴史から見ても、公的資金の投入がなければ支えられない制度です。本来は、国が責任を持つべきですが、足りない分は地方自治体を持つ以外ありません。国がさまざまな社会保障制度の切り下げを進めている現状では、暮らしの防波堤としての地方自治体の役割は、極めて重要です。したがって、一般会計からの繰入れは必要不可欠だと考えます。市は値上げを抑えるために、平成20年度に一般会計から2億円繰り入れたと言っていますが、平成18年度の決算では、1億2,600万円ですが、予算の段階では、5億1,000万円の繰入れ、19年度も2億4,000万円の予算を組んでおり、議会も承認しています。したがって、繰入れを増やすことは不

可能ではないと考えます。本来国保の収支改善は、国に負担金増額を求めつつ、加入者が払える税額に設定し、市民の健康を守り医療費を抑える施策を行うことが基本であります。合併後、中長期的に、市民の医療費の増額を抑える施策に取り組み、市民にも協力を呼び掛けることが必要でした。そして、その効果が現れるまでは、一般会計から繰り入れる。地域福祉基金等を一時的に活用するなどして、値上げを抑えるべきです。最後に要望ですが、低所得者の低所得世帯はもちろん、失業や倒産、病気などによる急な収入減等に対する減額免除の制度拡充に早急に取り組むことをお願いして、反対討論とします。

議長（児玉忠義） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成20年度佐伯市老人保健特別会計予算を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番、高司政文です。私は、議案第4号、平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で意見を述べたいと思います。4月から予定されている後期高齢者医療制度は、その中身が知られれば知られるほど、高齢者や医療関係者などから、批判の声が大きく上がっています。それはこの制度が75歳から線引きし、国保や健康保険から追いつ出し、高い保険料を年金天引きする形で、無理やり徴収しながら、必要な医療を受けられなくする最悪な制度だからです。当初の平均年間保険料は、7万9,500円と高額であり、保険料を2年ごとに見直され、医療給付費が増えたり、後期高齢者の人口が増えたりすると引き上がる仕組みになっています。また、現在、サラリーマンの被扶養者として健保に加入している人も半年間の徴収の猶予と減額措置を執られますが、2年後には全額保険料を課せられます。過酷な保険料徴収の一方で、保険で受けられる医療の内容は、差別、制限されます。新制度では、後期高齢者と74歳以下の方は診療報酬が別枠になります。診療報酬を定額制とし、1か月単位で保険が使える医療に上限を付けてしまうことです。そうなれば後期高齢者に

手厚い治療を行う病院は赤字となるため、医療内容を制限せざるを得なくなります。厚生労働省の審議会では、後期高齢者の特性を治療の長期化、複数疾患への罹患が見られる、多くに認知症の問題が見られる。いずれ避けることができない死を迎えるなどと規定してあからさまに医療費の削減をねらっています。75歳を過ぎても元気な高齢者はたくさんいます。この方達を勝手に後期高齢者と呼んで医療制度まで差別する、戦前戦後を必死で生き抜き、働いてきたお年寄りに、歳をとったらお国のために死んでくれと感じさせる人の道に反するようなこんな社会、こんな医療制度でいいのでしょうか。西嶋市政は、4月の制度実施について直ちに中止、撤回をする声を大きく上げていくべきです。議員の皆さんも先日の予算委員会では、制度の根幹の内容について質問が出るような状況の中で、市民に説明ができるのでしょうか。私は、このような問題のある後期高齢者医療制度の会計予算案を認めることはできません。同時に、このようなうば捨て山ともいえる制度を導入した政府与党に対して断固抗議して、反対討論を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、

原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成20年度佐伯市介護保険特別会計予算、第6号、平成20年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算、第7号、平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算、第8号、平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算、第9号、平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計予算、第10号、平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算、第11号、平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、第12号、平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算、第13号、平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算、第14号、平成20年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算、第15号、平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算、第16号、平成20年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算、以上12件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより12件を一括して採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上12件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成20年度佐伯市水道事業会計予算を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番、高司政文です。私は、議案第17号、平成20年度佐伯市水道事業会計予算に反対の立場で意見を述べたいと思います。今回の水道事業会計は、昨年9月議会で反対した値上げを中心とする料金改定が含まれていますので、まあその時に、意見を述べましたので、詳しくは省略します。まあ下がる所があるといえ、旧佐伯市を始め人口比が大幅に大部分が値上げになる。それから、料金変更の幅が大きい、それから料金改定に市民の意見が反映されてない。以上の3つを述べましたので詳しくは省略しますが、その理由で反対したいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成20年度佐伯市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、第32号、佐伯市職員の育児休業等に関する条例及び佐伯市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、第33号、佐伯市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、第34号、佐伯市財政事情の公表に関する条例の一部改正について、第35号、財産の無償貸付けについて（葛港埋立地）、以上5件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより5件を一括して採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上5件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、佐伯市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例の一部改正について、第37号、佐伯市手数料条例の一部改正について、第38号、佐伯市市営住宅条例の一部改正について、第39号、佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、第40号、佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について、第41号、佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について、第42号、市道路線の認定及び廃止について、第43号、佐伯市次世代育成支援対策地域協議会条例の制定について、第44号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について、第45号、佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について、第46号、佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、以上11件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより11件を一括して採決いたします。

建設、教育民生各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上11件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、佐伯市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

35番、高司政文君。

35番(高司政文) 35番議員、高司政文です。私は、議案第47号、佐伯市後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対の立場で意見を述べたいと思います。後期高齢者医療制度については、制度そのものに問題があるため、その実施を定める本議案には賛成できません。理由につきましては、既に議案第4号の後期高齢者特別会計予算の反対討論の中で触れましたので割愛させていただきます。以上です。

議長(児玉忠義) 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、

原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(児玉忠義) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、佐伯市ひとり親家庭医療費助成に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 最後になります。35番議員、高司政文です。私は、議案第49号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について反対の立場で意見を述べたいと思います。国民健康保険税の問題につきましては、既に議案第2号の国民健康保険特別会計の反対討論で意見を述べました。この議案でも同じ意見になりますので、割愛させていただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、佐伯市国民健康保険条例の一部改正について、第51号、佐伯市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、第52号、佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会条例の制定について、第53号、佐伯市立小学校の設置に関する条例等の一部改正について、第54号、財産の無償譲渡について（敬愛園物品）、第55号、佐伯市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、以上6件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより6件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上6件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、佐伯市工場設置促進条例の一部改正について、第57号、佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正について、第58号、佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正について、第59号、佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正について、第60号、佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正について、第61号、佐伯市かみうら天海展望台及

び佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設を併せて管理する指定管理者の指定について、第62号、佐伯市丹賀砲台園地条例の一部改正について、第63号、佐伯市水の子島海事資料館等条例の一部改正について、第64号、佐伯市地籍調査事業推進協議会条例の一部改正について、第65号、佐伯市営土地改良事業に伴う換地処分等の評価委員会及び換地委員会条例の一部改正について、以上10件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより10件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上10件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、第67号、大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第68号、小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第69号、佐伯市鶴見マリクラブハウスの指定管理者の指定について、第70号、財産の無償譲渡について(米水津残滓処理施設機械設備)、第71号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(米水津大字宮野浦)、第72号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(米水津大字小浦)、以上7件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより7件を一括して採決いたします。

教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上7件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について(候補者田口^{たくちしょう}彰^{そう}蔵)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、田口^{たくちしょう}彰^{そう}蔵君に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり佐伯市固定資産評価審査委員会委員に田口^{たくちしょう}彰^{そう}蔵君が同意されました。

次に、議案第74号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者^{たかきまさお}高木雅士）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、高木雅士君^{たかきまさお}に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり佐伯市固定資産評価審査委員会委員に高木雅士君^{たかきまさお}が同意されました。

次に、議案第75号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者^{よしかわひろし}吉川寛）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、吉川寛君^{よしかわひろし}に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり佐伯市固定資産評価審査委員会委員に吉川寛君^{よしかわひろし}が同意されました。

次に、議案第76号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者^{あらかたけし}荒木健）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、荒木健君^{あらかたけし}に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり佐伯市固定資産評価審査委員会委員に荒木健君^{あらかたけし}が同意されました。

次に、議案第77号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者^{のぐちしゅん}野口俊一）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、野口俊一君^{のぐちしゅんいち}に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり佐伯市固定資産評価審査委員会委員に野口俊一君のぐちしゅんいちが同意されました。

次に、議案第78号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について(候補者神崎征一かんざきゆきかず)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、神崎征一君かんざきゆきかずに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり佐伯市固定資産評価審査委員会委員に神崎征一君かんざきゆきかずが同意されました。

議案第79号、佐伯市教育委員会委員の任命について(候補者宮明邦夫みやあきくにお)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、宮明邦夫君みやあきくにおに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり佐伯市教育委員会委員に宮明邦夫君みやあきくにおが同意されました。

次に、議案第80号、財産の取得について(情報システム機器備品)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号、公有水面埋立に関する諮問について(米水津大字竹野浦及び大字小浦)、第82号、佐伯市コミュニティバス運行条例の制定について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

建設、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、専決処分の報告第1号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	平成20年度佐伯市一般会計予算	予算特別	原案可決
第 2 号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計予算	予算特別	原案可決
第 3 号	平成20年度佐伯市老人保健特別会計予算	予算特別	原案可決
第 4 号	平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算	予算特別	原案可決
第 5 号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計予算	予算特別	原案可決
第 6 号	平成20年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 7 号	平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 8 号	平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 9 号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 10 号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 11 号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 12 号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 13 号	平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 14 号	平成20年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 15 号	平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 16 号	平成20年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 17 号	平成20年度佐伯市水道事業会計予算	予算特別	原案可決
第 18 号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計予算	予算特別	原案可決
第 31 号	佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に	総 務	原案可決

	ついて		
--	-----	--	--

第 32 号	佐伯市職員の育児休業等に関する条例及び佐伯市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	総務	原案可決
第 33 号	佐伯市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	総務	原案可決
第 34 号	佐伯市財政事情の公表に関する条例の一部改正について	総務	原案可決
第 35 号	財産の無償貸付けについて（葛港埋立地）	総務	原案可決
第 36 号	佐伯市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例の一部改正について	建設	原案可決
第 37 号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建設	原案可決
第 38 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建設	原案可決
第 39 号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	建設	原案可決
第 40 号	佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	建設	原案可決
第 41 号	佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について	建設	原案可決
第 42 号	市道路線の認定及び廃止について	建設	原案可決
第 43 号	佐伯市次世代育成支援対策地域協議会条例の制定について	教育民生	原案可決
第 44 号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 45 号	佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 46 号	佐伯市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 47 号	佐伯市後期高齢者医療に関する条例の制定について	教育民生	原案可決
第 48 号	佐伯市ひとり親家庭医療費助成に関する条例等の一部改正について	教育民生	原案可決
第 49 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 50 号	佐伯市国民健康保険条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 51 号	佐伯市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 52 号	佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会条例の制定について	教育民生	原案可決
第 53 号	佐伯市立小学校の設置に関する条例等の一部改正について	教育民生	原案可決
第 54 号	財産の無償譲渡について（敬愛園物品）	教育民生	原案可決
第 55 号	佐伯市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	教育民生	原案可決
第 56 号	佐伯市工場設置促進条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 57 号	佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 58 号	佐伯市直川憩の森公園条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 59 号	佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 60 号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 61 号	佐伯市かみうら天海展望台及び佐伯市瀬会公園簡易宿泊施	経済産業	原案可決

	設を併せて管理する指定管理者の指定について		
--	-----------------------	--	--

第 62 号	佐伯市丹賀砲台園地条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 63 号	佐伯市水の子島海事資料館等条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 64 号	佐伯市地籍調査事業推進協議会条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 65 号	佐伯市営土地改良事業に伴う換地処分等の評価委員会及び換地委員会条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 66 号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	教育民生 経済産業	原案可決
第 67 号	大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業	原案可決
第 68 号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業	原案可決
第 69 号	佐伯市鶴見マリンクラブハウスの指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第 70 号	財産の無償譲渡について（米水津残滓処理施設機械設備）	経済産業	原案可決
第 71 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について （米水津大字宮野浦）	経済産業	原案可決
第 72 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について （米水津大字小浦）	経済産業	原案可決
第 73 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について （候補者田口彰蔵）		原案同意
第 74 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について （候補者高木雅士）		原案同意
第 75 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について （候補者吉川寛）		原案同意
第 76 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について （候補者荒木健）		原案同意
第 77 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について （候補者野口俊一）		原案同意
第 78 号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について （候補者神崎征一）		原案同意
第 79 号	佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者宮明邦夫）		原案同意
第 80 号	財産の取得について（情報システム機器備品）	総務	原案可決
第 81 号	公有水面埋立てに関する諮問について（米水津大字竹野浦及び大字小浦）	建設	原案可決
第 82 号	佐伯市コミュニティバス運行条例の制定について	経済産業	原案可決

専決処分の報告

番号	件名	付託委員会	結果
第 1 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建設	原案承認

日程第3 議案の上程（提案理由説明）

議長（児玉忠義） 日程第3、議案の上程を行います。

議案第83号、佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第83号「佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正」につきましては、当分の間1年間としていた佐伯市デイサービスセンター「楽々園」及び「海悠園」の指定管理者の管理指定期間について、次に指定する指定管理者の管理指定期間を平成20年9月1日から平成26年3月31日までに改めようとするものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

平成20年第1回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第83号	佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第4 議案質疑

議長（児玉忠義） 日程第4、議案質疑を行います。

議案第83号を議題といたします。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第5 議案の委員会付託

議長（児玉忠義） 日程第5、議案の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

議案第83号につきましては、教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号につきましては、教育民生常任委員会に付託することに決しました。

平成20年第1回佐伯市議会定例会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第 83 号	佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正について	教 育 民 生

議長（児玉忠義） それでは、教育民生常任委員会を第二委員会室で開催されるようお願いいたします。

その間、暫時休憩いたします。

午後 0 時 20 分 休憩

午後 3 時 00 分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 委員長報告（質疑）

議長（児玉忠義） 日程第 6、委員長報告を行います。

これより、本日、教育民生常任委員会に付託されました議案第 83 号、佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とし、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） 教育民生常任委員長の浅利美知子でございます。

本日追加議案として上程され、本委員会に付託されました予算外議案 1 件につきまして、本会議休憩後、委員 1 名欠席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

議案第 83 号、佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正については、執行部から、当分の間 1 年間としていた佐伯市デイサービスセンター「楽々園」及び「海悠園」の指定管理者の管理指定期間について、次回から指定する指定管理者の管理指定期間を平成 20 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに改めようとするものであるとの説明がありました。なお、両施設はこれまで任意指定により選定されていたが、今回は公募によって選定することとしている。公募の手続等には相当の日数を要し、本定例会において条例の一部改正議案を提案する必要があったため、追加議案として提案したとの説明がありました。

まず、委員から、今回このように最終日の追加議案となった経緯について質したのに対し、執行部から、事務的ミスにより議案提出が遅れたことに対し、今後このようなことがないよう注意していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、「楽々園」及び「海悠園」の土地・建物の今後の売却計画について質したのに対し、執行部から、土地の権利や用地形状等の理由により両施設とも今後の売却はないとの答弁がありました。

また他の委員から、海悠園のある大入島島内に社会福祉法人が新たにデイサービスセンターを建設する計画があると以前に説明を受けていたが、今後のデイサービスセンターの建設計画について質したのに対し、執行部から、社会福祉法人と協議した中で、現状としては新たなデイサービスセンター建設に消極的で計画は進んでいないとの答弁がありました。

さらに委員から、公募要項の資格で佐伯市から指名停止措置を受けていない法人であることと記載されているが、これは県の指名停止を受けた場合でも適用されることがあるのかと質したのに対し、執行部から、県に照会するなど今後協議していきたいとの答弁がありました。なお、執行部から公募の際の説明会では、海悠園を取り巻く状況については詳細な説明を行うとの説明がなされました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論に入り、一委員から大入島島内に新たなデイサービス施設建設の可能性が全くなくなったわけではなく、昨年との状況とあまり変わっていないため、指定期間5年間として公募することには問題があるとし反対意見が出され、挙手による採決の結果、挙手多数により、議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） ただいまの教育民生常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第7 討論、採決

議長（児玉忠義） 日程第7、討論、採決を行います。

議案第83号、佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。追加議案、第83号について反対の立場から意見を述べたいと思います。前回、1年の期間で指定管理をするということにつきまして、なぜそうなったかということですね。それは、結局は、まあ長陽会が、現在指定管理を受けている長陽会が、別の所に施設を造るということ、明らかにしたわけですね。設計図を書いて、もう既にその段階に入っていると。執行部の方は、それじゃあ困るということで、1年間の限定期間で、指定管理を出したということですね。ところが、一時それはもうしませんと言っていたのに、また今回の件につきまして2月に課長が理事長に会ったところ、設計図はやはりできていると。そして同時に、そこの土地を探してるんだけど、まだ見つからない段階。で、20年度の予算については、予算を上げているということですね。ということは、い

つ造るか分からないという状況になっているわけですね。一番問題なのは、5年の指定管理をもし出したときにですね、公募にしても別のところに、非常に狭い地域ですから、その別のところに業者が、競争相手となる業者が進出し、そして、以前どのようなことがあったかと言いますと、前、指定管理をやめた時に、そこにいた人たちを皆連れて出たというようなことがあってるわけですね。ということは、また同じことが起きるんじゃないかという不安がやはり、公募する際には出てくると思います。ということは、何にもないじゃ、公募だからいいんじゃないかって、公募であってもそのことがあり得るという状況において、5年という期間でやるとしたら、やはりそこで公募することにためらうことが出てくる。ということは不公平ということになりますね。本当の公募ではないということになります。したがって、やはりここを本当に市が5年間でやろうとすれば、5年間の指定管理をしようとするれば、やはりそのところはきちんと、もうそこではしないというようなことを、やはり確約として取っておく。覚書として取っておくというようなことが必要だろうと思います。確かに業者の指定というのは、県は誰がやってもいいってことは間違いありません。しかし、大入島という非常に特殊な地域ですね。ここは、もう人が限られているわけですね。そして、他の所に出て行く人もいない。だから、非常に限られた地域で、やるわけですから、半分がもしいなくなれば、あるいはほとんど連れて出ることになれば、もうそこでは指定管理を受けたはいいけども、もう営業を行うことはできないという状態になるということが懸念されます。したがって、今の段階で、やはり1年で、回していこう、1年ごとにチェックしていこうとした、市の姿勢、それはそれなりに良かったと思います。ただそれは、やはり状況は、いまだ現在やはり変わってない。市議会のチェックを1年ごとに受けながらやっていくというのが、私はいいことだろうと思います。そして、市と県とはこれ全く違ったわけじゃないわけですね。定数の問題というのは、佐伯市の委託した事業についての定数ですね。県とは全く無関係ですっていうわけにはいきません。やはり、このような中で、今あえて踏み切ろうとすることに対して、ちょっと異議を述べておきたいと思います。それで、反対といたします。

議長（児玉忠義） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果

議 案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 83 号	佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正について	教育民生	原案可決

日程第 8 会議録署名議員の指名

議長（児玉忠義） 日程第 8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、27番、日高嘉己君、42番、戸山盛喜君、以上の 2 名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、平成20年第 1 回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後 3 時11分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成20年 3 月26日

佐伯市議会議長 児 玉 忠 義

署名議員 日 高 嘉 己

署名議員 戸 山 盛 喜